JAPAN
Official Development Assistance

2011年版 政府開発援助(ODA)白書

日本の国際協力

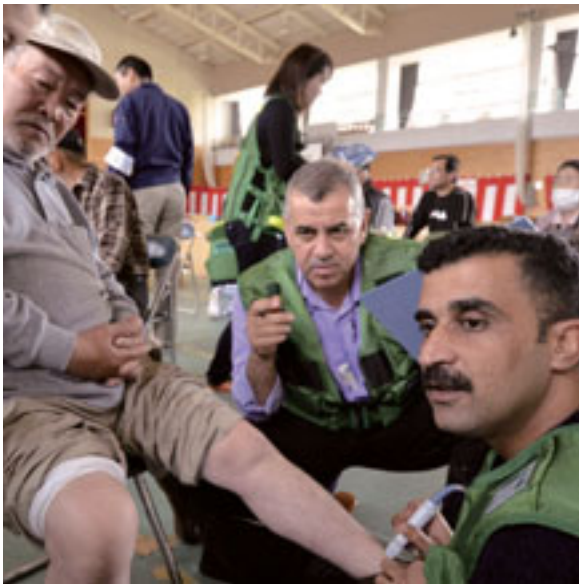

外務省

2011年版政府開発援助（ODA）白書

日本の国際協力

外務省

表紙写真説明

大規模な干ばつに見舞われたケニア東部のガリッサで、被災した住民親子に支援物資を手渡す日本のNGO 難民を助ける会のスタッフ
（写真提供：NPO法人 難民を助ける会）

震災後、福島県南相馬市にて、被災地住民の救護にあたるヨルダンの医療チーム

日本国内で行われた研修「海上犯罪取締り」で、アジア・中東から参加した各国の海上保安機関や沿岸警備隊職員に、巡視船の甲板上で説明する海上保安官
（写真提供：相原理歩/JICA）

本書は、外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda）上でも閲覧可能です。また、政府開発援助（ODA）に関し、日本の実績のみならず、諸外国の援助や国際機関の活動などについても記載している「参考資料集」も、同ホームページで閲覧可能ですので併せてご参照下さい。

なお、本書の本文中に登場する人物の肩書については、すべて当時のものです。

巻 頭 言

私は、外務大臣就任以来、着実な成果を目指す結果重視の「実のある外交」を全力で進めてきました。途上国が抱える貧困削減、持続的成長、環境問題などの様々な問題の解決のために、政府開発援助（ODA）は具体的な成果を上げる上で極めて重要な手段です。

震災後、私は、世界各国の子どもたちから日本を励ますために届けられた沢山の絵を見る機会がありましたが、世界中から寄せられた善意と激励の背景には、日本への大きな信頼と連帯感があるのだと深く感じました。それは、これまで我が国が世界の平和と発展のために地道な努力を積み重ねてきたことで培われたものだと思います。東日本大震災を通じて、世界と日本の強い相互依存を改めて実感しました。グローバル化が進み、相互依存が高まる現代においては、世界全体の利益を実現していかなければ国益の実現もありません。長年にわたり国際協力の現場に身を置いてこられた緒方貞子氏は、その経験から「日本だけが利益を得る『繁栄の孤島』という考え方は通用しない」と述べています。

そして、世界全体の利益、即ち国際益と国益を共に実現する手段としてODAが存在します。このODAの実施にあたっては、人間一人ひとりの能力を開花させることによってこそ、その国と社会を発展させることができるという「人間の安全保障」の基本的考え方を踏まえることが重要です。そして、ミレニアム開発目標の達成をはじめ、防災や平和構築、世界全体のグリーン成長促進などの地球規模の諸課題に率先して取り組み、近年急速に存在感を増している新興国との協力を強化しつつ、日本の総力を結集した国際協力を進めていくべきだと考えます。私は、こうした考えの下、政府、地方自治体、NGO、中小企業を含む民間企業、個人など様々な主体が協力して相乗効果を産み出していく「フルキャスト・ディプロマシー」の推進を提唱しています。

平成24年度外務省ODA当初予算では、無償資金協力予算の増額などにより、今まで14年間で半減していたODA予算を反転させる端緒を開きました。日本人は昔から、「情けは人のためならず」、また、「人を思うは身を思う」という考え方を大切にしています。ODAは「情け」ではなく、国際的な責務でもありますが、国際益の実現に貢献することで、我が国自身の国益も増進されるよう、引き続きODAを戦略的かつ効果的に活用していく考えです。

2012年3月

外務大臣

玄葉光一郎

第Ⅰ部

震災を越えて ― 世界との絆とODA ―

第1章　震災と世界の中の日本 ……2
- ●第1節　被災地に届く世界各国の支援 ……3
- ●第2節　世界からの善意はなぜもたらされたのか ……6

第2章　信頼に応える日本 ……8
- ●第1節　国際公約の誠実な履行 ……8
- ●第2節　国際社会の一員としての責任の具体化 ……11

第3章　復興外交とODA ……16
- ●第1節　被災地復興と防災対策の世界との共有 ……16
- ●第2節　途上国支援を通じた日本経済復興 ……18

第II部

援助への新しい視点

第1章　新たなパートナーシップ……22
- 第1節　新興国の台頭とODA……22
- 第2節　新興国との連携の推進……24
- 第3節　重要性を増す開発の新たな担い手……27

第2章　衡平な開発の実現に向けて……30
- 第1節　人間の安全保障と衡平性という視点……30
- 第2節　保健・教育新政策の展望……33
- 第3節　社会全体にあまねく広がる成長の実現に向けて……36

第3章　新たな援助の方向性……38
- 第1節　プログラム・アプローチの強化……38
- 第2節　マルチ・バイ連携……40
- 第3節　ODA事業の透明性向上と継続的改善……41
- 第4節　インフラ開発を通じた成長の有用性……42
- 第5節　環境・気候変動分野への協力と途上国で活かされる日本の技術……45
- 第6節　紛争、テロ問題の根本的解決に向けたODAの活用……46

第III部

2010年度の政府開発援助実績

第1章　実績から見た日本の政府開発援助……48

第2章　日本の政府開発援助の具体的取組……54

●第1節　政府開発援助大綱の基本方針に関連した取組……55

1. 政府開発援助大綱……55

2. 政府開発援助中期政策……55

3. 国別援助方針……55

4. 分野別開発政策……56

5. 国際協力重点方針……56

6. 事業展開計画……56

●第2節　課題別の取組……57

1. 貧困削減……57

(1) 教育……57

(2) 保健医療・福祉、人口……60

(3) 水と衛生……62

(4) 農業……64

2. 持続的成長……66

(1) 経済社会基盤……66

(2) 情報通信技術（ICT）……67

(3) 貿易・投資、ODA以外の資金との連携……68

(4) 政策立案・制度整備……72

(5) 文化復興・振興……73

3. 地球規模課題への取組……75

(1) 環境・気候変動問題……75

(2) 感染症……80

(3) 食料……84

(4) 資源・エネルギー……86

(5) 防災と災害援助……87

(6) 国境を越える犯罪・テロ……91

4. 平和構築……95
(1) アフガニスタンおよびパキスタン支援……96
(2) イラク……98
(3) パレスチナ……99
(4) スーダン……101
(5) クラスター爆弾を含む不発弾および対人地雷・小型武器等……102
●第3節　地域別の取組……103
1. 東アジア地域……104
2. 南アジア地域……109
3. 中央アジア・コーカサス地域……113
4. サブサハラ・アフリカ地域……115
5. 中東・北アフリカ地域……120
6. 中南米地域……123
7. 大洋州地域……128
8. 欧州地域……132
●第4節　援助実施の原則の運用……135
●第5節　援助政策の立案および実施における取組……137
1. 援助政策の立案および実施体制……137
(1) 一貫性のある援助政策の立案……137
(2) 政府と実施機関の連携……137
(3) 政策協議の強化……137
(4) 現地機能の強化……138
(5) 内外の援助関係者との連携……138
2. 国民参加の拡大……145
(1) 国民の理解と支持の促進の重要性……145
(2) 国民各層の途上国支援の直接参加……145
(3) ODAの現場体験……146
(4) 議論や対話の促進……146
(5) 人材育成と開発研究……146
(6) 開発教育……147
(7) 情報の公開と広報……147
(8) 国際社会に対する情報発信の強化……148
3. 戦略的・効果的な援助の実施のために必要な事項……150
(1) 評価の充実……150
(2) 適正な手続きの確保……151
(3) 不正、腐敗の防止……151
(4) 援助関係者の安全確保……152

第Ⅳ部

資料編

第1章　日本の政府開発援助予算……154
- ●第1節　2011年度政府開発援助予算（当初予算）……154
  - 図表Ⅳ-1　政府開発援助予算……154
  - 図表Ⅳ-2　政府開発援助予算の推移・他の主要経費の推移……154
  - 図表Ⅳ-3　一般会計予算の内訳……155
  - 図表Ⅳ-4　政府開発援助一般会計予算（政府全体）……155
  - 図表Ⅳ-5　政府開発援助事業予算の内訳……156
  - 図表Ⅳ-6　政府開発援助事業予算の区分ごとの内訳（政府全体）……156
  - 図表Ⅳ-7　政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目……157
- ●第2節　各省庁の事業予算（当初予算）と事業概要……158
  - 図表Ⅳ-8　省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）……158
  - 図表Ⅳ-9　省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）……158
  - 図表Ⅳ-10　各省庁の事業予算（2011年度事業予算）と事業概要……159

第2章　日本の政府開発援助実績……167
- ●第1節　開発途上国への資金の流れ……167
  - 図表Ⅳ-11　日本から開発途上国への資金の流れ……167
- ●第2節　二国間政府開発援助の所得グループ別実績……168
  - 図表Ⅳ-12　二国間政府開発援助の所得グループ別実績（DAC分類）……168
  - 図表Ⅳ-13　二国間政府開発援助と後発開発途上国（LDCs）向け援助額および贈与額の比較……169
- ●第3節　国別実績……170
  - 図表Ⅳ-14　二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳……170
  - 図表Ⅳ-15　二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国……175
  - 図表Ⅳ-16　日本が最大の援助供与国となっている国一覧……177
  - 図表Ⅳ-17　日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域一覧（2010年実績まで）……178
- ●第4節　分野別実績……179
  - 図表Ⅳ-18　二国間政府開発援助分野別配分……179
- ●第5節　緊急援助実績……180

図表Ⅳ-19　緊急無償案件（2010年度）……180
図表Ⅳ-20　国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与案件（2010年度）……180
図表Ⅳ-21　国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与実績（2010年度）……181

第3章　二国間援助案件リスト……182
●第1節　二国間贈与……182
図表Ⅳ-22　無償資金協力案件一覧……182
●第2節　二国間借款……187
図表Ⅳ-23　有償資金協力案件一覧……187

第4章　国際機関を通じた政府開発援助実績……189
図表Ⅳ-24　国際機関を通じた政府開発援助実績の推移……189
図表Ⅳ-25　主要国際機関に対する拠出・出資実績（上位5か国）……190

第5章　政府開発援助に関する主な資料……193
●第1節　日本の政府開発援助をめぐる動き（2010年10月～2011年12月）……193
●第2節　政府開発援助に関する政策……196
1. 政府開発援助大綱（2003年8月閣議決定）……196
2. 政府開発援助に関する中期政策……202
3. 現行の分野別開発政策一覧……215
●第3節　重債務貧困国（HIPCs）一覧……216

（参考）諸外国の政府開発援助……217
●第1節　DAC諸国の政府開発援助実績……217
図表Ⅳ-26　DAC諸国の政府開発援助実績（2010年）……217
図表Ⅳ-27　DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（2009年）……218
図表Ⅳ-28　地域別実績における主要DAC援助国（2009年）……219
図表Ⅳ-29　DAC諸国の贈与比率……220
図表Ⅳ-30　DAC諸国の贈与額……220
図表Ⅳ-31　DAC諸国のグラント・エレメント……221
図表Ⅳ-32　DAC諸国の二国間政府開発援助のタイイング・ステイタス……221
図表Ⅳ-33　主要DAC加盟国の政府開発援助の比較……222
図表Ⅳ-34　主要DAC加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分（2009年）……222
図表Ⅳ-35　主要DAC加盟国の政府開発援助総額に占める国際機関を通じた援助額の割合……223
●第2節　DAC諸国の開発途上国への資金の流れ……224
図表Ⅳ-36　DAC諸国の開発途上国への資金の流れ（2009年）……224
図表Ⅳ-37　DAC諸国のNGOによる援助実績……225
●第3節　DAC援助受取国・地域リスト……226
図表Ⅳ-38　DAC援助受取国・地域リスト（2010年）……226
●第4節　非DAC諸国・地域の政府開発援助実績……227
図表Ⅳ-39　非DAC諸国・地域の政府開発援助実績……227

図表

第Ⅱ部

図表Ⅱ-1　主要非DACメンバー国の援助実績（推定値を含む）……23

第Ⅲ部

図表Ⅲ-1　2010年の日本の政府開発援助実績……49
図表Ⅲ-2　日本の二国間政府開発援助の地域別配分の推移……50
図表Ⅲ-3　主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移……51
図表Ⅲ-4　DAC諸国における政府開発援助実績の国民1人当たりの負担額……52
図表Ⅲ-5　DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比……52
図表Ⅲ-6　日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比の推移……53
図表Ⅲ-7　二国間政府開発援助の地域別実績……103
図表Ⅲ-8　東アジア地域における日本の援助実績……108
図表Ⅲ-9　南アジア地域における日本の援助実績……111
図表Ⅲ-10　中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績……114
図表Ⅲ-11　サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績……118
図表Ⅲ-12　中東・北アフリカ地域における日本の援助実績……122
図表Ⅲ-13　中南米地域における日本の援助実績……126
図表Ⅲ-14　大洋州地域における日本の援助実績……130
図表Ⅲ-15　欧州地域における日本の援助実績……134

扉写真提供

第Ⅰ部　（左）山本奮／カンボジア　（右）増田学／ウガンダ
第Ⅱ部　（左）廣部えりな／セネガル　（右）村岡貞夫／グアテマラ
第Ⅲ部　（左）森昭子／ガーナ　（右）槇綾香／パラグアイ

※各扉の絵はグローバルフェスタで展示された世界各国の子どもたちによる東日本大震災の被災地への励ましの絵
（第Ⅰ部：パキスタン、第Ⅱ部：ニカラグア、第Ⅲ部：セルビア）

Column

1 エクアドル生まれの“あんばん”完成！
～社会的弱者のための職業訓練強化～ P35

2 障がいを持つ人と共生できる世の中に
～ボリビアの特別支援教育～ P37

3 「24時間、365日、いつでも連絡下さい」
～カンボジアの投資環境整備支援～ P44

4 地域の特性を活かしたビジネスを通じて地域の活性化を！
～アフリカでの「一村一品運動」普及～ P71

5 みんなで力を合わせ、問題解決を！
～マラウイのコミュニティ・フォレストリー～ P79

6 東日本大震災を教訓に取り組む
～大洋州地域コミュニティ防災能力強化プロジェクト～ P90

7 草の根レベルの相互理解を
～パレスチナのオリーブ農家支援～ P100

8 行動を通して「仕事としての農業」の実践に取り組む
～ブータンの農業分野支援～ P112

9 きれいな病院プログラム
～タンザニアで5Sに取り組む～ P119

10 友達になり目標の共有を！
～アンティグア・バーブーダへの漁業支援～ P127

11 豊かに暮らすツバルの人とともに
～日本のツバルへの調査支援～ P131

12 「心の復興」がかなう支援を
～（特活）JEN木山啓子理事・事務局長インタビュー～ P139

13 “分かち合う”支援を
～藤原紀香さんへのインタビュー～ P149

早わかりODA どうして今ODAなの？ P14

Keyword 1 南南協力と三角協力 P26

Keyword 2 民間資金との連携 P28

日本の政府開発援助（ODA）

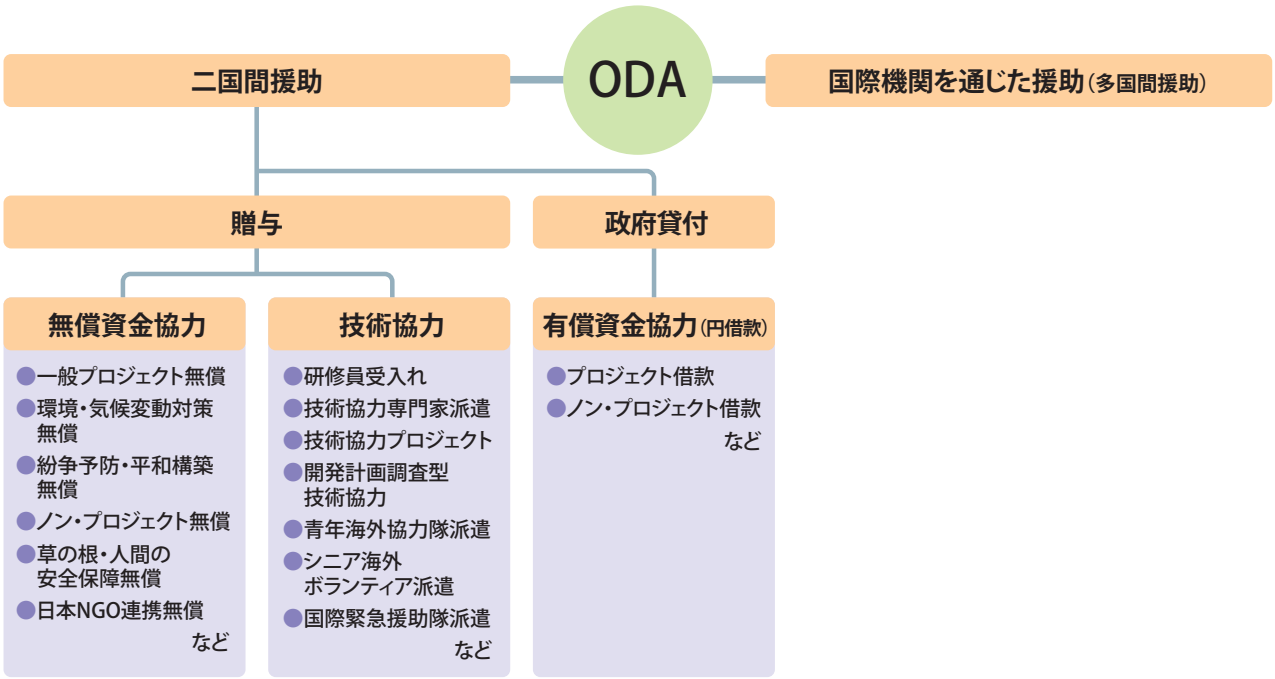

政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）とは、OECD（経済協力開発機構）のDAC（開発援助委員会）が作成する援助受取国・地域のリストに掲載された開発途上国・地域に対し、主に経済開発や福祉の向上に寄与することを目的として公的機関によって供与される贈与および条件の緩やかな貸付のことです。

ODAには、開発途上国を直接支援する二国間援助と、国際機関を通じて支援する多国間援助があります。二国間援助は、「贈与」と「政府貸付」に分けることができます。贈与は開発途上国に対して無償で提供される協力のことで、「無償資金協力」と「技術協力」があります。一方、「政府貸付」は、将来、開発途上国が返済することを前提としており、「有償資金協力（円借款）」があります。多国間援助には、国連児童基金（UNICEF）や国連開発計画（UNDP）への拠出や世界銀行などへの拠出・出資などがあります。

第Ⅰ部

震災を越えて

― 世界との絆とODA ―

第1章 震災と世界の中の日本 ……2
- 第1節　被災地に届く世界各国の支援……3
- 第2節　世界からの善意はなぜもたらされたのか……6

第2章 信頼に応える日本 ……8
- 第1節　国際公約の誠実な履行……8
- 第2節　国際社会の一員としての責任の具体化……11

第3章 復興外交とODA ……16
- 第1節　被災地復興と防災対策の世界との共有……16
- 第2節　途上国支援を通じた日本経済復興……18

第1章 震災と世界の中の日本

2011年3月15日、岩手県大船渡市で捜索にあたる英国のレスキュー隊

2011年3月11日、日本は未曾有（みぞう）の地震・津波の被害に見舞われました。国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波は、東北地方と関東地方太平洋沿岸部に、海辺の風景を一変させるような壊滅的な被害をもたらしました。この東日本大震災による死者・行方不明者は約2万人、建物の全壊・半壊は合わせて35万戸以上（2011年12月13日時点）にものぼります。また、東京電力福島第一原子力発電所は、地震と津波の被害により、深刻な原子力事故を引き起こし、多数の周辺住民が長期の避難を強いられる事態に至っています。こうした甚大な被害を受けた被災地、そして日本に対し、世界各国・地域からは数え切れないほどの支援と励ましのメッセージや多くの義援金、物資などの寄付が寄せられました。この背景には、これまでの様々な国際協力を通じて培われてきた日本への信頼と感謝の気持ちが存在すると考えられます。国際社会によって示された日本への信頼と連帯に応え、世界の中にある日本が、世界との絆に応えるためにも、震災を乗り越えて、これからも引き続き政府開発援助（ODA）[注1]をはじめとする国際貢献に積極的に取り組んでいくことが日本には強く求められています。

注1： 政府開発援助 ODA：Official Development Assistance

第1節 被災地に届く世界各国の支援

震災直後から、被災地には海外の多数の国から多くの支援の手が差し伸べられました。震災後の2か月間に被災地を訪れた海外からの緊急援助隊や医療支援チームは23の国と地域に及びます。来日した各国のチームは日本の警察や消防、自衛隊などと協力し、救助・捜索、医療、がれき撤去などの活動を行ったほか、言語の壁を越えて地元の人たちと交流を図り、大きな勇気と励ましを与えました。

国連総会にて、国際社会からの支援への感謝と日本の復興への決意を表明する野田佳彦内閣総理大臣
（写真提供：内閣広報室）

中でも米国による迅速で大規模な支援は、両国間の強固な絆と信頼を示すものでした。地震当日の深夜、オバマ大統領は菅総理大臣に対し、あらゆる可能な支援を行う用意がある旨を伝え、米軍は直ちに被災地支援作戦を開始し、行方不明者の捜索、救援物資の輸送、給電車・給水車の提供などの人道支援活動を幅広く展開しました。これは「トモダチ作戦」と名付けられ、最大で人員約2万5,000人、艦船24隻、航空機189機が投入されました。米国の献身的な支援は、日本国民の心に深く届いています。

日本の被災者に対する支援、連帯と激励の声は世界各地から様々な形で届けられました。韓国は、地震の翌日に救助犬チーム、さらにその2日後に追加支援を含め107名の救助隊を仙台市などに派遣しました。5月の日中韓サミット出席のため来日した温家宝（おんかほう）中国国務院総理と李明博（イミョンバク）韓国大統領は、会議前日に宮城県の被災地を訪れ献花した後、菅総理大臣と共に福島県内の避難所を訪問し、被災者を見舞いました。タイの発電公社からは電力供給能力不足に陥った東京電力に対し、発電機2基が周辺設備も含めて、無償で貸し出されました。地理的に遠く離れた中南米諸国からも、毛布や保存食料等の物資が多数送られました。また、欧州を含む世界各地で被災者支援のための集会やチャリティーイベントが開催され、義援金が集められました。

石巻市で炊き出しを行うASEAN各国のボランティアたち

日本の復興には、先進国のみならず、多くの途上国からも温かい支援が送られま

米国の「トモダチ作戦」により被災地に物資輸送に向かう米軍ヘリコプター（写真提供：U.S. Navy Photo）

学生たちが被災者へのお見舞いと連帯の気持ちを表明する集会を開いた（パキスタン）

した。西アフリカのシエラレオネで学校の給食支援を行っている日本の援助団体には、現地の学校の生徒たちが集めた500ドルの義援金が届けられました。一日一食も満足に食べることが難しい中で、自分たちの食料である野菜やマンゴーを売って得たお金を持ち寄ってくれたものでした。世界各地の日本大使館や総領事館には、多くの市民から、生活のために必要な収入の中から工面した寄付が、被災した日本の人たちを助けたいとのメッセージと共に数多く寄せられました。

送られてきた支援のメッセージの中には、自分たちが被災したときに日本から受けた援助、自国の開発を支えてきてくれた日本に対する感謝に触れるものが多くあります。救助隊の派遣や毛布等の物資を提供したトルコのチチェッキ副首相は、「友好国日本の苦しみを共有し、日本が短期間にその傷を癒すであろうと確信している。そのためにあらゆる貢献を行う用意がある。日本と日本国民が1999年のトルコ地震に際して支援の手を差し伸べてくれたことを忘れていない。」と述べました。

また、神奈川県のアジア、アフリカ、中東の様々な国出身の在日イスラム教徒のグループは、食材や支援物資を調達し、輸送手段を確保して、気仙沼市、陸前高田市、大船渡市、南三陸町などの孤立した小さな避難所を中心にまわり、日本人ボランティアとも協力して数千人分のカレーの炊き出しを8回にわたって行いました。活動を行うに至った思いを、こう語っています。「2004年12月26日、スマトラ沖大地震が起きました。巨大な津波が私たちの母国の一つであるスリランカを襲い、5万人以上の人たちの命を奪いました。あのとき、一番に私たちを助けに来てくれたのは日本の人たちでした。パキスタンやインドネシアで災害が起きたときもそうでした。私たちの国で、学校や病院を建てたり、港や橋を造ってくれたのも日本の人たちでした。今回このような大災害に見舞われた日本の方々の悲痛な姿を目にして、私たちは『自分たちに何ができるだろうか』話し合いました。それは『避難所で寒い思いをしている方々に暖かい食べ物を届けること』でした。日本の人たちはみんな、私たちのきょうだいです。『今度は私たちが日本の人たちに恩返しをしたい』『どうにかして被災された方々に何かしてあげたい』その気持ちが私たちを動かしました。」

宮城県石巻市にて、NGOピースボートと共に復旧支援を行うスリランカ救援チーム。被災住民にスリランカ紅茶をプレゼント

ハノイ国家大学日本学科の学生が励ましの寄せ書きをした（ベトナム）

宮城県三陸町にて、被災地住民の救護に当たるイスラエルの医療チーム

諸外国・地域・国際機関からの援助チーム・専門家チーム等活動場所（2011年9月時点）

IAEA：国際原子力機関　FAO：国連食糧農業機関　WFP：国連世界食糧計画　UNDAC：国連災害評価調整　UNOCHA：国連人道問題調整部

第2節 世界からの善意はなぜもたらされたのか

東日本大震災に際して、日本にはこれまで163の国・地域から支援の申し入れがありましたが、その中には多くの開発途上国も含まれています。日本はこれまでODAを通じて、途上国の経済成長や貧困削減に大きく貢献するとともに、食料や気候変動問題をはじめとする地球規模の諸課題の解決にも積極的に取り組んできました。また、技術協力や海外ボランティア等の草の根レベルの交流を通じて、各国との友好関係を構築してきました。今回の震災に際して寄せられた支援や励ましの背景には、各国との長年にわたる様々なレベルの交流や、国際協力の積み重ねによって培われた日本への信頼と感謝の気持ちがあると考えられます。

日比谷公園に展示された、世界各国の子どもたちによる励ましの絵や被災地の小学生が描いた絵を、藤原紀香さんと一緒に見る玄葉光一郎外務大臣

日本は、1954年にODAを開始して以来、約190の国・地域に対しておよそ3,000億ドルにのぼるODAを供与してきました。特に、人づくりが国づくりの基本であるとの信念から、途上国の開発を担う人材育成を積極的に支援し、専門家をおよそ10万人、青年海外協力隊を3万人以上派遣し、研修員を40万人以上受け入れてきました。

援助の実施に当たっては、多くの日本の関係者が途上国の現場に赴いて、現地の人々と共に知恵を絞り、苦労を分かち合いながら共同で事業を行います。その過程で、日本のすぐれた技術や知識・経験が途上国の人々に移転されるとともに、人と人との交流を通じて、相手国国民との友情と相互理解が深まります。人づくりを基盤においた日本の支援は、世界中に友人を増やし、草の根レベルの信頼関係に基づいた強固な友好関係を築く上で大きく役立っています。

たとえば、大相撲に代表されるように日本との交流の盛んなモンゴルには、1990年代の市場経済体制移行により深刻な危機に陥った時期がありました。日本はモンゴルの持続的な経済成長を通じた貧困削減への自助努力を支援するため、市場経済を担

カヤオ市にて行われた追悼集会、カヤオ市では東北地方太平洋沖地震の津波が到達し、一部被害もあった（ペルー）

日本を励ます集会で、日の丸をイメージして紅白の服装で市民が集まった（セルビア）

う制度整備・人材育成の支援や地方開発支援などを行い、人づくり等を通じて現地の人々と信頼関係を築いてきました。今回の震災に際して、モンゴル政府は地震発生翌日に臨時閣議を開催して緊急援助隊の派遣、支援物資の送付および義援金100万ドルの寄付を決定したほか、政府からの呼びかけに応え同国の国家公務員全員が月給の1日分を義援金として寄付することを決定しました。こうした支援の背景には、経済面や文化面での交流と共に、ODAを通じて常日頃培ってきた日本とモンゴルの間の信頼関係があると考えられます。

モルディブに対しては、小島嶼(しょうとうしょ)国である同国の特殊性に配慮し、日本のODAにより首都マレ島の全周約6kmの護岸工事を行いました。この護岸堤がスマトラ沖大地震のときには3mの津波から島と住民を守りました。東日本大震災発生後に、貴重な外貨収入源であるツナ缶60万食を日本の被災地に無償で提供することを決定したモルディブからは、過去40年にわたる日本からの様々な支援に対する心からの感謝の気持ちが伝えられています。

ASEAN(アセアン)各国からも、日本に対して様々な支援物資が寄せられました。4月9日にインドネシアで開催された日・ASEAN特別外相会議では、ASEAN各国の代表から、今回の大震災に対するASEANからの支援は、日本のこれまでの支援がASEAN各国の発展に大きく寄与したことに対する恩返しの気持ちであるとの表明がありました。

加えて、日本は海外で大規模な災害が発生した際には、国際緊急援助隊の派遣、緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力を行ってきました。たとえば2004年のスマトラ沖大地震および津波の際には、インドネシアに救助チーム、医療チーム、自衛隊等から構成される国際緊急援助隊を派遣し、テント、スリーピングマット、毛布、発電機等の緊急援助物資、無償資金協力などの様々な支援を行いました。今回の震災に際し、インドネシアからは寄付金に加え、毛布約1万枚や非常食缶詰などの食料が送られました。6月18日には同国のユドヨノ大統領夫妻がお見舞いのため被災地の気仙沼市を訪問し、これまでインドネシアが自然災害に見舞われた際の日本からの支援へ感謝を述べています。

半世紀以上にわたり、日本が途上国の開発に積極的に貢献してきた背景には、地球規模の諸課題の解決に取り組むことが主要国としての責務であると同時に、国際社会の平和と安定が日本の国益の実現にとっても不可欠であるとの認識があります。今回の震災において国際社会から提供された支援は、日本がまさに相互依存関係の中で自らの安定と繁栄を確保しており、諸外国との強固な友好関係の構築と国際社会における積極的な貢献が日本自身の利益に結び付くことを示しています。

被災地を励ますために描いたウズベキスタンの子どもの絵

子どもたちが被災者へのメッセージを折り鶴に記した(ロシア)

追悼集会でロウソクに火を灯すコルカタ市民(インド)

第2章 信頼に応える日本

ベトナム「カイメップ・チーバイ国際港開発計画」工事の進ちょく状況を確認する日本人所長とベトナム人技術者（写真提供：佐藤浩治/JICA）

第1節 国際公約の誠実な履行

世界中から日本に対して示された信頼に応えるためにも、日本は、今回の震災を乗り越え、変わらぬ決意を持って国際社会の平和と安定のために積極的な役割を果たしていくこと、国際公約を誠実に実現していくことが必要です。

極度の貧困や飢餓を撲滅し、誰もが人間らしい尊厳を保ちながら生活できる世界を築くことは、国際社会の責務です。その取組を強化するためにまとめられたミレニアム開発目標（MDGs）は、具体的な数値目標と達成期限を定め、首脳レベルで達成を公約した初めての国際社会全体の開発目標です。（MDGsについては10ページ図版参照）2015年のMDGs達成期限に向け、国際社会は一層の努力を求められており、日本も積極的に貢献します。2010年9月のMDGs国連首脳会合で、菅総理大臣は「菅コミットメント」として、2011年からの5年間で保健分野において50億ドル、教育分野で35億ドルの支援を表明しました。さらに、2011年6月2、3日に東京でMDGsフォローアップ会合を開催し、MDGs達成に向けた真に効果的なアプローチについて、新興国や市民社会、民間セクターを含む多様な関係者と熱のこもった議論を行いました。同会合で菅総理大臣は、「菅コミットメント」をはじめとする既存の国際公約を誠実に実現していくことを表明しました。

MDGsの進み具合の遅れが指摘されるアフリカ

地域に対しても日本は積極的に取り組んでいます。2008年に開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD（ティカッド）IV）において、日本はアフリカ向けODAについて、2003年から2007年の供与額平均値の約9億ドルを2012年までに倍増し、年間18億ドルとすることを公約しました。日本の対アフリカODAは2008年には17.5億ドル、2009年には16.8億ドルでしたが、2010年に20.5億ドルに達し、金額の上では2010年、この公約を達成したことになります。5月にセネガルで開催された第3回TICAD閣僚級フォローアップ会合でも、松本外務大臣より、大震災を乗り越えて、TICAD IVの包括的な公約を引き続き誠実に実現するという決意を表明し、アフリカ諸国から高い評価を得ました。（TICADについては116ページ図版参照）

アフガニスタンおよびパキスタンの安定はテロ対策の鍵であり、両国および周辺地域だけでなく国際社会の平和と安定にとってきわめて重要な課題です。2009年11月、日本は、アフガニスタンを再びテロの温床としないため、2009年からおおむね5年間で最大約50億ドル程度までの規模の支援を決定し、①治安維持能力の向上、②元兵士の社会への再統合、③開発の3つの分野を柱として、これまで約17.8億ドルの支援を実施しました。[注2]震災後にアフガニスタン政府および国民から示された支援と連帯[注3]は、国際社会のみならず現地でも日本の支援が高く評価され、信頼を培ってきたことを表しています。

パキスタンについては、2009年11月に、同年4月のパキスタン支援国会合で約束した2年間で最大10億ドルの支援を迅速に実施する旨を表明し、エネルギー、インフラ等の分野をはじめ、2010年の洪水被害への支援も含めて、既に10億ドルを超える支援を実施しました。（アフガニスタン、パキスタンについては96、97ページ参照）

日本企業が多数活動するASEAN域内の貿易・投資環境の整備や連結性の強化は、日本経済を後押しする上でも重要です。また、2009年11月、日本は、初の日本・メコン地域諸国首脳会議を東京にて開催し、①総合的なメコン地域の発展、②環境・気候変動および脆弱性克服への対応、③協力・交流の拡大の3本柱での取組を強化することを表明しました。この取組を進めるために、以降3年間で合計5,000億円以上のODAを実施することを表明しており、着実に実施していきます。

アフガニスタンで医者の診断を受ける少女（写真提供：サイッド ジャン サバウーン/JICA）

注2： 2009年1月～2011年12月の支援実績。2001年1月以降の支援総額は約32.5億ドル
注3： 東日本大震災に対するアフガニスタンからの支援・お見舞い
・アフガニスタン政府、カンダハール市、カブール市は合計約125万ドルの義援金提供を表明。また、5月20日、ファティミ駐日本アフガニスタン大使は、茨城県つくば市に避難中の被災者を表敬訪問し、生活用品を寄贈した
・3月13日、カルザイ大統領をはじめ政府要人は、在アフガニスタン日本大使館を訪問して弔意表明の記帳を行い、日本からの支援への謝意を改めて述べた
・バーミヤンやゴール県チャグチャラン市等の地方でも住民が集会を開き、被災者へのお見舞いと日本との連帯を示した。UN-HABITAT（国連人間居住計画）事務所にも日本へのお見舞いと弔意を伝えてほしいとの多くの要望が寄せられた

MDGs ミレニアム開発目標　Millennium Development Goals

極度の貧困と飢餓の撲滅
- 1日1ドル未満で生活する人口の割合を半減させる
- 飢餓に苦しむ人口の割合を半減させる

初等教育の完全普及の達成
- すべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする

ジェンダー平等推進と女性の地位向上
- すべての教育レベルにおける男女格差を解消する

乳幼児死亡率の削減
- 5歳未満児の死亡率を3分の1に削減する

妊産婦の健康の改善
- 妊産婦の死亡率を4分の1に削減する

HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病のまん延の防止
- HIV/エイズのまん延を阻止し、その後減少させる

環境の持続可能性の確保
- 安全な飲料水と衛生施設を利用できない人口の割合を半減させる

開発のためのグローバルなパートナーシップの推進
- 民間部門と協力し、情報・通信分野の新技術による利益が得られるようにする

2015年までに国際社会が開発分野において達成すべき共通の目標。2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言をもとに、1990年代の主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられた。8つのゴールの下に、より具体的な21のターゲットと60の指標が設定されている。これらの目標は1990年を基準年とし、2015年が達成期限。

改善された点
- 世界全体では絶対的貧困の半減に一定のめど
- 非就学児童の総数は減少
- 就学率の男女平等は達成されつつある
- 幼児の死者数が減少
- HIV/エイズのまん延はほとんどの地域で一段落
- 安全な飲み水提供における都市・農村間の格差が減少

積み残された課題
- 食料・金融危機の影響で飢餓は2009年に急拡大
- 開発途上国の5歳未満児の1/4が体重不足
- 2015年までの初等教育の完全普及の達成は望み薄
- 毎年数十万人の女性が妊娠・出産の過程で死亡
- 途上国の人口の半数（26億人）が適切な衛生施設へのアクセスなし

国際社会のさらなる努力が必要です

※ MDGsの8つのロゴは「（特活）ほっとけない 世界のまずしさ」が作成したもの

ボリビアで母に寄り添う子どもたち（写真提供：久野真一/JICA）

シリアの村落地域の女子小学生たち（写真提供：高橋克彰）

第2節 国際社会の一員としての責任の具体化

現在の国際社会が直面する差し迫った重要課題に対しても、日本は積極的な貢献を行うことが求められています。具体的には、中東・北アフリカ地域の安定的な体制移行および国内諸改革に向けた自助努力支援、国際機関とも連携した紛争・災害時の緊急・人道支援、開発途上国の脆弱性に配慮した平和構築プロセスに対する継ぎ目のない支援など、国際社会への積極的貢献を今後も引き続き実施していきます。

チュニジアにおける政変後初となる制憲国民議会選挙で、選挙監視を行う浜田和幸外務大臣政務官

日本のエネルギー安全保障にとって中東・北アフリカ地域はきわめて重要な位置を占めています。同地域は、従来から中東和平やイランの核問題、貧困・テロ対策等の諸課題を抱えていますが、2010年12月以降、チュニジアを発端に域内各国・地域で市民による大規模なデモが発生しました。特に、エジプトやチュニジアにおいては、大規模デモの結果、長期政権が打倒され、民主的な政治プロセスの糸口をひらくなど、中東・北アフリカ地域はまさに歴史的な変革期を迎えています。しかし、これら中東・北アフリカ諸国における改革と体制移行の動きはまだ始まったばかりです。今後も若年層を中心とする民衆の性急な要求を受け、「政治体制の民主化」のみならず、多くの経済・社会的課題（高い失業率、食料価格の上昇、貧富の格差拡大等）を克服する必要があり、域内各国にとっては、これからが正念場であるといえます。そうした地域の平和と安定を確保し、人間の安全保障（32ページ図版参照）を実現する上でも、国内諸改革や体制移行を安定的に実現させることはきわめて重要であり、そのために国際社会による一層の支援が必要とされています。こうした観点から、2011年5月に開催されたG8ドーヴィル・サミット（フランス）において、各国首脳は、同地域で起こっている変革の動きを「アラブの春」と名付けた上で、これを世界における最優先課題の一つとして扱い、改めて支援の必要性を確認しました。なお、同サミットにおいては、菅総理大臣より、日本としても、改革の動きに対して、国際社会と連携して対応していくつもりであり、また、アジアの成長と安定に貢献してきた経験などを踏まえつつ、官民の連携も活用し、①公正な政治・行政運営、②人づくり、③雇用創出・産業育成の3本柱および④貿易・投資促進を含む経済外交、⑤交流・対話を中心として、この地域の安定的な体制移行および国内諸改革に向けた各国の自助努力を積極的に支援していく方針である旨を表明しました。国際社会の主要な一員として、日本はこのような国際社会に対する約束を今後も確実に実施し、上述の支援内容を早急に具体化させて

ニュージーランドで捜索活動を行う日本の国際緊急援助隊救助チーム
（写真提供：JICA）

いくことが求められています。

緊急・人道支援については、外交政策の柱の一つである「人間の安全保障」（人間の生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、人々の豊かな可能性を実現するために、人間中心の視点を重視する取組を統合し強化しようとする考え方）を確保するための取組の一つとして、これまでも積極的に実施してきています。特に自然災害に際しては、被災者のニーズに応じた人道支援を迅速かつ効果的に実施することが最も重要です。そのため、人命救助のための国際緊急援助隊の派遣や緊急援助物資の供与、さらには国際機関を通じた支援を組み合わせて効果的な緊急援助を機動的に実施します。

日本が南スーダンで技術協力プロジェクトとして実施している、都市水道公社水道事業管理能力プロジェクトの現場を視察する山根隆治外務副大臣

たとえば、2011年2月にニュージーランドのクライストチャーチで発生した地震は、甚大な被害をもたらし、日本人を含め多くの人々が犠牲となりました。日本も地震発生直後に国際緊急援助隊救助チームを派遣するなど、懸命の捜索・救助を行いました。また、ハイチ地震やパキスタン洪水の際の国際緊急援助隊医療チームや自衛隊部隊の派遣など、これまでの日本の貢献は各国で高く評価されています。

また、アフリカなどの脆弱国における紛争などによって発生した難民や国内避難民、親を失ったり傷を受けた子どもたち、深刻な食糧不足に直面している人々などに対しては、緊急支援のみならず、早期復旧に向けた支援や中長期的な社会の安定と発展に向けた開発支援を切れ目なく進め、再び人道支援を必要とする状況を防ぐよう努力します。

さらに、世界で頻発する災害による被害を軽減するために、国際的な防災協力は重要です。東日本大震災の教訓を国際社会と共有し、防災の取組を一層進展させるため、国際会議やセミナーを開催、防災システム構築・運用のパッケージでの提供など、この分野での国際協力を強化します。

人道支援が一方的に行われるものではなく、相互の助け合いによって行われることを再認識し、日本の持つ能力を活用しながら、これからも積極的に緊急・人道支援に取り組んでいきます。

ハイチ地震災害で被災した後、治療を終え笑顔の戻った少女と日本の救援隊員（写真提供：JICA）

アフリカの角地域での干ばつ被害救援のため、日本はUNHCRを通じて緊急援助物資を供与した。JICAケニア事務所長からUNHCR側にポリタンクが引き渡される（写真提供：JICA）

ODAがきずなを作る!

JAPAN
Official Development Assistance

「内向き志向」を変え、「実(じつ)のある外交」を進めるために

国際社会の仲間のために

世界各地でいまだに多くの人々が飢えや貧しさに苦しんでいます。私たち日本人は困っている仲間に手を差し伸べる「真の友」であり続けます。

たとえば、飢えに苦しむアフリカの人々に、食糧を支援します。

ビジネスチャンスを広げるために

私たち日本人は石油や食べものなどたくさんのものを外国に頼っています。また、日本製品が外国で売れるからこそ給料がもらえます。世界中が日本とビジネスをしてくれるよう各国とよい関係をつくります。

たとえば、日本の企業が途上国に工場を建てるとき、工場で雇われる予定の現地の人に技術を教えます。

東日本大震災のとき、163の国や地域から支援の申し出がありました。

インドからも、緊急援助隊が駆けつけました。インドにとっては初めての海外派遣です。

地球を、日本を守るために

人類全体に脅威をもたらす、地球温暖化、テロ、HIV/エイズ、鳥インフルエンザといった問題は他人事(ひとごと)ではない、私たち自身の問題です。

たとえば、途上国にも風力発電所を作って、CO_2削減に取り組みます。

被災地にも元気を

人類の未来のため、東日本大震災の知恵と経験を世界の人びとにも学んでもらい、被災地の復興ぶりを世界にアピールします。

たとえば、途上国の人々をおおぜい被災地に招いて、防災と復興の知識・経験を学んでもらいます。

(写真提供: 左下:JICA、左上:佐藤浩治/JICA、右上:今村健志朗/JICA)

早わかりODA

どうして今ODAなの？

援助は、開発に伴う様々な困難に直面する途上国を手助けするためのものであり、また、環境や感染症など地球全体の問題を解決するためのものですが、援助を行うのは日本自身のためでもあります。しかし、東日本大震災を経験し、そこからの復興に取り組む中で、私たちにとって政府開発援助（ODA）がなぜ今必要かという議論があります。こうした議論について、世界における日本のODAの現状をまじえ、あなたの疑問にお答えします。

1. 日本は震災もあって、どうして今ODAなのでしょうか、ODAよりも他に国内でやるべきことがあるのではないでしょうか。

東日本大震災に際して、日本は途上国を含め世界163の国・地域から支援の申し入れをいただき、私たちは援助を受ける側の立場に身を置くという経験をしました。そのことで、日本が世界の国々との関係の中で生きていることを改めて実感しました。国際社会の仲間同士困っている者を助けることは、信頼される国であるためにも重要なことです。途上国の抱える貧困や病気、清潔な水といった開発に関する問題や紛争などは、先進国を含めた世界の国々が力を合わせなければ解決できません。

また、感染症や地球温暖化など、他の国や地域の問題だと手をこまねいていると、日本をはじめ世界全体に悪影響を及ぼす問題があります。国際社会の一員として、こうした地球全体の問題解決に努めることが必要です。

加えて、世界各国と持ちつ持たれつの関係にある日本にとって、経済成長の著しい途上国との経済関係を深めながら、途上国のみならず日本の経済成長を後押しするための手段としてもODAは大きな力になります。たとえば、ODAによって港や輸送路などが整えられれば、日本の企業が進出しやすくなったり、日本との貿易が盛んになったりして、日本のビジネスにとっての機会が増します。同時に、目先のことばかりでなく、長い目で考えることも大切です。たとえば、アフリカ諸国への支援が日本の国益に直接結びつくとは限りません。しかし、その地域が安定し、人々が安心して生活を送れるようになれば、日本製品を買えるほど経済力をつけることになるかもしれません。ワクチン配布等により衛生状態を改善することを通じ、子どもたちが健康に育つことで、日本の進出企業にとって貴重な労働力につながることもあるでしょう。途上国の平和や経済発展を支援することは、日本の安全や繁栄を守るのに役立つことになるのです。こう考えていくと、日本と途上国との間を結んでいるODAがどんなに重要かがわかっていただけるのではないでしょうか。

検診の順番を待つ母と子
（写真提供：レイモンド ウィルキンソン/JICA）

カンボジア、プノンペン市で新設された水道の蛇口に集まる子どもたち
（写真提供：今村健志朗/JICA）

2. 日本の途上国に対する援助は世界の中で現在どの程度なのですか。

2010年の日本の政府開発援助（ODA）（支出純額）は約110億ドルです。これは、米、英、ドイツ、フランスに次ぐ第5位。日本は1990年代に世界第1位の援助国（1991-2000年）でしたが、その後、厳しい経済財政状況の中、次第に減ってきています（右のグラフ参照）。

額で世界第5位とはいえ、国の経済規模に応じた貢献の度合いを示す援助額の国民総所得（GNI）比ではDAC（OECD開発援助委員会、主要援助国の集まり）のメンバー23か国中の第20位でしかありません（日本は0.20% 下のグラフ参照）。日本より下位はギリシャ、イタリア、韓国の3か国のみです。国連で決定した先進国の共通目標はGNI比0.7%です。国際社会における日本の経済力や地位からすると、日本からの援助についてはより大きな期待があります。

主要援助国のODA実績比較 （支出純額ベース）

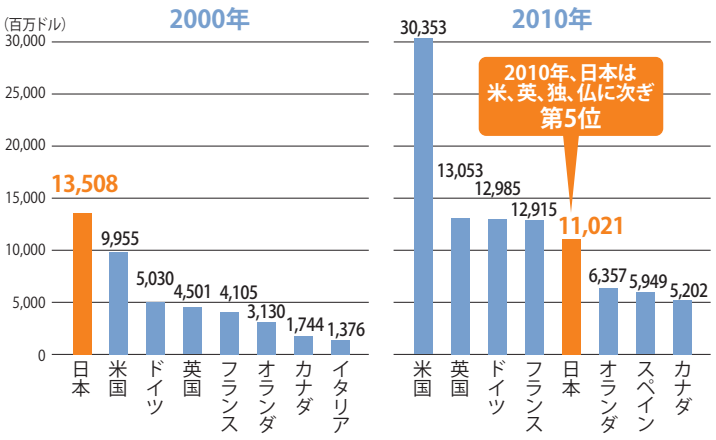

主要援助国ODA実績の対国民総所得（GNI）比 （出典：OECD/DAC online）

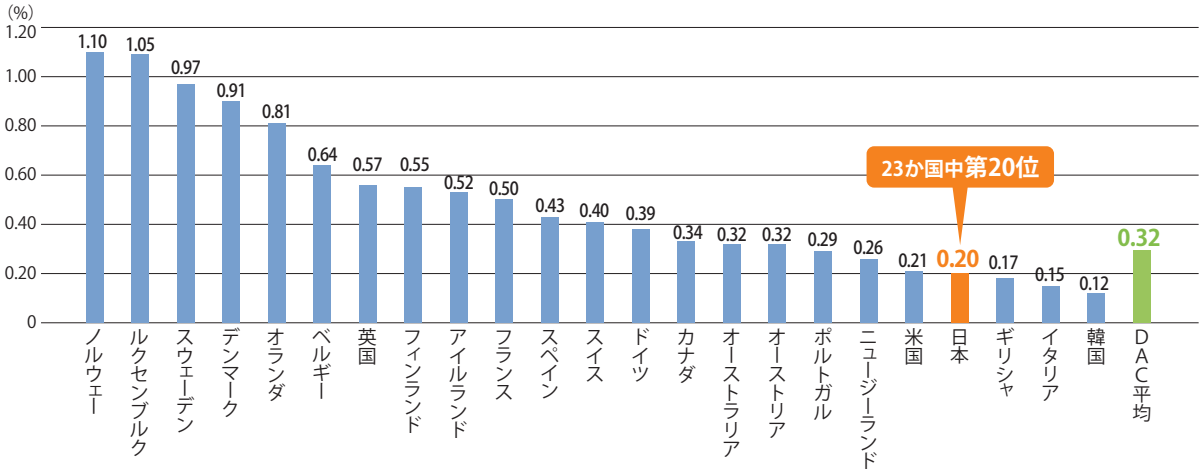

3. 経済状況が厳しいのは日本だけではありません。他の先進国のODAに対する取組はどうなっているのでしょうか。

厳しい経済状況にかかわらず、ODAを増額している国もあります。たとえば、英国は、政府が歳出削減に取り組む中で、2010年のODAは2割も増えています。フランスも厳しい財政状況の中にありますが、ODAは増額傾向です。ドイツも増額していますし、オーストラリアは、2005年から2010年の5年でODAを倍増しました。2010年にDACの正式メンバーとなった韓国は、2009年0.1%の援助額のGNI比を2015年までに0.25%とすることを目標に掲げています。

厳しい経済状況の中でもこれらの国が援助を増やしている背景として、欧米等の多くの国では、途上国、とりわけ貧困問題が深刻な国々に対して国民の関心が高く、ODAについて国民の間に広く強い支持があるということがあります。先進国がODAを減らさないのは、先進国にとって、途上国が平和で安定し、発展していくことが、自らの安定や繁栄につながっているという認識が浸透しているからだと思われます。どの国もODAは国際的な責任であるとともに、外交の重要な手段であるという考え方に立って実施しています。また、最近では、援助はその国のイメージ向上などに役立つといわれることもあります。

第3章 復興外交とODA

「中米広域防災能力向上プロジェクト"BOSAI"」エルサルバドルでコミュニティ防災マップを住民と市職員、青年海外協力隊員が一緒につくる（写真提供：JICA）

第1節 被災地復興と防災対策の世界との共有

これまでどおり、または、これまで以上に国際社会の平和と安定に貢献していくためには、既に表明した国際的な約束を誠実に実施していくことはもとより、今回の震災を経て蓄積された経験や知識に基づく教訓を世界と共有していくことが重要です。また、東北の被災地の復旧復興に当たり、海外の知識や経験や活力を動員することも求められています。こういった施策を進めていくに当たって、ODAは大きな役割を果たすことが期待されます。

2011年6月25日に公表された東日本大震災復興構想会議の提言「復興への提言～悲惨のなかの希望～」は、「我が国は、国際社会との絆を強化し、内向きでない、世界に開かれた復興を目指さなければならない」として、「開かれた復興」を復興の4つの柱の一つに据えています。その上で、「今回の教訓を国際公共財として海外と共有することが必要である。こうして、防災・『減災』の分野で国際社会に積極的に貢献していくことは、我が国が今後果たすべき責務である。復旧・復興過程での教訓を活かして、アジアをはじめとする途上国の人材を育成するなど、人の絆を大切にした国際協力を積極的に推進すべきである。」としています。

この提言も踏まえ、6月27日に発表した平成23年度国際協力重点方針でも示したとおり、外務省は、JICAとも協力し、人の絆を大切にした国際協力を積極的に推進していく方針です。具体的には、7月21日に発表した「ASEAN防災ネットワーク構築構想」に見られるように、今回の震災についての日本の経験と教訓を共有するため、行政経験の共有に加え、地震や津波を始めとする防災対策や緊急援助隊の活動を含む災害対応の知識・経験を伝えるための支援を拡充し、途上国の人材を育成していきます。また、津波防災に係る学術研究の国際的共有・発信の分野でも貢献していく方針です。[注4]

青年海外協力隊事業参加者に対する外務大臣感謝状の授与式で帰国隊員と懇談する加藤敏幸外務大臣政務官

日本は、グローバルな防災協力を引き続き主導していくためにも第3回国連防災世界会議（2015年開催予定）の招致を目指しています。また、同会議の準備を兼ねてハイレベル国際会議を開催し、各地で頻発する大規模災害に関する経験と教訓を共有していきます。

また、途上国側の要望を踏まえながら、被災地の復興にも役立つ形で、ODAによる途上国支援に被災地産品を積極的に調達していきます。また、外国人研修員の被災地の視察を積極的に進めて正確な情報発信につなげ、風評対策の一環とします。また、現地の状況を十分に考慮しつつ、被災地への外国人研修員の受入れを推進していきます。これらにより、被災地産業を支援し、被災地経済への貢献を進める方針です。

さらに、復旧復興過程に国際協力関係者の知識や経験を活かしていくことも求められています。外務省およびJICAは、震災発生直後から、国連災害評価調整（UNDAC）[注5]チームや国連人道問題調整部（UNOCHA）[注6]の活動を支援しました。また、青年海外協力隊経験者や多くの国際協力NGOが、途上国援助で培った知識・経験を活用して、被災地における避難所運営支援、被災者支援等の活動を行ってきました。今後とも、紛争・災害救援や復興支援に知識・経験を有する日本の国際協力NGOや青年海外協力隊経験者、開発コンサルタントの知識・経験が震災復興に十分活かされるよう協力していきます。

こうした施策の展開により、官民一体となった開かれた復興に、ODAを有効に活用していく考えです。

福岡県の消防署と共同で消防訓練に取り組む各国の研修員たち（写真提供：今村健志朗/JICA）

注4： JICAは、東北大学災害制御研究センターと連携し、プロジェクト研究「地震・津波に対する効果的アプローチの検討」を実施。地震・津波災害の分析や緊急対応、防災計画の見直し等を把握し、大震災の経験・教訓をもとにJICAの課題別指針「防災」の再検討を行っている
注5： 国連災害評価調整 UNDAC：United Nations Disaster Assessment and Coordination
注6： 国連人道問題調整部 UNOCHA：United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs

第2節 途上国支援を通じた日本経済復興

東日本大震災からいち早く立ち直り復興していくためには、「復興基本方針」にもあるとおり国際社会とも協力しながら、官民一体となった「開かれた復興」を実現することがきわめて重要です。「平成23年度国際協力重点方針」（2011年6月発表）においては、最優先課題として被災地の復興と防災対応への直接的な貢献を行うとともに、日本再生・復興を支える力強い経済成長への貢献のために途上国支援を活用することが挙げられています。

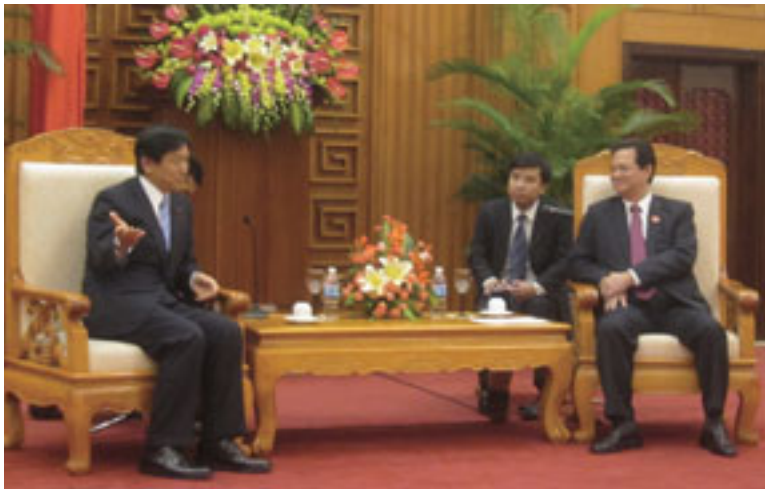
訪問先のベトナムでグエン・タン・ズン首相と会談する山口壮外務副大臣

たとえば、日本の民間企業によるインフラの海外展開をODAを通じて支援する際には、災害に強い日本のインフラ技術を、ODAプロジェクトに積極的に活用していきます。具体的には、日本の民間企業の海外進出の前提となるビジネス環境の整備（空港、港湾、道路、情報通信網）等において、主に円借款による整備を行っていきますが、加えて、周辺インフラの整備やモデルケースとしてのインフラ支援では、無償資金協力も活用します。その際には、耐震性をはじめとする日本の基準や制度の優位性が認められ、そうした基準や制度が途上国においても受け入れられるよう、技術協力による法制度整備支援や人材育成を通じた環境整備も積極的に推進していきます。

また、震災後のエネルギー政策においては、再生可能エネルギーや省エネルギーの比重が高まることを踏まえ、日本のすぐれた省エネルギー・環境技術の普及をODAを通じ支援していきます。これは、気候変動対策の推進およびグリーン成長の実現に向けた貢献の一環です。こうした技術の海外展開は、企業にとっても大きなビジネスチャンスとなります。

さらに、日本再生・復興を支えるためにも日本企業の途上国での活動の環境整備を行うとともに、日本企業が多数活動するASEAN（アセアン）地域の連結性強化[注7]を支援します。[注8]途上国の持続的な経済成長のためにも、貿易・投資などの民間活動の活性化は重要です。途上国のハード、ソフト両面のインフラ整備に加え、貿易・投資に関する諸制度の整備や人材育成支援、知的財産保護や競争政策などの分野における政府の機構制度の整備および能力向上、都市環境の悪化や感染症対策等、成長への障害を克服するための支援などに取り組みます。

最後に、今後の復興に必要となる資源・エネルギーの需要増も見込み、資源・エネルギー、食料の安全供給確保、供給源の多角化を推進するため、当該国への援助の基本方針を踏まえながら、ODAを積極的に活用します。すなわち、資源や食料の輸出国およびその周辺地域の安定的発展を図るとともに、そうした諸国と総合的かつ戦略的な関係を構築します。また、日本のシーレーン（海上交通路）の安全確保のため、沿岸国の安定的発展と能力強化を支援します。さらに、環境に適切に配慮しつつ、途上国とのエネルギー供給のための協力を推進していきます。

このような方針の下、2011年度から支援パッケージの策定調査、貿易・投資環境整備および法制度整備支援、省エネルギー・環境技術の普及促進などの

注7： ASEANの連結性強化とは、運輸、情報通信、エネルギー網などの「物理的連結性」、貿易、投資、サービスの自由化・円滑化などの「制度的連結性」、観光・教育・文化における「人と人との連結性」の3つからなる（次ページの図版参照）
注8： 支援の資金手当はODAに限らず、国際協力銀行（JBIC）等も活用し、民間資金を動員する仕組みも考えていく必要がある

事業を実施しています。支援パッケージの策定調査においては、日本のインフラ技術（上下水道、電力、高速道路・鉄道、情報通信等）を海外に展開するに当たり、計画策定から実施までの総合的かつ戦略的な事業実施の機能を強化するための支援パッケージを策定し、一部については試験的な事業の実証を行っています。

また、貿易・投資環境整備および法制度整備支援においては、アジアをはじめとする開発途上国において、企業活動が円滑に行われるための制度を整備し、民間企業に対し良好なビジネス環境を提供できるようにするために、民事関連法の整備、投資関連法令、民事紛争解決の透明性向上、通関手続のレベル向上、知的財産権保護などの整備に係る支援を行っています。

省エネルギー・環境技術の普及促進においては、公共部門・産業部門等における省エネ戦略や基本計画策定、省エネの導入や普及の促進に向けた政策策定支援、実施体制構築・人材育成等を行っています。

こうした取組を通じて、今後も途上国支援を実施し、同時に日本の経済復興にも貢献していきます。

ASEAN連結性マスタープラン

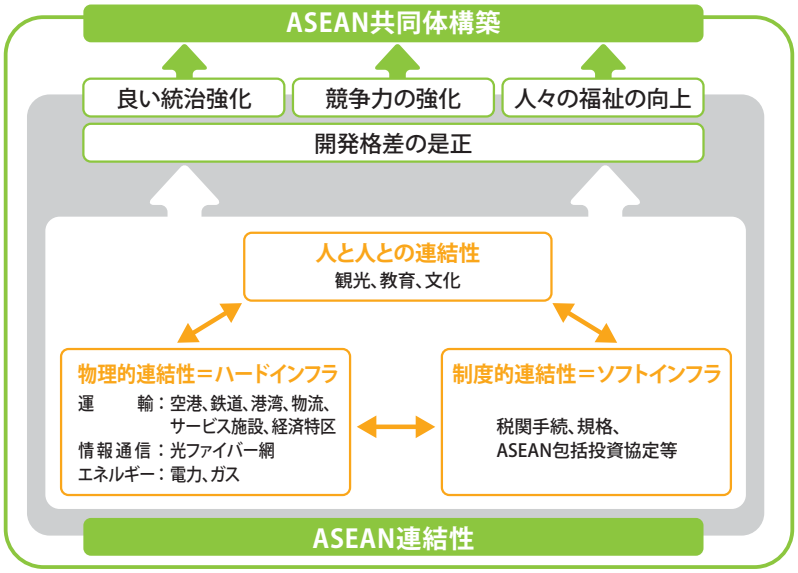

2015年までのASEAN共同体実現に向けた連結性強化のためのプラン
2010年10月のASEAN首脳会議で採択

ベトナム「カイメップ・チーバイ国際港開発計画」カイメップ港の建設現場（写真提供：佐藤浩治/JICA）

日本のASEAN連結性支援のイメージ（ハードインフラ）

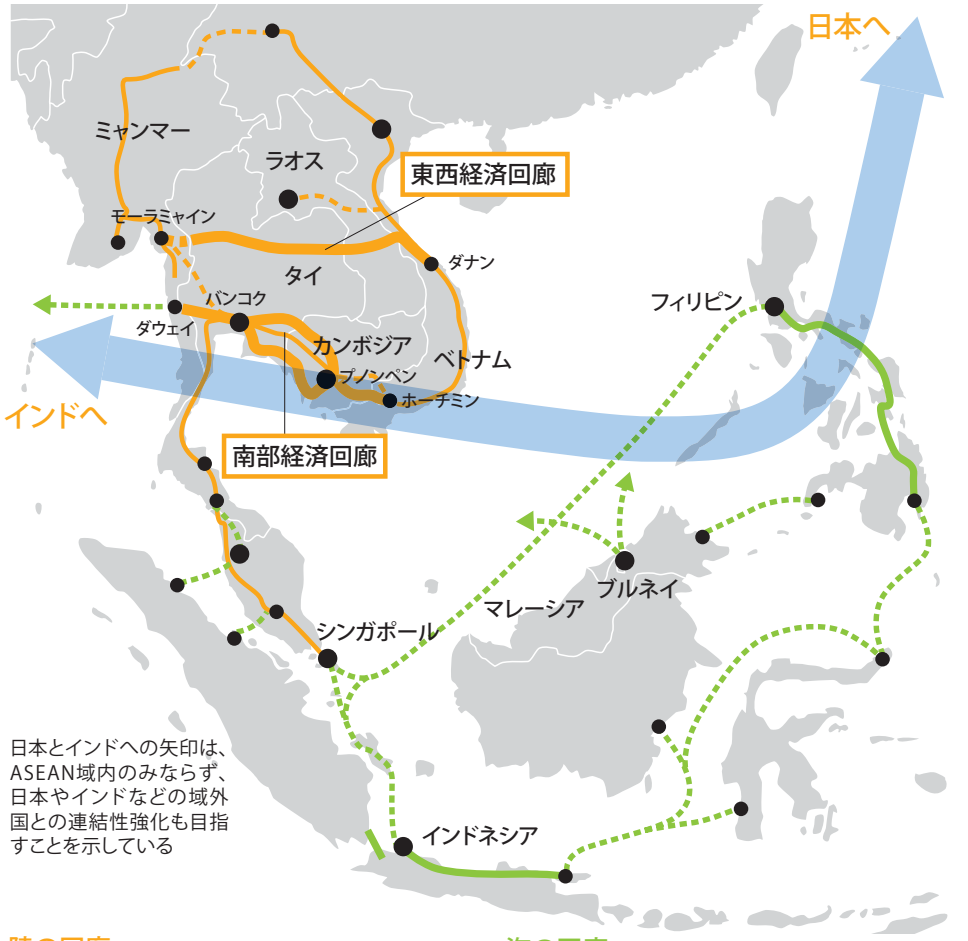

陸の回廊

陸の回廊　建設中

東西経済回廊　ダナンとモーラミャインを結ぶ
南部経済回廊　ホーチミンとダウェイを結ぶ
国道、国際橋梁（きょうりょう）、高速道路、港湾の整備など

海の回廊

海の回廊　整備が必要

マレーシア・シンガポール・インドネシア・ブルネイ・フィリピンの主な都市を結ぶ
港湾整備、港湾周辺産業開発、エネルギー、情報通信技術（ICT）整備など

カンボジア「シハヌークビル港経済特別区開発計画」カンボジアで唯一外洋に面した大水深を持つ国際港湾

ベトナム「サイゴン東西ハイウェイ建設計画」サイゴン川渡河トンネル料金所にて（ホーチミン市）（写真提供：佐藤浩治/JICA）

用語解説

＊経済回廊
道路や橋といったハードインフラ整備に加え、通関手続の簡素化等のソフトインフラも整備し、開発の恩恵が回廊沿いの産業発展や人々の生活改善にも及ぶように計画されたプロジェクト群を意味する。このように物流インフラを総合的に整備し、地域間の輸送量を増やすことで、経済の活性化を目指す。具体的な例では、メコンの各地域を結ぶ、ミャンマーからタイを経由し、ラオス、ベトナムを結ぶルートの東西経済回廊、タイ・バンコクからカンボジアを経てベトナム・ホーチミンに至る南部経済回廊などがある。

第II部
援助への新しい視点

第1章 新たなパートナーシップ 22
- 第1節　新興国の台頭とODA 22
- 第2節　新興国との連携の推進 24
- 第3節　重要性を増す開発の新たな担い手 27

第2章 衡平な開発の実現に向けて 30
- 第1節　人間の安全保障と衡平性という視点 30
- 第2節　保健・教育新政策の展望 33
- 第3節　社会全体にあまねく広がる成長の実現に向けて 36

第3章 新たな援助の方向性 38
- 第1節　プログラム・アプローチの強化 38
- 第2節　マルチ・バイ連携 40
- 第3節　ODA事業の透明性向上と継続的改善 41
- 第4節　インフラ開発を通じた成長の有用性 42
- 第5節　環境・気候変動分野への協力と途上国で活かされる日本の技術 ... 45
- 第6節　紛争、テロ問題の根本的解決に向けたODAの活用 46

第1章 新たなパートナーシップ

モザンビーク「ナカラ回廊農業開発研究能力向上プロジェクト」農業試験場で、試験栽培中のキャッサバを示す研究所職員。ブラジルの農業技術や知識・経験をアフリカ諸国に移転する目的で、モザンビークに対して日本・ブラジルによる農業開発支援を実施している（写真提供：谷本美加/JICA）

第1節 新興国の台頭とODA

近年、「新興ドナー（援助国）」と呼ばれる国々の影響力がますます大きくなってきています。新興ドナーの中には、中国、インド、ブラジルなど急速な経済成長をとげ、インフラ整備等の経済分野を中心とした支援を「南南協力」（開発途上国同士の協力、26ページ参照）として実施している国、チェコ、ポーランド、ハンガリーなど、EU加盟を機にODA供与国に転じ、OECD開発援助委員会（DAC）[注1]の活動にも積極的に参加している中東欧諸国、サウジアラビア、クウェート、アラブ首長国連邦など、豊かなオイルマネーにより援助を行うアラブ諸国等があり、その援助のあり方は様々です。

新興ドナーの台頭は、開発資金の構成にも大きな変化をもたらしています。DACの推計によると、これら新興ドナーの2008年の援助額は120～140億ドルにのぼります。この額は、同年のDAC加盟国のODA総額の9～10パーセントにも相当します。また、新興ドナーの中には、サウジアラビアのように、多くのDAC加盟国よりも大規模な援助を供与している国もあります。

注1：経済協力開発機構 OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development
開発援助委員会 DAC：Development Assistance Committee

図表 II-1 主要非DACメンバー国の援助実績（推定値を含む）

（単位：百万ドル）

	国・地域	援助実績	年	出典
1	ブラジル	437.0	2007	DAC開発協力報告書（ブラジル当局による推定値）
2	中国	3,000.0	2008	D. Brautigamによる推定
3	インド	610.0	2008/9	インド外務省年次報告書
4	ロシア	200.0	2008	ロシア連邦政府の発言（2010年4月のDAC上級会合）
5	南アフリカ	109.0	2008/9	南アフリカ財務省資料による推定
6	チェコ※	249.2	2008	OECD-DAC統計
7	ハンガリー※	106.9	2008	OECD-DAC統計
8	ポーランド※	372.4	2008	OECD-DAC統計
9	ルーマニア	122.9	2008	OECD-DAC統計
10	イスラエル	137.9	2008	OECD-DAC統計
11	トルコ※	780.4	2008	OECD-DAC統計
12	台湾	435.2	2008	OECD-DAC統計
13	タイ	178.5	2008	OECD-DAC統計
14	クウェート	283.2	2008	OECD-DAC統計
15	サウジアラビア	5,564.1	2008	OECD-DAC統計

※OECDメンバー国
DACに報告のあった供与国については、1億ドル以上供与した国のみを記載
中国の推定値は譲許的ローン、債務救済を含む金額

OECD資料"Beyond the DAC-The Welcome Role of Other Providers of Development Co-operation"より

新興ドナーを中心に、開発に携わる国が増えると、被援助国にとっては、開発資金と援助の選択肢の増加や多様化につながります。これは国際社会全体として開発を促進していくためには歓迎すべきことです。日本が被援助国から援助国へ成長した経験を持つように、多くの新興ドナーは、自国の発展の歴史と経験を持っており、それを自ら行う援助に活用していくことに積極的です。

同時に、新興ドナーによる援助がそれぞれ独自のやり方で行われるのではなく、これまで国際社会により、実践されてきた援助実施の手続きやルール等に沿って行われることが、援助を受ける側の途上国に過剰な負担をかけないためにも重要になります。そのため、新興ドナーに対し、協力を働きかけていく必要があります。伝統的ドナーと新興ドナーが自らの知識と経験を共有し、協力して援助を実施していくことが、途上国の開発には不可欠です。今後ミレニアム開発目標（MDGs）をはじめとする国際社会の共通目標の達成に向けて、新興ドナー、市民社会、民間企業等の開発援助における多様な関係者を含んだ幅広い協力関係をつくっていくことが求められています。

現在、様々な国際会議において、新興ドナーとの協力の推進が議論されています。2010年11月に、中国、インド、ブラジル、サウジアラビア等の新興ドナーが参加したG20ソウル・サミット（韓国）で、「共有された成長のためのソウル開発合意」および「開発に関する複数年行動計画」がまとめられました。またDACでは、2011年4月のシニア・レベル会合において「国際開発協力における新たなパートナーシップに関するDACステートメント」が採択されました。2011年11月には、韓国・釜山（プサン）において「第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」が開催されました。このフォーラムにおいて新興ドナーが、国際社会共通の利益や地球規模の課題に取り組むため、新たな協力の枠組みに参加したことは大きな進展です。今後、新興国とも協力して釜山での合意を着実に実施していくことが重要です。（援助効果向上については144ページ参照）

韓国・釜山で行われた「第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」にて発言する中野譲外務大臣政務官

第2節 新興国との連携の推進

新興ドナー（援助国）による援助を途上国の開発に効果的につなげていくためには、政策面および実施面の両方で新興ドナーとの連携を強化することがたいへん重要です。日本は、開発を取り巻く環境の変化を踏まえ、台頭する新興ドナーとの連携強化のため、セミナー、研修、対話等の様々な取組を行っています。

1. ドナーになるための支援

たとえば、2010年に中東欧諸国に対し、東京およびハンガリーでドナーになるための支援を目的としたセミナーを行いました。また、中国の援助関係者に対する研修を日本で実施しました。いずれも、近年新興ドナーとして重要性を増している国々に対し、能力強化やオーナーシップ（開発途上国の主体的取組）を重視する日本の援助政策や援助体制、援助の効果向上に向けた取組等につき、理解を促す機会となりました。

2. 国際社会における対話

また、日本は援助に関する様々な会合への新興ドナーの参加を促し、対話を進めています。2011年6月には東京で、アジア開発フォーラムを開催し、アジアの経験を踏まえた開発援助のあり方について議論を深めました。同じく6月に東京で開催されたMDGsフォローアップ会合には、中国、インド、ブラジル、南アフリカ等の新興国が参加し、開発に携わるすべての関係国・機関が世界の貧困を削減する手段を持っており、前進のための行動を起こす責任があることを確認しました。

3. 三角協力

新興国がドナーとなるための支援、国際援助協調枠組みへの参加に向けた支援のほか、日本は、これらの新興国が途上国に対し協力を展開すること（南南協力）を、三角協力（26ページ参照）として技術・資金面で支援しています。南南協力自体は比較的歴史の長い協力形態で、1978年9月にブエノスアイレス（アルゼンチン）で国連が開催した南南協力に関する会合の成果文書である「ブエノスアイレス行動計画」にまで遡ります。しかし、日本はそれに先立つ1975年に既にタイとラオス間の協力を支援して以来、多くの協力実績を重ねてきている三角協力の先駆け的存在です。

三角協力の意義として、まず社会・経済環境や開発段階の類似性や、文化・言語の親和性を活かして、援助を受ける側に適した開発の選択肢を提示できることが挙げられます。これは援助受入国での援助の効果を高めるためには有効です。

第二に、援助実施国（新興国）にとっては、日本の支援を得ながら第三国に協力を展開することで、支援の知識・経験を吸収しながら援助国としての自立を目指すことができます。これは新興国にとっても助けになります。

第三に、日本にとって役立つ点として、日本の協力成果を第三国に普及できることが挙げられます。特定の国への援助の成果を他国にも拡大できること、また、同じ量の資源投入でより大規模な効果を与える援助を行える等の利点もあります。

このように、新興国との連携、特に三角協力の意義は大きなものです。現在、日本は12か国の南南協力供与国と「パートナーシップ・プログラム」*を締結し、南南協力支援、援助実施能力強化のための協力を包括的に実施しています。

三角協力の最近の事例として、「ザンビア投資促進

アフリカ諸国の中小企業振興のため、マレーシア標準工業研究所と協力して、研修を行う（写真提供：菅原アラセ/JICA）

プロジェクトートライアングル・オブ・ホープー」、「モザンビーク熱帯サバンナ農業開発協力」が挙げられます。前者では、プロジェクト運営管理等を担当する日本人専門家、マレーシア人のコンサルタント（援助の現場において現地政府や地域住民と協力して援助実施の手助けをする専門家）、ザンビアの現地コンサルタントが協力し、国内外からの直接投資の促進と投資家に好ましい環境整備を目標として、2009年8月から2012年8月まで協力を実施しています。具体的には、ザンビア開発庁職員に対する研修や投資環境改善に関する政策・規制枠組みの改善、12分野で投資を呼び込むための計画策定、そして民間セクターとの関係構築による投資環境の改善などに取り組んでいます。

また後者では、環境保全に配慮した持続可能な農業開発モデルの構築、市場を意識した競争力のある農業・農村・地域開発の促進を目的に、2009年から協力を開始しました。この事業では、不毛な半砂漠地域と呼ばれたブラジルのセラード地帯を、日本とブラジルとの協力により、大農業地帯に変貌させた1970年代から20年にわたる経験をモザンビークで活かすことを目的としています。具体的にはセラード農業開発を通じて蓄積された土地改良技術や農業の生産性向上に関する技術移転を行っています。

日本はかつて途上国に行った協力の第三国への活用や、開発段階の類似性を活かした効果的な協力の実施、新興国がドナーとなるための支援などを積極的に行ってきました。今後も引き続き、南南協力供与側のオーナーシップの強化や、さらなる開発効果の発現を目指し、新興国との連携を進めていきたいと考えています。

用語解説

＊パートナーシップ・プログラム

日本の協力を受けて、ある程度の発展段階に達した国が日本と共同で、より開発程度の低い近隣国や、言語、歴史、文化等が似通った国や地域に対して技術協力を実施する枠組み。1994年にシンガポールとの間で締結した枠組みをはじめ、現在までに12か国（シンガポール、タイ、フィリピン、インドネシア、チリ、ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、エジプト、チュニジア、モロッコ、ヨルダン）と締結している。

Keyword 1　南南協力と三角協力

南南協力とは、開発における途上国間の協力のことをいいます。ある分野で開発の進んでいる国が別の途上国の開発を支援することです。開発の進んだ国の多くが北半球にあり、途上国の多くが南半球にあることから、先進国と途上国の間の経済的格差の問題を「南北問題」と呼びますが、南南協力は途上国（南）同士の間の協力であることから、このように呼んでいます。

南南協力では、多くの場合、援助する側の途上国に能力上の制約（資金が足りないなど）があります。そうした場合に、先進国から、この協力に対して、技術、資金、援助の経験・知識などを補うことがあります。これが途上国間の協力に先進国（北）も参加する「北・南・南」による「三角協力」と呼ばれるものです。

三角協力における国の関係を、たとえば、援助する側の途上国をA国、援助を受ける側の途上国をB国、そしてA国からB国への援助を支援する先進諸国（日本など）により表したものが右の図になります。

具体的には、新たにB国に援助を行おうとする途上国のA国は、自国の資金や人材、A国で培われた技術や経験・知識をB国に援助する際に活用できます。しかし、A国自身もまだ先進国から支援されている立場であり、B国への援助に意欲を持っていても、必ずしも資金や人材、援助の経験が十分ではないことがあります。そこで、三角協力により、新しい援助国であるA国のこうした取組を先進国や国際機関が手助けしようというのです。

近隣にある途上国同士では、一般的に言語や文化、気候などが似通っている点が多くあります。途上国の中に日本などの先進国から移転された技術が現地に適した形で定着している場合（途上国A）、そうした国から類似した別の途上国（途上国B）に南南協力が行われると、現地に適合した技術の移転が円滑に行われることになります。さらに、このA国からB国への援助を日本などの先進国が支援すると、日本がB国（被援助国）に直接援助する場合に比べて経費を低く抑えることができ、かつ、自国の技術がA国だけでなく、B国にも活かされ、結果的により多くの途上国の開発に貢献することができます。A国にとっても、南南協力に取り組むことは、これまでの与えられる側から与える側に立つことになり、援助国としての経験、知識、能力、が蓄積するばかりでなく、自国の発展に対して大きな自信を得ることにもつながります。

日本は、戦後、自らが援助を受ける側から主要な援助国へと歩んできた歴史と経験を持っています。そこから得た教訓として、南南協力支援を有効な協力手段と考えており、これに最も積極的に取り組んでいる援助国の一つです。ODA大綱の中でも、日本は「アジアなどにおけるより開発の進んだ途上国と連携して、南南協力を積極的に推進する」と謳っています。

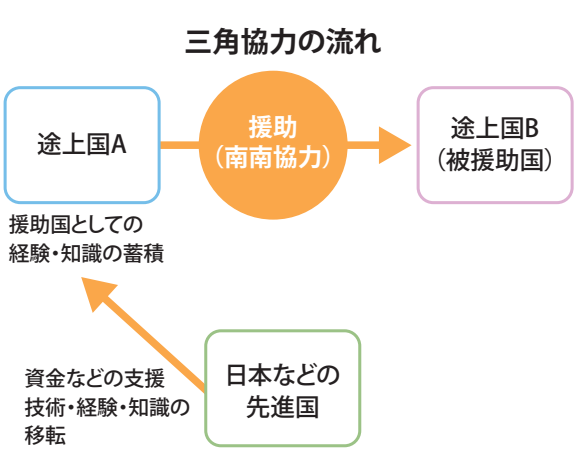

モロッコにおける「三角協力」日本の円借款で道路建設保守管理のための施設が作られ、技術協力でモロッコに指導を行った。現在は周辺アフリカ諸国の技術者を招いて研修を実施している
（写真提供：久野真一/JICA）

第3節 重要性を増す開発の新たな担い手

開発途上国の開発ニーズはたいへん大きく、かつ、多様です。これに対応するには、ODAなどの政府の支援だけでは不十分です。NGOや民間企業、民間財団などの開発の新たな担い手の参加を促し、その「人」、「資金」、「知識」等を活用していくことが必要になっています。たとえば、途上国への資金流入に占める民間資金の割合は6〜7割に達しているといわれていることからも、途上国の開発に政府以外の担い手の占める役割が、大きくなっていることがうかがえます。

こうした開発の新たな担い手の活動を促すことで、より効果的、効率的に開発を進めることが可能となります。そのためには、ODAを活用して新たな担い手の活動の障壁を取り除いたり、ODAによる援助と新たな担い手の活動の連携や補完関係の構築が重要になります。他の担い手との間で、プログラム・アプローチ（39ページ図版参照）等を通じて戦略化を進める政府の援助方針を共有したり、開発に関する有益な知識・経験等を交換できるような、互いに役立つことのできる関係を結ぶことが有効です。日本政府として、様々な担い手との対話を強化する一方、具体的な連携案件の形成などを通じて、そうした新たな連携を積極的に進めています。

たとえば、日本は円借款を活用し、民間財団であるビル＆メリンダ・ゲイツ財団と連携した革新的な形態で、パキスタンのポリオ撲滅を支援しています。この事業は、パキスタンにおけるポリオ撲滅に向けたワクチンやワクチン接種キャンペーンにかかる費用等を円借款で支援するものですが、通常の円借款とは異なり、パキスタン政府による一定の事業成果を達成した際、ビル＆メリンダ・ゲイツ財団がパキスタン政府に代わり、円借款債務の返済を行うというものです。長年にわたるパキスタンへのポリオ撲滅支援を通じて蓄積された日本の知識・経験と円借款資金とが呼び水となって、ビル＆メリンダ・ゲイツ財団からの新たな資金を同国に動員することが可能となり、国際的な課題であるポリオ撲滅に向けた取組がますます加速するものと見込まれています。（次ページの「民間資金との連携」参照）

パキスタンのポリオ撲滅を支援する目的で、1996年から無償資金協力で、ポリオワクチンおよび接種に必要な資金協力を実施。感染症対策の日本人専門家が子どもに経口ワクチンを投与している（写真提供：JICA）

Keyword 2　民間資金との連携

パキスタンに対する円借款「ポリオ撲滅計画」（2011年8月交換公文署名。49億9,300万円）は、日本のODAと民間財団との連携による画期的な案件です。

パキスタンは、アフガニスタン、ナイジェリアと並ぶポリオ常在流行国（ポリオが過去に一度も撲滅されたことのない国）の一つです。2010年には、洪水被災に伴う大規模な人口移動が一因となって感染が拡大し、症例数は144人に増加しました。これは、2010年の全世界における報告例1,290件の約11.2%を占めます。

パキスタン政府はポリオ根絶のため、定期予防接種活動に加え、ワクチンの全国一斉接種であるポリオ撲滅キャンペーンを実施しています。また、2011年1月には、特にポリオ撲滅に焦点を当てた国家計画を発表しました。

日本は、これまで15年間にわたりUNICEF（ユニセフ）と連携して無償資金協力によりポリオ対策に必要なワクチンを供与し、また技術協力により定期予防接種活動の拡大を支援するなど、パキスタン政府の努力を支援してきました。しかしながら、前述の洪水等の影響もあってパキスタン政府の取組は難航しています。そこで日本は、同じくポリオ撲滅に取り組んでいるビル＆メリンダ・ゲイツ財団（マイクロソフト創設者ビル・ゲイツ氏とその配偶者により設立された民間の慈善基金団体（以下ゲイツ財団））と協議を重ね、同財団と連携して円借款を供与することにしました。パキスタン国内のポリオ撲滅キャンペーンに必要なワクチンの調達およびワクチン投与のための活動費用を約2年間にわたって支援するというものです。

今回の円借款では、高いワクチン接種率などの一定の目標が達成されたことが確認された段階で、円借款の債務全額について、ゲイツ財団がパキスタン政府に代わり日本に返済することになっています。目標が達成されれば、パキスタン政府には返済の必要がなくなる仕組みとすることで、パキスタン政府からはポリオ撲滅に向けたより一層大きな努力を引き出すことができます。また、最終的にパキスタン政府に債務負担を課すことなく資金規模の大きな支援を行うことが可能になります。今回の事業は、ゲイツ財団を含め、世界銀行（ポリオ・ワクチン調達のみを支援）との協調融資、UNICEFおよびWHOとのワクチン調達・キャンペーン実施での連携など、多種多様な開発パートナーとの連携により実施される点においても新たな、そして意義深い試みとなっています。

このゲイツ財団との連携のように、日本政府が持つ途上国政府との緊密なネットワークや援助の現場で得た経験・知見と、新たな援助の担い手である民間セクターがもつ高い技術・資金力や政策提言能力を融合することにより、今後、開発に向けた努力が広範囲にわたって効果を現し、展開していくことが強く期待されています。

日米でテレビ会議を通じて行われた調印式での緒方JICA理事長とゲイツ財団共同議長（写真提供：JICA）

また、NGOとの連携の一環として、ラオスでは、ODAとNGO、そして民間企業の三者が協力して、農村部の貧困削減に取り組んでいます。ここでは、日本NGO連携無償資金協力を使って、特定非営利活動法人日本地雷処理を支援する会（JMAS）[注2]が不発弾探査・除去を行う一方で、株式会社ツムラが不発弾が除去された農地で生薬の栽培を行っています。これらは、農民の安全確保と貧困削減、さらには地域の経済発展に貢献することが期待されています。

加えて、日本は潜在性を持った新たな開発の担い手の参加を促す取組も強化しています。すぐれた技術や知識・経験を持ち、海外展開に関心を持つ民間組織などの開発への参加を促すため、民間からの提案に基づく2種類の協力準備調査を実施しています。官民連携（PPP）＊[注3]インフラの形成に関する協力準備調査では、民間企業の意見をインフラ案件の形成の早期段階から取り上げて、政府では把握し切れない開発ニーズに対応するとともに、官民の最適な役割分担を検討し、途上国政府に提案します。円借款を含むODAによる相手国政府の公共部門への支援を想定したこの調査では、2011年にはインドネシアやベトナム等の8案件を採択しました。PPPによるインフラ整備の推進が望まれています。

さらに、開発途上国の課題解決の新たなる手法としてBOPビジネス＊[注4]が最近注目されています。このBOPビジネスへの参加を目指す民間の担い手との連携促進を目的とした協力準備調査では、提案を行った法人（民間企業やNGOなど）のBOPビジネスのモデル策定を支援し、またODAとの連携についての提案を求めることで、日本企業やNGO等の途上国のBOPビジネス分野への参加を後押しするとともに、BOPビジネスにおける民間とODAの連携についても支援を進めていきます。

ラオスでの日本政府、民間企業（ツムラ）、NGO（JMAS）のODA連携案件である不発弾処理事業の開始式典

また、外務省は、2011年6月に、ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた官民連携を促進するための枠組みとして、「MDGs官民連携ネットワーク」を立ち上げました。同ネットワークでは、途上国の開発ニーズ、MDGs達成に貢献する民間企業の取組、途上国の現場で開発支援を行う際に必要とされる情報の発信などを行っています。

開発の分野は非常に幅広く、また開発の新たな担い手も多種多様です。それぞれの分野において技術や知見を有する担い手と新たな連携を試み、ODAだけでは対応できない開発問題に取り組んでいくためにも、今後も積極的に開発の新たな協力関係の構築に取り組みます。また、援助を行う側だけでなく、ODAの主な受け手となる途上国政府も民間企業をはじめとした公的部門以外の資金などのリソース（資源）を開発に活用することへの関心を高めています。開発の新たな担い手との協力関係の中に、途上国政府も巻き込んでいくことで、さらなる開発の進展を実現することが求められています。

用語解説

＊官民連携（PPP）
官と民が連携して事業を行う新しい官民協力の方法。民間企業の意見を案件形成から取り入れて、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理を民間で行うといったように、官民で役割分担し、民間の技術や知識・経験、資金を活用し、より効率的・効果的な事業を目指す。協力準備調査の事例：上下水道、空港建設、高速道路、鉄道など。

＊BOPビジネス
途上国の低所得層＊を対象にした社会的な課題に役立つことが期待されるビジネス。世界人口の約7割、約40億人を占めるといわれ、潜在的な成長市場として注目されている。低所得者層を消費者、生産者、販売者として、持続可能な、現地における様々な社会的課題の解決に役立つことが期待される。
事例：洗剤やシャンプーなどの衛生商品、水質浄化剤、栄養食品、殺虫剤を練り込んだ蚊帳、浄水装置、太陽光発電など。
＊低所得層：1人当たりの年間所得が購買力平価で3,000ドル以下の層。購買力平価とは物価水準の差を除去することによって、異なる通貨の購買力を等しくしたもの

注2： 日本地雷処理を支援する会 JMAS：Japan Mine Action Service
注3： 官民連携 PPP：Public-Private Partnership
注4： 開発途上国・地域の低所得層 BOP：Base Of the Pyramid

第2章 衡平な開発の実現に向けて

ネパールの小学校で算数のモデル授業を行う青年海外協力隊員。子ども主体の授業のあり方を現地教師に指導する（写真提供：佐藤浩治/JICA）

第1節 人間の安全保障と衡平性という視点

人、物、資本、情報などの移動が容易に国境を越え、地球規模で盛んになる中で、国内紛争の国際化、テロ、感染症の広まり、人の移動の増大に伴う人身取引や難民問題、経済危機、貧困問題の拡大、気候変動・環境問題、災害など、人々を脅かす脅威もまた多様化、深刻化しています。このような地球規模の課題に対応するためには、人間の安全保障（32ページ図版参照）、衡平（こうへい）性、相互扶助、持続可能性といった考え方がますます重要となっています。

特に、恐怖にさらされている人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きることができるような社会を目指す「人間の安全保障」の考え方、また、支援の手から取り残される人々をなくす「衡平性」という考え方は、今後日本として支援を行う上で、鍵となる考え方であるといえます。

人間の安全保障　～理念の普及と実践～

アフガニスタン・カブールの国内避難民キャンプ。泥の家は避難民が自ら作った
（写真提供：谷本美加/JICA）

日本は、人間の安全保障の考え方を1990年代から自らが中心になって主張するとともに、先駆者として積極的に実践してきました。グローバル化が進んだ現在の国際社会においても国民を保護するに当たり国家が重要な役割を担うことには変わりはありません。しかし、地球規模の課題に効果的に対処するためには、国家がその国境と国民を守るという伝統的な「国家の安全保障」のみでは、紛争などによって政府が機能しなくなった場合、国民を守りきれないケースが出てくるのも事実です。そこで、国家の安全保障を補完し、強化するものとして提唱されたのが、人間一人ひとりに焦点を当てる考え方、すなわち人間の安全保障の考え方です。

人間の安全保障を進めていくためには、まずは国内外において政府・国際機関、それに市民社会に至る関係者の間で、人間の安全保障の重要性が理解されることが重要です。このため日本は、たとえば国連の場における議論を主導するのみならず、国際的フォーラムや学会、NGOとも協力をしています。また、2011年1月には、ダボス会議（スイスのダボスで開催される世界経済フォーラム）において人間の安全保障に関するセッションが開催されました。

さらに、日本の主導で1999年に設立された国連人間の安全保障基金を通じて、日本は人間の安全保障の考えに合致した具体的なプロジェクトを支援してきており、これまで、累積額402億円（約3億6,000万ドル）を拠出し、121の国・地域で206件のプロジェクトが実施されています。このほか、日本独自で、草の根・人間の安全保障無償資金協力において、2010年度のみで122か国1地域、1,176件の案件を実施しています。

国連人間の安全保障基金を通じた支援の一例として、コンゴ民主共和国における「イツリ地方における統合されたコミュニティ強化と平和構築支援」が挙げられます。この事業では、農業・漁業・畜産という多様な分野において、技術指導、地方行政施設の補修、医療関係者への訓練の実施、住民に対する保健・衛生教育の実施など、人々やコミュニティの能力強化につながる活動を、国連開発計画（UNDP）[注5]、国連食糧農業機関（FAO）[注6]、国連児童基金（ユニセフ（UNICEF））[注7]、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）[注8]の4つの国際機関が連携して行いました。さらに、これらの支援を補完するような形で日本が二国間支援を行うことにより、コミュニティに対する包括的・多面的・重層的な支援を可能にしています。

人間の安全保障がとる3つのアプローチ、すなわち、①人々およびその所属するコミュニティを脅威から「保護」するだけでなく、脅威に対処するために自ら選択・行動できるよう「能力強化」を重視する人間中心のアプローチ、②包括的・分野横断的なアプローチ、③国、地方政府、国際機関、NGO、市民社会など様々な活動主体間の連携と調整を重視する全員参加型アプローチは、今後の援助に不可欠な概念であると同時に、もう一つの重要な鍵である「衡平性」を確保する上でも重要な観点となります。

注5： 国連開発計画 UNDP：United Nations Development Programme
注6： 国連食糧農業機関 FAO：Food and Agriculture Organization
注7： 国連児童基金ユニセフ UNICEF：United Nations Children's Fund
注8： 国連難民高等弁務官事務所 UNHCR：United Nations High Commissioner for Refugees

衡平性の確保に向けて

現在、国際社会は、共通の目標であるミレニアム開発目標（MDGs）達成のため努力を続けているところです。しかし、その成果を測る指標は、国家の平均値を用いることがほとんどのため、富裕層と貧困層、都市部と農村部、男女、民族等の国内に存在する格差が覆い隠され、本当に支援を必要とする弱い立場の人々に必ずしも支援が届かないという問題があります。こういった事態を避けるためにも、開発途上国内における貧富の差や社会的弱者の状況に配慮した、衡平性の概念が一層必要となります。

日本は、2010年、ガーナのUNICEFが実施する複数指標クラスター調査（MICS）[*注9]を支援しました。この調査は、衡平性の観点から、ガーナ全土にわたって、保健、教育、児童保護、HIV/エイズの分野で統計を取るのもので、UNICEFのみならず、国や他ドナーによる政策決定、事業の企画立案等に活用されています。日本は、2010年9月の国連首脳会合において、国際保健政策を発表しました。国際社会と共に何人の命を救うことができたのか、数値による成果目標の設定と質の高いモニタリング・評価を通じて具体的な成果を報告していくアプローチであり、MICSはこの政策とも方向性を同じくするものです。

人間一人ひとりに着目した人間の安全保障の実現を目指す支援は、弱者に手の届く衡平性を確保した支援であると同時に、衡平性を確保した支援は、そのコミュニティの人間の安全保障を実現するために不可欠ともいえ、これらの考え方は相互に密接にかかわっています。

2015年に迫ったMDGsの達成期限に向けて、その取組を最大限に高めるため、日本は2011年6月にMDGsフォローアップ会合を東京で開催し、MDGs達成に向けた人間の安全保障および衡平性の視点の重要性について議論を深めました。日本としては、引き続き人間の安全保障と衡平性という考え方の重要性を国際社会にアピールするとともに、これらの考えに基づいた支援を着実に実施していきます。

用語解説

＊複数指標クラスター調査（MICS）
MDGs、国連エイズ特別総会において設定された目標のような、国際的重要性を有する諸目標の達成度を調査するために、通常3年に一度、全国規模で行う世帯調査。教育、保健、子どもの保護、HIV/エイズの分野について行う。

「人間の安全保障」の考え方

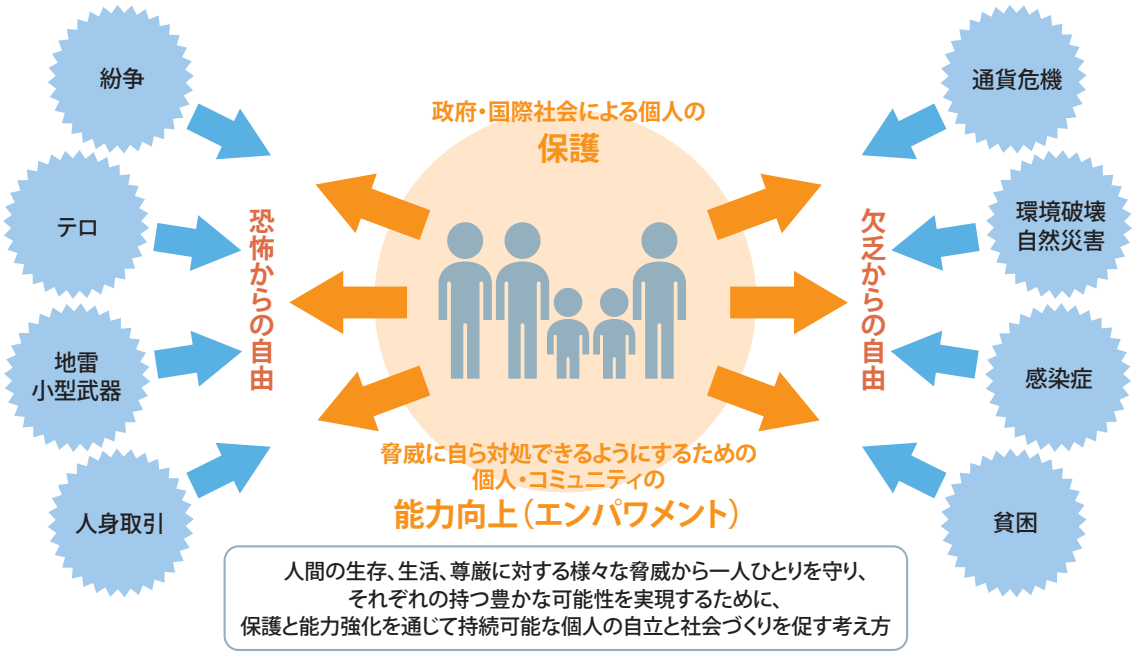

注9： 複数指標クラスター調査 MICS：Multiple Indicator Cluster Survey

第2節 保健・教育新政策の展望

保健、教育両分野の新政策の下で次のような取組を行っていきます。

1. 保健新政策

日本はこれまで、人間の安全保障に直結する地球規模課題として保健医療分野での取組を重視し、保健システム（人々に予防や治療サービスを組織的に提供する仕組み）の強化などに関する国際社会での議論の先頭に立ってきました。

近年では、2010年9月のMDGs国連首脳会合の機会に菅総理大臣から「国際保健政策2011-2015」を発表し、保健関連MDGsの達成に貢献することを目的として、2011年からの5年間で50億ドル（世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）への当面最大8億ドルの拠出を含む）の支援を行うことを表明しました。

この新政策では、①母子保健、②三大感染症対策（HIV/エイズ・結核・マラリア）、③新型インフルエンザやポリオを含む公衆衛生上の緊急事態への対応を3つの柱とし、特にMDGsの達成に向けた取組が遅れている母子保健分野については、EMBRACEモデル＊注10に基づいた支援を実施していくことを目指しています。

日本はこの新政策の下で、これまで、ガーナやバングラデシュなどの国において、国際機関などとの間で相互に補い合う形の連携を行い、開発途上国が保健関連のMDGsを達成していくための課題解決に向けた支援を行ってきました。特に三大感染症対策については、左で述べたように、世界基金に対する資金的貢献と合わせ、世界基金による支援を日本の二国間支援と補完させることで、効率的かつ効果的な支援を目指しています。

また、日本はGAVIアライアンス（ワクチン予防接種世界同盟）＊注11に新たに拠出を行い、途上国での予防接種の普及に向けた支援が最大の成果を得られるよう目指しているほか、ゲイツ財団等とも協力して、有償資金協力を通じたポリオ撲滅のための支援も実施していきます。（保健医療については60ページ、感染症については80ページ参照）

用語解説

＊EMBRACE（エンブレイス）モデル
妊産婦に対し、産前から産後まで切れ目のない手当てを確保するための支援。妊産婦の定期検診、機材と人材の整った病院での新生児の手当て、病院へのアクセス改善、ワクチン接種などが行われるよう国際社会と協力して支援を行う。

＊GAVIアライアンス（ワクチン予防接種世界同盟）
56か国の開発途上国を対象として、子どもへの予防接種普及に取り組む資金援助プログラム。加盟国政府、関連国連機関に加え、製薬業界、民間財団、NGOが連携して運営する。

シリアで、村民の血糖値を測定し、健康管理を行う保健師の青年海外協力隊員（写真提供：高橋克彰）

注10：EMBRACEモデル：Ensure Mothers and Babies Regular Access to Care
注11：GAVIアライアンス：the Global Alliance for Vaccines and Immunization

2. 教育新政策

教育はすべての人が享受すべき権利であり、日本は人間の安全保障を推進する上で不可欠である教育分野の支援を重視しています。2002年発表の「成長のための基礎教育イニシアティブ（BEGIN）」[注12]に続き、2010年9月のMDGs国連首脳会合の際、MDGsおよび「万人のための教育（EFA）」*[注13]の達成に貢献するため、菅総理大臣は「日本の教育協力政策2011-2015」を発表し、2011年から5年間で35億ドルの支援を行うことを表明しました。

青年海外協力隊理数科教員が指導する教員養成校で理科実験に取り組むガーナ人の学生たち（写真提供：青木哲平）

新政策の3つの柱は、①基礎教育支援、②ポスト基礎教育（初等教育修了後の中等教育、職業訓練、高等教育）支援、③紛争や災害の影響を受けた脆弱国の教育支援です。学校・コミュニティ・行政により包括的に学習環境を改善する基礎教育支援モデル「スクール・フォー・オール」具体化のため、①質の高い教育（アフリカにおける理数科教員訓練など）、②安全な学習環境の提供（栄養・衛生面などの改善）、③学校運営改善（ニジェールにおけるコミュニティ参画型学校運営プロジェクトなど）、④地域に開かれた学校（成人識字教育など）、⑤インクルーシブ教育（極端な貧困、障がいなどにより就学が困難な子どもへの対応）に関する支援を行い、初等教育普及のための国際的枠組み「EFAファスト・トラック・イニシアティブ（EFA-FTI）」*[注14]への支援も強化します。ポスト基礎教育では職業訓練校の強化、高等教育ネットワーク構築（アジアやアフリカ地域の高等教育プロジェクト（AUN/SEED-NetやE-JUST））、[注15]留学生受入れ・交流を促進し、脆弱国では国際機関などとも連携し支援を実施していきます（UNICEF経由のアフガニスタンにおける学校建設など）。（教育については57ページ参照）

用語解説

＊万人のための教育（EFA）
全ての人々に基礎教育の機会提供を目指す国際的取組。主要関係5機関（国連教育科学文化機関UNESCO（ユネスコ）、世界銀行、国連開発計画UNDP、国連児童基金UNICEF（ユニセフ）、国連人口基金UNFPA）のうち、UNESCOがEFA全体を主導する。EFAの下に、EFA-FTI等のイニシアティブがある。

＊EFAファスト・トラック・イニシアティブ（EFA-FTI）
EFAダカール行動の枠組みやMDGsに含まれている「2015年までの初等教育の完全普及」の達成のため、2002年に世界銀行主導で設立された国際的な支援枠組み。2011年11月、FTIは「教育のためのグローバル・パートナーシップ（Global Partnership for Education）」という名称に変更された。

ニジェール「住民参画型学校運営改善計画（みんなの学校プロジェクト）」
自分たちで学校補修を行うコミュニティ住民（写真提供：上村裕之）

注12：成長のための基礎教育イニシアティブ BEGIN：Basic Education for Growth Initiative
注13：万人のための教育 EFA：Education For All
注14：EFAファスト・トラック・イニシアティブ EFA-FTI：EFA Fast Track Initiative
注15：アセアン工学系高等教育ネットワーク AUN/SEED-Net：ASEAN University Network/ Southeast Asia Engineering Education Development Network
エジプト日本科学技術大学 E-JUST：Egypt-Japan University of Science and Technology

Column 1

エクアドル生まれの“あんぱん”完成！

～ 社会的弱者のための職業訓練強化 ～

パン作りを教える満島さん（写真提供：JICA）

アンデス山脈が南北に縦断し、国土の約3分の1が山岳地帯にある南米のエクアドル共和国。豊かな自然に恵まれる一方、約4割の国民は1日の所得が2ドル以下で暮らすなど、貧富の格差が社会問題となっています。この状況を変えようと、エクアドル政府は貧困削減を目的とした「職業能力開発機構（SECAP）」の職業訓練コースに貧困に苦しむ難民、先住民、障がい者などの社会的弱者の受け入れをスタート。しかし、機材や経験・知識の不足から成果が上がらず、2008年にJICAの「社会的弱者のための職業訓練強化」プロジェクトによる支援が開始されました。

プロジェクトのチーフアドバイザーを務める専門家の菊池四郎さんは「成果を根付かせるためには、地域、社会背景、人々の習慣に合った手法を選ばなければいけない。」と語ります。そこでニーズ調査を行い、調理、縫製、電気、建築、機械金属、自動車整備の6分野が設けられました。

その中の一つ、調理分野で活躍しているのが満島裕直（みつしまひろなお）さんです。満島さんはかつて会社勤めをしながら製パンの「師範」資格を取得。その後、転職し、製パン業務に従事した後、JICAシニア海外ボランティアとして途上国への支援活動を始めます。そして2010年からエクアドルの北に位置するインバブーラ州で製パンの指導に携わりました。

「現地の材料を使うレシピを作らねばならず、試行錯誤の毎日でした。また発酵器がないため、保温シートで覆った簡易的な発酵器も作りました。中に電熱器と鍋を入れて温度と湿度を一定に保つようにし、ようやく日本のようなふっくらとしたパンが焼けるようになったんです。」

また、満島さんは衛生管理にも力を注ぎました。地方の集落では上水道やトイレが整備されていない場合が少なくありません。それだけに衛生管理は重要です。満島さんは日本の衛生・品質管理の方法を指導するために、戸棚に収納機材の写真を貼って清掃計画を作るなど工夫を凝らし、整理・整頓、清掃の仕方を徹底しました。

「苦労は多くても、異なる食文化や製パン技術の違いを発見する事ができ、いつも刺激を受けている。」と満島さん。中でも印象的だったのが貧しいアフリカ系住民が暮らすチャルガヤッコ村での黒豆を使った“あんぱん”作りでした。

「黒豆はこの村の唯一の農産物。高地に位置するチャルガヤッコ村は気圧が低く、黒豆が日本の小豆のように柔らかくは煮えてくれません。失敗を繰り返しながら、ようやく圧力鍋を使うなどして日本の味に近い餡子（あんこ）ができあがりました。実はエクアドル人は甘く煮た豆を食べる習慣がないんです。試食のとき、みんなの反応が心配でした。『おいしい、おいしい』と喜んでくれたときは本当にうれしかったです。」

満島さんに指導を受けたチャルガヤッコ村の住民は新たにパン屋を開業するための準備を始めています。目玉商品のアイディアもあります。この村出身のサッカー選手の写真入りあんぱんを売ろうというものです。

「誰でもおいしいものを食べると笑顔になります。みんながおいしいと喜び、幸せになってほしい。」と願う満島さんです。

チャルガヤッコの生徒と試食
（写真提供：満島裕直）

第3節 社会全体にあまねく広がる成長の実現に向けて

経済成長は、社会開発に必要な資金を生み出し、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成を後押しするものです。しかし、すべての経済成長が貧困削減に貢献する訳ではありません。急速な経済成長を実現しようとすれば社会にひずみが生じ得ます。成長の果実やグローバル化（政治、経済、文化など様々な分野において国境を越えて地球規模で人、物、資本、情報、技術等がやりとりされること）の利益がより広く平等に社会全体に行きわたるよう、すべての人に成長のプロセスに参加する機会を与え、社会から置き去りにされることなく（包摂的で）[注16]、誰もが等しく恩恵を受けられる（衡平な）成長が必要とされています。

包摂的で衡平な成長を達成するためには、成長によって生み出された富が貧困層や社会的弱者に基礎的社会サービスを通じて再分配されることが重要です。たとえば、安価で良質な保健医療サービスにより、人々は健康な生活を送りながら経済活動へ参加することが可能になります。また、日本の高度経済成長の経験からも明らかなように、質の高い教育を広く普及させることで、より多くの人が経済成長へ参加できるようになります。労働市場で活躍する人材を育成するための職業訓練や能力構築も必要です。

成長によって生み出された富が、貧困層に行きわたるようにするために、累進課税を含む、より衡平な税制の確立や条件付現金給付（CCT）＊[注17]の取組も注目されます。また、汚職や腐敗は、経済社会格差を拡大させるだけでなく、社会的不平等感を生み、公正で衡平な社会の実現を阻むものです。途上国の行政システム、行政能力、制度等の強化を通じたグッド・ガバナンス（良い統治）の実現も重要です。

2011年6月に東京で開催されたMDGsフォローアップ会合では、持続的で包摂的かつ衡平な経済成長についても議論が行われました。同会合においては、近年、高い経済成長を達成している新興国や途上国が、どのようにして成長をなしとげたかや、衡平性確保のための取組について経験を共有しました。途上国側からは、そのような経済成長を達成するための国際社会からの貢献として、資金ギャップを埋めるだけではなく、知識・経験の格差を埋めるための支援にも期待が寄せられました。

用語解説

＊条件付現金給付（CCT）
妊産婦の定期検診のような保健サービスの利用、学校の出席率といった一定の条件が満たされた場合にのみ、貧困家庭に現金を給付するもの。

マラウイの職業訓練盲学校、生徒が点字の学習をしている（写真提供：佐藤浩治/JICA）

青年海外協力隊員が活動するモロッコの知的障がい者施設（写真提供：久野真一/JICA）

注16：包摂性とは、異なる社会や文化的背景、障がいを含む個人的特性などを理由にして起こる排斥や区別を排し、誰もが対等な関係でかかわり合い、社会や組織の一員として参加できる機会を提供すること。特に、社会的弱者や社会から疎外された集団に対して参加を容易にさせること
注17：条件付現金給付 CCT：Conditional Cash Transfers

Column 2

障がいを持つ人と共生できる世の中に

～ ボリビアの特別支援教育 ～

日本の教育経験を研修員に紹介する上條さん（写真提供:上條貴子）

ボリビア教育省でJICA専門家として活躍する上條貴子（かみじょうたかこ）さんは、1998年に青年海外協力隊員として初めてボリビアに派遣されてから一貫して、ボリビアの特別支援教育への協力に携わっています。上條さんは、特別支援教育を大学で学び、卒業後は小学校や養護学校の教員を務めました。9年にわたる教員生活の後、かねてから関心のあった青年海外協力隊に応募して、首都ラパスから約230km離れたオルロ県の障がい児施設に派遣されました。

活動する中で上條さんは、ボリビアの障がい児とその家族が置かれている厳しい状況に否が応でも気付かされることになりました。ボリビアの障がい児が抱える最大の問題は子どもたちが「見えない存在」であることでした。

子どもが障がいを持っていることすらわからず苦しんでいる親、家に閉じ込められ社会から隠されて行き場を失くした子どもたち、不当な差別を与える学校や教師、障がいを持つことが神の下した罰だと受け止める社会。理不尽な状況の中で必死になって生きる数多くの障がい児とその家族に出会い、その出会いと経験が上條さんをボリビアの障がい児のためにさらにつき動かすことになります。

オルロ県のほかの一般の学校や幼稚園で留年が多いと聞いた上條さんは、「留年するのは障がいがあるからではないか？」と考えました。実際調べてみると多くの問題を持つ児童が障がいのせいで留年している事実が分かりました。そこでオルロの教育委員会の許可を得て、試験的に学校で問題を抱える障がい児のための教室を開き、5歳から15歳の障がい児約40人を受け入れました。上條さんは青年海外協力隊員の任期終了後もボリビアに再び戻り、この教室を維持し、発展させるために、自費によるボランティア、国連ボランティアとしてかかわり続けることになります。

最初のころの教室は上條さんのほかに、地元のボランティアが一人いるだけでしたが、評判を聞いて、入室希望の障がい児が次々に集まり、クラスも当初の2クラスから3クラスに増えました。しかし、二人だけで教室を続けることは難しく、上條さんは、行政の支援を得るため教室を公立学校に認可してもらおうと、担当する教育省に働きかけました。オルロから教育省のある首都ラパスまでは片道約3時間半かかります。上條さんは、時間を見つけては担当官に会いに行き、何度もかけ合いましたが、なかなか首を縦に振ってもらえません。そうこうして、半年が経ったころ、ついに副大臣が公立校に認可する書類にサインをしてくれました。担当官を外出先まで追いかけて説得した上條さんの熱意が報われたのです。

このような上條さんの活動はボリビア側からも評価され、2004年からはJICAのシニア海外ボランティア、そして2010年からは専門家として、現在は教育省でボリビアの国全体の特別支援教育を改善するための支援[*1]を行っています。上條さんが力を入れて取り組んできた事業の一つが、どのくらいの障がい者がボリビアにいるかを把握することです。データの無いことが障がい者への施策を困難にしている状況があったからです。JICAの支援を得て2006年に始まった「全国統一障がい者登録プログラム」は、まさに、この障がい者の実態把握に大いに役立つものとなりました。これは、上條さんのみならず、上條さんの同志であり、自らも車椅子の生活にありながらボリビアの障がい者のために精力的に活動し、二人で力を合わせてこのプログラムの実現に貢献したフェリサ・アリさん（当時、全国障がい者委員会会長）の悲願でもありました。このプログラムによりボリビア政府は「障がい者の存在を公的に認める」ことになりました。障がい者はようやく「見える存在」になったのです。同時にこのプログラムは、ボリビア政府に障がい者政策を考える責任を持たせることになりました。「障がいを持ったすべての人が社会的に認められ、共生できる世の中が築かれていってほしい。」という上條さんたちの願いは産みの苦しみとともに着実な一歩を踏み出したのです。

＊1：特別支援教育教員養成プロジェクト（2010年6月～2012年11月）

研修会で医師と一緒に説明するフェリサ・アリさん（左側）（写真提供：上條貴子）

第3章 新たな援助の方向性

ボリビア「氷河減少に対する水資源管理適応策モデルの開発」ラパス市郊外の観測地点で気象の観測データをパソコンに読み込む日本人専門家とボリビア人技術者（写真提供：久野真一/JICA）

第1節 プログラム・アプローチの強化

日本の経済・財政状況が厳しい中で、国民の幅広い理解を得ながら、限られた予算で最大限の効果を上げるためには、「選択と集中」による戦略的で効果的な援助を行う必要があります。このため「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」（2010年6月発表）においてもプログラム・アプローチ（個別プロジェクトを越えて、特定の開発課題に対し援助手法を組み合わせて取り組む）を強化していく方針を打ち出しました。

これまでは、原則として途上国からのプロジェクトごとの要請に基づいて、個別の支援案件の実施を検討してきたため、支援の必要性や成果を判断するのに、どうしても個別案件（プロジェクト）にのみ着目しがちでした。今後は、途上国との政策協議に基づいて、特定の開発課題の解決に向けた目標を設定した上で、その目標達成に必要な具体的案件を導き出していく、プログラム・アプローチに移行していくことになります。

このやり方により、プログラム目標の達成に必要な個別のプロジェクトについて、無償資金協力、有償資金協力または技術協力といった様々な援助手法を有機的に組み合わせることで、プロジェクト間の相乗効

果を高め、全体としてより大きな成果を上げることが期待できます。また、プログラム目標の達成に必要な投入要素や規模についてある程度予測ができるようになり、相手国政府や他ドナーにとっても中長期的な開発・援助戦略が立てやすくなります。さらに、日本による支援の政策的意図や援助の効果等についてより筋道だった説明が可能となり、政府としての説明責任を果たすことにもつながります。

プログラム・アプローチに試行的に着手するために、既に下記の試験的プログラムを選定しています。今後こうしたプログラムの増加を図ることで、徐々にプログラム・アプローチの浸透・強化に取り組んでいく予定です。

【試験的プログラム】

(1) インドネシア「ジャカルタ首都圏投資促進のための運輸交通環境整備プログラム」
運輸・交通の容量・能力が飽和状態にあるジャカルタ首都圏において、運輸・交通・物流の関連インフラ整備および効率化を通じて、同地域の投資環境・ビジネス環境の改善を目指すもの。

(2) ガーナ「アッパーウエスト州母子保健システム強化プログラム」
日本が重点的に支援を実施しているアッパーウエスト州における母子保健システム（母子保健についての予防や治療サービスを組織的に提供する仕組み）の改善を目指すもの。

(3) タンザニア「コメ生産能力強化プログラム」
日本も主要援助国として援助協調を進めているタンザニアにおいて、特に不安定な生産能力に悩む農業分野に着目し、コメ生産力の増強を目指すもの。

(4) バングラデシュ「基礎教育内容向上プログラム」
就学率が向上している一方で、修了率の低さ（中途退学率や留年率の高さ）が問題となっているバングラデシュにおいて、教育の質を向上させることによって、初等教育の修了率向上を目指すもの。

(5) ラオス「電力整備プログラム」
水力開発のポテンシャルが高いにもかかわらず国内の電力供給力不足および低い電化率に悩むラオスにおいて、安全かつ安定的な電力供給の拡大を目指すもの。

インドネシアの首都ジャカルタ市内の帰宅時間帯の渋滞。公共交通のインフラ整備が求められている（写真提供：久野真一/JICA）

プログラム・アプローチ（イメージ図）

プログラム・アプローチ：援助ニーズの詳細な分析、途上国との政策協議に基づいて、開発課題とその解決に向けた開発目標（プログラム）を設定し、そこから具体的な援助対象（プロジェクト）を導き出していく

（写真提供：篠田有史/JICA）

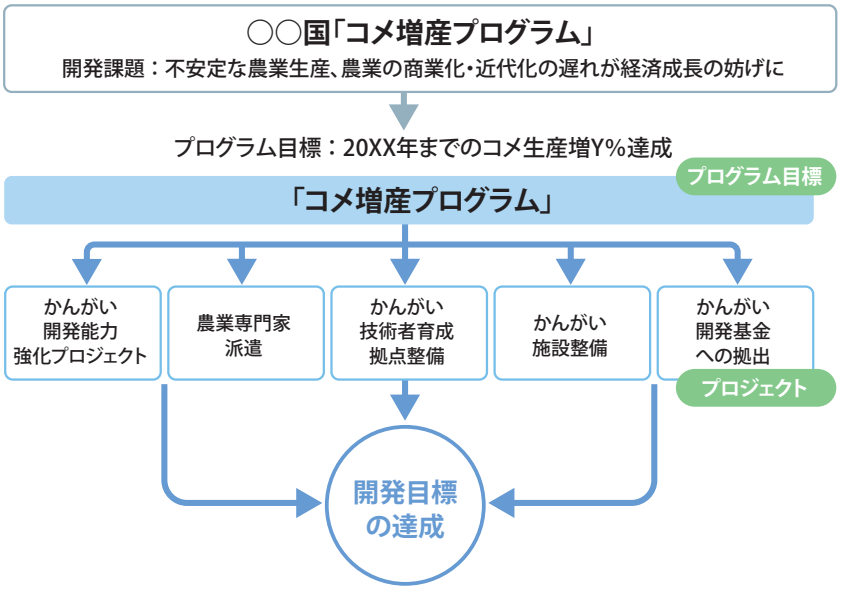

第2節 マルチ・バイ連携

多国間援助（国際機関を通じた援助：マルチ）と二国間援助（バイ）の間の協調を「マルチ・バイ連携」と呼んでいます。マルチ・バイ連携の目的は二点あります。一つは、国際的な援助の流れを二国間の援助政策に反映させるとともに、日本に比較優位がある二国間援助の手法を援助受入国内や国際社会において主流となる考え方にすることです。もう一つは、分野共通の目標の下で、二国間と多国間援助を効果的に組み合わせ、日本が行う援助の効果向上を図ることです。

このような望ましい連携を実現するためには、以下のような取組を行っていく必要があります。

- 日本の援助につき、途上国政府のセクタープラン（分野ごとの開発計画）の下で、プログラム化（個別プロジェクトを越えて、特定の開発課題に対し援助手法を組み合わせて取り組むようにすること）を強化。
- セクタープランの策定・評価および政策協議へ援助国として積極的に参加し、政策を提言。
- 成果の提示方法（指標等）を研究・導入（当該国の関係指標等により成果をモニタリング・評価する）。
- 日本の取組を拡大するための援助協調枠組み*の積極的活用。
- 世界エイズ・結核・マラリア対策基金、世界銀行（日本基金を含む）、UNICEF（ユニセフ）、アジア開発銀行（ADB）[注18]、アフリカ開発銀行（AfDB）[注19]等の国際機関、EFA-FTI（「万人のための教育」ファスト・トラック・イニシアティブ）等との連携。
- 試験的実施国での成果および経験を多国間のフォーラムに積極的に発信。

このような取組を行っていくことにより様々な成果が考えられます。たとえば保健分野では、支援が相手国の中央レベルから地方レベルまで一貫した戦略の下で実施されることによって、成果を定量的に測定できる環境を整えることができます。こうした環境の下では、日本の支援の成果を目に見える形で現地、日本国内、国際社会において効果的に発信することが可能になります。教育分野では、基礎教育分野における課題（障がい児や言語的少数派に属する児童等、疎外された子どもの教育へのアクセス改善、教員育成等の教育の質の向上、学校運営の改善等）に対処するため、一定の成果を上げている日本による支援を、マルチ・バイ連携を通じて拡大し、効果をさらに高めることが考えられます。また、途上国の教育セクタープランの中で、日本の現場での成功例を発信していくことも有効です。このような成果を目指して、引き続きマルチ・バイ連携を促進していきます。

マルチ・バイ連携を積極的に進めているバングラデシュの「母性保護サービス強化プロジェクト」病院で生まれたばかりの赤ちゃんとお母さん（写真提供：岡清香）

用語解説

＊援助協調枠組み

複数の援助国・機関等が開発の優先度について合意を形成し、援助政策や実施方法を統合したり、相互に補い合うために行う一連の活動を規定する枠組みのこと。

注18：アジア開発銀行 ADB：Asian Development Bank
注19：アフリカ開発銀行 AfDB：African Development Bank

第3節 ODA事業の透明性向上と継続的改善

2010年6月に発表した「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」においては、援助の計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、フォローアップ活動（Act）という一連の事業サイクル（英語の頭文字をとって「PDCAサイクル」）の中で、次のような取組を通じて、援助の透明性向上（「見える化」）を進めようとしています。すなわち、第三者の関与を得ることでODAの説明責任の向上を図る、援助の効果を明示する、プロジェクトの現状や成果などを目に見える形にする、わかりやすい評価報告書を作成する、といったものです。これらを通じて援助の透明性を高め、情報開示を強化することとしました。この方針を踏まえ、2011年1月には「戦略的・効果的な援助の実施に向けて～見える化の徹底とPDCAサイクルの強化～」を発表し、10月にはそのフォローアップとして「戦略的・効果的な援助の実施に向けて（改訂版）～ODA事業の透明性向上と継続的改善～」を発表しました。（PDCAサイクルについては150ページ参照）

2011年中の取組としては以下のものを実施しました。計画段階において、国別援助方針を導入しました。これは、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、相手国の開発計画、開発上の課題などを考慮した上で策定する国別の援助方針であり、今後3年をめどに原則としてすべてのODA対象国について策定することとしています。これまでの国別援助計画とその下で策定された事業展開計画を統合し、より簡潔で戦略性の高いものに改編して、「選択と集中」による援助の方向性の明確化を目指します。また、個別の案件については実施に係るPDCAサイクル強化の観点から2011年10月に第1回開発協力適正会議を開催しました。経済界・言論界・NGOなど外部の有識者からなる委員との意見交換を通じて、有償資金協力・無償資金協力・技術協力の個別事業を対象に、調査の段階から適正化を図るものです。評価段階では、外務省におけるODA評価の体制を強化し、その独立性を強化するため、評価機能を2011年4月に国際協力局から大臣官房に移管、ODA評価室を新たに設置するとともに、ODA評価室長には外部から評価専門家を迎えました。JICAにおいては、有益な教訓やモデルが得られそうな案件については、より詳細な事後評価を行うこととし、また、ホームページ上に評価報告書の検索データベースを加えるなど、評価の質の向上と評価情報へのアクセス改善を図りました。

ODAに対する国民の理解と支持をさらに得ていくための広報のあり方として、2010年10月にJICAのホームページ上（外務省ODAホームページから直接リンク）に透明性向上のための「ODA見える化サイト」を立ち上げました。全世界で展開しているODA事業のうち、JICAが実施を担当する有償資金協力、無償資金協力および技術協力の各案件について、各事業の概要、案件の形成から完了までの過程を国民にわかりやすく伝えるため、写真や、事前・事後評価などの情報を随時掲載しています（2011年9月末までに455件を掲載）。現在実施中の案件のみならず、過去10年程度の間に完了した案件にも遡った掲載について、2013年度末を目標に実施する予定であり、できる限り包括的な情報開示を目指しています。日本NGO連携無償資金協力をはじめとする、外務省が実施主体となる無償資金協力の案件についても外務省のホームページに随時掲載しています。

ODA見える化サイト　http://www.jica.go.jp/oda

第4節 インフラ開発を通じた成長の有用性

1. インフラの開発がなぜ途上国の経済成長にとって有益か

貧困削減のためには、地域の経済活動を活性化させ、安定的な雇用を生み出すことが有効な手段となります。経済活動活性化の方策としては、域外からの投資を呼び込むこと、および域内の貿易を活性化させることが考えられます。こうした方策の実現を加速させるために必要となるのが、原材料・製品の輸送網や操業に必要な電力供給など、経済活動を支えるインフラ（経済社会基盤）の整備です。

新成長戦略*においては「パッケージ型インフラ海外展開」*を国家戦略プロジェクトとして掲げ、その取組を強化していますが、これは日本の復興と成長とともに、開発途上国における経済成長と貧困削減に大きく役立つものです。

2. 域外からの投資促進による経済振興

開発途上国への投資を促進することにより、新たな産業の創出、技術移転、雇用促進など多様な効果がもたらされます。企業が活動を行うためには、ソフト・ハード面で様々な要素が必要ですが、中でも重要な要素の一つが、経済活動を支えるインフラの整備です。

日本企業の投資先として期待が高まる地域において、日本政府は、道路・橋梁（きょうりょう）・鉄道・港湾・空港などの輸送網の整備に向けた支援を実施しているほか、情報通信技術、再生可能エネルギーやスマートグリッド（次世代送電網）など、日本が持つすぐれた技術も活用して、電力の安定確保に向けた支援などを進めています。

カンボジア「国道1号線改修計画」この事業により道幅が広げられて渋滞が解消された（写真提供：佐藤浩治/JICA）

3. 地域の経済統合推進による域内貿易活性化

ある地域同士が貿易を行う場合、地理的な距離に比例した物流コストが発生します。一般的には、距離が離れるほど貿易量は低減しますが、輸送インフラを整備することによって、輸送日数の短縮・輸送量の増加を図ることができ、輸送コストを低減させ、貿易を盛んにすることが可能です。物理的に離れた経済圏同士を輸送インフラで連結することで経済圏を新たに統合することができ、その域内における貿易の活性化が期待できます。また、こうした経済統合は、域内の格差是正にも有効です。

日本は、世界各地で経済回廊（20ページ用語解説参照）などの広域インフラ整備の支援を行っており、域内貿易活性化を通じた開発途上国の経済成長実現に取り組んでいます。2010年度においても、日・ASEAN首脳会議で、「ASEAN連結性に関するマスタープラン」（19ページ図版参照）実施に貢献する用意があると表明したほか、第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）フォローアップにおいても、アフリカの成長加速化のためのインフラ整備を掲げるなど、引き続き支援に取り組んでいくことを表明しています。

4. 開発途上国でのインフラ整備を推進するための諸制度

開発途上国でのインフラ整備を支援するために、日本は従来よりODAを様々な形で活用してきました。新成長戦略においては「パッケージ型インフラ海外展開」を国家戦略プロジェクトとして掲げており、開発途上国でのインフラ整備を支援するための諸制度についても、これを発展させ、有効活用するための検討がなされています。

JICAでは、民間企業の知識・経験、資金、技術等を活用するとともに、民間企業の海外展開を後押しするため、官民連携（PPP）インフラの事業化調査の提案を民間より公募し、提案した企業に調査を委託する制度を2010年度より開始しました。また、途上国の開発に寄与する民間事業へ直接の出資・融資を行うJICA海外投融資*制度についても再開し、試験的に行う案件への出資・融資に向けた準備を進めています。

さらに、2011年8月には、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合および外務省における「ODAのあり方に関する検討」[注20]での議論を受け、中進国および中進国を超える所得水準の開発途上国に対し、具体的なパッケージ型インフラ案件の受注や資源獲得等のために直接的に有効であることが確認できる場合には、案件によっては、戦略的かつ例外的に円借款を活用していくことが決定されました。

こうした様々な制度を活用し、開発途上国でのインフラ整備を引き続き支援していきます。

用語解説

＊新成長戦略
日本経済を成長させるための政策。7つの戦略分野①環境・エネルギー、②健康（医療・介護）、③アジア経済戦略、④観光立国・地域活性化、⑤科学・技術・情報通信、⑥雇用・人材、⑦金融、と21の国家戦略プロジェクトを定めた。

＊パッケージ型インフラ海外展開
「新成長戦略」にて、「パッケージ型インフラ海外展開」として官民連携によるインフラ事業展開を推進している。アジアを中心とするインフラ需要に対して、民間企業の取組を支援し、日本企業が電力、鉄道、水、道路事業などの海外でのインフラ整備をめぐり、施設建設などのハードインフラだけでなく、その事業運営に必要な知識・経験、技術の移転、管理運営に関する人材育成などのソフトインフラ整備まで、パッケージ型に支援する考え方。

＊JICA海外投融資
JICAが行う有償資金協力で、日本の民間企業が途上国で実施する開発事業に対し、必要な資金を出資・融資するもの。民間企業の開発途上国での事業は、雇用を創出し経済の活性化につながるが、様々なリスクがあり高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。「海外投融資」は、そのような事業に出資・融資することにより、開発途上地域の開発を支援するもの。支援対象分野は①MDGs・貧困削減、②インフラ・成長加速化、③気候変動対策。円借款は途上国政府に行う経済協力に対して、海外投融資は、日本の民間企業が途上国の政府以外の民間企業と行う活動に対し支援を行うことを通じて開発に貢献するもの。

注20：「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」2010年6月29日付：http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/arikata.html

Column 3

「24時間、365日、いつでも連絡下さい」

～ カンボジアの投資環境整備支援 ～

CDCスタッフと（左端）
（写真提供:今村裕二）

カンボジアは、2001年以降、平均で約8%の高い経済成長率を記録しており、内戦、復興を経て、本格的な経済開発が始まっています。日本は、カンボジアに対し、これまで道路・港湾、電力、通信といった基礎的な経済インフラの整備、農業、上水道、保健、医療、教育など多くの分野で支援してきました。そして、今までの協力を続ける一方、2003年に開発効果のある外国からの直接投資に向けたカンボジアの投資法が改正されると、新たに民間セクターでも援助を始めました。

カンボジアの投資環境整備への日本の支援の一例として、同国唯一の外洋に面した国際港であるシハヌークビル港に対する円借款*1があります。シハヌークビル港の経済特別区の整備は2009年から進められており、2011年度中の完成を控え、日系企業の進出が期待されています。

JICAの投資環境アドバイザーとして、2009年10月からカンボジア開発評議会（CDC）に設置された「ジャパンデスク」に派遣されている今村裕二（いまむらゆうじ）専門家は、カンボジアへの進出に関心のある日系企業に対し、様々なアドバイスをしています。今村さんは、「何か必要な事があれば、24時間、365日体制なので、いつでもご連絡下さい。」とメールアドレスと携帯番号を知らせています。

月曜から金曜の大半は、カンボジアを訪れる日系企業へのプレゼンテーションや相談に費やす今村さんは、そのほかに、休日返上で日系企業を地方の経済特区に案内するなど、仕事は多忙を極めています。必要以上のサービスではないかといわれても、「この時期のカンボジアへの投資企業には、まだまだ、『官』が支援を行わなければならず、手厚く行っていきたい。」と譲りません。また、日本や近隣国でのカンボジアへの投資セミナーでは、政治経済や社会状況のほか、進出した日系企業がカンボジアに駐在員を置く場合を考え、今村さんが自身の足で集めた情報に基づいた現地の生活を紹介し、講義内容は日系企業に好評です。

また、今では活気のあるジャパンデスクですが、今村さんが派遣された当初は、夕方のオフィスにスタッフが誰もいなくなるなど、あまり活用されていませんでした。この状況に対して、「投資を誘致するとカンボジアはどう変わるのか？投資が進んでジャパンデスクに頻繁に人が出入りするようにするために、我々ができることは何か？」という意識をカンボジアのスタッフと分かち合うことが必要と今村さんは感じました。そこで、手始めに、みんなが帰ったオフィスで一人、来客用のテーブルを磨き、ハイビスカスの鉢植えをオフィスの入口に置きました。しばらくすると、次第にスタッフがそれぞれ机の回りの整理をし、また、自発的に会議室の模様替えを行うようになりました。スタッフと投資相談に来る人たちとの打ち合わせが終日続く光景が見られる、今日のジャパンデスクの始まりです。

カンボジアは、「中国プラスワン」、「ベトナムプラスワン」（中国、ベトナムに次ぐ有望な投資先としてのカンボジアを端的に表現するいい方）として注目を浴びています。

「現在のカンボジアの状況は、私が商社員として駐在していたころのベトナムの経済成長初期によく似ています。この数年間がカンボジアの経済発展にとって勝負の年です。」と語る今村さんです。

＊1：シハヌークビル港経済特別区開発計画

日系企業に投資の説明をする今村さん（スクリーン近く左側）
（写真提供:今村裕二）

第5節 環境・気候変動分野への協力と途上国で活かされる日本の技術

気候変動は、干ばつや洪水などの異常気象や温暖化による海面上昇など生活環境に様々な影響を及ぼします。これらに効果的に対処するためには、資金や技術、知識、インフラ、管理能力などの経済社会環境を整備する必要がありますが[注21]、特に開発途上国では、そのような資金や技術、知識が不足しているため、気候変動への取組が遅れがちです。このため、たとえば、自然災害が起きたときに対応が不十分だったり、遅れたりすることにより被害が拡大してしまう場合があります。2010年、日本はこうした開発途上国の自然災害に対処する能力の向上のため、災害対策用の資機材の調達資金を供与する無償資金協力を、アジア、アフリカを中心とする25か国において実施しました。2011年にカンボジアで集中豪雨などが発生した際には、この協力により供与された日本製の重機が洪水で決壊した堤防などの修復作業で活躍し、カンボジア政府から感謝されました。

また、気候変動に伴い、地域によっては降水量の減少や干ばつの発生などにより水不足に陥りやすくなることが懸念されており、安全な水へのアクセスの確保も課題になっています。2010年には、砂漠地域にあり水不足の著しいチュニジア南部の都市で、安定した水の供給を確保するため、日本の技術を用いた、塩分濃度の高い地下水を淡水化する施設の調達資金を供与する無償資金協力を実施しました。

気候変動の原因となる温室効果ガスは、先進国のみから排出されているものではありません。世界の排出量の半分以上は、京都議定書において、排出削減義務を負わない開発途上国から排出されています。世界全体での排出削減を達成するためには、こうした開発途上国から排出される温室効果ガスの削減にも努める必要があります。このため、先進国には、排出削減を進めていく能力や資金が不足している開発途上国の取組を積極的に支援していくことが求められています。

2010年、日本は、大規模な干ばつのために水力発電による電力供給が減少し、電力不足が深刻化しているケニアにおいて、地熱発電所を建設する円借款を供与しました。この協力では、日本のすぐれた地熱発電用の蒸気タービンを用いることで、ケニアの電力供給を安定させるばかりでなく、同規模の火力発電を用いた場合に比べて温室効果ガスの排出を削減することが期待されています。

多くの開発途上国では、気候変動問題のみならず、急速な経済成長や都市化による大気汚染、下水道が十分に整備されていないことによる水質汚濁など、様々な環境問題に直面しています。2009年、日本は、交通渋滞とそれに伴う大気汚染が深刻なインドネシアのジャカルタ首都圏において、都市高速鉄道システムを整備する円借款を供与しました。また、同年には、十分に処理されていない下水の海への流出が沿岸部の水質汚濁の原因となっているパプアニューギニアの首都ポートモレスビー市において、下水道施設を整備する円借款を供与しました。

開発途上国におけるこうした環境・気候変動分野の協力には、日本の企業が参加し、日本のすぐれた環境関連技術やインフラ関連技術が応用されているものがたくさんあります。

日本としては、これらの取組を政府・民間ともによく連携しながら行うことにより、日本のすぐれた技術がますます多くの開発途上国で活かされ、また、開発途上国の環境・気候変動問題への取組の助けになることを期待して、今後も支援を実施していきます。

ブラジル「ビリングス湖流域環境改善計画」では、下水道の整備、湖周辺住民の生活環境の向上、環境保全を目指す（写真提供：久野真一/JICA）

注21：ここで述べられているように、気候変動やそれに伴う気温・海水面上昇などに対して、対処療法的に、たとえば、護岸工事や土壌の栄養改善、伝染病予防などを行うことを「適応」と呼ぶ。一方で、時間はかかるが根本的な解決を図るため、エネルギーの効率的な利用や省エネ、二酸化炭素の回収・蓄積、吸収源の増加などを行うことを「緩和」という

第6節 紛争、テロ問題の根本的解決に向けたODAの活用

現在も世界各地では紛争が続き、また紛争が終結した場合であっても、再び紛争状態に陥る危険性を抱えた国が数多くあります。国連開発計画（UNDP）がまとめた「人間開発報告書2005」によれば、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に最も遠いと思われる34の開発途上国のうち、22か国が紛争継続中、または紛争後の不安定な状況にあります。また、紛争から立ち直ったばかりの国のうち、約4割（アフリカのみに注目すれば約6割）が、再び紛争状態に陥っています。

紛争により疲弊し、統治能力を失った、いわゆる「破綻国家」がテロ活動の拠点となり、周辺地域や世界全体に対する脅威となる危険性もあります。たとえば、アフガニスタンでは、依然として武装勢力によるテロが続いています。アル・カーイダに代表されるように、テロ組織は国際化され、先進国でテロを起こす例もあります。2010年だけでも、アフガニスタンやパキスタン、イラク各地での自爆テロのほかに、3月のロシア・モスクワ地下鉄における連続爆弾テロや、5月の米国・ニューヨーク・タイムズスクエア爆弾テロ未遂、12月のスウェーデン・ストックホルム中心部における自爆テロといった事件が発生するなど、テロ問題は、引き続き国際社会共通の脅威、課題となっています。

自国の安全と繁栄が国際社会の平和と安定の上に成り立っている日本は、紛争やテロ問題の解決に向けた取組をこれまで積極的に行ってきました。たとえば、アフガニスタンやイラクなどの国々において、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）[注22]や警察支援、地雷の除去などに対する支援です。また、アフガニスタンでは、2011年7月から開始された治安権限移譲プロセスの着実な進ちょくと治安の安定を目的として、警察官の給与・訓練支援、識字教育などの取組を行っています。日本と特に関係の深い東南アジア諸国に対しては、出入国管理、航空・港湾における保安、税関、法執行などの分野で、国際的なテロ防止対策に役立つ様々な支援を行っています。

依然として紛争やテロが続く中、日本は国際社会の責任ある一員として、より効率的、効果的な取組を行っていく必要があります。たとえば、2011年7月に公表された「『PKOの在り方に関する懇談会』中間取りまとめ」では、オールジャパンとしての連携の強化として、国連PKOなどの平和維持活動とODAを含む外交活動との戦略的かつ効果的な連携が提案されています。今後も日本は、グローバルな安全保障環境を改善し、日本の安全と繁栄の確保につながるよう、貧困削減、紛争、テロ問題の根本的な原因の解決などのために、ODAのより適切な活用を模索していきます。

アフガニスタン「基礎職業訓練プロジェクト」職業訓練センターで学ぶ電気・電子科の学生
（写真提供：レイモンド ウィルキンソン/JICA）

注22：元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰 DDR：Disarmament, Demobilization and Reintegration

第Ⅲ部

2010年度の政府開発援助実績

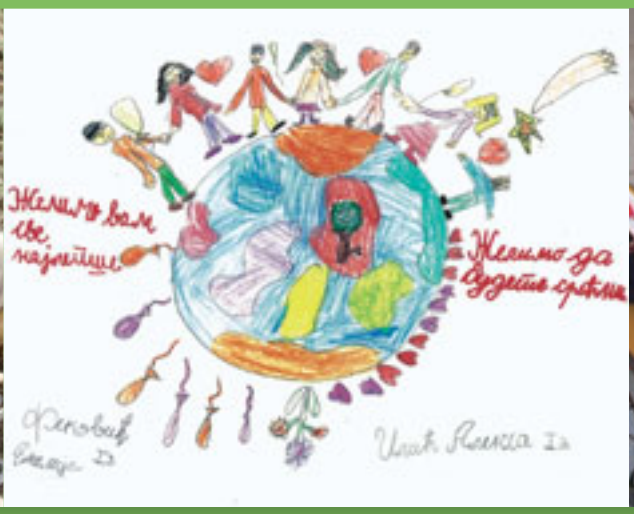

第1章 実績から見た日本の政府開発援助 ……48
第2章 日本の政府開発援助の具体的取組 ……54
- 第1節　政府開発援助大綱の基本方針に関連した取組 ……55
- 第2節　課題別の取組 ……57
- 第3節　地域別の取組 ……103
- 第4節　援助実施の原則の運用 ……135
- 第5節　援助政策の立案および実施における取組 ……137

第1章 実績から見た日本の政府開発援助

2010年、日本の政府開発援助（ODA）の支出純額は110億2,098万ドルで世界第5位、支出総額は188億2,818万ドルで世界第2位の実績でした。

セネガルで住民の栄養改善のために空心菜を提案する栄養士と村落開発普及員の青年海外協力隊（写真提供：廣部えりな）

2010年の日本の政府開発援助（ODA）実績は、支出純額で二国間ODAが約73億3,697万ドル（約6,439億円）、国際機関に対する出資・拠出などが約36億8,400万ドル（約3,233億円）、ODA全体では対前年伸び率16.4％増の約110億2,098万ドル（約9,672億円）となりました。[注1]なお、政府貸付などの回収額を算定に入れない支出総額でのODA実績は、対前年伸び率14.5％増の約188億2,818万ドル（約1兆6,524億円）です。[注2]

＜ 実績の分析 ＞

2010年の日本のODA実績（支出純額）は、前年に比べ約16.4％増で、OECD-DAC（ダック）[注3]加盟国における順位は、米国、英国、ドイツ、フランスに次いで、2009年と変わらず第5位となりました。また、支出総額での順位も前年と同様第2位となりました。

2010年ODA実績（支出純額）の内訳は、二国間ODAが全体の約66.6％、国際機関を通じたODAが約33.4％です。開発途上国との協議の上で実施される二国間ODAは、日本と被援助国との関係強化に貢献することが期待されます。一方、国際機関を通じたODAでは国際機関の専門的知識や政治的中立性を活用でき、さらに二国間援助が届きにくい国・地域への支援が可能です。日本は、これら二国間援助および国際機関を通じた支援を柔軟に使い分けるとともに相互の連携を図り、適切に援助が供与されるよう努力しています。

注1： 東欧諸国および卒業国向け実績ならびに欧州復興開発銀行（EBRD）向け拠出金の一部を除く。なお、四捨五入の関係上、図表などの合計が一致しない場合がある
注2： 支出総額（グロス）と支出純額（ネット）の関係は次のとおり　支出純額=支出総額－回収額（被援助国から援助供与国への貸付の返済額）
注3： 経済協力開発機構開発援助委員会 OECD-DAC：Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee

二国間ODA（支出純額）を援助手法別に見ると、無償資金協力として計上された実績は約34億6,374万ドル（約3,040億円）で、ODA実績全体の約31.4％となっています。うち、国際機関を通じた贈与は、約12億6,902万ドル（約1,114億円）で全体の約11.5％です。さらに技術協力は約34億7,848万ドル（約3,053億円）で、全体の約31.6％を占め、政府貸付などは約3億9,475万ドル（約346億円）となっています。[注4]

地域別の二国間ODAは次のとおりです。

（　）内の値は支出総額ベース

- アジア：約25億2,832万ドル（約81億591万ドル）
- 中東・北アフリカ：約15億9,176万ドル（約23億3,990万ドル）
- サブサハラ・アフリカ：約17億3,275万ドル（約18億3,529万ドル）
- 中南米：約－3億4,355万ドル（約10億555万ドル）
  ※マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示します
- 大洋州：約1億7,629万ドル（約1億9,687万ドル）
- 欧州：約1億8,051万ドル（約2億3,245万ドル）
- 複数地域にまたがる援助：約15億6,195万ドル（約15億6,195万ドル）

図表 III-1　2010年の日本の政府開発援助実績

援助実績（2010年（暦年）） 援助形態	ドル・ベース（百万ドル） 実績	前年実績	対前年伸び率（%）	円ベース（億円） 実績	前年実績	対前年伸び率（%）
無償資金協力	3,465.59	2,377.01	45.8	3,041.42	2,220.13	37.0
債務救済	20.88	68.33	−69.4	18.33	63.82	−71.3
国際機関を通じた贈与	1,269.15	825.90	53.7	1,113.81	771.39	44.4
上記項目を除く無償資金協力	2,175.56	1,482.78	46.7	1,909.28	1,384.91	37.9
無償資金協力（東欧および卒業国向け実績を除く）	3,463.74	2,374.26	45.9	3,039.80	2,217.56	37.1
債務救済	20.88	68.33	−69.4	18.33	63.82	−71.3
国際機関を通じた贈与	1,269.02	825.81	53.7	1,113.70	771.30	44.4
上記項目を除く無償資金協力	2,173.84	1,480.12	46.9	1,907.77	1,382.43	38.0
技術協力	3,488.50	3,194.75	9.2	3,061.53	2,983.90	2.6
技術協力（東欧および卒業国向け実績を除く）	3,478.48	3,118.40	11.5	3,052.74	2,912.58	4.8
贈与計	6,954.09	5,571.76	24.8	6,102.95	5,204.03	17.3
贈与計（東欧および卒業国向け実績を除く）	6,942.23	5,492.65	26.4	6,092.54	5,130.14	18.8
政府貸付等	473.95	684.20	−30.7	415.94	639.05	−34.9
（債務救済を除く政府貸付等）	480.77	749.68	−35.9	421.93	700.20	−39.7
（貸付実行額）	8,323.84	7,754.65	7.3	7,305.05	7,242.84	0.9
（回収額）	7,849.88	7,070.44	11.0	6,889.10	6,603.80	4.3
（債務救済を除く回収額）	7,843.07	7,004.97	12.0	6,883.12	6,542.64	5.2
政府貸付等（東欧および卒業国向け実績を除く）	394.75	683.56	−42.3	346.43	638.44	−45.7
（債務救済を除く政府貸付等）	401.57	749.03	−46.4	352.42	699.60	−49.6
（貸付実行額）	8,201.95	7,667.66	7.0	7,198.08	7,161.59	0.5
（回収額）	7,807.20	6,984.10	11.8	6,851.65	6,523.15	5.0
（債務救済を除く回収額）	7,800.39	6,918.63	12.7	6,845.67	6,462.00	5.9
二国間政府開発援助計	7,428.04	6,255.97	18.7	6,518.89	5,843.07	11.6
二国間政府開発援助計（東欧および卒業国向け実績を除く）	7,336.97	6,176.21	18.8	6,438.97	5,768.58	11.6
国際機関向け拠出・出資等	3,684.00	3,294.58	11.8	3,233.10	3,077.13	5.1
国際機関向け拠出・出資等（EBRD向け拠出金の一部を除く）	3,684.00	3,290.37	12.0	3,233.10	3,073.21	5.2
政府開発援助計（支出純額）	11,112.04	9,550.54	16.3	9,751.99	8,920.21	9.3
政府開発援助計（支出純額） （東欧および卒業国向け実績ならびにEBRD向け実績の一部を除く）	11,020.98	9,466.58	16.4	9,672.07	8,841.79	9.4
政府開発援助計（支出総額）	18,961.92	16,620.99	14.1	16,641.10	15,524.00	7.2
政府開発援助計（支出総額） （東欧および卒業国向け実績ならびにEBRD向け実績の一部を除く）	18,828.18	16,450.69	14.5	16,523.72	15,364.94	7.5
名目国民総所得（GNI）速報値　（単位：10億ドル、10億円）	5,602.75	5,180.47	8.2	491,700.60	483,855.80	1.6
対GNI比（%）	0.20	0.18		0.20	0.18	
対GNI比（%）：（東欧および卒業国向け実績ならびにEBRD向け実績の一部を除く）	0.20	0.18		0.20	0.18	

＊1　卒業国で実績を有するのは次の12か国・地域（アラブ首長国連邦、イスラエル、カタール、キプロス、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スロベニア、バーレーン、ブルネイ、香港、マルタ）
＊2　2010年DAC指定レート：1ドル=87.7606円（2009年比、5.6394円の円高）
＊3　四捨五入の関係上、各形態の計が一致しないことがある
＊4　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む
＊5　債務救済には、円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない
＊6　OECD-DAC統計作業部会の決定により、欧州復興開発銀行（EBRD）向け拠出金の一部を政府開発援助として計上している

注4：換算率：2010年 1ドル＝87.7606円、2009年 1ドル＝93.4000円（OECD-DAC指定レート）

図表 III-2　日本の二国間政府開発援助の地域別配分の推移

●支出総額ベース

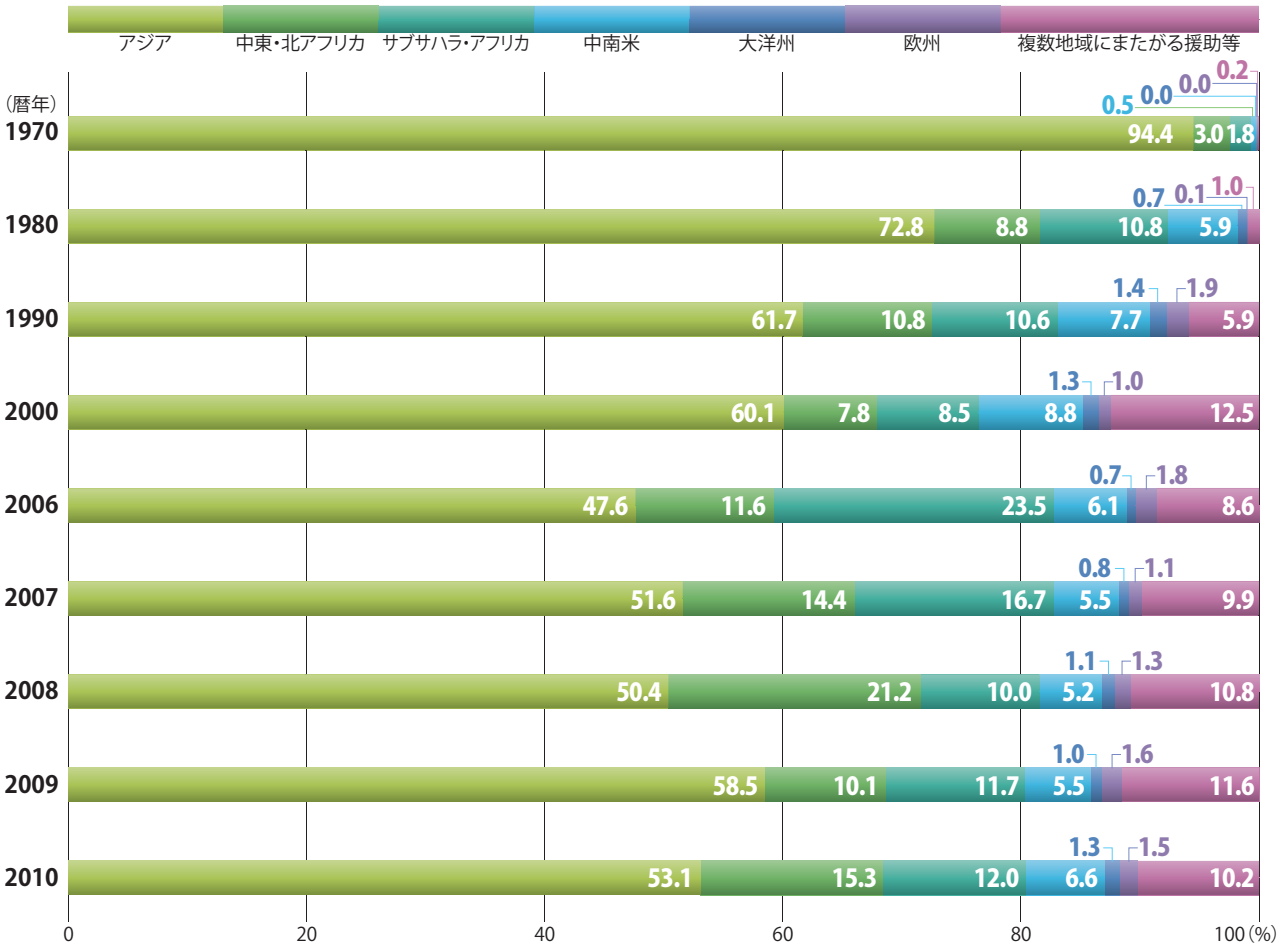

＊1　1990年以降の欧州地域に対する実績には東欧向け援助を含む
＊2　複数地域にまたがる援助等には、各地域にまたがる調査団の派遣や行政経費、開発啓発費などを含む

図表 III-3 主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移

●支出純額ベース

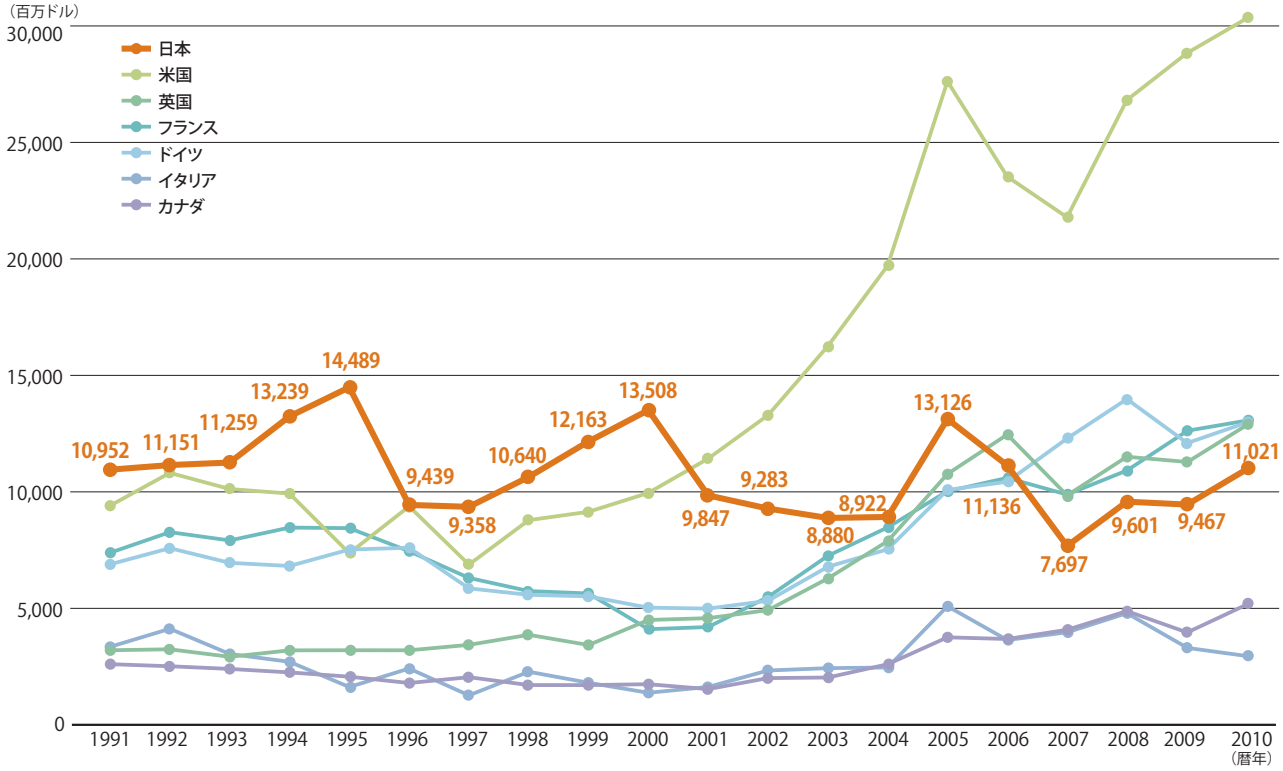

●支出総額ベース

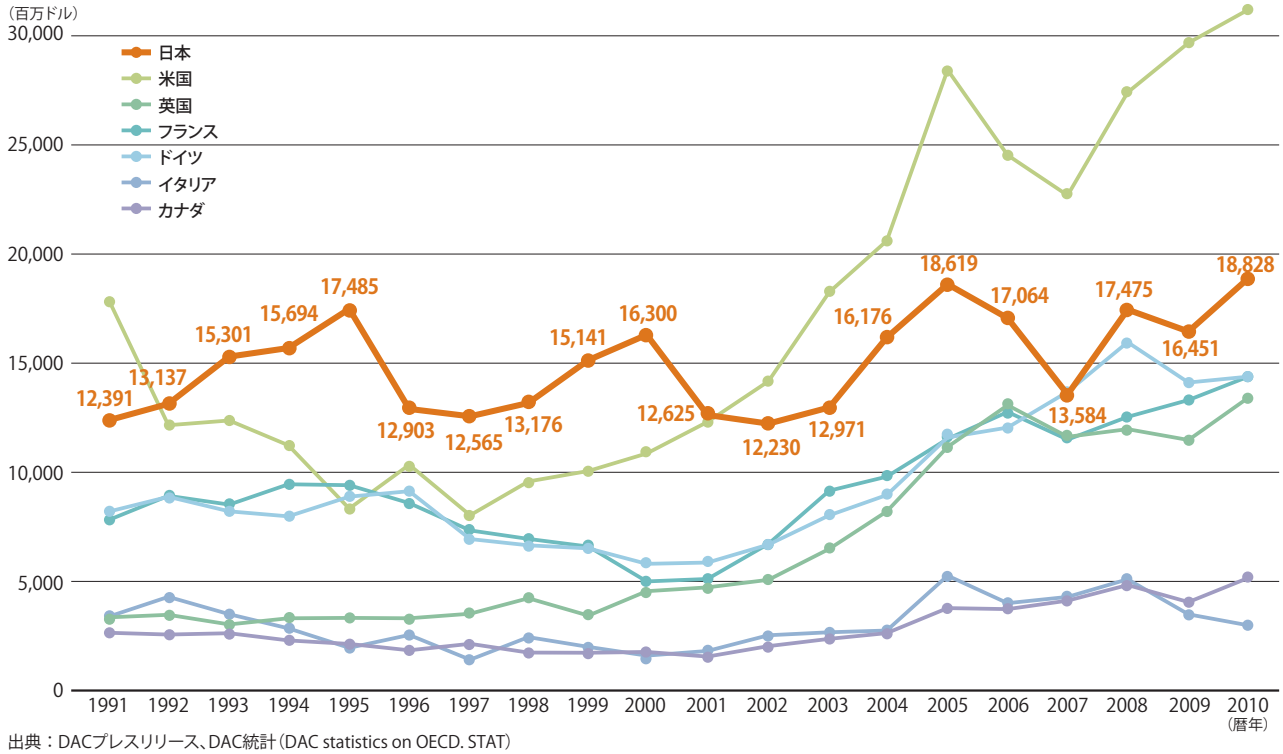

出典：DACプレスリリース、DAC統計（DAC statistics on OECD. STAT）

＊1 東欧および卒業国向け援助を除く
＊2 1991年、1992年の米国の実績値は、軍事債務救済を除く

図表 III-4　DAC諸国における政府開発援助実績の国民1人当たりの負担額

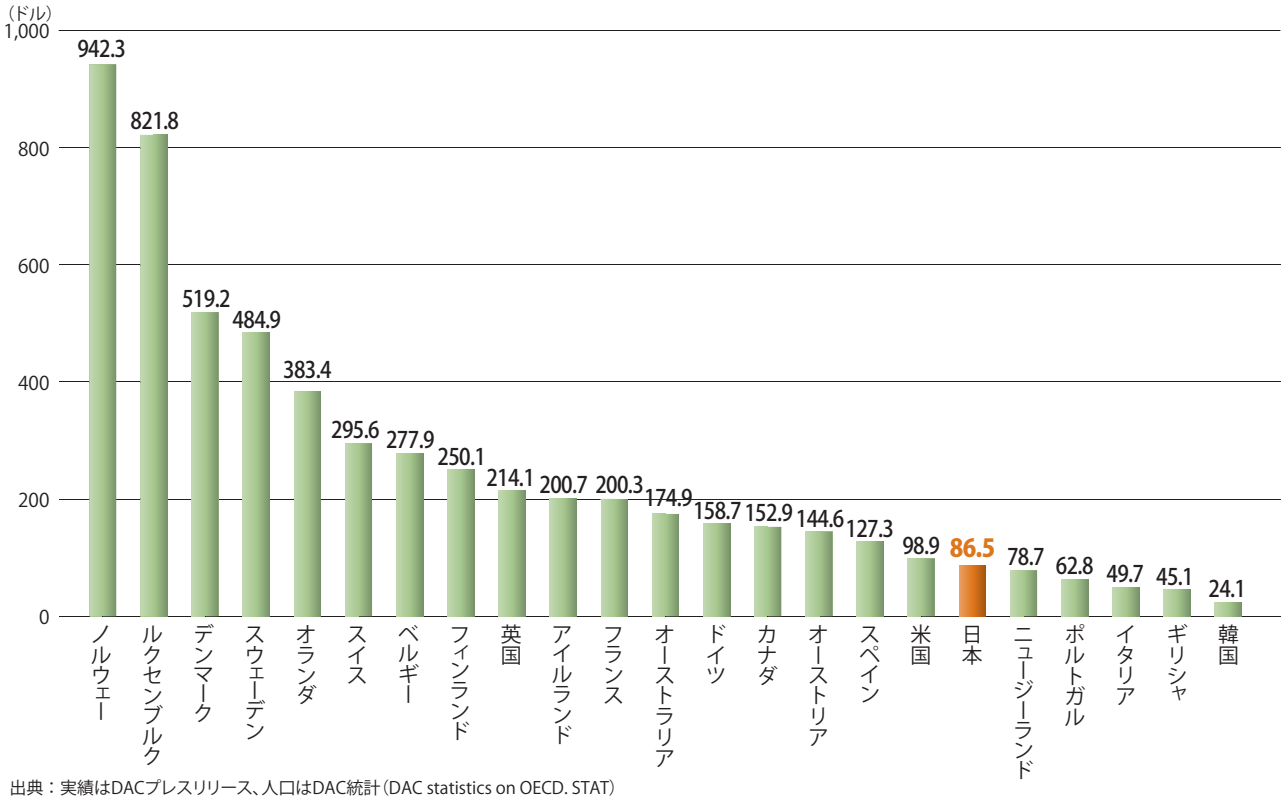

出典：実績はDACプレスリリース、人口はDAC統計（DAC statistics on OECD. STAT）
＊ 東欧および卒業国向け援助を除く

図表 III-5　DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比

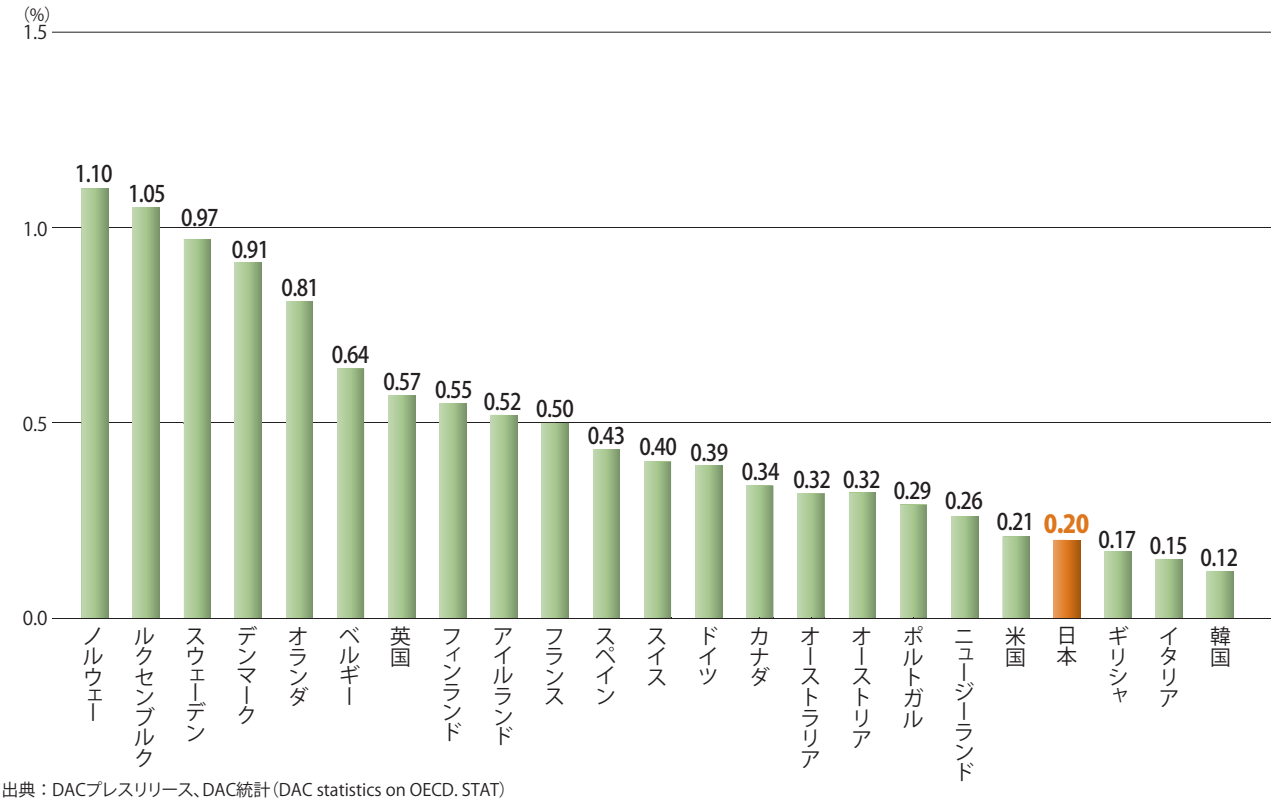

出典：DACプレスリリース、DAC統計（DAC statistics on OECD. STAT）
＊ 国名は政府開発援助対GNI比の順

図表 III-6 日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比の推移

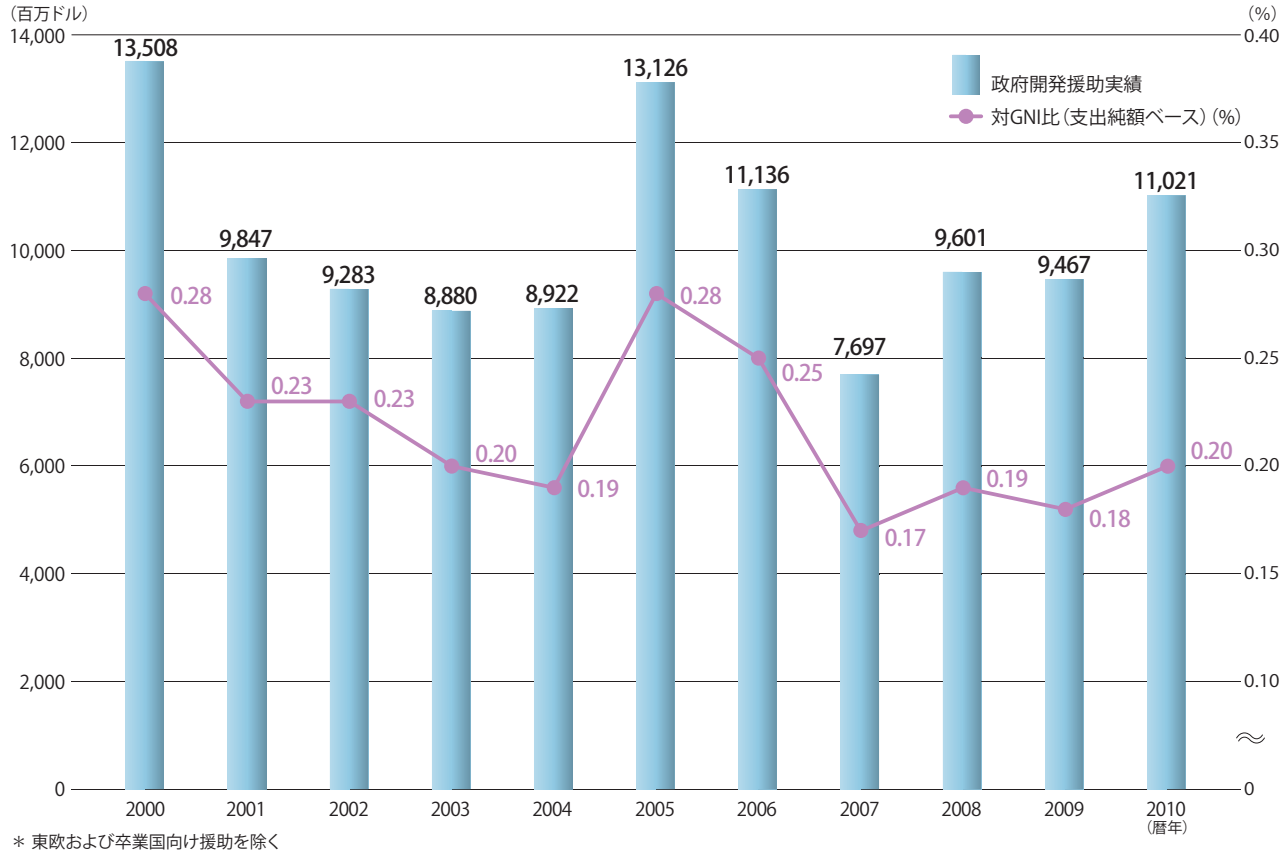

＊ 東欧および卒業国向け援助を除く

第2章 日本の政府開発援助の具体的取組

本章では、5つの視点（第1節～第5節）から日本が世界で行っている政府開発援助（ODA）の具体的な取組について紹介していきます。

セネガルの青年海外協力隊員が作成した地域と学校の紹介ビデオを見て喜ぶ子どもたち。学校に通わない子どもたちにも学校に興味を持ってもらった（写真提供：廣部えりな）

日本のODA政策は、「政府開発援助（ODA）大綱」（196ページ参照）に沿って開発途上国それぞれに対する取組を進めています。まず第1節では、日本が開発途上国に対してODAを行っていく上で基本となるODA大綱やこの大綱に基づく諸政策がどのような内容によって構成されているかを示します。

第2節は、ODA大綱が掲げる「貧困削減への取組」「持続的成長への取組」「地球規模課題への取組」、そして「平和の構築」について、個々の課題をさらに細かい分野に分けながら、日本がそれぞれの分野においてどのような取組を行っているかを紹介します。

一方、世界は地域や国によって経済・社会環境や文化が大きく異なるため、抱えている問題も違います。第3節では、地域ごとに日本が取り組んでいる開発援助についての具体的な事例を挙げます。地域区分は、東アジア、南アジア、中央アジア・コーカサス、サブサハラ・アフリカ、中東・北アフリカ、中南米、大洋州、欧州の8地域です。

政府は、ODA大綱の援助理念に基づき、国連憲章の諸原則などを踏まえた上で、開発途上国の援助需要、経済や社会の状況、二国間の関係などを判断し、開発援助を行っています。第4節では、日本のODAはどのような点に配慮しながら運用されているかを具体的に説明します。

そして、最後の第5節は、ODAがどのような体制で行われているのか、そしてODAをより効率的・効果的なものにするために進めるべき一連の改革措置を、「援助政策の立案および実施体制」「国民参加の拡大」「戦略的・効果的な援助の実施のために必要な事項」の3つに分けて紹介します。

第1節 政府開発援助大綱の基本方針に関連した取組

現行の日本のODA政策の理念や原則は、ODA大綱によって定められています。このODA大綱の下に、ODA中期政策、国別援助方針、分野別開発政策、国際協力重点方針、そして事業展開計画が置かれています。本節においては現行の政策的枠組みについて説明していきます。

1. 政府開発援助大綱

現行のODA大綱（2003年8月改訂）は、「I. 理念」、「II. 援助実施の原則」、「III. 援助政策の立案及び実施」、「IV.ODA大綱の実施状況に関する報告」から構成されています。

「I. 理念」では、ODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」としています。そのために日本は、①良い統治に基づく「開発途上国の自助努力支援」、②個々の人間に着目した支援を実施するための「人間の安全保障」の視点、③社会的弱者の状況（特に女性の地位向上）、貧富の格差や地域格差などを考慮した「公平性の確保」、④日本の経験、技術、人材などを開発途上国の発展に活かす「我が国の経験と知見の活用」、⑤国際機関や他の援助国、NGO、民間を含む様々な開発主体との連携を図る「国際社会における協調と連携」という5つの基本方針を掲げています。これらの目的および基本方針に基づき、①「貧困削減」、②「持続的成長」、③「地球的規模の問題への取組」、④「平和の構築」を重点的に取り組む課題としています。

「II. 援助実施の原則」では、環境と開発の両立やODAの軍事的利用の防止、開発途上国における民主化の促進などに注意を払い、援助を行うこととしています。

「III. 援助政策の立案及び実施」では、政府全体として一体性と一貫性のあるODA政策の立案・実施を行うことで、日本のODAの戦略性や機動性、効率性を高めていくことが重要であるとしています。また、ODAの原資は国民の税金であることから、国民の理解を得ることに努力することを明記しています。

「IV.ODA大綱の実施状況に関する報告」では、援助の実施状況については、毎年ODA白書を通して閣議報告することとしており、ODA実施に関する説明責任を明確にしています。

2. 政府開発援助中期政策

ODA中期政策（202ページ参照）は、ODA大綱のうち、より具体的に示すべき事項を中心として、日本の考え方やアプローチ、具体的取組について記載しています。2005年2月に改訂された中期政策では、①人間の安全保障の視点、②貧困削減、持続的成長、地球的規模の問題への取組および平和の構築といった重点課題、③効率的・効果的な援助の実施に向けた方策を取り上げています。

3. 国別援助方針

国別援助方針は、援助相手国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、その国の開発計画、開発上の課題等を総合的に検討して作成する日本の援助方針であり、5年を目途に改訂していくこととしています。2009年までは、「国別援助計画」として28か国について策定してきましたが、2010年に発表した「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」を受け、より簡潔で戦略性の高いものに改編していくよう、①名称を「国別援助計画」から「国別援助方針」へ変更、②原則としてすべてのODA対象国について国別援助方針を策定、③内

容を簡素化し、策定の過程を短期化・迅速化、④事業展開計画を国別援助方針の付属文書として統合することとしました。この方針に沿って、2011年度から3年にわたり毎年40か国から50か国程度を対象に、被援助国における在外公館（海外の日本大使館・総領事館）やJICA現地事務所等で構成される「現地ODAタスクフォース」（巻末用語集参照）等の意見を十分踏まえながら策定しています。

ODA政策の枠組み

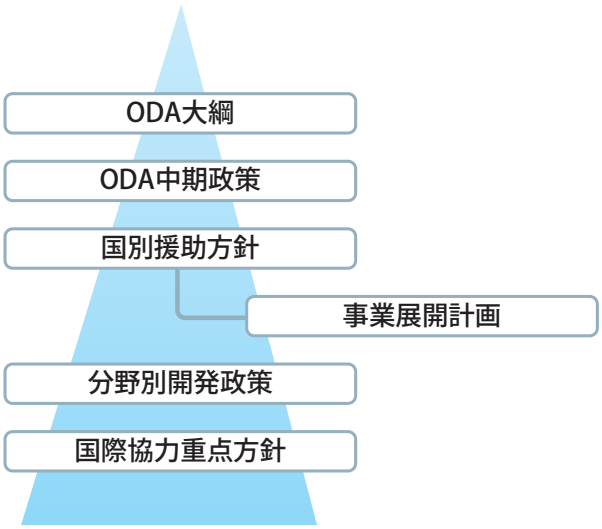

4. 分野別開発政策

分野別開発政策は、国際社会での議論を踏まえつつ、保健、教育、水・衛生、環境といった分野ごとの援助を効果的に実施するために策定しています。つまり、分野別の開発イニシアティブの策定を通じ、分野別開発政策をODA案件の計画・立案などに反映させます。中長期的にも援助相手国にとって望ましい援助となるよう取り組んでいます。ODA大綱やODA中期政策、国別援助方針に加えて「分野別開発政策」を策定することは、日本の援助指針をより明確にし、ODAの取組をわかりやすくしています。

5. 国際協力重点方針

国際協力重点方針は、年度ごとに、日本の外交政策の進展や、新たに発生した開発課題などに素早く対応するために重点事項を明確にし、各年度の案件の企画・立案に反映させることを目的として、2007年度から策定しています。2010年度は、①ミレニアム開発目標（MDGs）[注5]の達成に向けた取組の支援と人間の安全保障の推進、②気候変動分野における途上国支援の実施、③アジアの発展促進と日本企業の途上国での活動環境の整備、④テロの脅威に対処するためのアフガニスタン・パキスタン支援、⑤NGO（非政府組織）の活動支援と、その連携の強化、の5点に重点を置いて国際協力を実施しました。

6. 事業展開計画

事業展開計画は、原則として、日本のODA対象国すべてについて国別に作成します。実施決定から完了までの段階においてその国のODA案件を、その国ごとに設定した援助を行う際の重点分野・開発課題・協力プログラムに分類して、一覧できるようにまとめました。こうして様々な援助手法を一体的に活用して、効率的かつ効果的にODAを企画、立案、実施することを目指しています。このことは、援助がどのように実施されていくか把握する予見可能性にも役立っています。なお、「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」を受け、今後は事業展開計画を国別援助方針の付属文書として統合することにしています。

注5： ミレニアム開発目標 MDGs：Millennium Development Goals（10ページ図版参照）

第2節 課題別の取組

ODA大綱では、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への取組、および平和の構築の4つを重点課題として掲げています。本節では、これらの課題について最近の日本の取組を紹介します。

1. 貧困削減

(1) 教育

教育は、貧困削減のために必要な経済社会開発において重要な役割を果たします。また個人個人が持つ才能と能力を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にし、他者や異文化に対する理解を育み、平和の礎となります。ところが、世界には学校に通うことのできない子どもが約6,700万人もいます。最低限の識字能力(簡単で短い文章の読み書きができること)を持たない成人も約8億人にのぼり、その約3分の2は女性です。[注6]このような状況を改善するために、国際社会は「万人のための教育(EFA)」(34ページ用語解説参照)を実現しようとしています。

＜日本の取組＞

日本は従来から、「国づくり」と「人づくり」を重視して、開発途上国の基礎教育*や高等教育、職業訓練の充実などの幅広い分野において教育支援を行っています。2002年に「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN)」[注7]を発表し、日本は、①教育を受ける機会の確保、②教育の質の向上、③教育行政・学校運営方法の改善を重点項目に、学校建設などのハードや教員の養成などソフトの両面を組み合わせた支援を行ってきています。

2010年に日本は、2011年からミレニアム開発目標(MDGs)の達成期限である2015年までの間の新教育協力政策として「日本の教育協力政策 2011-2015」を発表しました。(MDGsについては10ページ図版参照)新政策では、①基礎教育の支援、②基礎教育後の支援(初等教育終了後の中等教育、職業訓練、高等教育等)、③紛争や災害の影響を受けた脆弱国への支援の3つに力を注ぎ、2011年からの5年間で35億ドルの資金的支援を約束しています。日本は、質の高い教育環境を整えること

セネガルの小学校で青年海外協力隊員が折り紙を教える(写真提供:斎藤健介)

注6:(出典)UNESCO「EFAグローバル・モニタリング・レポート2011」
注7:成長のための基礎教育イニシアティブ BEGIN:Basic Education for Growth Initiative

を目指し、疎外された子どもや脆弱国など支援が届きにくいところにも配慮し、初等教育の修了者が継続して教育を受けられるような支援を行っていきます。この支援によって少なくとも700万人の子どもに質の高い教育環境を提供します。また、この新政策において日本は、基礎教育支援モデルとして、すべての子どもたちに教育の機会を提供することを目指す「スクール・フォー・オール」を提案し、学校・地域コミュニティ・行政が一体となって、①質の高い教育（教師の質）、②学校運営の改善、③貧困層、女子や障がい児など就学が困難な状況の子どもたちへの取組、④安全な学習環境（学校施設整備や栄養・衛生面）など様々な面での学習環境の改善に取り組んでいきます。

2011年6月に東京で開催したMDGsフォローアップ会合の教育分科会では、教育の質の改善等をテーマとして議論を行い、効果的な取組例をまとめた文書を作成しました。

また、2015年までに初等教育を完全普及することを目指す国際的な枠組みである「ファスト・トラック・イニシアティブ（FTI）」（34ページ用語解説参照）に関しては、2008年1月から日本はG8議長国として共同議長および運営委員を務め、FTIの議論および改革への取組に積極的に参加してきています。そして、FTIの関連基金に対して、2007年度から2010年度までに総額約550万ドルを拠出しました。

2008年4月、日本は、「万人のための教育（EFA）」の自立と持続可能性に関する国際シンポジウムにおいて、質・量両面における基礎教育のさらなる充実、基礎教育を超えた多様な教育段階における支援の強化、教育と他分野との連携、内外を通じた全員参加型の取組を重視すべきとのメッセージを発信しました。その具体的な取組として、2008年からの5年間で、アフリカにおいて約40万人の子どもに役立つ約5,500教室から構成される小中学校1,000校を建設し、約10万人のアフリカの理数科教員（全世界で約30万人）の能力を向上し、アフリカにおける学校運営改善の取組を1万校まで拡大することを表明し、着実に実施しています。

バングラデシュで青年海外協力隊員が環境教育を行う小学校を訪問する
山花郁夫外務大臣政務官

また、アフガニスタンでは、約30年間にわたる内戦の影響を受け、非識字人口が約1,100万人（人口の4割程度）と推定されており、アフガニスタン政府は、これに対して2014年までに約360万人へ識字教室を提供することを目標としています。日本は、2008年から国連教育科学文化機関（UNESCO）[注8]を通じた総額

ガーナの小学校で活動する青年海外協力隊員（写真提供：森昭子）

ブータンの教室は狭くて暗いため、ときどき青空の下で授業を行う
（写真提供：関健作/JICA）

注8：国連教育科学文化機関ユネスコ UNESCO：United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

約33億円の無償資金協力により、国内18県100郡で計約60万人のための識字教育を支援し、アフガニスタンの識字教育の推進に貢献しています。

近年では、国境を越えた高等教育機関のネットワーク化の推進や、周辺地域各国との共同研究等を行っています。また、「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関への留学生受入れなど多様な方策を通じて、開発途上国の人材育成を支援していきます。さらに、日本国内の大学が持つ「知」(研究成果や高度人材育成機能)を活用して、国際協力の質的な向上を目指す「国際協力イニシアティブ」事業を実施しました。その主な取組としては、日本の教育研究関係者が持つ知識と経験をもとに国際協力に役立つ教材やガイドライン(指針)などを作成すること、それらを広く活用できるよう公開することなどが挙げられます。

また、「青年海外協力隊現職教員特別参加制度」*を通じて現職教員が青年海外協力隊に参加しやすくなるよう努めています。開発途上国へ派遣された現職教員は、現地において教育や社会の発展に尽くし、帰国後は国内の教育現場で現地での経験を活かしています。

エクアドルの養護学校で青年海外協力隊として活動する現職教員。子どもたちがたたいているタンバリンは日本の人から贈られたもの(写真提供:飯島ちづる)

用語解説

＊基礎教育
生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身につけるための教育活動。主に初等教育、就学前教育、成人識字教育などを指す。

＊青年海外協力隊現職教員特別参加制度
文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考の技術試験が免除され、日本の学年に合わせて、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を4月から翌々年の3月までの2年間(通常2年3か月のところ)とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなっている。

南スーダン

「南部スーダン理数科教育強化プロジェクト」技術協力プロジェクト(2009年11月～実施中)

南スーダンでは、就学者数の増加に対して教員数が不足している上に、教員の約65%が必要な研修を全く受けていないため、教育の質の確保が大きな課題となっています。日本は、国の発展に重要な小中学校の理数科教育を協力対象に定め、教員向け研修の指導者の育成や、体系的な研修実施のためのモデルづくりを支援し、小中学校教員の理数科指導力の向上、および理数科教育全体の質の向上を積極的に支援しています。日本が行う研修を受けた教員が、さらに各州で講師となって同様の研修を行うことにより、南スーダン全体で、1,000人から1,500人の教員が育成されることが期待されています。(南スーダンについては101ページ参照)

未来の国作りを支える人材を育てる(写真提供:JICA)

(2) 保健医療・福祉、人口

開発途上国に住む人々の多くは、先進国であれば日常的に受けられる基礎的な保健医療サービスを受けることができません。また、予防接種制度や衛生環境などが整備されていないため、感染症や栄養障害、下痢などにより、年間810万人以上の5歳未満の子どもが命を落としています。[注9]さらに、助産師など専門技能を持つ者による緊急産科医療が受けられないため、年間35万人以上の妊産婦が命を落としています。[注10]

その一方で、世界の人口は増加の一途をたどっており、「世界人口推計2010年度版」では、2011年10月31日には70億人を突破するとの推計が示されました。一般的に人口増加率は開発途上国の中でも貧しい国ほど高く、一層の貧困や失業、飢餓、教育の遅れ、環境悪化などにつながります。このような問題を解決する観点からも、人口問題に大きな影響を与え得る母子保健、家族計画を含むリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）やHIV/エイズへの対策が急務となっています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は従来から、人間の安全保障（32ページ図版参照）に結びつく地球規模課題として保健医療分野での取組を重視し、保健システム*の強化などに関する国際社会の議論をリードしてきました。具体的には、2000年のG8九州・沖縄サミットにてサミット史上初めて、感染症を主要議題の一つとして取り上げ、これがきっかけとなって2002年には「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）」が設立されました。

2005年には保健関連のミレニアム開発目標（MDGs）の達成（10ページ図版参照）に貢献することを目指した「『保健と開発』に関するイニシアティブ」を打ち出しました。そして、2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットでは、保健システムを強化することの重要性を訴え、G8としての合意をまとめた「国際保健に関する洞爺湖行動指針」を発表しました。また、2010年6月のG8ムスコカ・サミット（カナダ）では、MDGsの中でも達成具合が遅れている母子保健に対する支援を強化するムスコカ・イニシアティブの下、日本は母子保健分野で2011年から5年間で最大500億円規模、約5億ドル相当（2010年6月時点）の支援を追加的に行うことを発表しました。

さらに、2010年9月のMDGs国連首脳会合では、菅総理大臣が「国際保健政策2011-2015」を発表し、保健関連のMDGs達成に貢献するために、2011年から5年間で50億ドル（世界基金への当面最大8億ドルの拠出を含む）の支援を行うことを表明しました。この首脳会合に続く会合として2011年6月に開催されたMDGsフォローアップ会合では、保健分科会で保健関連MDGs4/5/6（目標4：乳幼児死亡率の削減、目標5：妊産婦の健康の改善、目標6：HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病のまん延の防止）および2015年以降の開発目標（ポストMDGs）も見据えた政策（保健システム・糖尿病、がんなどの非感染症疾患）について議論をし、成果をまとめた文書を発表しました。新たな国際保健政策では、①母子保健、②三大感染症*（HIV/エイズ・結核・マラリア）、③新型インフルエンザやポ

バングラデシュ「母性保護サービス強化プロジェクト」基礎体温について学ぶ住民たち（写真提供：岡清香）

注9：（出典）UNICEF “Child mortality rate drops by a third since 1990” http://www.unicef.org/media/media_56045.html (accessed November 2, 2011) “State of the World’s Children 2010”
注10：（出典）WHO “MDG5：improve maternal health” http://www.who.int/topics/millennium_development_goals/maternal_health/en/index.html

リオを含む公衆衛生上の緊急事態への対応を3本柱としています。特にMDGsの達成具合が遅れている母子保健分野については、EMBRACEモデル（33ページ用語解説参照）に基づいた支援を目指しています。日本はこの新政策の下で、これまでガーナ、セネガル、バングラデシュなどの国において、効率的支援を実施していくための戦略を策定してきました。その戦略は、国際機関などほかの開発パートナーとの間で相互に補完する連携を促進し、開発途上国が保健関連MDGsを達成していくための課題解決に照準を合わせたものです。また、支援の実施国において、国際機関などほかの開発パートナーと共に、43万人の妊産婦と、1,130万人の乳幼児の命を救うことを目指します。特に三大感染症対策については、世界基金に対する資金的な貢献と日本の二国間支援とを補う形で強化することで、効果的な支援を行い、ほかの開発パートナーと共に、エイズ死亡者を47万人、結核死亡者を99万人、マラリア死亡者を330万人削減することを目標に取り組んでいます。（感染症については80ページ参照）

バヌアツで手洗い方法を学ぶ子どもたち（写真提供：神保雄己）

用語解説

＊保健システム
行政・制度の整備、医療施設の改善、医薬品供給の適正化、正確な保健情報の把握と有効活用、財政管理と財源の確保とともに、これらの過程を動かす人材やサービスを提供する人材の育成・管理を含めた仕組みのこと。

＊三大感染症
HIV/エイズ、結核、マラリアを指す。これらによる世界での死者数は毎年約430万人に及ぶ。これらの感染症のまん延は、社会や経済に与える影響が大きく、国家の開発を阻害する要因ともなるため、人間の安全保障の深刻な脅威であり、国際社会が一致して取り組むべき地球規模課題と位置付けられる。

ヨルダン

「南部女性の健康とエンパワメントの統合プロジェクト」技術協力プロジェクト（2006年9月～2011年9月）

ヨルダン南部地域の村落は広大な土地に点在しており、遊牧民特有の保守的な文化・社会的背景もあって、女性の健康問題への取組が遅れています。このプロジェクトではこのような地域でも女性が基礎的保健サービスを受けられるよう、村落ヘルスポスト*でのサービス向上や地域保健行政の強化に取り組みました。また、男性を含む村全体の住民を対象に、女性の健康や家族計画の啓発活動も行いました。村民から選出、訓練された「保健指導員」は、プロジェクトからの働きかけにより新規の公務員として雇用され、ヘルスポストでの活動や家庭訪問を通して保健サービスを提供しています。家庭訪問を受けた女性の間では、2007年の避妊実行率43.7%が2011年には55.6%へと上昇し、産後ケアの受診率も地域全体で25%（2007年）から36%（2011年）に上昇するなど、着実な成果が現れています。「最も閉鎖的」とされた南部地域におけるこれらの成果は、今後ヨルダン全体の保健政策に反映され、全国各地において活用される予定です。

＊エンパワメント：自らの力で問題を解決することのできる技術や能力を身につけること
＊ヘルスポスト：簡易の保健所

ベドウィン（遊牧民）世帯への家庭訪問による啓発活動（写真提供：JICA）

(3) 水と衛生

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題です。水道や井戸などの安全な水を利用できない人口は、2008年に世界で約8億8,400万人、下水道などの基本的な衛生施設を利用できない人口は途上国人口の約半分に当たる約26億人にのぼります。[注11]安全な水と基本的な衛生施設が不足しているため下痢を引き起こし、年間150万人以上の5歳未満の子どもが命を落としています。[注12]

＜日本の取組＞

2006年に開かれた第4回世界水フォーラムで日本は「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ（WASABI）」[注13]を発表しました。日本は、水と衛生分野での援助実績が世界一です。この分野に関する豊富な経験、知識や技術を活かし、①総合的な水資源管理の推進、②安全な飲料水の供給と基本的な衛生の確保（衛生施設の整備）、③食料増産などのために水を利用できるようにする支援（農業用水など）、④水質汚濁を防止（排水規制）・生態系の保全（緑化や森林保全）、⑤水に関連する災害の被害を軽減（予警報システムの確立、地域社会の対応能力の強化）など、ソフト・ハード両面で全体的な支援を実施しています。

2008年5月の第4回アフリカ開発会議（TICAD（ティカッド） IV）[注14]では、①650万人に対する安全な飲料水の提供を目標に給水施設や衛生施設の整備、②5,000人の水資源管理に関する人材育成などの支援策、③「水の防衛隊（W-SAT）」*の派遣を表明しました。（TICADについては116ページ図版参照）2011年3月末までに、360万人以上が、水衛生分野において有償・無償資金協力の恩恵を受けました。さらに、2010年12月には国連総会において国際衛生年（2008年）フォローアップ決議案の採択を日本が中心となって進め、MDGs達成期限となる2015年に向けて「持続可能な衛生の5年」を実現するために地球規模での取組を支援しています。

青年海外協力隊員が活動する村で井戸水をくむニジェールの女性たち（写真提供：玉井誠子）

注11：（出典）WHO/UNICEF “Progress on Sanitation and Drinking-Water：2010 Update”（2010）
注12：（出典）UNICEF “Progress for Children：A Report Card on Water and Sanitation”（2006）
注13：水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ WASABI：Water and Sanitation Broad Partnership Initiative
注14：アフリカ開発会議 TICAD：Tokyo International Conference on African Development

日本が実施したペルー「リマ首都圏北部上下水道最適化計画」を視察する日本の評価チーム

用語解説

＊水の防衛隊（W-SAT）
アフリカ諸国に青年海外協力隊やシニア海外ボランティアを含む日本の技術者を派遣して、安全な水を安定的に利用できるように技術指導を行う。安全な水の確保と給水施設の維持管理、水利用に関する衛生環境の改善などの幅広い活動を展開。

モルディブ

「下水処理及び地下水管理能力向上プロジェクト」技術協力プロジェクト（2009年1月～2010年12月）

モルディブ政府は、全居住島に下水道施設を導入することを目標に掲げています。しかし、下水処理施設の普及は開始されたばかりであり、実施機関である住宅・環境省および環境保護庁には下水処理施設の設計・建設・保守・運用の経験がほとんどありませんでした。このような背景から、このプロジェクトでは、住宅・環境省および環境保護庁に対する、設計から維持・管理までの能力向上を目標に掲げました。具体的には、下水処理施設の設計・施工を外部委託先に発注する際の仕様書の作成や、委託先が作成した設計図面の検証、また完成した施設を各島の住民が維持管理するための指導・監督などの能力の向上などです。そのために、下水処理施設を理解するための研修を日本で行ったほか、設計仕様書作成のためのガイドラインおよび維持管理のためのマニュアルの作成等を現場で直接指導するための専門家を派遣しました。このプロジェクトを通じて、今後モルディブに下水処理施設が普及し、適切に維持管理されることが期待されます。

パイプ接続の訓練を行う日本人専門家
（写真提供：八千代エンジニヤリング）

(4) 農業

世界の栄養不足人口は依然として高水準が見込まれており、穀物価格が再び上昇する傾向も見受けられます。このような中、ミレニアム開発目標（MDGs）の一つである「極度の貧困と飢餓の撲滅」（目標1）を達成するためには、農業開発への取組は差し迫った課題です。また、開発途上国の貧困層は、4人に3人が農村地域に住んでいます。その大部分は生計を農業に依存していることからも、農業・農村開発の取組は重要であり、経済成長を通じた貧困削減および持続的な開発を実現するための取組が求められています。

＜日本の取組＞

日本はODA大綱において、貧困削減のため農業分野における協力を重視し、地球規模課題としての食料問題に積極的に取り組んでいます。（食料についての取組は84ページ参照）短期的には、食料不足に直面している開発途上国に対しての食糧援助を行うとともに、中長期的には、飢餓などの食料問題の原因の除去および予防の観点から、開発途上国における農業生産の増大および農業生産性の向上に向けた取組を中心に支援を進めています。

具体的には、日本の知識と経験を活かし、栽培環境に応じた技術開発や普及能力の強化、農民の組織化、政策立案等の支援に加え、かんがい施設や農道といったインフラ（農業基盤）の整備等を実施しています。また、アフリカにおけるネリカ稲*の研究および生産技術の普及のための支援も行っています。さらに、国連食糧農業機関（FAO）[注15]、国際農業開発基金（IFAD）[注16]、国際農業研究協議グループ（CGIAR）[注17]、国連世界食糧計画（WFP）[注18]などの国際機関を通じた農業支援も行っています。

日本は2008年に開かれた第4回アフリカ開発会議（TICAD Ⅳ）のサイドイベントにおいて、サブサハラ・アフリカのコメ生産量を、当時の1,400万トンから10年間で2,800万トンに倍増することを目標とするアフリカ稲作振興のための共同体（CARD）*[注19]イニシア

ニジェールの女性グループに青年海外協力隊員が野菜栽培を指導（写真提供：玉井誠子）

注15：国連食糧農業機関 FAO：Food and Agriculture Organization
注16：国際農業開発基金 IFAD：International Fund for Agricultural Development
注17：国際農業研究協議グループ CGIAR：Consultative Group on International Agricultural Research
注18：国連世界食糧計画 WFP：World Food Programme
注19：アフリカ稲作振興のための共同体 CARD：Coalition for African Rice Development

ティブを発表しました。(TICADについては116ページ図版参照)
現在、アフリカのコメ生産国や国際機関等と協働して、サブサハラ・アフリカの23か国を対象に、国別の稲作振興戦略の作成支援や、その戦略に基づくプロジェクトを実施しています。

また、2009年7月のG8ラクイラ・サミット(イタリア)の際の食料安全保障に関する拡大会合で、日本は2010年から2012年の3年間にインフラを含む農業関連分野において、少なくとも約30億ドルの支援を行う用意があると表明しました。特に日本は、収穫後の損失(ポストハーベスト・ロス)*の削減や域内貿易および流通の促進といった観点から、生産段階における水資源や農地資源の開発・管理に加え、流通段階における輸送や貯蔵、積出港の整備などを含めた幅広い分野での支援を重視しています。

モザンビーク「ナカラ回廊農業開発研究能力向上プロジェクト」
稲刈りをする女性(写真提供:谷本美加/JICA)

用語解説

＊ネリカ
ネリカ(NERICA:New Rice for Africa)とは、1994年にアフリカ稲センター(WARDA 現Africa Rice Center)が、多収量であるアジア稲と雑草や病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。アフリカ各地の自然条件に適合するよう、日本も参加して様々な新品種が開発されている。特長は、従来の稲よりも、①収量が多い、②生育期間が短い、③乾燥(干ばつ)に強い、④病虫害に対する抵抗力がある、など。日本は1997年から新品種のネリカの研究開発、試験栽培、種子増産および普及に関する支援を国際機関やNGOと連携しながら実施してきた。また農業専門家や青年海外協力隊を派遣し、栽培指導も行い、日本国内にアフリカ各国から研修員を受け入れている。

＊アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)
稲作振興に関心のあるアフリカのコメ生産国と連携し、援助国やアフリカ地域機関および国際機関などが参加する協議グループ。2008年に開催されたTICAD Ⅳにて、CARDイニシアティブを発表。コメ生産量の倍増に関連して、日本は農業指導員5万人の育成を行う計画。

＊ポストハーベスト・ロス
収穫後の損失とは、不適切な時期の収穫、過剰な雨ざらしや乾燥、極端な高温および低温、微生物による汚染や、生産物の価値を減少する物理的な損傷などによって、実際に収穫された食料が失われること。

アフガニスタン 「ナンガルハール稲作農業改善プロジェクト」技術協力プロジェクト(2007年9月～2011年3月)

農業は、アフガニスタンの約80%の人々が従事している基幹産業であり、特にコメは小麦に次ぐ重要な穀物です。しかし、20年以上にわたる国内の戦乱によって、かんがい施設や栽培技術普及システムが破壊され、国内のコメ需要の4分の1を貴重な外貨を費やして輸入しています。日本は、アフガニスタンの穀倉地域であり、稲作が盛んな東部のナンガルハール県においてコメ栽培を振興し、その品質を向上させて農家の収入を高めるための支援をしました。具体的には、農業試験場研究員と農業普及員に対する技術指導、農業普及員を通じた農民への稲の育て方の指導を行うことにより、コメの収穫量増大を目指しました。試験的に行った方法では、ヘクタール当たり3～5トンであった籾(もみ)収穫量が6～9トンと倍近くに増大し、今後の普及展開が期待されています。実際、2011年からは、本プロジェクトの成果をさらに他の稲作地域に展開することを目標とした「アフガニスタン稲作振興支援プロジェクト」が実施されています。

豊作を喜ぶ普及員と展示圃場農民(写真提供:JICA)

2. 持続的成長

(1) 経済社会基盤

開発途上国における貧困の削減のためには、貧困層の人々に直接役に立つ貧困対策や社会開発分野の支援のみならず、経済の持続的な成長が不可欠です。そのためには、開発途上国の発展の基盤となるインフラ（経済社会基盤）の整備が重要となります。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、開発途上国の開発政策に基づいて、インフラ整備の支援とこれらインフラを整備、管理、運営するための人材を育成しています。具体的なインフラ整備として挙げられるのは、都市と農村との交流拡大や災害からの安全確保、および海外との貿易・投資を促進できるよう道路、港湾、空港、情報通信技術（ICT）などを整備することです。また、教育、保健、安全な水・衛生環境、住居を確保し、病院や学校などへのアクセスを改善するための社会インフラ整備や、地域経済を活性化させるため農水産物市場や漁港などの整備を行っています。

ベトナム「サイゴン東西ハイウェイ建設計画」サイゴン川渡河トンネルに向かう
（写真提供：佐藤浩治/JICA）

カンボジア

「住民移転のための環境社会配慮能力強化プロジェクト」技術協力プロジェクト（2010年4月～2012年3月）

カンボジアでは、インフラの整備を通じて一層の経済成長を実現するため、運輸交通インフラのさらなる整備が課題となっています。一方で、開発を進める上での環境社会面に適切に配慮することも重要です。とりわけ新規道路の建設や既存道路の車線数増加に伴い住民移転が必要となる場合、基本的人権の尊重、情報の透明性などについて適切な配慮が求められます。多くの開発ニーズを抱えるカンボジアでは、今後、住民移転局（経済財政省）が中央省庁、州、市が実施する公共事業の住民移転への対応を一元的に担う予定となっており、当局の能力向上は差し迫った取組課題です。日本はこの課題解決に貢献するため、日本人専門家を派遣し、住民移転に係る政策立案を担う職員の能力向上、実施細則等の整備および実施体制強化を支援するためのプロジェクトを積極的に実施しています。これらの取組により、持続可能な形で開発が適切に進められることが期待されています。

視聴覚機材を入れて住民説明会もわかりやすくした
（写真提供：JICA）

(2) 情報通信技術(ICT)

ICT*注20の普及は、産業を高度化し、生産性を向上させることで、持続的な経済成長の実現に役立ちます。また、開発途上国が抱える医療、教育、エネルギー、環境、災害管理などの社会的課題の解決にも貢献します。ICTの活用は、政府による情報公開を促進し、放送メディアを整備し、民主化の土台となる仕組みを改善します。便利さとサービスが向上することで市民社会がより強化されるためにも非常に重要です。

＜日本の取組＞

日本はすべての人々の生活の質を向上させるため、地域・国家間に存在するICTの格差を解消できるよう、積極的に支援しています。具体的には、開発途上国における通信・放送設備や施設の構築およびそのための法整備や人材の育成といった分野が中心です。同時に日本の経済成長に結びつける上でも有効な、地上デジタル放送日本方式の海外普及活動など、整備面、人材面、制度面の総合的な支援を目指しています。

エクアドルでシスターにコンピューターの使い方を指導する青年海外協力隊員(写真提供:高橋秋人)

用語解説

＊情報通信技術(ICT)
コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

ブータン

「国営放送能力強化プロジェクト」技術協力プロジェクト(2007年9月～2010年9月)

ブータン政府は、進行する地域間の情報格差の緩和を目指し、ブータン国営放送局の機能の強化、的確な情報の提供と一般大衆の教育水準の向上に取り組んでいました。こうした状況を受け、日本は2007年9月から同国に番組制作の専門家を派遣し、普及啓発活動のためのデジタルビデオ教材の作成およびデジタル放送技術の研修を実施し、職員の番組作成能力の向上やマネジメント能力の強化に貢献してきました。こうした取組により、同国では、質の高い番組を全国放送することが可能になり、情報の地域格差が緩和され、国民に対して広く的確な情報の提供が実現されるようになりました。

下院国会議事堂で撮影中のブータン国営放送局スタッフ
(写真提供:JICA)

注20:情報通信技術 ICT:Information and Communication Technology

(3) 貿易・投資、ODA以外の資金との連携

開発途上国の持続的な成長のためには、民間部門が中心になって役割を担うことが鍵となります。産業の発展や貿易・投資の増大などの民間活動の活性化が重要です。しかし、数々の課題を抱える開発途上国では、民間投資を呼び込むための環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求められています。

＜日本の取組＞

日本は、ODAやそれ以外の公的資金（OOF）*注21を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

2001年にスタートした「世界貿易機関（WTO）ドーハ・ラウンド交渉（ドーハ開発アジェンダ）」*においても、開発途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されています。日本は、WTOに設けられた信託基金に拠出し、開発途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参加するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指しています。

日本市場への参入に関しては、開発途上国産品の輸入に際し、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特恵関税制度（GSP）注22により、特に後発開発途上国（LDCs）*注23諸国に対しては無税無

スイスで行われた第3回WTO「貿易のための援助（AfT）」グローバル・レビュー閣僚級会合に出席し、ラミーWTO事務局長と会談する高橋千秋外務副大臣

枠措置*をとっています。また、日本は、経済連携協定（EPA）*注24を積極的に推進しており、貿易・投資の自由化によって開発途上国が経済成長できるよう支援しています。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、近年、WTOや経済協力開発機構（OECD）をはじめとする様々な国際会議（フォーラム）において「貿易のための援助（AfT）」*注25に関する議論が活発になっています。日本は、2009年7月のWTO第2回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合において、総額約120億ドルの貿易関連プロジェクトへ支援することなどを柱とした「開発イニシアティブ2009」*という独自の貢献策を発表しました。これは、2009年から2011年の3年間で4万人の専門家を派遣し、研修員を受け入れるなどの技術協力を含むもので、多くの国から高い評価を得ました。現在、このプロジェク

ジブチで家政学校卒業の女性たちにビーズ細工を教える青年海外協力隊員。できた製品をお土産として日本の自衛隊などに販売している（写真提供：玉井誠子）

注21：ODA以外の公的資金 OOF：Other Official Flows
注22：一般特恵関税制度 GSP：Generalized System of Preferences
注23：後発開発途上国 LDCs：Least Developed Countries
注24：経済連携協定 EPA：Economic Partnership Agreement
注25：貿易のための援助 AfT：Aid for Trade

トは、着実に進められています。具体的な取組としては、貿易を行うために重要な港湾、道路、橋などの輸送網の整備や発電所・送電網などの建設事業への資金の供与や税関職員の教育などの貿易関連分野における技術協力が挙げられます。さらに開発途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して「一村一品キャンペーン」*への支援も行っています。また、開発途上国へ民間からの投資を呼び込むため、開発途上国特有の課題を調査し、投資を促進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。

また、日本は、アジア地域における輸出によって経済成長に貢献した開発援助の成功事例を研究する「貿易のための援助」アジア・太平洋地域専門家会合に積極的に取り組んでいます。2011年7月のWTO第3回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合において、日本の開発援助の成功事例など専門家会合での議論の成果を、世界の他の地域に紹介し、参加国から好評を得ました。

シニアボランティアの指導の下、グアテマラで伝統的な織物を織るマヤ系住民
（写真提供：村岡貞夫）

用語解説

＊ODA以外の公的資金（OOF）
公的部門による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAにはあてはまらないもの。輸出信用、直接投資、国際機関に対する融資などがこれに当たる。

＊後発開発途上国（LDCs）
国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発の遅れている国々。1人当たり国民総所得（GNI）905ドル以下などの基準を満たした国。現在、アフリカ33か国、アジア9か国、大洋州5か国、中南米1か国の48か国。

＊経済連携協定（EPA）
特定の国または地域の間で、関税の撤廃や物品およびサービス貿易の自由化などを定めた自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）に加え、貿易以外の分野、たとえば人の移動や投資、政府調達、二国間協力など幅広い分野での経済協定。

＊一村一品キャンペーン
1979年に大分県で始まった取組を海外でも活用。地域の資源や伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指す。アジア、アフリカなど開発途上国の民族性豊かな手工芸品、織物、玩具など魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、途上国の商品の輸出向上を支援する取組。

＊ドーハ・ラウンド交渉（ドーハ開発アジェンダ）
WTO加盟国が多国間で、鉱工業品、農林水産の関税の削減・撤廃、サービス分野の規制緩和など幅広い分野について、貿易の自由化を目指すための交渉。貿易を通じた途上国の開発も課題の一つ。

＊無税無枠措置
後発開発途上国（LDCs）から先進国への輸出に関しては、関税や数量制限などの障壁を無くした、先進国による措置。これまで対象品目を拡大してきており、LDCsから先進国への輸出品目の約98％が無税無枠での輸入が可能となっている。（2011年11月時点）

＊貿易のための援助（AfT）
開発途上国がWTOの多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長を達成することを目的に、途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行っている。

＊開発イニシアティブ
貿易を通じて開発途上国の持続的な開発を支援するための総合的な施策。途上国が自由貿易体制から恩恵を得るためには、貿易の自由化だけでなく、①生産（競争力のある製品を生産する能力の向上）、②流通・販売（流通インフラを含む国内外の物流体制の整備）、③購入（市場の開拓）という3つの要素を柱とする。これら3つの局面に、「知識・技術」「資金」「人」「制度」といった手段での支援を組み合わせ、途上国における生産者、労働者と先進国、途上国の消費者を結び付ける総合的な支援の実施を目指している。

ウクライナ

「ウクライナ日本センタープロジェクト」技術協力プロジェクト（2006年5月～2011年5月）

1991年にソビエト連邦から独立したウクライナでは、市場経済に移行する過程でこの新しい考え方の導入・定着・発展を担う人材が欠如しており、そうした人材の育成が課題となっていました。このような課題の解決に向けて、日本はウクライナの経済発展に貢献する人材を育成し、様々な分野における両国の協力を促進する「拠点」として、「ウクライナ日本センター」の体制整備を行いました。同センターでは、①ビジネス人材育成（経営管理コース、貿易投資関連セミナー、産学官連携等）、②日本語教育、③相互理解促進事業（日本文化紹介等）の3つを主軸に、多岐にわたる活動を行っています。こうした取組により、日本発の管理手法が政府や企業で採用されたほか、「広島・長崎平和講座」が大学のカリキュラムに採用されるなどの成果につながりました。また、政財界間や一般の国民とのネットワークが形成されたほか、両国国民間の相互理解が深まりました。同センターは、日本の「顔の見える援助」として、ウクライナ国民に広く浸透していて、日本との交流の拠点となっています。

日本人専門家によるビジネスセミナー（写真提供：ウクライナ日本センター）

インド

「製造業経営幹部育成支援プロジェクト」技術協力プロジェクト（2007年8月～実施中）

2007年8月、インドの製造業が変革を模索していた時期に、日本の「ものづくり」技術を伝え、インド流の製造業手法を開発し、インドの製造業界を強化することを目的として、このプロジェクトは始まりました。インドでは前例がなかった産・官・学（産業界・政府・学術界）の協同体制の下で、参加する各企業内の職位レベル別に4つのコースが運営され、これまでに400名以上が必要課程を修了し、その後インドの製造業界で活躍しています。日本から派遣されたチーフアドバイザーと専門家の献身的な指導によって、参加者は製造業手法のみならず、日本型の労働規律も学び、製造業におけるリーダーへと育っています。また、本プロジェクト修了者たちは、簡易型冷蔵庫「チョットクール」や、顧客である農民と共に水中ポンプを開発するなど、製造業界に影響を与える製品を生み出してきました。本プロジェクトは当初2010年8月に終了予定となっていましたが、インド側が持続的かつ自律的に事業を実施していくことができるよう、日・インド間で2013年3月まで延長することに合意しました。

上級経営幹部コースの日本での研修（写真提供：JICA）

Column 4

地域の特性を活かしたビジネスを通じて地域の活性化を！

～ アフリカでの「一村一品運動」普及 ～

アフリカでは農村部から大都市への急激な人口流入が大きな社会問題となっています。地方と都市の格差をどうしていくか、地方をどのように活性化させるかにアフリカ各国は頭を悩ませています。

日本は地域主導の村おこしとして一村一品運動を推進しています。この「一村一品」は村ごとに特産品を育てることでマーケットを形成し、地域経済の活性化につなげようというものです。モデルとなったのは日本の大分県にある大山町。地元で穫れる梅や栗の栽培によって地域活性化に成功したという経験に基づいています。一村一品は今や、アフリカ大陸やアジア、中南米にまで広がっている運動です。

ケニア政府も一村一品運動を農村の地域活性化の有効な手段の一つとして重視し、現在では政府の中に専門の事務局を設置しています。

相園賢治（あいぞのけんじ）さんは、そのケニアを拠点にサブサハラ・アフリカ地域を対象にした一村一品の普及活動に取り組んでいます。[*1]相園さんは大学を卒業後、民間企業を経て、JICAの在ミクロネシア連邦ボランティア調整員を皮切りに、国際協力に携わるようになりました。その後、マラウイのJICA広域企画調査員として一村一品運動推進の担い手となり、2010年1月に活動場所をケニアに移しました。

一村一品運動では、地域の資源を使い、住民による創意工夫を活かした付加価値のある商品やサービスをつくることと、そうした商品を作り続ける人材の育成を支援しています。したがって、直接住民に対して何を作れ、誰に売れ、といったアドバイスをすることはありません。住民自らの創意と努力を後押しする立場に徹します。「先方がやる気を見せて初めて、必要に応じて支援を提供するのが私たちの役割です。」と相園さんはいいます。

相園さんが開いた一村一品運動を紹介するワークショップに刺激を受け、ユニークな商品を申請するグループが現れました。たとえば「火を使わない料理鍋」です。バナナの繊維などでつくった「かご」の中にぼろ切れなどを詰め、布で表面をおおった「保温器」です。この中に火にかけてあった料理を鍋ごと入れて、余熱だけで調理と保温ができ、燃料節約にもつながる素晴らしいアイディアでしたが、残念ながら商品とするにはもう一歩でした。

商品化に成功した例としては、「切り株」の工芸品があります。ケニアでは家具や木炭をつくるために、多くの木が伐採されますが、残った切り株はそのまま残されてしまいます。あるグループは、この切り株をテーブルやイスに加工するビジネスを思いつきました。このアイディアは成功し、これらの家具を使った「切り株バー」がケニアにできたほか、今では製品がヨーロッパに輸出されています。

相園さんはいいます。「こういったやる気のあるグループを応援することが一村一品の真髄です。一村一品活動が普及すれば、活力のあるアフリカの人が増え、これまでにない商品が開発される可能性が生まれます。そして10年後、20年後にこの一村一品活動が大きなムーブメント（運動）に変わり、ビジネスを通じたコミュニティ（地域社会）の活性化に貢献するものと信じています。」

＊1：一村一品サービス改善プロジェクト

ケニアのビーズ細工の製造・販売などをするグループと相園さん
（写真提供：JICA）

商品化したケニア原産の石の置物を持つ女性（日本、欧州でも販売）
（写真提供：JICA）

(4) 政策立案・制度整備

開発途上国の持続的成長のためには、インフラ（経済社会基盤）の整備とともに政策の立案・制度の整備や人づくりが重要です。汚職を撲滅し、法・制度を改革し、行政を効率化・透明化して地方政府の行政能力を向上するなどの支援が必要です。

＜日本の取組＞

政策立案や制度整備への支援の一環として、法制度整備支援を進めています。法制度整備は良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく自助努力による国の発展の基礎となるものです。この分野への支援は、日本と相手国の「人と人との協力」の代表例であり、日本の「顔の見える援助」の一翼を担っています。

また、これにより開発途上国の法制度が整備されれば、日本企業がその国で活動するためのビジネス環境が改善されることとなり、これは「パッケージ型インフラ海外展開」（43ページ用語解説参照）をはじめとする新成長戦略（43ページ用語解説参照）の実現に向けた、制度的な基盤を整えるための重要な取組となります。法制度整備への支援は、日本のソフトパワーによるものであり、アジアの成長力の強化を下支えするものです。

さらに、民主的発展の支援のために、法制度、司法制度、行政制度、公務員制度、警察制度などの各種の制度整備や組織強化のための支援、民主的な選挙を実施するための支援、市民社会の強化、女性の地位向上のための支援などの取組を行っています。汚職の防止や統計能力の向上、地方行政能力の向上も支援しています。

国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）[注26]を通じて、刑事司法分野の様々な課題について、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、研修・セミナーを実施しています。

また、特定のプロジェクトだけではなく、開発途上国の財政に資金を投入する政策立案・制度改善も支援しています。

国内治安維持の要となる警察機関の能力向上については、制度づくりや行政能力向上への支援など人材の育成に重点を置きながら、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転と、施設の整備や機材の供与を組み合わせた支援をしています。警察庁では、インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修員の受入れを行っています。これらを通して、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察の姿勢や事件捜査、鑑識技術の移転を目指しています。

ブラジル「交番システムに基づく地域警察活動普及プロジェクト」サンパウロの交番でブラジル人所長に日本の経験をもとに改善点をアドバイスする日本人専門家（写真提供：久野真一/JICA）

注26：国連アジア極東犯罪防止研修所 UNAFEI：United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

タイ

「自治体間協力による公共サービス提供能力向上プロジェクト」技術協力プロジェクト（2010年2月～実施中）

タイでは、1997年には憲法に地方分権化推進が明記されるようになりました。しかし公共サービスの担い手である基礎自治体の規模が小さいことから、現状では地方分権の進展に伴って求められるサービス水準に対応できていません。このため、自治体同士が連携することで、効率的に公共サービスを提供することが求められています。このプロジェクトは、たとえば県レベルのより上位の自治体が市町村レベルの基礎自治体を支援することが重要だという点に着目して取組を進め、そこで得られた知識や経験を共有することで、さらに効率的な公共サービスを提供するための技術移転を目指しています。この取組によって、人々の生活の根幹を支える基礎自治体のサービス提供能力が向上し、タイの一層の発展に寄与することが期待されています。

隣接自治体による共同事業（かんがい水路の水草の撤去作業）を視察する日本人専門家（写真提供：JICA）

(5) 文化復興・振興

開発途上国では、その国の文化の振興・復興に対する関心が高まっています。たとえば、その国を象徴するような文化遺産は、その国の人々の誇りであるばかりでなく、観光資源として周辺住民の社会の発展に有効に活用できます。しかし、開発途上国には、危機にさらされている文化遺産も多く、そのような文化遺産を守るための支援は、人々の心情に直接届く上に、長期的に効果が持続する協力の形ともいえます。また、これら人類共通の貴重な文化遺産の保護は開発途上国のみならず、国際社会全体で取り組むべき課題でもあります。

グアテマラのティカル遺跡

＜日本の取組＞

日本は、文化無償資金協力*を通じて、1975年より開発途上国の文化・高等教育の振興、文化遺産の保全のための支援を実施しています。具体的には、これまで開発途上国の文化遺跡、文化財の保存や活用に必要な施設、その他の文化・スポーツ関連施設、高等教育・研究機関の施設の整備や必要な機材の整備を行ってきました。こうして日本の文化無償資金協力で整備された施設は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。近年では、「日本の顔」をアピールするとの観点から、日本語教育、日本武道などの分野の支援にも力を入れてきました。

2010年度には、タンザニア、カンボジア、ホンジュラス、グアテマラの遺産・遺跡に関連した観光・教育施設の整備のための支援を行いましたが、この支援はこれらの国々の人々が貴重な遺産・遺跡に親しむ機会を提供するとともに、観光産業を通じた経済社会開発への貢献を目的とするものです。

ボスニア・ヘルツェゴビナでは、多民族で構成されている民族音楽演奏を通して、国内の民族融和・平和

活動に貢献している「サラエボ交響楽団」に対し、楽器整備支援を行っています。また、異なる民族の若者同士の衝突がきっかけで情勢不安が続くキルギスに対しては、大学に語学、音楽教育分野での支援を行い、「平和の定着」に貢献することを目指しています。このほかにも、アルゼンチン、スリランカ、ラオス、ベナン、ギニアビサウ、トンガのテレビ局に対する番組制作・放送分野の支援、エチオピア、ブラジル、コスタリカ、ウクライナでの日本語教育分野の支援などを行っています。

また、日本は国連教育科学文化機関（UNESCO（ユネスコ））に設置した「文化遺産保存日本信託基金」を通じて、文化遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを行っています。特に途上国の人材育成には力を入れており、国際専門家の派遣や、ワークショップ（参加型の講習会）の開催等により、技術や知識の提供による協力も実施しています。ほかにも、いわゆる有形の文化遺産だけでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、語り伝えなどの無形文化遺産についても、同じくUNESCOに設置した「無形文化遺産保護日本信託基金」を通じて、継承者の育成や記録保存などの事業に対し支援しています。

ボスニア・ヘルツェゴビナ「サラエボ交響楽団楽器整備計画」国立劇場内での全体練習の様子（写真提供：JICA）

ニジェールで柔道の指導をする青年海外協力隊員（写真提供：玉井誠子）

用語解説

＊文化無償資金協力

開発途上国が文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として実施する開発プロジェクト（機材調達、施設整備など）のために必要な資金を供与する。政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」とNGOや地方公共団体等を対象に小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の２つの枠組みにより実施している。

トルコ　「カマン・カレホユック考古学博物館建設計画」一般文化無償資金協力（2007年6月～2009年4月）

トルコ中央部、東西南北文明交流の交差点の地に位置するカマン・カレホユック遺跡からの出土品を保管・展示する「カマン・カレホユック考古学博物館」を、一般文化無償資金協力を通じて建設しました。2010年7月には、その開館式典が「2010年トルコにおける日本年」の行事として盛大に行われました。この遺跡では、1985年より日本の（財）中近東文化センターが発掘調査に取り組んでいます。博物館には、この1年間で4万人以上の人々が訪れ、地元市民・子ども向けの遺跡・考古学に関する授業や研究者向けの研修などの教育的取組も進められています。また、トルコ政府による近隣の道路整備など、観光客誘致に向けた取組も開始されており、地域への経済・社会効果も期待されるほか、多数のメディアでも取り上げられるなど、親日感情を培うことや二国間交流の進展への効果も見込まれています。

博物館内部の様子（写真提供：（財）中近東文化センター付属アナトリア考古学研究所）

3. 地球規模課題への取組

(1) 環境・気候変動問題

環境問題についての国際的な議論は1970年代に始まりました。1992年の国連環境開発会議（UNCED、[注27]地球サミット）、2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」[注28]での議論を経て、国際的にその重要性がより一層認識されました。2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットにおいては、環境・気候変動が主要テーマの一つとして取り上げられ、建設的な議論が行われました。環境問題は、未来の人類の繁栄のためにも、国際社会全体として取り組んでいく必要があります。

＜日本の取組＞

●環境汚染対策

日本は環境汚染対策に関する多くの経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題を解決するために活用しています。特に、急速な経済成長をとげつつあるアジア諸国を中心に、都市部での公害対策や生活環境改善（大気汚染対策、水質汚濁防止、廃棄物処理など）への支援を進めています。

●気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて人間の安全保障（32ページ図版参照）を脅かします。人類にとって差し迫った課題であり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致団結した取組の強化が求められています。

2010年10月には、前原外務大臣がアバル・パプアニューギニア外務貿易移民相と共同議長を務め、名古屋で「森林保全と気候変動に関する閣僚級会合」を主催しました。この会合で、気候変動の重要な柱の一つである開発途上国における森林保全（REDD+）*[注29]の取組を加速するための方向性を打ち出しました。また、同年12月にカンクン（メキシコ）で開催された国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）[注30]では、日本は議長国メキシコをはじめとする各国と緊密に連携し、米国・中国等の温室効果ガスの主要排出国を含む包括的な国際枠組みの構築につながる「カンクン合意」が採択されました。カンクン合意では、気候変動分野の途上国支援のための基金である「緑の気候基金」の設立と、この基金の制度設計を行うための移行委員会の設立が決定されました。日本はこの移行委員会の第2回会合を2011年7月に東京で開催するなど、この基金の制度設計プロセス（過程）に積極的に参加し、COP17での基本設計の合意に大きく貢献しました。さらに、温室効果ガスの排出削減に取り組む途上国や、気候変動の影響に対して脆弱な途上国に対し、2012年末までに官民合わせて150億ドル規模の援助の実施を表明しました。そのうち2011年10月末時点で125億ドル以上の支援を実施しています。

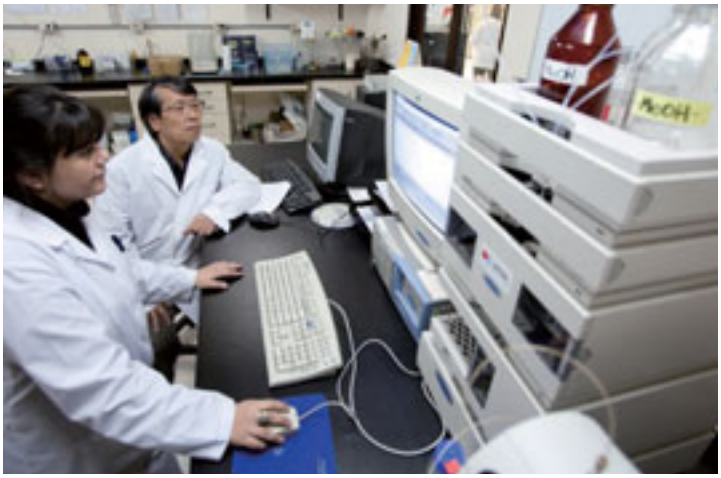

アルゼンチン「産業公害防止（産業排水及び廃棄物による汚染軽減のための技術力強化）」により機材を供与した国立水研究所で水質検査の技術指導をするシニアボランティア
(写真提供：久野真一/JICA)

注27：国連環境開発会議 UNCED：United Nations Conference on Environment and Development
注28：持続可能な開発に関する世界首脳会議 WSSD：World Summit on Sustainable Development
注29：途上国における森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減等 REDD：Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation, in Developing Countries
注30：条約の締約国会議 COP：Conference of Parties

ブータン「ブータンヒマラヤにおける氷河湖決壊洪水に関する研究プロジェクト」氷河湖での探査中（写真提供：小森次郎）

パラオ「サンゴ礁モニタリング能力向上プロジェクト」地方の環境保全担当者を対象に生態学的モニタリングの訓練を実施（写真提供：PICRC）

このほか、2011年5月にセネガルの首都ダカールで行われたTICAD閣僚級フォローアップ会合において、アフリカ諸国との間でアフリカ低炭素成長に関する戦略の策定を提案し、アフリカにおける低炭素社会の構築*のための取組を進めています。さらに、世界経済の成長センターであり、中国、インドなどの大量の排出国が集中する東アジア地域に対しては、低炭素技術の普及を促し、経済成長と温暖化対策の両立を図るための「東アジア低炭素成長パートナーシップ構想」を提唱しています。

2011年末に南アフリカ・ダーバンで開催されたCOP17では、日本は交渉に対して建設的な提案を行い、積極的に議論に貢献しました。その結果、将来の枠組みへの道筋、京都議定書第二約束期間の設定に向けた合意、緑の気候基金の設立、およびカンクン合意の実施のための一連の決定、という4つの大きな成果がまとめられました。「緑の気候基金」については、その基本設計が合意され、設立に向けて前進しました。

●生物多様性

2010年10月に、愛知県名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）およびカルタヘナ議定書第5回締約国会議（COP-MOP5）*[注31]が開催されました。この会議で、生物多様性条約を効果的に実施するための2011年以降の世界目標である「愛知目標（戦略計画2011-2020）」*、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）[注32]について各締約国が具体的に実施すべき措置を規定した「名古屋議定書」*、そして遺伝子組換え生物により生態系に損害が生じた場合の責任の範囲や対応措置を規定した「名古屋・クアラルンプール補足議定書」*が採択されました。また、「愛知目標」の達成を目指す開発途上国の取組を支援するため「いのちの共生イニシアティブ」として、2010年から3年間で生物多様性の保全に役立つ分野に対し総額20億ドルの支援を発表しました。なお、日本は、名古屋議定書の早期発効と効果的な実施を支援するために地球環境ファシリティ（GEF）[注33]への名古屋議定書実施基金（NPIF）[注34]の設立を主導し、2011年に10億円を拠出しています。

今後、これらの目標に向かって着実に取り組んでいくことにより、生物多様性を保全し、持続可能な利用を確保していくことがきわめて重要です。

国連総会における生物多様性ハイレベル会合でCOP10の主催国として演説する前原誠司外務大臣

注31：議定書の締約国会議 MOP：Meeting of the Parties
注32：遺伝資源へのアクセスと利益配分 ABS：Access and Benefit-Sharing
注33：地球環境ファシリティ GEF：Global Environment Facility
注34：名古屋議定書実施基金 NPIF：Nagoya Protocol Implementation Fund

生物多様性

生物多様性とは、地球上のたくさんの生き物と、それらがつながってバランスが保たれている生態系、さらに生物が過去から未来へ伝える遺伝子の個性までを含めた生命の豊かさのことをいう。

生物の多様性

生態系の多様性	種の多様性	遺伝子の多様性
	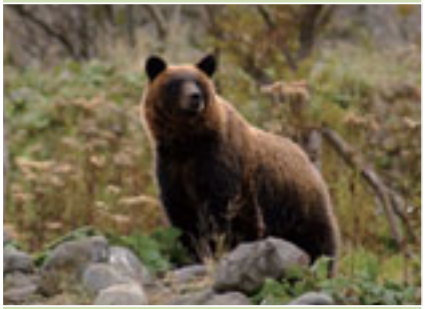	
森林、湿原、河川、サンゴ礁など、様々な環境があること	動物、植物、細菌、微生物まで、多くの生物がいること（地球上の推定生物種（500万～3,000万種）	乾燥や暑さに強い個体、病気に強い個体など、同じ種の中でも個体ごとに違いがあること

生物に国境はなく、世界全体で生物多様性の問題に取り組むことが必要なことから、「生物多様性条約」がつくられました。その目的：①生物多様性の保全、②生物多様性の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生じる利益の公平に配分先進国から途上国への経済的・技術的な支援により、生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を行っています。

2010年10月、愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）とカルタヘナ議定書第5回締約国会議（MOP5）が約3週間にわたり開催。COP10には、179の締約国、国際機関、NGO、先住民代表など1万3,000人以上が参加。また、地方公共団体、NGO、民間企業などによる約350のサイドイベントが同時開催され、11万8,000人を超える来場者がありました。

用語解説

＊REDD（レッド）
REDDは開発途上国における森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出削減に関し、過去の推移などをもとに将来の排出量の参照レベルを設定し、資金などインセンティブを付与することにより、参照レベルからの削減を達成しようとする考え方。森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増加に係る取組を含む場合には、「REDD＋（プラス）」と呼ばれる。

＊低炭素社会の構築
環境技術など、日本のすぐれた技術を活用し、高効率な発電所、持続可能な森林経営、省エネ・再生可能エネルギーの促進・制度整備、廃棄物管理の支援を通じて、二酸化炭素の排出量の少ない社会を構築すること。

＊愛知目標（戦略計画2011-2020）
「ポスト2010年目標」とも呼ばれている。中長期目標として「2050年までに人と自然の共生の実現」を、短期目標として2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動を実施することを掲げ、「少なくとも陸域17%、海域10%を保護地域に設定して保存される」など20の個別目標を採択。

＊名古屋議定書
ABS（遺伝資源へのアクセスとその利用から得られる利益の配分）に関する議定書。遺伝資源（医薬品や食品の開発につながる動植物や微生物）の利用から生じる利益を、資源提供者へ公平に分配することを、先進国を中心とする資源利用者に求める。

＊カルタヘナ議定書
2003年に発効。国境を越えた遺伝子組み換え生物が自然界に放出されて、生物多様性の保全および持続可能な利用に悪影響を及ぼすのを防止するため、安全な移送、取扱い、利用について、十分な保護を確保するための措置を規定。

＊名古屋・クアラルンプール補足議定書
遺伝子組換え生物の輸出入により、生物多様性の保全などへ悪影響が生じた場合、「責任と救済」（誰が責任を負うのかを特定し、この責任事業者に対して損害の防止策や原状回復などの対応措置を求めること）を規定。

ブラジル

「アマゾン森林保全・違法伐採防止のためのALOS衛星画像の利用プロジェクト」技術協力プロジェクト（2009年6月～実施中）

ブラジルのアマゾン地域では、違法伐採による森林減少が深刻な問題となっています。しかしながら、広大な熱帯林の違法伐採を地上パトロールで取り締まることは容易ではありません。この問題を解決しようと、日本はブラジルにて人工衛星を用いた違法伐採の発見に取り組んできました。衛星画像の利用で大きな課題となるのが、地表が雲で覆われる雨季への対策です。このプロジェクトは、日本の人工衛星に搭載されている雲を透過できるレーダーを用いて、地表が雲に覆われた雨季であっても違法伐採を発見できるよう、技術支援を進めています。

＊ALOS：Advanced Land Observing Satellite　陸域観測技術衛星

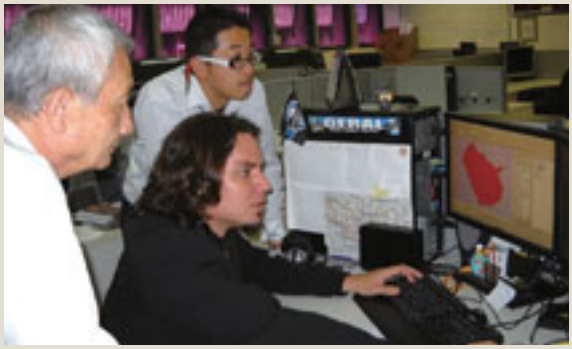

森林伐採地の検出を行う日本人専門家とブラジル側担当者
（写真提供：JICA）

南アフリカ

「気候変動予測とアフリカ南部における応用」技術協力プロジェクト（2010年4月～実施中）

アフリカ南部は、自然環境に大きく依存した農牧畜業の従事者が多い一方、自然災害に対する社会基盤の整備が十分ではありません。そのため、気候変動が引き起こす異常気象の影響を受けやすい傾向にあります。そこで、日本と南アフリカ共和国の研究所は、アフリカ南部における気候変動による影響の軽減を目的に、気候変動予測の共同研究を進めています。本プロジェクトでは、アフリカ南部の気候に影響する大気と海洋の双方のモデルを使って地域気候変動を予測するという手法を用いており、エルニーニョ現象などの気候変動現象予測に成功しています。今後は、気候変動予測の精度を一層高め、その成果をインターネットや携帯電話等により地域住民に広く発信していく予定です。

西ケープ大学で講義を行う日本人研究者（写真提供：JICA）

Column 5

みんなで力を合わせ、問題解決を！

～ マラウイのコミュニティ・フォレストリー ～

等高線栽培の畝立て
（写真提供：金澤弘幸）

マラウイのシレ川はブランタイヤ市北部を流れ、その中流域は農産物がよく穫れるほか、同国最大の水力発電所があるなど重要な位置を占めています。ところが、この豊かな資源をもたらす森林が、人口増加に伴い、薪を採ったり、畑を新たに作ったりすることによって減少しています。森林資源が減少した結果、地盤がゆるみ、雨期などに流れ出した土砂が発電所への水の流れを阻むなど、森林資源の減少により住民の生活に支障を来していました。

日本はマラウイ政府から要請を受け、綿密な調査を何度かにわたって行いました。そして、住民が求めているのは“まずは所得の向上”だということがわかりました。そこで、森林の復旧・保全と所得創出活動を同時に行う全員参加型の“コミュニティ・フォレストリー（地域住民による森林管理）”を開始しました。このプロジェクト*1には日本から森林と農村開発の専門家が派遣されています。これまで隣国のザンビアでも専門家として経験がある金澤弘幸（かなざわひろゆき）さんもその一人です。「プロジェクト当初は、どうすれば農民が自主的に動くかということが課題でした。」と金澤さんは振り返ります。

このマラウイでの取組はユニークな方法で行われています。農民のニーズに合わせた研修を企画し、実施することを活動の核とし、その研修に希望者は誰でも参加できるという方法です。プロジェクト対象地域の研修対象世帯数が3万世帯以上にものぼり、当時の普及員だけでは対応しきれないため研修講師を各村で養成することにしました。その講師たちは“リードファーマー（村の研修責任者）”と呼ばれ、選挙で選ばれます。リードファーマーは普及員から研修を受けた後、それぞれの村で講師役を務めます。

プロジェクト開始当初、研修は野菜栽培、養蜂、淡水魚の養殖、土壌保全技術、育林など多岐にわたっていましたが、それではシレ川中流域のすべての村で実施するのに時間がかかりすぎるため、研修内容を土壌保全技術と育林に絞りました。そして、土壌保全技術は主食であるメイズ（とうもろこし）の収穫量を増加する効果があることや、育林研修は森林の土砂の流出を防ぐこと、現金収入につながることなどが参加した農民の間で次第に理解され始め、研修への参加者も増えつつあります。

ムテマ村のアルファゼマさんは、「研修で習った等高線栽培*2でメイズを栽培したら収量が上がり、家の中がメイズでいっぱいになった。」とうれしそうです。また、チュマ村の人たちは試験的に植えた果樹のグアバが今年から実をつけ、食べたり販売したりできるようになったと、喜んで知らせてきました。

一年に一度、各村の村長と共にリードファーマー全体の会議を開きます。その時にチワロ村の村長スンゲニさんは報告の中で、「プロジェクトは我々を援助するためにきてくれたけれど、土壌保全は自分たちの問題である。自分たちの生活を向上するには何かを人からもらうことを待つのではなく、我々自身がみんなで力を合わせ、問題を解決していくことが必要だ。」と話し、金澤さんを感動させました。

国際森林年である2011年は、森林保全・再生に世界がより一層、関心を持つ年です。日々の生活に必要な手段と、未来の安心な生活を実現するための森林復旧・保全の活動がお互いに補い合うコミュニティ・フォレストリーにより、明るい兆しが見え始めています。

＊1：シレ川中流域における村落振興・森林復旧プロジェクト（2007年11月～2012年11月）
＊2：土砂等の流失防止のため、山等の傾斜地に等高線上に畝（うね）を作り、作物を栽培すること

村での聞き取り調査を行う金澤さん
（写真提供：金澤弘幸）

(2) 感染症

HIV/エイズ、結核、マラリアなどの感染症は、個人の健康のみならず、開発途上国の経済社会発展に影響を与える深刻な問題です。HIV/エイズと結核の重複感染や、従来の薬が治療効果を持たない多剤耐性・超多剤耐性の結核などの発生で、より深刻さを増していることも大きな問題です。また、新型インフルエンザやポリオなどの新興・再興感染症*への対策を強化することも引き続き国際的な課題です。さらに、シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの「顧みられない熱帯病」*に関しては、世界全体で約10億人が感染しており[注35]、開発途上国に多大な社会・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えることから、国際社会が一丸となって対応する必要があり、日本も関係国や国際機関と緊密に連携して対策に取り組んでいます。

＜ 日本の取組 ＞

●三大感染症（HIV/エイズ、結核、マラリア）

日本は「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）」を通じた支援に力を入れています。世界基金は2000年G8九州・沖縄サミットで、感染症の対策を初めて議論したのをきっかけに設立された、三大感染症対策の資金を提供する機関です。日本は生みの親として、2002年の同基金設立から2011年までに約14億ドルを拠出しました。この支援により、2010年末までに救われた命は650万人と推計されています。さらに日本は、2010年9月のミレニアム開発目標（MDGs）国連首脳会合において、世界基金に対して当面最大8億ドルを拠出することを表明しました。また、世界基金の支援を受けている開発途上国において、三大感染症への対策が効果的に実施されるよう、日本は二国間支援でも補完できるようにしています。保健システムの強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強めるよう努力しています。（三大感染症、保健システムについては61ページ用語解説参照）

結核のワクチン接種（BCG）を受けるバングラデシュの赤ちゃん（写真提供：松川香菜）

2011年6月、国連HIV/エイズ特別総会から10年となる節目を機に、世界のHIV/エイズをめぐる現状と対策の進み具合を確認するための国連HIV/エイズ・ハイレベル会合がニューヨークの国連本部にて開催されました。日本からは伴野外務副大臣を首席代表とする政府代表団が参加し、日本が震災後も変わらず国際的なHIV/エイズ対策に貢献していく決意を改めて表明しました。また、HIV/エイズ母子感染予防のための地球規模の計画（グローバル・プラン）の策定に当たり知識や技術面でも貢献を行いました。

二国間援助を通じたHIV/エイズ対策として、日本は新規感染予防のための知識を広め、啓発・検査・カウンセリングを普及し、HIV/エイズ治療薬の配布システムを強化する支援などを行っています。特に予防についてより多くの人に知識や理解を広めること

注35：（出典）WHO “10 facts on neglected tropical diseases” http://www.who.int/features/factfiles/neglected_tropical_diseases/en/index.html

ニジェールで青年海外協力隊員の指導によりマラリア対策のために、ニームの葉を使って蚊よけ線香を作る（写真提供：玉井誠子）

や感染者・患者のケア・サポートなどには、アフリカを中心に「エイズ対策隊員」と呼ばれる青年海外協力隊が精力的に取り組んでいます。

結核に関して日本は、「ストップ結核世界計画2006-2015年」[注36]に基づき、世界保健機関（WHO）が指定する結核対策を重点的に進める国や、まん延状況が深刻な国に対して、感染の予防、早期の発見、診断と治療の継続といった一連の結核対策を進めています。またHIV/エイズと結核の重複感染への対策も促進しています。2008年7月に外務省と厚生労働省は、JICA、財団法人結核予防会、ストップ結核パートナーシップ日本で発表した「ストップ結核ジャパン・アクションプラン」に沿って、日本が自国の結核対策で培った経験や技術を活かし、官民が連携して、世界の年間結核死者数の1割（2006年の基準で16万人）を救済することを目標に、開発途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んでいます。

乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについては、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組を支援したり、国連児童基金（UNICEF）との協力による支援を行っています。

●インフルエンザ

日本は、2005年以来、新型インフルエンザ対策として、総額約4億ドル（2011年4月時点）の国際協力を実施しています。開発途上国におけるワクチン接種を支援するため、2009年9月、WHOを通じて約11億円の緊急無償資金協力を実施したほか、将来発生するかもしれない新型インフルエンザに備えるため、東南アジア諸国連合（ASEAN）[注37]、アジア欧州会合（ASEM）[注38]との協力でアジア地域における150万人分の抗ウイルス薬などの備蓄や供与を行いました。また、二国間協力によって、インフルエンザが発生する状況を監視する体制を強化したり、ワクチンの生産能力を向上させる支援などを推進して国際社会に積極的に貢献しています。さらに、家畜として飼育されている鳥類（家きん）への感染症対策のために、国際獣疫事務局（OIE）[注39]を通じてアジア・太平洋地域における協力体制を構築し、高病原性鳥インフルエンザ対策や野鳥の疾病の監視（サーベイランス）などを推進しています。

注36：ストップ結核世界計画 Global Plan to Stop TB 2006-2015
注37：東南アジア諸国連合 ASEAN：Association of Southeast Asian Nations
注38：アジア欧州会合 ASEM：Asia-Europe Meeting
注39：国際獣疫事務局 OIE：World Organisation for Animal Health

●ポリオ

日本は、根絶の最終段階を迎えているポリオについて、ポリオ常在流行国（ポリオが過去に一度も撲滅されたことのない国）であるナイジェリア、アフガニスタン、パキスタンの3か国を中心に、主にUNICEFを通じたポリオ・ワクチン供与等を支援しています。また、2009年4月にタジキスタンおよび周辺国における感染拡大の緊急事態に対応するため、UNICEFを通じたポリオ・ワクチン供与に20万ドルの支援を行いました。また、パキスタンでは民間のゲイツ財団と連携して、円借款を通じた全国の5歳未満の子どもたち約3,200万人に対するポリオ・ワクチンの接種を行い、ポリオ撲滅を目的とした支援も実施しています。（ゲイツ財団との協力については28ページ参照）

ポリオワクチン接種を受けるバングラデシュの子ども（写真提供：三宅大作）

●顧みられない熱帯病

日本は、世界に先駆けて中米諸国のシャーガス病対策に本格的に取り組み、媒介虫対策の体制を確立する支援を行い、感染リスクを減少することに貢献しています。フィラリア症についても、駆虫剤を供与し、多くの人に知識・理解を持ってもらうための啓発教材を供与しています。また、青年海外協力隊による啓発予防活動などを行い、新規患者数の減少や病気の流行が止まった状態の維持を目指しています。

●予防接種

予防接種は感染症疾患に対して、安価で効果的な手段であることが証明されており、毎年200万～300万人以上の命を予防接種により救うことができると見積もられています。[注40]開発途上国の予防接種率を向上させることを目的として2000年に設立されたGAVIアライアンス（33ページ用語解説参照）に対して、日本は2011年に初の拠出となる930万ドルの支援を行いました。GAVIを通じた支援により、2010年までに救われた命は582万人と推計されており、さらにMDGs達成期限である2015年までに420万人の命を救うことができると見積もられています。

注40：（出典）WHO “Health topics Immunization” http://www.who.int/topics/immunization/en

用語解説

＊新興・再興感染症
新興感染症：SARS（サーズ）（重症急性呼吸器症候群）・鳥インフルエンザ・エボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年新しく認識された感染症。
再興感染症：コレラ、結核などのかつて猛威をふるったが、患者数が減少し、収束したと見られていた感染症で、近年再び増加してきたもの。

＊顧みられない熱帯病
シャーガス病、デング熱、フィラリア症などの寄生虫、細菌感染症等を指す。感染者は世界で約10億人にのぼり、その多くが予防、撲滅可能であるにもかかわらず、死亡に至るケースがある。また感染者が貧困層に多いなどの理由で社会的関心が低いため、診断法、治療法、新薬の開発や普及が遅れている。

フィリピン　「レプトスピラ症の予防対策と診断技術の開発プロジェクト」技術協力プロジェクト（2010年4月～実施中）

レプトスピラ症は、熱帯・亜熱帯を中心に広く分布し、人間に感染すると肝障害や腎不全、肺出血などの症状を引き起こし、死に至らしめることもある感染症です。全世界で年間50万人近くの患者がこの感染症にかかり、致死率は23%と推計されていますが（WHO（1999））、症状が他の感染症にとても似ていることもあり、予防・診断には高度な専門的技術が必要とされています。フィリピンもレプトスピラ症の流行地であり、2009年10月の台風の際には被災地でまん延、多数の死亡者を出しましたが、予防・診断が困難であることもあり、有効な対策は講じられていません。そこで日本は、日本と被援助国双方の研究機関による共同研究を支援する科学技術協力の枠組みを通じて、レプトスピラ症に関する疫学調査や迅速診断法の開発等を積極的に支援しています。

検出作業中の研究者（写真提供：JICA）

タイ　「性感染症に係る症例管理技術」第三国研修（2008年10月～2011年3月）

淋病・梅毒・HIV/エイズといった性感染症は、年間で約3億4,000万人の新規患者が発生しています。世界規模の深刻な公衆衛生上の課題となっているだけではなく、一見治ったように見えても、薬の服用中断などにより再感染することがあり、多くの開発途上国では有効な手立てがないのが現状です。

本研修は、日本・タイ両国の協力の下、アフリカの5か国（ボツワナ、ケニア、タンザニア、ウガンダ、ジンバブエ）から研修員をタイに招き、診断や治療だけでなく、カウンセリングや教育、パートナーへの対応なども含んだ症例管理技術について実践的な研修を実施するものです。2008年に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）でも謳われているとおり、アジアの経験をアフリカに伝えることで、世界的な課題の解決を目指しています。

アフリカの研修員に性感染症の検査方法を指導するタイ人講師（写真提供：JICA）

(3) 食料

2010年末の栄養不足人口は、国連食糧農業機関（FAO）によると、約9億2,500万人と依然として高水準が見込まれており、MDGsが掲げる「2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準（20%）の半数（10%）に減少させる」という目標の達成が危ぶまれています（2010年時点で16%）。紛争、自然災害の発生や食料価格の高騰により、食糧支援の必要性は高まっています。また、社会的セーフティー・ネット（人々が安全で安心して暮らせる仕組み）の確立や栄養状態の改善、食料増産による需給バランスの改善、家畜の感染症への対策など、食料安全保障（すべての人が十分な食料を得る権利を持つことへの保障）を確立するための国際的な協調や多面的な施策が求められています。

＜ 日本の取組 ＞

このような状況を踏まえ、日本は、食糧援助を行っています。2010年度には、二国間食糧援助として19か国に対し計122億円の支援を行いました。国際機関を通じた支援では、主に国連世界食糧計画（WFP）を通じて、緊急食糧援助や、教育の機会を促進する学校給食プログラム、食料配布により農地や社会インフラ整備などへの参加を促し、地域社会の自立をサポートする食糧支援などを実施しています。2010年には世界各地で実施しているWFPの事業に総額約2億1,441万ドルを拠出しました。

また日本は、開発途上国が自らの食料の安全性を強化するための支援を行っています。口蹄疫などの国境を越えて感染が拡大する動物の伝染病について、越境性感染症の防疫のための世界的枠組み（GF-TADs）[注41]など国際獣疫事務局（OIE）やFAOと連携しながら、アジア・太平洋地域における対策を強化しています。（農業については64ページ参照）

ボリビアで日本の貧困農民支援により、食料不足問題の解決を目的に提供された肥料を担ぐ女性（写真提供：Insumos Bolivia）

ウガンダの市場（写真提供：佐藤浩治/JICA）

注41：越境性感染症の防疫のための世界的枠組み GF-TADs：Global Framework for Progressive Control of Transboundary Animal Diseases

ザンビア

「食糧安全保障向上のための食用作物多様化支援プロジェクト（FoDiS）」技術協力プロジェクト（2006年10月～2011年10月）

ザンビアの人々はメイズ（とうもろこし）を主食としており、80%以上の農家が重要な作物としてメイズを生産しています。しかし、大半の農家は小規模経営であり、雨水に依存したメイズ栽培を行っているため、数年に一度発生する干ばつの度に、国家レベルの食料危機に陥ってしまいます。そこで、日本は干ばつをはじめとする気候変動の影響を緩和するために、メイズに依存しない食用作物栽培の多様化支援を推進しています。本プロジェクトでは、乾燥に強いキャッサバやサツマイモなど芋類の植え付け材や、日本がアフリカで普及を促進しているネリカ米という陸稲の種子を小規模農家に配布して栽培支援を行い、ザンビアの食料安全保障に貢献しています。また、これらの種子の増殖や品種改良を担う研究機関の能力向上や、メイズ以外の主要作物が国内市場で流通するための仕組みづくりや加工技術の支援も併せて行っています。

＊FoDiS: Food Crop Diversification Support Project for Environment of Food Security

収穫物のキャッサバを手にする農民。キャッサバは貴重なメイズ代替食料である（写真提供：JICA）

アフガニスタン

「アフガニスタンにおける学校給食~女子にも学ぶ機会をプロジェクト」対WFP拠出金（2011年1月～2011年10月）

アフガニスタン・ヘラート県の小学校で給食の高栄養ビスケットを手にする子ども。WFPが日本からの支援で配った（写真提供：WFP/Teresa Ha）

長引く国内の混乱や自然災害等の影響により依然として不安定な状況が続いているアフガニスタンにおいて、日本は国連世界食糧計画（WFP）と協力して、学校給食事業を実施しています。学校給食は、子どもたちの栄養状態の改善のみならず、空腹を満たすことで勉強に集中できることや、貧しいことが原因で学校に通えない子どもたちが通学できるきっかけとなるなど、幅広い効果のある支援活動です。特に女子の就学率が低いアフガニスタンでは、学校給食と持ち帰り食料の両方を女子に提供することにより、各家庭における女子の就学への理解と協力を深め、男女間の教育格差を是正する取組を行っています。2011年には、WFPの学校給食への取組は公立学校に通うおよそ200万人の子どもたちを対象に実施され、意義深い支援となっています。

(4) 資源・エネルギー

開発途上国では、電気が供給されていない地域の人々が世界の人口の20%に相当する約13億人もいます。[注42]電気やガスなどの電力供給のエネルギー・サービスの欠如は、産業の発達を遅らせ、雇用機会が失われ、貧困が進み、医療サービスや教育を受ける機会が制限されるといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的な供給や環境への適切な配慮が不可欠です。

＜ 日本の取組 ＞

開発途上国の持続可能な開発およびエネルギーを確保するため、近代的なエネルギー供給を可能にするサービスを提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、エネルギー利用の効率化や再生可能エネルギー（水力、太陽光、風力、地熱など）を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ（経済社会基盤）整備を支援しています。

資源国に対しては、その国が資源開発によって外貨を獲得し、自立的に発展できるよう協力し、鉱山周辺のインフラ整備など、資源国のニーズに応じた支援を行っています。それにより、総合的かつ戦略的な関係を構築・強化していきます。こうした支援を通じ、企業による資源の開発、生産や輸送が滞りなく行われるようにすることによって、エネルギー・鉱物資源の安定供給を確保していくことができるようになります。国際協力銀行（JBIC）、[注43]日本貿易保険（NEXI）、[注44]石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）[注45]による支援に加え、日本のODAを資源・エネルギー分野で積極的に活用していくことが重要です。

ケニア「ソンドゥ・ミリウ/サンゴロ水力発電所建設計画」ビクトリア湖畔に建設された水力発電所。パイプラインの先に発電施設がある（写真提供：久野真一/JICA）

ペルー

「地熱発電開発マスタープラン調査プロジェクト」開発計画調査型技術協力（2010年2月～2011年9月）

ペルーでは、アンデス山脈付近を中心に地熱資源が豊富に存在するとされており、ペルー政府は近年、再生可能エネルギー発電推進法などの法整備を進め、地熱を含む再生可能エネルギー発電の利用を促進する方針を打ち出しています。他方、ペルーではこれまでに地熱発電の実績はなく、技術・経験を有する人材が不足しています。このため、協力要請を受けた日本は、地熱発電開発のロードマップ（行程表）を示すマスタープランの策定と地熱資源情報の整備を目的とした調査に着手しました。本調査では、日本のすぐれた技術、知識・経験を活用し、主要な地熱地帯10地点での地質・地化学調査をはじめ、資源調査・評価、電力事情調査や法規制等に関する調査、さらに環境社会配慮に係る調査等を実施しています。同時に調査を通じたペルー側関係者への技術移転も行っています。地熱発電は、発電時に二酸化炭素を排出しないため、本調査により、地熱発電開発につなげることで、気候変動対策としても貢献が期待されています。

地化学調査（湧水温度測定）を行う日本の調査団とペルー側担当者（写真提供：JICA）

注42：（出典）国際エネルギー機関「2011年世界エネルギー展望」（2009年時点の推定）
注43：国際協力銀行 JBIC：Japan Bank for International Cooperation
注44：日本貿易保険 NEXI：Nippon Export and Investment Insurance
注45：石油天然ガス・金属鉱物資源機構 JOGMEC：Japan Oil, Gas and Metals National Corporation

(5) 防災と災害援助

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水、土石流などによる災害は、単に多くの人命や財産を奪うばかりではありません。災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け、災害難民となることが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害の長期化が大きな問題となるなど、災害が途上国の経済や社会の仕組み全体に深刻な影響を与えています。

パキスタン洪水被害に関する国連総会特別会合に出席し、潘基文国連事務総長と会談する藤村修外務副大臣

＜日本の取組＞

日本は、地震や台風など過去の自然災害経験で培われた自らのすぐれた知識や技術を活用し、緊急支援と並んで災害予防および災害復旧分野において積極的に支援を行っています。2005年には、神戸で開催された第2回国連防災世界会議において、国際社会における防災活動の基本的な指針となる「兵庫行動枠組2005-2015」が採択されました。日本は国連などと協力してその世界的な実施を推進しています。

また、この会議において、日本はODAによる防災協力の基本方針などを「防災協力イニシアティブ」として発表しました。そこで日本は、制度の構築、人づくり、経済社会基盤の整備などを通じて、開発途上国における「災害に強い社会づくり」を自らの努力でなしとげることができるよう積極的に支援していくことを表明しました。

●国際緊急援助隊

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国の政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。人的援助としては、国際緊急援助隊の①救助チーム（被災者の捜索・救助活動を行う）、②医療チーム（医療活動を行う）、③専門家チーム（災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う）、④自衛隊部隊（大規模な災害が発生し、特に必要があると認められる場合に派遣される）の4つがあります。また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外4か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、発電機、毛布などを常に備蓄しており、災害が発生した時にはすぐに被災国に物資を供与できる体制にあります。さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者や避難民を救援することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関・赤十字に対し、緊急に実施される無償資金協力を行っています。

2010年度においては、パキスタン、インドネシア、ニュージーランドに対して計11チームの国際緊急援助隊を派遣し、ミャンマー、ハイチ、ガーナ、コロンビアなど14か国に対して計15件の緊急援助物資の供与を行いま

パキスタンの洪水被害に対する支援の一環で、マラリア検査を行う国際緊急援助隊医療チーム（写真提供：JICA）

した。また緊急の無償資金協力については、2010年度に災害緊急援助としてハイチ、中国、チリ、パキスタン等の計12か国に対し約45億円、民主化支援としてスーダン、ハイチに対し約9億円を供与しました。

2011年10月には、タイにおける洪水被害に対し、2回にわたり合計5,500万円相当の緊急援助物資（救援ボート用船外機等）を供与するとともに、国際緊急援助隊専門家チーム（上水道、地下鉄、空港施設の洪水対策専門家）を派遣、11月には10億円を上限とする緊急無償資金協力を実施するとともに、国際緊急援助隊専門家チーム（排水ポンプ車チーム）を派遣しました。

タイの作業員にポンプの設置方法を指導する日本人専門家（写真提供：JICA）

タイの工業団地で作業にあたる日本の排水ポンプ車。1台で毎分30m^{3}の排水能力を持つ（写真提供：JICA）

●国際機関等との連携

日本は、2006年に設立された「世界銀行防災グローバル・ファシリティ」[注46]への協力を行っています。このファシリティ（基金）は、災害に対して脆弱な低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定などの能力向上および災害復興の支援を目的としています。

防災の重要性への認識の高まりを背景に、2006年の国連総会においては、各国と防災にかかわる国連機関や世界銀行などの国際機関が一堂に会しました。この総会で、防災への取組を議論する場として、「防災グローバル・プラットフォーム」の設置が決定され、2007年6月に第1回会合が開催されました。日本は、この組織の事務局である国連国際防災戦略（UN/ISDR）[注47]事務局の活動を積極的に支援しています。2007年10月には、UN/ISDRの兵庫事務所が設置されました。

2011年5月には、スイスのジュネーブにて防災グローバル・プラットフォームの第3回会合が開催され、世界各国から168か国および25の国際機関、65の民間団体・NGO等から2,600名以上が参加しました。日本からは東祥三内閣府副大臣（防災担当）が開会式に出席し、第3回国連防災世界会議を日本で開催する用意があることを表明したほ

エチオピア「アバイ渓谷地すべり対策調査プロジェクト」探査機を用いた地下探査方法を指導する日本人専門家（写真提供：JICA）

注46：世界銀行防災グローバル・ファシリティ Global Facility for Disaster Reduction and Recovery
注47：国連国際防災戦略 UN/ISDR：United Nations International Strategy for Disaster Reduction
注48：ASEAN防災人道支援調整センター AHAセンター：ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance

か、大規模災害に関するハイレベル会議を2012年に日本で開催することを検討している旨、表明しました。

神戸での第2回国連防災世界会議から6年が経過していることから、日本は、防災グローバル・プラットフォーム会合の場も活用しながら、国際社会における防災活動の基本的な指針となる兵庫行動枠組のフォローアップに積極的に取り組んでいます。

また、インドネシア・ジャカルタに正式に開設されたASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）[注48]に対して通信設備の支援や人材の派遣等面での協力を行っています。

パキスタン

「国家防災管理計画策定プロジェクト」開発計画調査型技術協力（2010年3月～実施中）

パキスタンは、洪水、土砂災害、サイクロン、地震などの自然災害の脅威に常にさらされている国であり、2005年10月には北部地域で発生した大地震により、死者約7万5,000人を出す甚大な被害が発生しました。パキスタン政府は、この北部地震をきっかけとして、従来の事後対応中心の災害対策を根本から見直し、予防・軽減対応に軸を置いた防災体制強化に向けて国を挙げた取組が必要であるとの観点から、国家防災管理令の公布、防災行政の中心となる国家防災管理庁の設置を行いました。日本は、様々な災害の経験を経て培った法制度整備、防災人材の育成などの知識・経験に基づき、専門家派遣などによる技術協力を通じて、国家防災管理令の具体的な活動指針に位置付けられる国家防災管理計画の策定づくりを支援しています。またその過程において、国家災害管理庁（NDMA）*を中心としたパキスタン防災行政の体制整備、人材育成などの支援を行っています。

＊国家災害管理庁 NDMA：National Disaster Management Authority

担当地域の防災対策についてグループ作業を行う防災担当職員（写真提供：JICA）

ニュージーランド

「ニュージーランド地震への国際緊急援助隊派遣」国際緊急援助隊（2011年2月23日～2011年3月13日）

2011年2月22日に発生したニュージーランド南島におけるマグニチュード6.3の地震により、富山外国語専門学校生をはじめとする日本人28人を含む185人が犠牲となるなど、クライストチャーチ市を中心に大きな被害が出ました。日本はニュージーランド政府からの要請を受け、救助チームをはじめとする国際緊急援助隊の派遣を決定し、行方不明者の捜索救助活動や被災者の心のケア等、現地の実情に即した効果的でスピーディーな援助を行いました。救助チームにあっては、ニュージーランド国内を航空機で移動する際に機内アナウンスで国際緊急援助隊が紹介され、同乗した乗客から拍手を受けるなど、心温まる激励を受けました。余震の不安の中、徹底した捜索・救助活動を行った救助チームをはじめとする国際緊急援助隊の貢献については、ニュージーランド政府および同国民より高い評価と深い謝意が表明されています。

現地当局とともに、クライストチャーチ市内のビルでの捜索活動を行う国際緊急援助隊救助チーム（写真提供：JICA）

Column 6

東日本大震災を教訓に取り組む

～ 大洋州地域コミュニティ防災能力強化プロジェクト ～

フィジーのワークショップで
（写真提供：松岡めぐみ）

フィジーはオーストラリアの東、約3,000キロの太平洋上の300を超える島からなり、毎年のようにサイクロンなどに伴う集中豪雨による洪水に見舞われます。また、6つの大きな島と約1,000もの小島からなり、同じく大洋州に位置するソロモン諸島では、人口の9割以上が沿岸部や河口部に住んでいるため、津波、高潮および洪水などの災害に対して大変脆弱です。日本としては、自然災害に関する経験を無駄にすることなく、世界の必要としているところで役立てるという考えの下、フィジーとソロモン諸島からの要請を受けて、2010年10月から3年間の計画で「大洋州地域コミュニティ防災能力強化プロジェクト」を開始しました。このプロジェクトで、コミュニティ防災、避難計画・訓練などの指導に精力的に取り組んでいるのが金谷祐昭（かなやまさあき）専門家です。

「まず大切なのは、地域レベルでの防災に対する意識の向上です。洪水発生のメカニズム（仕組みや特徴）を知り、リスク回避、避難準備などについての認識を高め、自然と調和しながら住民一人ひとりの"自助の精神"を培ってもらいたいと考えています。」と金谷さんは抱負を語ります。

金谷さんは、活動の一環として、2011年2月25日、ソロモン諸島のタンボコ村にある小・中学校で「洪水リスク認識ワークショップ」を開催することになっていました。しかしその3日前に、タンボコ村では川で生徒が溺れて亡くなるという事故が起こりました。川に飛び込んで遊んでいた二人の生徒が、川の中で誤ってぶつかり、一人はなんとか岸へ這い上がったものの、もう一人は意識を失ったまま流されて数時間後に遺体となって発見されたのです。原因は増水した川が茶色く濁っていたことにありました。相手の姿が見えずに衝突してしまったのです。このような事故の後、タンボコ村では10日間、喪に服すのが習わしで、その間催事などは一切行わないことになっています。当然ワークショップも中止になるところでした。事故の翌日、打合せのために村を訪れていた金谷さんは村長と相談しました。村長は熟慮の結果、「悲しい出来事の後だが、増水した川の危険性をもう一度村全体で確認したい。」とワークショップの開催を決めたのです。

翌週、金谷さんは学校の生徒を含む村の住民と共に、川沿いの道を歩きながら増水した川の危険性を説明し、危険箇所などを一緒に確認しました。その様子は後日、地元新聞の一面で取り上げられ、記事を読んだ村の住民たちは、二度と同じような事故を起こさないように「今回のことを忘れない」と語り合いました。

また、日本で起こった東日本大震災の経験も、このプロジェクトに活かされています。

東日本の津波災害では、住民にハザードマップ（危険・安全確認地図）がうまく利用されていなかったり、避難手段や避難場所についての正しい情報が住民に把握されていなかったことが報告されています。その教訓をもとに、フィジーとソロモン諸島では、自分たちの居住地域の状況を再確認するために、住民たちと共に、高台、低い箇所、重要施設、河岸の決壊箇所などを詳しくベースマップに記入していくことにしました。また地域ごとに近くの安全な避難場所を確認しながら、地域の実情に合った避難計画を作成しています。

金谷さんは両国の人たちに、日本の経験から『設備や施設などの構造物対策だけでは完全ではない』ということを繰り返し伝え、自分たちの安全を自分たち自身で守るという意識を持ってもらいたい、と話しています。「自然災害リスクを抱える国の一人でも多くの人たちに"自助精神"を伝えることが私の使命だと思っています。」

タンボコ村で避難計画を説明する金谷さん
（写真提供：大庭隆）

(6) 国境を越える犯罪・テロ

グローバル化やハイテク機器が進歩し、人々の移動の拡大などが進み、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体を脅かすものとなっています。薬物や銃器の不正な取引、不法な移民、女性や子どもの人身取引、現金の密輸出入、通貨の偽造および資金洗浄(マネーロンダリング)*などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化して、巧妙に行われています。国際テロ組織「アル・カーイダ」は、指導者であったウサマ・ビン・ラーディンが死亡したものの、その勢力は今でも軽視できません。特に、アル・カーイダの思想やテロ手法の影響を受けている関連組織による過激主義運動が新たな脅威となっています。国境を越えて進行する国際組織犯罪やテロ行為に効果があるよう対応するには、一つの国のみの努力では限りがあります。そのため各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における対処能力向上支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

青年海外協力隊員が活動するスリランカ唯一の女性専用更正施設。売春、麻薬などの軽犯罪者や浮浪者などが収容され職業訓練を受ける(写真提供:久野真一/JICA)

＜日本の取組＞

●薬物対策

日本は国連麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、国連薬物犯罪事務所(UNODC)[注49]の国連薬物統制計画(UNDCP)[注50]基金への拠出などを行い、アジア諸国を中心に開発途上国を支援しています。2010年度には、約138万ドルのUNDCP基金への拠出を活用して、ミャンマーにおける「けし(麻薬の一種であるアヘンの材料になる植物)」の不正栽培を監視し、不正な合成薬物製造の調査を行う事業、東南アジアや太平洋地域における薬物統制に関する事業、ラオスにおける薬物統制計画を作成する支援事業などを実施しました。また、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)を通じて、薬物犯罪者処遇についての研修を実施しました。

●人身取引対策と腐敗対策

日本は、2010年度には、UNODCの犯罪防止刑事司法基金(CPCJF)[注51]に対し、9万ドルを拠出しました。さらに2011年8月には、日本が設置を主導した国連人間の安全保障基金を通じて、国際移住機関(IOM)[注52]等が実施する「インドネシアにおける人身取引被害者の保護と能力強化」事業に対し、約236万ドルの支援を決定しました。

人身取引対策については、被害者の緩和ケア(芸術療法等を通じた心理ケア)および社会復帰のための支援に重点的に取り組んでいます。これまでにCPCJFへ拠出することでタイのパタヤにおける人身取引対策プロジェクト(人身取引および性的搾取からの子ど

注49:国連薬物犯罪事務所 UNODC:United Nations Office on Drugs and Crime
注50:国連薬物統制計画 UNDCP:United Nations International Drug Control Programme
注51:犯罪防止刑事司法基金 CPCJF:Crime Prevention and Criminal Justice Fund
注52:国際移住機関 IOM:International Organization for Migration

もの保護）を実施しました。また、フィリピンの人身取引に関する捜査実務手続の基準を促進するための警察支援を実施します。さらに、今後も東南アジアを中心に支援を行っていくことを検討しています。また、日本で保護された被害者については、IOMを通じて被害者の安全な帰国と本国での社会復帰を支援しています。さらに日本は、不法移民・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への支援も行っています。

腐敗対策については、CPCJFへ拠出することで、これまでにベトナムにおける腐敗防止対策セミナーの開催を支援し、日本のODAの受取国でもある同国において腐敗対策の取組を強化することに貢献しました。今後、他の東南アジアにおいて同様のセミナーを実施するよう、UNODCと協議中です。

UNAFEIを通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、様々な研修・セミナーを実施しました。これらの研修・セミナーは、「証人・内部通報者の保護および協力の確保」、「腐敗予防」など国際組織犯罪防止条約および国連腐敗防止条約上の重要論点をテーマとしており、各国における刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

●テロ対策

テロリストにテロの手段や安住の地を与えないようにし、テロに対する弱点を克服するように努めなければなりません。日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に、テロ対策能力向上のための支援をしています。特に2006年以降、テロ対策等治安無償資金協力が創設され、日本は開発途上国でのテロ対策の支援を強化しています。

とりわけ日本と密接な関係にある東南アジア地域におけるテロを防止し、安全を確保することは、日本にとっても重要であり、より力を入れて支援を実施しています。具体的には、出入国管理、航空の保安、港湾・海上の保安、税関での協力、輸出の管理、法執行のための協力、テロ資金対策（テロリストやテロ組織への資金の流れを断つための対策）、テロ防止に関連する諸条約などの各分野において、機材の供与、専門家の派遣、セミナーの開催、研修員の受入れなどを実施しています。

たとえば、日本は1987年度から2010年度まで毎年「出入国管理セミナー」を開催し、東南アジア諸国などの出入国管理行政機関の担当者を招き、情報・意見交換を通じて相互理解を深め、協力関係を強化しました。これは各国の出入国管理業務に携わる職員の能力の向上にもつながっています。

2011年2月には南アジア諸国等からテロ対策の関係者を招き、テロ防止関連条約の理解を深め、条約の締結を促進することを目的としたセミナーを開催しました。さらに、日本は2010年度にUNODCテロ防止部へ約4万8,000ドルの拠出を行い、インドネシアを中心としたASEAN諸国に対しテロ対策法整備のための支援を実施しました。また、2011年1月、アフガニスタン等におけるテロ対策のためにUNODCのテロ防止部へ175万ドルの拠出を実施しました。

タイ「メコン地域における税関リスクマネジメントプロジェクト」メコン側のタイとラオスを結ぶ友好橋のたもとにある通関事務所で通関業務の進め方を確認する日本人専門家とタイ通関職員
（写真提供：久野真一/JICA）

●海賊行為への対策

日本は、エネルギーや食料資源の輸入、また、貿易の多くを海上輸送に依存している海洋国家です。テロ・海賊対策といった、海上の船の航行を安全に保つための対策は、日本にとって国家の存立・繁栄に直接結びつく課題です。加えて、海上の安全は、地域の経済発展を図る上でもきわめて重要なものです。近年、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾では、海賊事案が多発しています。国際社会全体による取組は、一定の成果を挙げているものの、海賊による攻撃の発生件数は年間219件（2010年）に達しており、発生海域もソマリア沖・アデン湾からインド洋西部全体に拡大し、船の航行の安全にとって大きな脅威となっています。

こうした脅威に対し、日本は2009年6月に成立した「海賊対処法」に基づき、海上自衛隊の護衛艦2隻およびP-3C哨戒機2機をソマリア沖・アデン湾に派遣し、海賊対処行動を実施しています。また、海賊行為があった場合の逮捕、取調べ等の司法警察活動を行なうため、海上保安官が護衛艦に同乗しています。

ソマリア沖の海賊問題を解決するためには、こうした行動に加え、沿岸国の海上取締り能力の向上や、海賊による被害の増加の背景にある不安定なソマリア情勢の安定化を含めた多層的な取組が必要です。これらの取組の一環として日本は、国際海事機関（IMO）[注53]の基金を設立するために中心となって働きかけ、ソマリア周辺地域における海賊対策の訓練センターや情報共有センターを設立するなど、これまで1,460万ドルを拠出しています。

また、海賊に対する訴追を支援するためにUNODCの基金に対し、累計150万ドルを拠出しています。ほかにもJICAと海上保安庁の協力の下で、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り研修」を実施しています。さらに、ソマリアにおいて和平が実現するように2007年以降、ソマリア国内の治安の強化、および人道支援・インフラ整備のために約1億8,400万ドルの支援も実施しました。

海上保安庁の協力を得た「アジア・中東海上犯罪取締り研修」巡視船の操舵室で、日本の海上保安官から研修を受けるアジア・中東の海上保安機関や沿岸警備隊職員（写真提供：JICA）

用語解説

＊資金洗浄（マネーロンダリング）
犯罪行為によって資金を得たり、収益をあたかも合法な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。例）麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為。

注53：国際海事機関 IMO：International Maritime Organization
2012年1月1日より、IMO事務局長に関水康司前IMO海上安全部長が就任した

フィリピン

「フィリピン海上保安教育・人材育成管理システム開発プロジェクト」技術協力プロジェクト（2008年1月～実施中）

フィリピンは日本と同じく海に囲まれた島嶼（とうしょ）国であり、海上輸送を主要な交通手段の一つとしています。しかし、その周辺海域では天災・人災により海難事故が毎年多発しています。また、海上保安の体制が不十分であることから、死亡者・行方不明者がきわめて多くなっているほか、タンカーの油流出事故による環境汚染、密輸その他の不法行為、テロ・海賊行為などにも十分に対応できていません。こうした背景を受け、日本は海上保安庁の協力の下、これまでフィリピン沿岸警備隊に対して様々な課題に対応するための技術協力を進めてきています。現在は、日本がこれまでに協力してきた内容も含め、フィリピン沿岸警備隊が自ら必要な人材育成を行っていけるようにするための教育・訓練システムの整備を支援する取組を進めています。

消火訓練の実習（写真提供：JICA）

海賊行為が多発している海域

（出典）国際海事局 IMB：International Maritime Bureau

4. 平和構築

国際社会では、依然として民族・宗教・歴史などの違いによる対立を原因とした地域・国内紛争が問題となっています。紛争は、多数の難民や国内避難民を発生させ、人道問題や人権を侵害する問題を引き起こします。そして、長年にわたる開発の努力の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。そのため、紛争の予防、再発の防止や、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた「平和構築」のための取組が国際社会全体の課題となっています。たとえば、2005年に設立された国連平和構築委員会などの場において、紛争の解決から復旧、復興および国づくりに至るまでの一貫した援助に関する議論が行われています。

日アフガニスタン政策協議にて、来日したハキミ・アフガニスタン外務副大臣と会談する伴野豊外務副大臣

＜日本の取組＞

日本は、紛争下における難民の支援や食糧支援、和平（政治）プロセスに向けた選挙の支援などを行っています。紛争の終結後は、平和が定着するように、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）[注54]への取組を支援します。そして治安部門を再建させ、国内の安定・治安の確保のための支援を行っています。また、難民や国内避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラ（経済社会基盤）の復旧など、その国の復興のための支援を行っています。さらに、平和が定着し、次の紛争が起こらないようにするため、その国の行政・司法・警察の機能を強化し、経済インフラや制度整備を支援し、保健や教育といった社会分野での取組を進めています。このような支援を継ぎ目なく行うために、国際機関を通じた支援と、無償資金協力、技術協力や円借款という二国間の支援を組み合わせて対応しています。

ODAによる平和構築支援

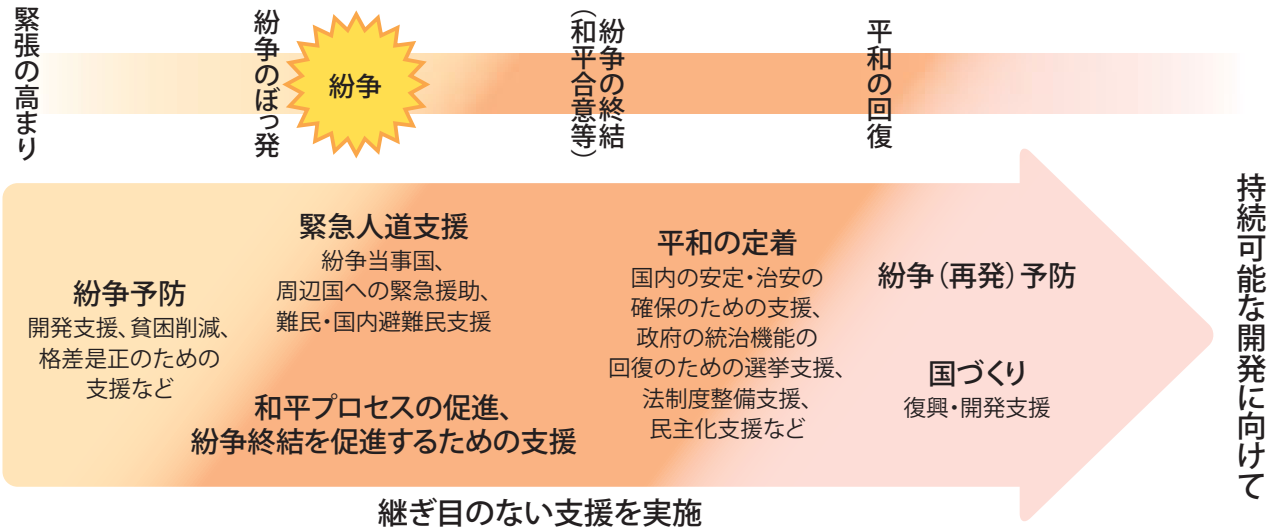

注54：元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰 DDR：Disarmament, Demobilization and Reintegration

●平和構築分野での人材育成

平和構築の現場で求められるものは、多様化し複雑になってきています。これらに対応するため、日本は2007年度から、現場で活躍できる日本やアジアの文民専門家を育成する「平和構築人材育成事業」を実施しています。この事業は、平和構築の現場で必要とされる実践的な知識および技術を習得する国内研修、平和構築の現場にある国際機関などの現地事務所で実際の業務に当たる海外実務研修、ならびに修了生がキャリアを築くための支援を柱としています。これまでに約160名の日本人およびその他のアジア人が研修コースに参加しました。その研修員の多くが、南スーダンや東ティモールなどの平和構築の現場で活躍しています。

スーダン

「カッサラ州基本行政サービス向上による復興支援プロジェクト」技術協力プロジェクト（2011年5月～実施中）

スーダン東部に位置するカッサラ州は、2006年の東部スーダン和平合意まで紛争を経験した地域です。スーダンは、40年以上の長期にわたり流入しているエリトリア難民をはじめ多くの国内外からの避難民を受け入れてきました。そのような中、増加する給水、農業、母子保健、職業訓練分野の行政サービスの需要に対して、行政機関によるサービスの供給が追いつかない事態に直面しています。そこで日本は、カッサラ州政府の要請を踏まえ、これらの分野における行政機関の能力向上を支援し、住民の生活環境の改善を通じた平和の定着を力強く後押ししています。

農業流通の円滑化をめざすワークショップ（写真提供：JICA）

(1)アフガニスタンおよびパキスタン支援

アフガニスタンとパキスタンにおいて不安定な情勢が続いていることは、両国やその周辺地域だけでなく世界全体の問題です。アフガニスタンを再びテロの温床としないため、日本をはじめとする国際社会は積極的に同国への支援を行っています。そして、アフガニスタンとの国境地域においてテロを排除するための作戦（掃討作戦）を実施するなどテロの撲滅に重要な役割を果たしているパキスタンの安定も、周辺地域や国際社会の平和と安定の鍵となっています。

＜日本の取組＞

●アフガニスタン

日本は、これまで一貫してアフガニスタンへの支援を実施しており、2001年10月以降の支援総額は約32億2,000万ドルにのぼります。2009年11月に日本は、「テロの脅威に対処するための新戦略」を発表し、今後のアフガニスタン情勢に応じて2009年からおおむね5年間で、最大約50億ドル程度までの規模の支援を決定しました。[注55]

具体的には、①警察支援などを通じた治安能力の向上を支援、②元タリバーンの末端兵士が社会復帰するための職業訓練および雇用機会創出等のための支援、③アフガニスタンの持続的で自立した発展のための識字をはじめとした教育、保健医療、農業・農村開発、エネルギー分野を含む基礎インフラ整備などの基礎生活分野などを柱に支援を実施しています。

注55：これまでに約束をした総額約20億ドル程度の支援に替わるもの

日本のアフガニスタン支援の主な実績

治安能力向上のための支援		・警察官約11.6万人の半年分相当の給与支援 ・警察官に対する識字教育（3,000人）、日本・トルコでの研修・訓練 ・90km²の地雷除去、87万人に対する地雷回避訓練
元兵士の社会への再統合のための支援		・約6万人の元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰、737の非合法武装集団の解体を実現 ・約27.6万の武器を回収 ・元タリバーン等兵士の再統合に関し、国際社会の議論を主導
開発：持続的・自立的発展のための支援	教育	・700以上の学校の建設・修復を実施し、のべ70万人以上の生徒の学習を支援 ・JICAによる1万人の教師育成、1万人の識字教育 ・UNESCO（ユネスコ）を通じた60万人の識字教育 ・15の職業訓練センターの建設・整備
	保健・医療・水	・約5,000万人に対するワクチン供与（ポリオ、BCG等） ・77のクリニック建設・整備、米国が建設した100のクリニックに対する機材供与 ・給水車20台供与、約1,000の井戸整備
	農業	・JICAの稲作支援（試験場でのコメ生産が3倍に増加）
	基礎インフラ整備	・幹線道路約700kmの建設を実施・決定 ・カブール国際空港ターミナル建設 ・カブール首都圏開発の総合計画策定

「教師教育における特別支援教育強化プロジェクト」女子学校の基礎授業（写真提供：レイモンド ウィルキンソン/JICA）

「結核対策プロジェクト」病院で新しい検査技術を学ぶ検査技師（写真提供：レイモンド ウィルキンソン/JICA）

「道路維持管理システムの構築及び人材育成プロジェクト」日本が塗装用の機材を供与（写真提供：レイモンド ウィルキンソン/JICA）

●パキスタン

2001年の米国同時多発テロ後に国際社会と協調してテロ対策を行うことを同国が表明して以来、日本は積極的な支援活動を行っています。[注56]2005年2月にはパキスタンに対する国別援助計画を策定し、インフラ、農業、生活環境などの分野において積極的に支援を行っています。また、2009年4月には、東京において日本政府と世界銀行とが共同でパキスタン支援国会合を開催し、日本は同国に対し2年間で最大10億ドルの支援を表明しました。[注57]さらに、2009年11月の「テロの脅威に対処するための新戦略」に基づき、パキスタンの持続的で安定した発展のために、経済成長やマクロ経済改革、住民の生活改善など貧困削減、ハイバル・パフトゥンハー州（旧北西辺境州）および連邦直轄部族地域の人々の生活の安定などを重点分野として支援しており、日本は10億ドルを超える支援を着実に実施しました。[注58]（パキスタンについては109ページ参照）

注56：パキスタンが核実験を行った1998年以降、日本は同国に対し援助縮小措置（緊急・人道性を有する援助、草の根無償を除く新規無償資金協力、および新規円借款の供与の停止）を取っていた
注57：経済・金融等を含めたマクロ経済の安定化を目的とした国際通貨基金（IMF）プログラムの実施が前提
注58：支援には、2010年度大洪水への支援も含む

(2) イラク

国際社会は、イラクが平和と安定を回復し、その状態が続くように、国づくりの支援を進めています。イラクが平和で民主的な国家として再建されることは、イラク国民や中東地域だけでなく日本を含む国際社会の平和と安定にとってきわめて重要です。イラクは、当面の復興ニーズに緊急に対応すべき局面から、現在は、中期的な視点から復興・開発に戦略的に取り組むべき局面に移行しています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、2003年10月のマドリッド復興支援国会合で総額約50億ドルの対イラク支援パッケージを表明しました。これはイラク国民の生活水準回復のための当面の支援として、15億ドルの無償資金協力、および中期的な復興支援に応えるための最大35億ドルの円借款からなります。それ以降、日本は無償資金協力で2010年度末時点で約16億7,000万ドルを供与し、それを着実に実施しています。また、様々な分野の研修事業を通じて、イラクの行政官や技術者に対する能力が向上するよう支援を行っています。円借款による支援については、2010年度末時点で、15案件計約32億8,000万ドルまでの使途を決定しました。また、2011年11月マーリキー首相訪日の際に行われた日・イラク首脳会議において、野田総理大臣は、石油、通信および保健の分野の新規4案件のために、約670億円（約7億5,000万ドル）の円借款の供与に必要な措置をとることを表明しました。これは2003年の約50億ドルの支援の公約を達成するとともに、新たな支援も伴うものです。日本は、現在実施中の協力事業が着実に進んでいくよう、きめ細かい支援を行っています。イラクの中期的な復興・開発戦略の中に日本の支援が効果的に組み込まれるよう、イラクおよび他の支援機関と一層緊密な連携を図っていく考えです。

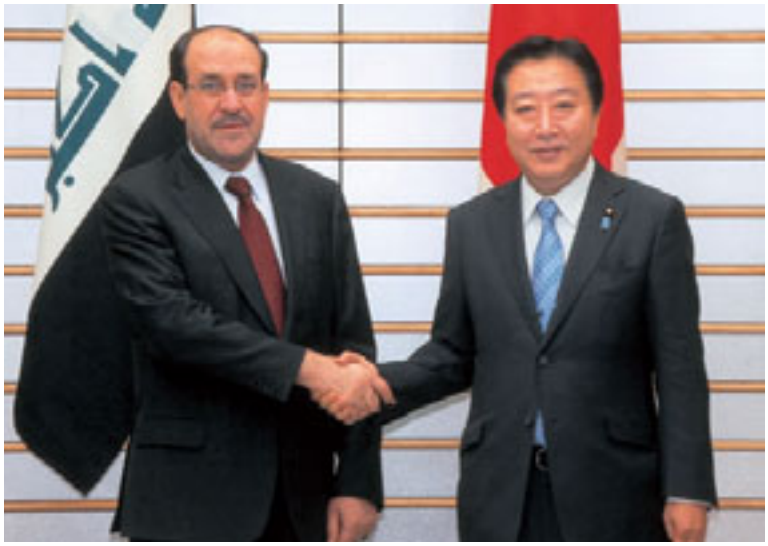

来日したマーリキー・イラク首相と会談する野田佳彦内閣総理大臣　（写真提供：内閣広報室）

債務問題については、2004年にパリクラブ*において各債権国（資金を貸し付けている国）が保有しているイラクに対する債権の総額約372億ドルのうち、80%を3段階で削減する合意が成立しました。これを受け債権国第1位である日本は、2005年11月に約76億ドルの債権を3段階に分けて合計80%削減する内容の交換公文（国際約束）を日本・イラク間で署名し、2008年12月の削減を最後に合計約67億ドルの債務を削減しました。

用語解説

＊パリクラブ
債務の返済が困難になった債務国に対し、二国間で債務の救済措置を取り決めるための非公式な債権国会合。日本を含む主要債権国19か国で構成され、原則として年10回、フランス経済産業雇用省（パリ）で開催される。

(3) パレスチナ

パレスチナ問題は半世紀以上も続くアラブとイスラエル紛争の核心であり、中東和平の問題は日本を含む世界の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼすものです。日本は、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する二国家解決を支持し、これを推し進めていくためには、一方の当事者であるパレスチナ自治区の社会経済が開発され、国づくりに向けた準備が不可欠です。1993年のオスロ合意によるパレスチナ暫定自治の開始以降、日本をはじめとする国際社会は積極的にパレスチナに対する支援を展開してきています。

パレスチナ自治区の人々は、イスラエルによる占領に大きな不満と反発を抱きつつも、経済面では、長年にわたる占領のために、イスラエル経済と国際社会からの支援に大きく依存せざるを得なくなっています。こうした状況が、中東和平の問題解決を一層難しくしています。今後、パレスチナが真の和平に向けてイスラエルと対等に交渉できるような環境を整備するためには、パレスチナ経済を自立させることが最も重要な課題になっています。

＜日本の取組＞

日本は、ODA大綱の重点課題である「平和の構築」の観点も踏まえつつ、パレスチナに対する支援を中東和平における貢献策の重要な柱の一つと位置付けています。特に、パレスチナ人の生活を安定させ、将来、パレスチナ国家の建国が実現するよう支援するため、1993年以降総額約12億ドル以上をパレスチナに対して支援をしてきています。支援総額で日本は、EU（欧州連合）、米国などに次ぐ主要援助国（ドナー）になっています。

また、2006年7月以降は、将来のイスラエルとパレスチナが平和的に共存し、共に栄えていくための日本独自の中長期的な取組として、日本、イスラエル、パレスチナおよびヨルダンの4者による域内協力により、パレスチナ自治区のヨルダン渓谷において経済開発を進める「平和と繁栄の回廊」構想を提唱し、現在その具体化に向けて、ジェリコ市郊外に農産加工団地を建設するために取り組んでいるところです。なお日本は、2010年度には、総額1億ドルの対パレスチナ支援を実施しました。

パレスチナ自治区の地図

パレスチナ自治区

ガザ地区	西岸地区
・面積：365km²（東京23区の約半分）	・面積：5,655km²（三重県とほぼ同じ）
・人口：160万人	・人口：250万人

パレスチナ自治区ガザ市内の様子
（写真提供：NPO法人パレスチナ子どものキャンペーン）

Column 7

草の根レベルの相互理解を

～ パレスチナのオリーブ農家支援 ～

農家農場でオリーブの栽培指導をする吉田さん（写真提供：吉田真由美）

平和を象徴するともいわれるオリーブ。原産地はパレスチナともいわれ、パレスチナ人の食卓には欠かせないものとなっています。また肌や髪の手入れにも使われるなど、生活と深いつながりがあります。

降雨量の少ないパレスチナでは、オリーブの栽培には大きな困難が伴います。加えて、オリーブミバエと呼ばれる害虫が実を傷めるため、収穫量が減ったり、品質の低下をもたらすといった問題が起きています。また、年間1万5,000トン程のオリーブオイルが消費されるパレスチナでは、豊作の年にはその2倍以上の量が収穫されますが、売れ残ったオリーブオイルは品質が悪いため、輸出することもできず、そのまま捨てられることもありました。

日本のNGOである日本民間国際協力会（NICCO）[*1]は、日本政府の協力を得て、[*2]2007年からパレスチナ・ヨルダン川西岸の北東にあるトバス県で、貧しいオリーブ農家を支援しています。

NICCOパレスチナ事務所のプロジェクト・マネジャーである吉田真由美（よしだまゆみ）さんは、コソボでの難民支援にボランティアとして参加したことをきっかけに、民族対立や紛争問題に関心を持つようになりました。2007年9月に、パレスチナに配属された吉田さんは、「オリーブという作物を通じて、貧困農家の生活向上はもちろんのこと、政治的に対立し合う者同士が草の根レベルで相互理解を深めることができればと思います」と話します。

吉田さんが初めに取り組んだのは高品質のオリーブオイルを生産することでした。輸出販路を開拓し、農家の収入増を図るためです。さらに、農家の女性に対しては、オリーブオイルや自然原料を使った石けんの開発・販売や、有機栽培の野菜とオリーブオイルを使った加工食品の製造販売など、商品開発と女性の地位向上を兼ねた事業も進めています。事業開始前、トバスの農家はオリーブオイルの品質基準には無頓着で、製品は酸度の高い低品質なものでした。食用油レベルのオリーブオイルを酸度が低い高品質のエキストラバージンのレベルにまで引き上げたいと考えていた吉田さんは、指導に当たっていろいろと苦労しました。たとえば、タバコを片手に作業を行うのが当たり前に行われているオリーブの搾油（さくゆ）工場で、衛生管理の指導を徹底しました。また、搾油時に枝葉などを取り除くこと、低温で通常より長めの時間をかけて搾油することにより、品質が格段に良くなることを繰り返し指導しました。収穫したオリーブを高温で早く搾ることを長年の習慣としてきた農家に、このような変化を受入れてもらうには長い時間を要しましたが、製品は着実に良いものになりました。

生産されたオリーブオイルは、イスラエルやサウジアラビアでも販売されるようになっています。「販売に協力してくれているイスラエル人とは信頼関係にあります。私たちの製品の品質とデザイン性を評価して、適正な値段で買ってくれています。」と吉田さんの取組に参加している農家の組合代表、ダバク氏は話します。「オリーブを栽培しない日本人がなぜ我々を指導するのか初めは理解に苦しみましたが、事業を通じて、酸度が低いオリーブオイルは健康に良いこと、製造工程も基準どおりに管理すれば我々にも製造できることを学びました。」

吉田さんは言います。「栽培・製造から販売までのサイクルを持続的に築いていく中で、パレスチナ人とイスラエル人の民間レベルの信頼関係を深められること、占領下の状況においても努力の積み重ねにより生活を向上させる可能性があることを、この事業を通じて学んでほしいと願っています。」と語っています。

＊1：日本民間国際協力 NICCO：Nippon International Cooperation for Community Development
＊2：2007年度 草の根パートナー型
2010年度 日本NGO連携無償資金協力

農業組合との打合せ（写真提供：吉田真由美）

(4)スーダン

スーダンでは、20年以上にわたり南北内戦が続いていましたが、2005年、南北包括和平合意(CPA)[注59]の成立により内戦が終結しました。この和平合意に基づき、2010年4月、総選挙がおおむね平和的に行われました。2011年1月には、南部スーダンの分離独立を問う住民投票が行われ、98%以上の圧倒的多数が分離独立を支持し、南スーダンの独立が決定しました。南スーダンは、2011年7月9日に独立しましたが、国づくりと安定した南北スーダン関係の構築が今後の課題です。

＜日本の取組＞

日本の対アフリカ外交にとって、平和構築は重要課題の一つです。中でも、南北スーダンの安定はアフリカ全体の安定に直結することから、南北スーダンは平和構築の最重点国の一つと位置付けられています。このような認識の下、日本は、2005年以降南北スーダンに対し5億5,000万ドル以上の支援を実施しています。2010年度の支援実績は、無償資金協力が約85億8,800万円、技術協力は約22億9,700万円にのぼっています。

今後、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰(DDR)の支援といった平和の定着に関する支援を継続するとともに、南北バランスのとれた支援を行います。具体的には、スーダンに対しては、紛争被災地域を中心に、人間の基礎生活分野の充足(BHN)[注60]の確保および食料生産基盤の整備を重視した支援を行っています。また、南スーダンに対しては、上記に加え、インフラ整備やガバナンス(統治)分野を重視した支援を行っています。

新国家　「南スーダン」誕生!

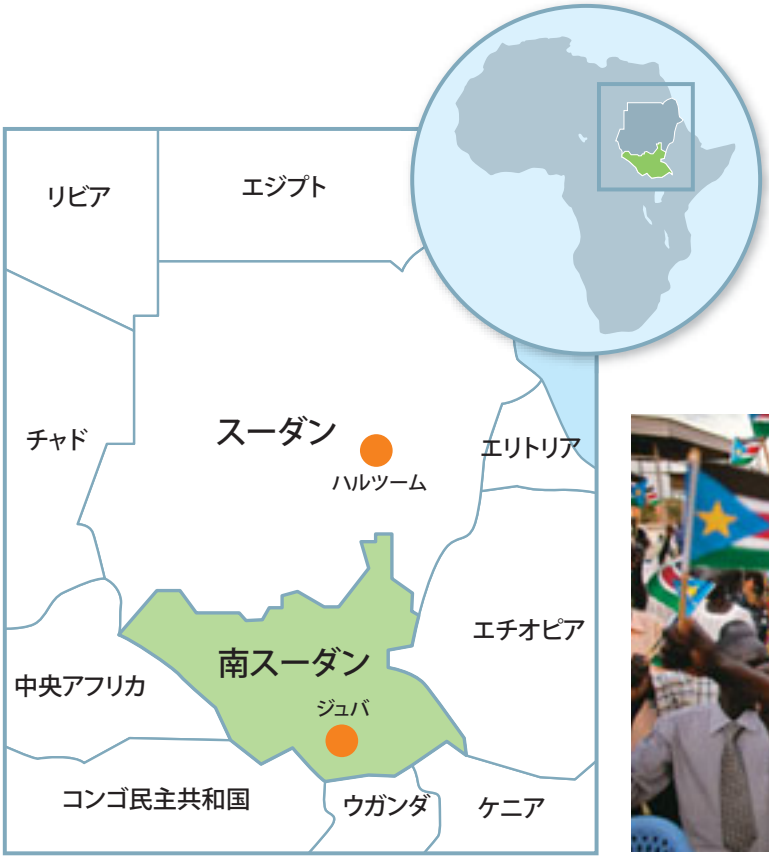

アフリカで最も新しい国、南スーダン。
スーダンでは、1983年から20年以上続いていた南北内戦が、2005年1月に終結。2011年1月南部スーダン分離独立を問う住民投票を経て、同年7月9日、南スーダンとして独立した。しかし、国内避難民、経済社会基盤の破壊、武器拡散や地雷、多数の元兵士の存在など、内戦の傷跡がいまだに残っており、取り組むべき課題も多い。

(写真提供:AP/アフロ)

注59:南北包括和平合意 CPA:Comprehensive Peace Agreement
注60:人間の基礎生活分野 BHN:Basic Human Needs

(5)クラスター爆弾を含む不発弾および対人地雷・小型武器等

かつて紛争中であった地域には、複数の小型の爆弾を内蔵し、それらをまき散らす爆弾であるクラスター弾などの不発弾や対人地雷がいまだに残っており、非合法な小型武器が広く使われています。これらは子どもを含む一般市民にも無差別に被害を与え、復興と開発活動を妨げるだけでなく、新たな紛争の原因になります。不発弾・地雷の除去や非合法小型武器の回収・廃棄への支援、地雷被害者の能力強化など、国内を安定させ、治安を確保することに配慮を払った支援が重要です。

＜日本の取組＞

クラスター弾については、2010年8月1日に「クラスター弾に関する条約」が発効し、日本を含む66か国が締約国（署名国は108か国）となっています（2011年11月時点）。日本は、この条約の推進に積極的に貢献しています。たとえば、2010年11月にラオスで開催されたこの条約の第1回締約国会議においては、日本は、副議長を務めるとともに、条約が広く行き渡るよう推進する議長フレンド（議長を補佐する役）を務めました。また、条約で規定されている国際的な協力や援助も着実に実行しています。

カンボジア「CMAC機能強化プロジェクト」カンボジア地雷対策センター（CMAC）事務所に展示されている掘り出された地雷（写真提供：ステファン ジャニン/JICA）

対人地雷については、日本は対人地雷禁止条約（オタワ条約）に、すべての国が広く同意するよう、地雷対策と技術開発の支援に取り組んできました。2009年のオタワ条約の第2回検討会議以降は、今後の支援の方向として、①被害国（者）とのパートナーシップの重視、②産（産業界）・官（公的機関）・学（教育機関）・民（民間機関）一体の地雷問題への取組、③地雷対策と被害地域の開発の広範囲での取組方法を表明してきています。

小型武器対策としては、開発支援を組み合わせた小型武器の回収、廃棄、適切な貯蔵管理などへの支援を行っています。また、武器の輸出入管理や取締り能力の強化、治安の向上などを目指して関連する法制度の整備や税関や警察など法執行機関の能力を向上する支援、元兵士や元少年兵の武装解除・社会復帰事業支援等も実施しています。

スリランカ

「キリノッチ県における手動式地雷除去活動計画」草の根・人間の安全保障無償資金協力（2010年11月～実施中）

2009年5月に約26年間に及ぶ国内紛争が終結したスリランカでは、主戦場となった北部州を中心に多くの地雷や不発弾が残されており、たくさんの人々が故郷の地を踏めないまま避難生活を続けてきました。日本はスリランカの地雷除去のために、これまでに草の根・人間の安全保障無償資金協力を通して総額2,000万ドルを超える協力を行っており、2010年には、地雷が特に多く残るキリノッチ県で地雷除去活動を行う現地NGOを支援しました。この活動により約4,000人が自分の村に戻り、農業等の生計活動を再開できる見込みです。また、この地雷除去活動は、失業率の高い旧紛争地域で雇用を生み出しているほか、少数派タミル人と多数派シンハラ人が一緒になって地雷除去に取り組むことで、民族和解にも大きく貢献しています。

手動式による地雷除去作業
（写真提供：DASHデルボン社会調和支援）

第3節 地域別の取組

世界では国や地域によって抱える課題や問題が異なります。日本は、これらの問題の経済的、社会的背景なども理解した上で、政府開発援助（ODA）などを通して開発途上国の問題解決に取り組んでいます。

図表 III-7 二国間政府開発援助の地域別実績（2010年）

（単位：百万ドル）

形態／地域	二国間政府開発援助							合計 支出純額ベース	対前年伸び率（%）	合計 支出総額ベース	構成比（%）	対前年伸び率（%）
	贈与				政府貸付等							
	無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計					
アジア	866.28	156.53	1,120.32	1,986.60	6,119.31	5,577.59	541.72	2,528.32	14.0	8,105.91	53.1	3.9
東アジア	424.57	17.18	881.77	1,306.34	3,881.79	4,389.80	−508.02	798.32	−29.6	5,188.12	34.0	−6.0
北東アジア	55.15	1.41	369.23	424.39	639.45	1,202.46	−563.01	−138.62	−159.7	1,063.84	7.0	−21.5
東南アジア	369.39	15.76	504.83	874.22	3,242.34	3,187.34	54.99	929.22	4.0	4,116.56	26.9	−0.9
南アジア	339.60	110.20	167.02	506.62	2,130.60	1,105.08	1,025.52	1,532.14	81.7	2,637.22	17.3	33.7
中央アジア・コーカサス	82.39	9.45	39.86	122.25	106.93	82.71	24.22	146.47	−31.1	229.18	1.5	−17.9
アジアの複数国向け	19.73	19.71	31.67	51.39	−	−	−	51.39	80.9	51.39	0.3	80.8
中東・北アフリカ	907.11	672.95	180.25	1,087.36	1,252.53	748.14	504.40	1,591.76	139.0	2,339.90	15.3	73.3
サブサハラ・アフリカ	1,151.90	329.57	408.02	1,559.92	275.37	102.55	172.83	1,732.75	23.5	1,835.29	12.0	17.9
中南米	291.44	60.08	241.47	532.91	472.64	1,349.09	−876.45	−343.55	−340.9	1,005.55	6.6	37.2
大洋州	140.12	11.07	50.80	190.92	5.95	20.58	−14.62	176.29	57.6	196.87	1.3	51.6
欧州	9.46	0.81	24.96	34.42	198.03	51.94	146.09	180.51	8.7	232.45	1.5	10.5
東欧	1.85	0.12	4.73	6.58	121.88	42.68	79.21	85.79	51.5	128.47	0.8	36.7
複数地域にまたがる援助等	99.27	38.14	1,462.68	1,561.95	−	−	−	1,561.95	0.9	1,561.95	10.2	0.9
合　計	3,465.59	1,269.15	3,488.50	6,954.09	8,323.84	7,849.88	473.95	7,428.04	18.7	15,277.92	100.0	14.6

＊1 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む
＊2 債務救済を含む
＊3 技術協力の複数地域にまたがる援助等とは、各地域にまたがる調査団の派遣、留学生世話団体への補助金、行政経費、開発啓発費等、地域分類が不可能なもの
＊4 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊5 東欧および卒業国向け援助を含む

1. 東アジア地域

東アジア地域には、韓国やシンガポールのように高い経済成長をとげ、既に開発途上国から援助国へ移行した国、カンボジアやラオスに代表される後発開発途上国（LDCs）[注61]、中国のように著しい経済成長をなしとげつつも国内に格差を抱えている国、そしてベトナムのように中央計画経済体制から市場経済体制への移行の途上にある国など様々な国が存在します。日本は、これらの国々と政治・経済・文化のあらゆる面において緊密な関係にあり、この地域の安定と発展は、日本の安全と繁栄にも大きな影響を及ぼします。こうした考え方に立って、日本は、東アジア諸国の多様な経済社会の状況や、必要とされる援助の内容が変化していくことに対応しながら、援助活動を行っています。

ラオスの農村風景（写真提供：山本奮）

＜ 日本の取組 ＞

日本は、インフラ（経済社会基盤）整備、制度や人づくりへの支援、貿易の振興や民間投資の活性化など、ODAと貿易・投資を連携させた経済協力を進めることで、この地域の目覚ましい経済成長に貢献してきました。現在は、基本的な価値を共有しながら開かれた域内の協力・統合をより深めていくこと、相互理解を推進し地域の安定を確かなものとして維持していくことを目標としています。そのために、自然災害、環境・気候変動、感染症、テロ・海賊などの国境を越える問題に積極的に対応するとともに、大規模な青少年交流、文化交流、日本語普及事業などを通じた相互理解の促進に努めています。

東アジア地域は、2008年に始まった世界金融・経済危機の影響をおおむね克服しましたが、日本とアジア地域諸国がより一層経済的繁栄をとげていくためには、アジアを「開かれた成長センター」とすることが重要です。そのため、日本は、この地域の成長力を強化し、それぞれの国内需要を拡大するための支援を行っています。具体的な対策として2009年4月には、最大2兆円規模のODA支援を表明しました。現在、この支援策の下で、アジア諸国に対し、インフラ整備の支援、社会的弱者を対象にした支援、低炭素社会の構築（77ページ用語解説参照）のための支援、人材育成などを着実に実施しています（2009年から2011年7月時点で約6,750億円の支援を実施）。

●東南アジアへの支援

東南アジア諸国連合（ASEAN（アセアン））諸国[注62]は2015年の共同体構築を最大の目標としており、日本はこの目標に沿って域内の連結性を強め、格差を是正するための支援を実施しています。特に、ASEANの後発加盟国が多いメコン諸国[注63]を支援することは、域内の格差を是正する点からも重要です。2009年11月には、初めての日本・メコン地域諸国首脳会議が開催され、参加国の間で①総合的なメコン地域の発展、②環境・気候変動（「緑あふれるメコン（グリーン・メコン）に向けた10年」イニシアティブ（構想）の開始）および脆弱性を克服するための対応、③協力・交流の拡大の3本柱での取組を強化し、「共通の繁栄する未来のためのパートナーシップ」を確立するとの認識が共有されました。この取組を進めるため、メコン地域の中でもカンボジア、ラオス、ベトナムに対するODAを拡充し、地域全体で、3年間で合計5,000億円以上の

注61：後発開発途上国 LDCs：Least Developed Countries（69ページ用語解説参照）
注62：ASEAN諸国：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
注63：メコン諸国：カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス

ODAによる支援を表明しました。また、2011年7月に行われた第4回日メコン外相会議においては、今後の日メコン協力の重要課題として、特に、環境・気候変動、官民連携を通じた投資等の促進、脆弱性対策等に関する協力について議論しました。また、2010年の日メコン首脳会議で採択された「グリーン・メコンに向けた10年イニシアティブ」行動計画を踏まえ、2011年6月には、日本とタイとの共催でグリーン・メコン・フォーラムを開催し、メコン地域諸国から高く評価されました。

日本はこのような取組を進めるとともに、貧困の削減を図り、ASEAN域内の格差を是正することにより、域内統合を支援しています。また、ASEANは、2010年10月のASEAN首脳会議において、ASEAN域内におけるインフラ、制度、人の交流などの各分野での連結性強化を目指した「ASEAN連結性マスタープラン」を採択しました。（19ページ図版参照）日本はこのマスタープランを具体化するためにODAの活用や官民連携を通じて積極的に支援をすることとしています。さらに、フィリピン・ミンダナオの元紛争地域への集中的な支援や東ティモールの国づくり支援など、平和構築のための取組も行っています。

日本は、アジア地域において様々な地域協力に取り組んでいるアジア開発銀行（ADB）[注64]との連携を強化しています。たとえば、ADBと連携して、5年間で最大2,500万ドル規模の資金を用いて、アジアにおける貿易円滑化のための支援を実施します。また、東アジア地域の国際的な研究機関である東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）[注65]とも、「アジア総合開発計画」や「ASEAN連結性マスタープラン」の具体化に向けた協力など、連携を強化しています。また、特に金融面では、急激に資本が海外に流出して、外貨での支払いに支障が出るような危機的な状況が生じた国に対し、短期の外貨資金を供給することでこの危機が他の近隣国に波及して大きくなることを防ぐことを目的に、チェンマイ・イニシアティブ（CMI）*[注66]の取組をASEAN+3（日本・中国・韓国）の枠組みにおいて主導してきています。さらに、2010年3月には、支援の迅速化・円滑化を図るため、二国の関係当局間の契約に基づいていた従来のCMIの仕組みを、一つの契約で多国間契約の仕組みとなる「マルチ化契約」で発効しました。これによりASEAN+3地域の中の国々の国際収支や短期資金の流動性の困難へのより素早い対応が可能となり、世界経済の増大するリスク（危険性）や課題に対処する能力が強化されました。

また、日本は、CMIと共に東アジア地域の債券市場を育成する取組を中心になって進めてきました。特に、2010年5月には、アジアの企業が現地通貨建てで発行する債券を保証するため、「信用保証・投資ファシリティ（CGIF）」[注67]を当初7億ドルの資本規模でADBの信託基金として設立することが合意されました。日本も国際協力銀行（JBIC）を通じて2億ドルを出資しています。

ラオス「第2メコン国際橋架橋事業」日本の支援で建設された第2メコン友好橋。タイとラオスを結ぶ東西経済回廊の一部として発展が期待されている
（写真提供：久野真一/JICA）

注64：アジア開発銀行 ADB：Asian Development Bank
注65：東アジア・ASEAN経済研究センター ERIA：Economic Research Institute for ASEAN and East Asia
注66：チェンマイ・イニシアティブ CMI：Chiang Mai Initiative
注67：信用保証・投資ファシリティ CGIF：Credit Guarantee and Investment Facility

用語解説

＊チェンマイ・イニシアティブ（CMI）

ASEAN＋3（日本・中国・韓国）で成立した地域金融協力の合意。東アジアにおいて、経済危機が発生し、急激な外貨不足に陥った国に対し、アジア各国が外貨準備で保有するドルを、その国の通貨と交換し、外貨不足を補う仕組み。

グリーン・メコンに向けた10年

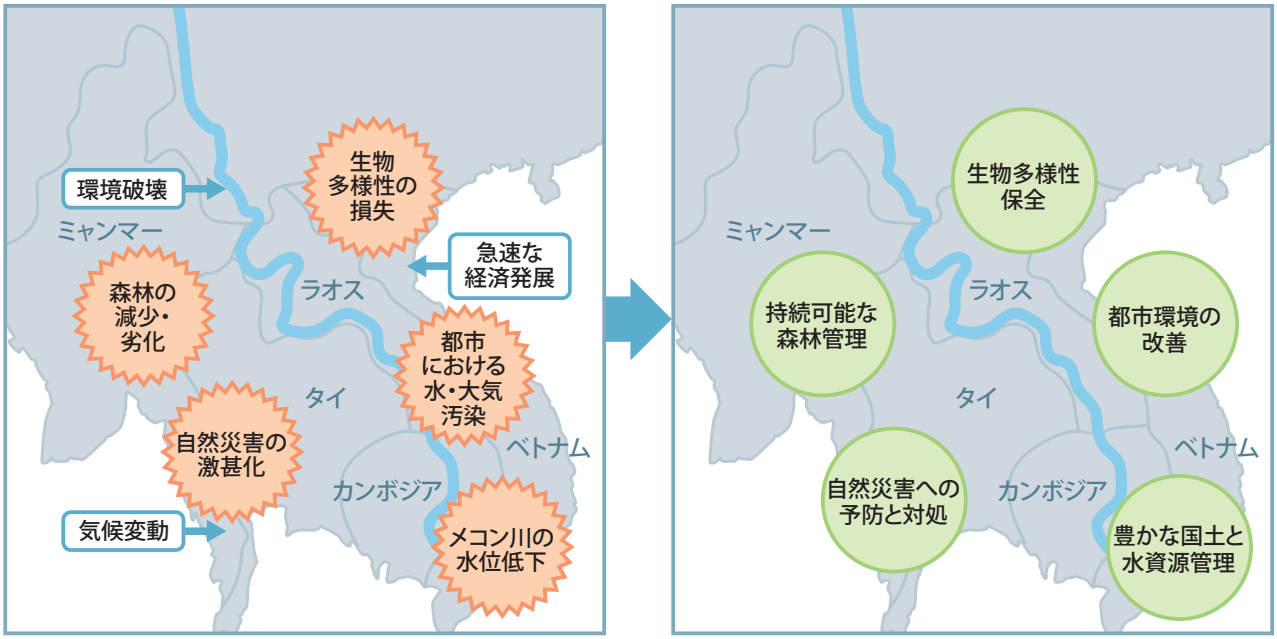

日本およびメコン地域諸国にとって重要なメコン地域の持続可能な成長のため、
環境保護と経済成長を両立させる「グリーン・メコン」を実現することを目標とする

ミャンマー「サイクロンナルギス被災地域における農業生産及び農村緊急復興のための農地保全プロジェクト」輪中水門ゲート修復後に、水門ゲートの状態・機能を確認（写真提供：JICA）

ラオス「森林減少抑制のための参加型土地・森林管理プロジェクト」森林資源調査方法を指導する日本人専門家（写真提供：JICA）

ベトナム

「ハノイ工業大学技能者育成支援プロジェクト」技術協力プロジェクト（2010年1月～実施中）

ベトナムは、1986年のドイモイ（刷新）政策導入以来、市場経済化が進められ、高い経済成長率を維持しています。2007年には世界貿易機関（WTO）加盟を果たしました。このような背景から、ベトナムでは外資系企業の進出や合弁企業の設立が急速に増えています。しかし、産業界のニーズに応える技能者が十分に育っておらず、技能者人材の育成が重要な課題となっています。そこで日本は、ベトナム北部で技能者養成の拠点校と位置付けられているハノイ工業大学を拠点として、機械・金属等の分野を中心に、教育訓練手法の見直しや講師の育成等を行う技術協力プロジェクトを実施しています。この協力を通じ、ベトナムにおいて、日系企業を含む産業界のニーズに沿った第一線の産業人材育成体制が整備されていくと期待を集めています。

施盤の実習を行う学生たち（写真提供：JICA）

●中国との関係

日本の中国に対するODAは、1979年以来中国沿海部のインフラ整備、環境対策、保健・医療などの基礎生活分野の改善や人材育成など中国経済が安定的に発展していくことに貢献し、中国の改革・開放政策を維持し、進めていく上で大きな役割を果たしてきました。これらの協力の大部分は円借款の形で中国に供与されました。このような対中国ODAは、日中経済関係の発展を支えるとともに、日中関係の主要な柱の一つとして重層的な両国関係を下から支えてきたものであり、中国側も、首脳レベルを含め、様々な機会に謝意を表明してきました。近年の中国の著しい経済発展を踏まえ、日本からの円借款は、2008年の北京オリンピック前までに新たな供与を円満に終了するとの両国の認識に基づき、2007年12月に交換公文に署名した6案件をもって、新規供与は終了しました。

一方では、環境問題や感染症をはじめとする日本にも直接影響が及ぶかもしれない地球規模の課題など、日中両国民が直面する共通課題が数多くあります。2008年5月の胡錦濤（こきんとう）中国国家主席が日本を訪問した際には、「『戦略的互恵関係』の包括的推進に関する日中共同声明」において、エネルギー、環境分野における協力を特に重点的に行っていくことを確認し、気候変動に関する共同声明を発表しました。加えて、日中関係の健全な発展を促進するという観点からは、両国民間の相互理解の増進も重要な課題となっています。

このような「戦略的互恵関係」を深め、その具体化を目指す現在の日中関係においては、2012年の日中国交正常化40周年も念頭に、新たな日中協力のあり方を築いていくことが必要となっています。ただ、中国は経済的に発展し、技術的な水準も向上もしており、ODAによる中国への支援は既に一定の役割を果たしました。このような状況を踏まえ見直しを行った結果、今後の対中国ODAについては、純粋な交流事業はODAによる実施を終了し、草の根レベルの相互理解の促進や両国が直面する共通の課題（たとえば、日本への越境公害、黄砂対策、感染症といった課題の解決や、進出企業の予見可能性を高める制度・基準づくり）への取組のように限定され、かつ日本のためにもなる分野に絞り込むこととしています。

東アジア地域における日本の国際協力の方針

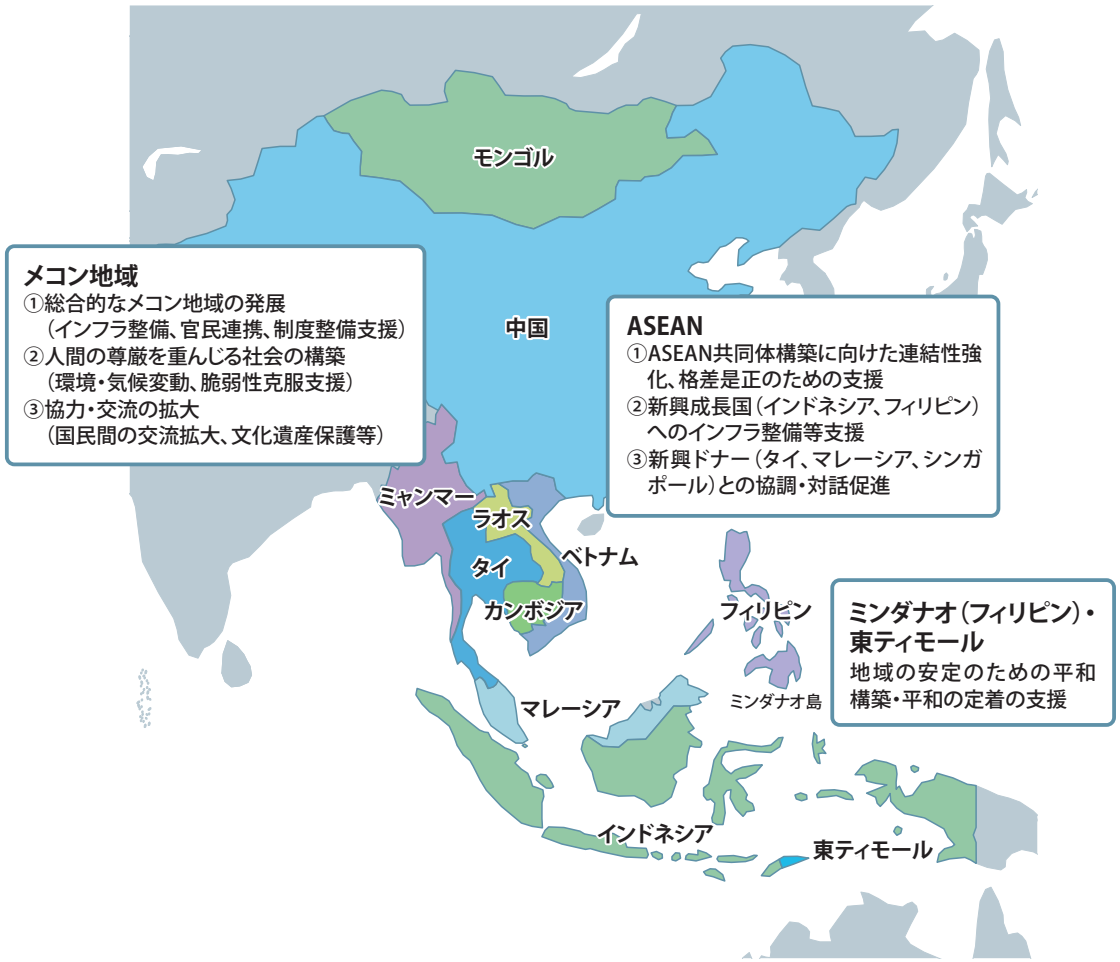

図表 III-8　東アジア地域における日本の援助実績

2010年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額	回収額		
			うち国際機関を通じた贈与						
1	ベトナム	51.84	0.05	106.84	158.68	958.38	309.26	649.12	807.81
2	カンボジア	80.83	1.21	53.10	133.93	15.64	2.11	13.54	147.46
3	ラオス	63.55	—	40.19	103.74	19.88	2.17	17.71	121.45
4	インドネシア	58.61	0.88	111.02	169.63	1,424.05	1,532.54	−108.49	61.14
5	モンゴル	42.16	—	21.87	64.03	6.97	17.11	−10.14	53.89
6	ミャンマー	21.56	7.45	25.27	46.83	—	—	—	46.83
7	東ティモール	20.39	4.07	7.28	27.67	—	—	—	27.67
8	マレーシア	7.32	—	25.84	33.16	110.69	197.01	−86.32	−53.16
9	フィリピン	50.37	0.19	77.68	128.05	558.93	774.71	−215.78	−87.73
10	タイ	14.92	1.91	56.33	71.25	154.76	369.55	−214.79	−143.54
11	中国	13.00	1.41	347.21	360.21	632.48	1,185.35	−552.87	−192.66
	東アジアの複数国向け	0.02	—	7.70	7.73	—	—	—	7.73
東アジア地域合計		**424.57**	**17.18**	**881.77**	**1,306.34**	**3,881.79**	**4,389.80**	**−508.02**	**798.32**
（ASEAN合計）		**349.00**	**11.70**	**497.55**	**846.55**	**3,242.34**	**3,187.34**	**54.99**	**901.54**

＊1　地域区分は外務省分類
＊2　合計は卒業国向け援助を含む
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊4　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助

2. 南アジア地域

南アジア地域には、世界最大の民主主義国家であるインドをはじめとして、高い経済成長を達成する国や大きな経済的潜在力を持つ国があり、国際社会における存在感を強めています。地理的には、東アジア地域と中東地域を結ぶ海上の交通路に位置し、日本にとって戦略的に重要であるほか、地球環境問題への対応という観点からも重要な地域です。また、テロおよび過激主義に対する国際的取組における役割といった観点からも、日本を含む国際社会にとって関心の高い地域です。

一方、南アジア地域は、道路、鉄道、港湾など基礎インフラの欠如や人口の増大、初等教育を受けていない児童の割合の高さ、水・衛生施設や保健・医療制度の未整備、不十分な母子保健、感染症対策、そして法の支配の未確立など取り組むべき課題が依然多く残されています。特に貧困の削減は大きな問題であり、この地域に住んでいる15億人に近い人口のうち約5億人が貧困層ともいわれ、世界でも貧しい地域の一つです。ミレニアム開発目標（MDGs）達成を目指す上でもアフリカに次いで重要な地域となっています。[注68]日本は、南アジア地域の有する経済的な潜在力を活かすとともに、拡大しつつある貧富の格差をやわらげるため、経済社会インフラ整備の支援を重点的に行っています。

＜日本の取組＞

南アジア地域の中心的存在であるインドとは、「戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づいて、政治・安全保障、経済、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想（DMIC）[注69]の中心となる貨物専用の鉄道建設計画（DFC）[注70]など経済協力、学術交流など幅広い分野で協力を進めています。インドは日本の円借款の最大級の受取国であり、電力や運輸などの経済インフラの整備とともに、農村環境の整備など貧困削減に向けて社会分野での開発も進めています。

スリランカでは、2009年5月に約26年にわたる政府軍とタミル・イーラム解放の虎（LTTE）[注71]との戦闘が終結しました。日本は、スリランカの平和が長く根付くよう、また経済社会開発を支援するため、地域・民族のバランスに配慮しながら、支援を実施しています。

青年海外協力隊員が活動するスリランカの子ども支援センターを視察する菊田真紀子外務大臣政務官

ブータンで稲を岩に当てて脱穀する女性（写真提供：関健作/JICA）

パキスタンは、テロ撲滅に向けた国際社会の取組において重要な役割を担っています。パキスタンに対しては、2009年4月に東京で開催されたパキスタン支援国会合の際に、日本は2年間で最大10億ドルの支援を表明し、さらに同年11月に発表した「テロの脅威に対処するための新戦略」に基づき、着実に支援を実施しています。2010年7月下旬からパキスタン各地で発生した洪水被害に対し、日本は緊急人道支援として緊急無償資金協力などの支援を実施する

注68：2010年のMDGsレポートによれば、1日約1ドルで生活する人の割合は39%（2005年）で、これはサブサハラ・アフリカに次いで高い数字である
注69：デリー・ムンバイ間産業大動脈構想 DMIC：Delhi Mumbai Industrial Corridor
注70：貨物専用鉄道建設計画 DFC：Dedicated Freight Corridor
注71：タミル・イーラム解放の虎 LTTE：Liberation Tigers of Tamil Eelam

とともに、人的貢献として国際緊急援助隊の自衛隊ヘリ6機や医療チームを派遣しました。また、同年11月のパキスタン開発フォーラムにおいて、日本は5億ドルの支援を表明するなど、[注72]パキスタンの洪水災害からの復興を支援しています。また、2011年2月のザルダリ大統領の訪日に際し、包括的パートナーシップに関する共同声明[注73]が署名され、互恵的な経済・貿易活動を強化していくこと、電力・水・インフラ開発といった面でのパキスタンの取組や人間の安全保障を確保するための取組などを日本が引き続き支援していくことが合意されました。

また、その他の南アジア地域では、各国で援助協調（138ページ用語解説参照）に向けた取組が進んでいます。たとえば、バングラデシュでは、改訂版第2次貧困削減戦略文書（NSAPR-Ⅱ）*[注74]の実施を支援するため、2010年6月に、日本のほか、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、英国国際開発省（DFID）[注75]など18の国や機関が参加して共同支援戦略（JCS）[注76]が策定されました。日本は、バングラデシュにおける援助を効果的で効率的に行うため積極的に援助協調に取り組んでいます。

来日したアーシフ・アリー・ザルダリ・パキスタン・イスラム共和国大統領と会談する菅直人内閣総理大臣（写真提供：内閣広報室）

用語解説

＊貧困削減戦略文書

世界銀行・国際通貨基金（IMF）により、1999年に導入された、重債務貧困国（巨額の借金を抱えている貧困国）が、債務削減を受けるための条件となる文書。債務削減によって返済せずにすんだ資金を、貧困削減の対応策に支出するために、教育、保健、食料保障などの分野で、3か年ごとに目標を設定する経済社会開発のための実行計画書。文書は途上国政府のオーナーシップ（自助努力）の下、援助国やNGO、研究機関、民間部門の代表などの意見も取り入れて作成される。

インド

「デリー高速輸送システム建設計画フェーズ2」有償資金協力（2006年1月～2010年12月）

インドの首都デリーにおいては、急速な人口増加と自家用車の普及により、慢性的な交通渋滞や大気汚染が深刻な問題になっています。日本は、円借款（フェーズ1：1,627億円　フェーズ2：2,119億円）を通じて、デリー市における地下鉄と高架・地上鉄道の建設を支援し、都市環境の改善に大きく寄与しています。市中心部の商業地域・官公庁エリアの渋滞緩和を主目的としたフェーズ1に対し、フェーズ2ではデリー市内外周部への放射状延伸路線を整備し、デリー周辺の主要地域から市内へのアクセスが一層向上することが見込まれています。総延長距離は約190㎞で、1日当たり200万人の乗客輸送量を達成するなど、市民の足として定着しています。

デリーメトロ（地下鉄）の駅（写真提供：JICA）

駅構内の路線案内図（写真提供：久野真一/JICA）

注72：洪水被害に対して日本が表明した支援の総額は5億6,800万ドル
注73：日パキスタン包括的パートナーシップに関する共同声明：Joint Statement on Japan-Pakistan Comprehensive Partnership
注74：貧困削減戦略文書 NSAPR：National Strategy for Accelerated Poverty Reduction
注75：英国国際開発省 DFID：Department for International Development
注76：共同支援戦略 JCS：Joint Cooperation Strategy

南アジア地域における日本の国際協力の方針

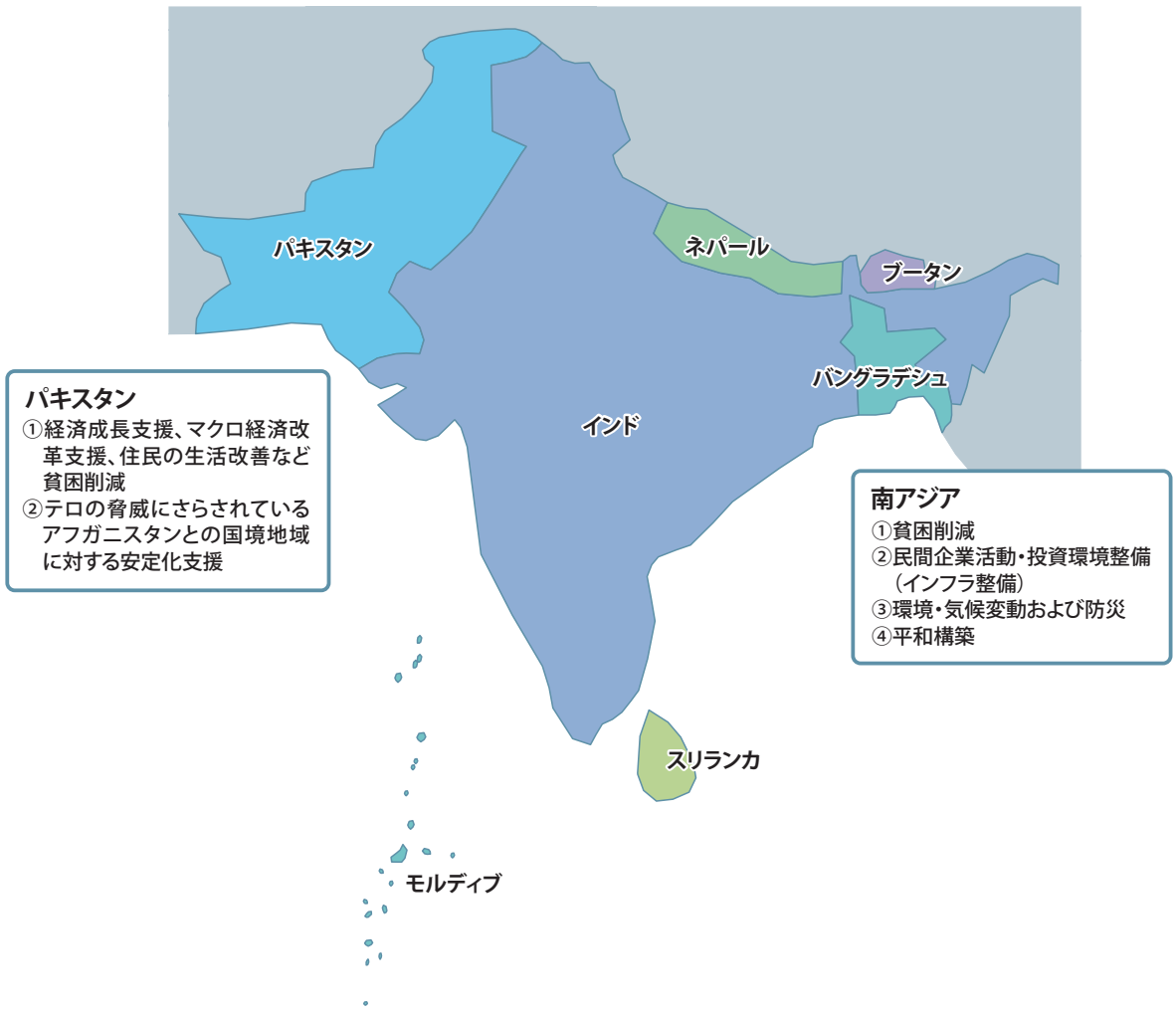

図表 III-9 南アジア地域における日本の援助実績

2010年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与				政府貸付等			合計
		無償資金協力		技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
			うち国際機関を通じた贈与						
1	インド	1.68	—	35.86	37.54	1,670.75	727.15	943.60	**981.14**
2	パキスタン	180.33	98.58	24.85	205.18	41.90	39.20	2.70	**207.89**
3	スリランカ	32.87	1.14	30.68	63.55	302.00	210.12	91.88	**155.43**
4	ネパール	66.97	0.80	24.28	91.25	0.22	10.26	−10.04	**81.21**
5	ブータン	11.88	—	8.33	20.21	23.02	—	23.02	**43.23**
6	モルディブ	14.81	—	2.93	17.75	19.56	—	19.56	**37.30**
7	バングラデシュ	30.99	9.69	38.39	69.39	73.15	118.34	−45.20	**24.19**
	南アジアの複数国向け	0.06	—	1.70	1.76	—	—	—	**1.76**
南アジア地域合計		**339.60**	**110.20**	**167.02**	**506.62**	**2,130.60**	**1,105.08**	**1,025.52**	**1,532.14**

＊1 地域区分は外務省分類
＊2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊3 （ ）内の値は債務救済を含まない金額
＊4 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助

Column 8

行動を通して「仕事としての農業」の実践に取り組む

～ ブータンの農業分野支援 ～

研修を行う冨安さん
（写真提供：JICA）

冨安裕一（とみやすゆういち）さんがプロジェクト・リーダーを務める農業試験場には、ブータン政府の職員だけでなく、農業大臣や時には王妃陛下も訪問されます。その際、冨安さんは、立派に育った野菜や果物を見せながら、「試験場にいるスタッフ・作業員みんなの成果です」と説明し、作業員を一人ひとり紹介します。ブータン人スタッフは、冨安さんがプロジェクトの成果を「私の成果」というのではなく「私たちの成果」と表現してくれる心遣いをうれしく感じています。

東ヒマラヤの山岳地帯の南に位置するブータンの主な産業は農業ですが、小規模な農地が急峻な山沿いに点在するので、生産性を向上させるのは容易ではありません。特に、東部の農村部は貧しく、生活のために都市に移り住む若者が増えており、近年大きな問題となっています。これに対処するためブータン政府は、果物や野菜などの園芸作物の商業化によって農家収入の向上を目指す事業*1を開始しました。冨安さんは2000年から10年以上にわたり、ブータン東部で果物や野菜の栽培指導を通じて農家の所得向上に取り組み、ブータン政府から厚い信頼を得ています。

ブータンの農家の多くは、これまで自給自足のために農業を行ってきました。そのため売ることを目的に良い作物が穫れるよう手をかけることをあまりしませんでした。そもそも「どんな野菜・果物が良いのか」という基準がなく、「どのように栽培したら売れる野菜や果物ができるのか」という問いも、彼らにとっては初めてのものでした。プロジェクトでは、こうした農民に対し、栽培研修を行います。ブータンでは、果樹を植えても、収穫までほとんど何もしませんでしたが、研修では、質の良い果実を実らせるための剪定や摘果作業（より大きな実ができるよう間引きすること）などを教えます。さらに、ブータンの気候・土壌に適した新しく魅力的な品種の導入も重要です。ブータン在来種の梨は卵大くらいの小さいサイズしかなく、果肉は固い上に甘みも少ないものでした。研修に参加した農民たちは、試験場で初めて見る日本梨の大きさ、果肉の多さと甘さに驚きました。研修後は、希望する農家の畑で実際に栽培し、収穫までの一連の技術を教えます。この取組は、果樹のみでなく、キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー、大根、人参、カラシ菜、椎茸などの野菜についても行われています。

冨安さんは多くを語りませんが、常に先頭に立って行動します。共に働くスタッフは彼の行動を見ながら、農業技術のほかにも、仕事をする上で大切なものを学んでいます。また、スタッフが発案した新しい試みには「まずやってみたら」と促し、良い仕事に対しては手放しで褒めます。こうして、スタッフの間には責任感が芽生えるとともに、互いに競い合い、良い面を伸ばし合う雰囲気が出てきました。このように冨安さんは仕事に対する自主性、自発性、そして真摯さを求めます。逆に、せっかく植えた苗木の世話を怠る農家があれば、「木を切ってしまうぞ」と言って、真剣な取組を促したという話もあるくらいです。まさに、農業を通じて、仕事への取り組み方も同時に伝えているのです。

冨安さんのリーダーシップとひた向きな取組もあって、市場には日本梨、カリフラワーやブロッコリー、ニンジンなどの野菜が見られるようになってきました。「仕事としての農業」に挑戦し始めた農民の中には、さらに質の高い野菜や果物を作るという目標も生まれ、野菜の種子生産など新しい取組を始める農家も出始めています。さらに、農村から都市に出て公務員や電力会社勤めをしていた若者の中にも、プロジェクトの活動を知って、農業を仕事とするために故郷の村に戻って来る者も出てきました。

地道な活動を通じて周囲の信頼を集める冨安さんは、農民だけでなくブータン政府の高官からも高く評価されています。その一つの現れとして、2011年5月にブータン政府が発行した日ブータン外交関係樹立25周年記念切手には、農場で活動する冨安さんの姿が描かれています。

*1：園芸作物研究開発・普及支援プロジェクト

ブータン政府が発行した国交樹立25周年記念切手
左上から時計回りに、両国の国花、日本が供与した橋、農業技術指導する冨安専門家、日本が供与した耕耘機

3. 中央アジア・コーカサス地域

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東、欧州に隣接する政治的にも地理的にも重要な地域です。また、石油、天然ガス、ウラン、レアメタル（希少金属）などのエネルギー・鉱物資源が豊富で、日本にとって戦略的に重要な地域です。この地域の安定と発展は、日本を含むユーラシア地域全体に影響を及ぼします。この観点から日本は、人権、民主主義、市場経済、法の支配といった普遍的価値感が根付くよう、アフガニスタンやパキスタンなど、中央アジアに接する地域を含む広域的な視点も踏まえた上で、この地域の長期的な安定と持続的発展のための国づくりを支援しています。

＜日本の取組＞

日本は、計画経済体制から市場経済体制への移行と経済発展を支援するため、法の支配を確立させることを含む法制度の整備、保健医療など社会開発の再構築、経済発展に役立つインフラ整備（経済社会基盤）、市場経済化のための人材育成など様々な支援活動を行っています。たとえば、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスにおける日本センター*では、日本の経験に基づくビジネスコースなどを提供することで、市場経済化に対応できる人材の育成に貢献しています。

カザフスタンおよびアゼルバイジャンのカスピ海沿岸には、世界有数の規模を誇る油田が存在し、そこでは日本企業も権益を有しています。この地域が安定し経済が発展することは、国際エネルギー市場の安定とエネルギー資源の確保のためにも重要であり、公共サービスの改善や人材育成、発電所などのインフラ整備といった支援を行っています。

また、日本は、2004年に中央アジア地域の地域内協力を進めることを目的として「中央アジア＋日本」対話の枠組みを設立し、これまで様々なレベルでの対話や協力を実施しています。

用語解説

＊日本センター
日本の「顔の見える援助」、日本との人脈を築く拠点として市場経済を目指す8か国に9センターが設置されている。経営管理、ビジネススキルなどを学ぶために、経営管理、ビジネススキルなどを指導するため、専門家の派遣、研修の実施を通じ、市場経済化を担うビジネス人材の育成を支援している。

キルギス

「道路行政アドバイザー」個別案件（専門家）（2008年6月～2011年3月）

内陸国のキルギスでは道路は重要な運輸インフラですが、一部の幹線道路を除き、道路維持管理が十分ではないため、同国内の経済活動や市民生活の妨げとなっています。この問題解決に向け、日本は運輸インフラの整備を援助重点分野の一つに定め、道路の整備・改修や道路維持管理に携わるスタッフへの技術的な支援を積極的に推進しています。道路行政アドバイザーは、道路行政に係る制度・システムの改善を目的にキルギス運輸交通・通信省に派遣され、道路整備・管理の施策・制度の問題分析、職員の能力向上、制度・予算面での助言・提言を行うとともに、従来の舗装とは異なる新たな舗装技術を紹介しました。この協力により、道路維持管理にかかわる行政官や技術者の能力が向上し、キルギスの道路による輸送環境が改善されることが期待されます。

道路状況を調査する日本人専門家とキルギス側担当者
（写真提供：JICA）

中央アジア・コーカサス地域における日本の国際協力の方針

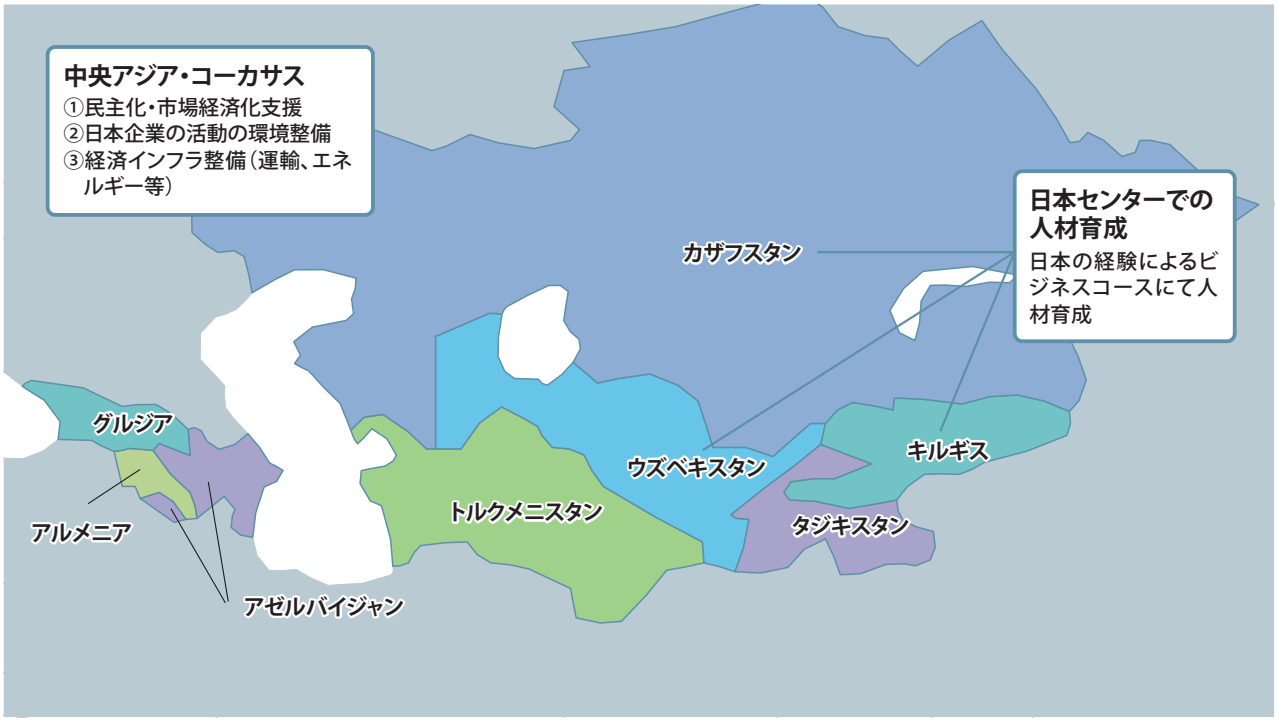

図表 III-10　中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績

2010年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額	回収額		
			うち国際機関を通じた贈与						
1	アルメニア	11.88	—	0.92	12.79	67.60	2.94	64.65	77.45
2	タジキスタン	39.03	1.71	4.39	43.42	—	—	—	43.42
3	キルギス	13.87	7.49	9.63	23.50	—	0.34	−0.34	23.16
4	ウズベキスタン	7.37	0.02	13.05	20.43	13.65	27.04	−13.39	7.04
5	グルジア	8.47	0.23	0.93	9.40	0.04	2.96	−2.92	6.48
6	トルクメニスタン	0.16	—	1.39	1.55	—	2.49	−2.49	−0.94
7	カザフスタン	0.72	—	4.90	5.62	24.94	32.37	−7.43	−1.82
8	アゼルバイジャン	0.86	—	1.99	2.85	0.71	14.57	−13.86	−11.01
	中央アジア・コーカサスの複数国向け	0.03	—	2.67	2.70	—	—	—	2.70
中央アジア・コーカサス地域合計		82.39	9.45	39.86	122.25	106.93	82.71	24.22	146.47

＊1　地域区分は外務省分類
＊2　合計は卒業国向け援助を含む
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊4　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助

4. サブサハラ・アフリカ地域

アフリカ、特に、サハラ砂漠より南に位置するサブサハラと呼ばれる地域は、依然として深刻な貧困問題に直面しています。サブサハラ・アフリカ諸国の大半（48か国中33か国）は後発開発途上国（LDCs）であり、人口の約半分が貧困の境界線である「1日約1.25ドル」以下の生活を送っています。また、この地域には、内戦や紛争、難民、干ばつによる飢餓、HIV/エイズをはじめとする感染症のまん延など、発展を阻害する深刻な問題を抱える国も多く、国際社会からの多大な援助を必要としています。国連安全保障理事会（安保理）やG8サミットなどにおける議論でも、アフリカのこうした問題は国際社会の重大な関心事となっています。

一方、アフリカは豊富な天然資源に恵まれているほか、近年は目覚ましい経済成長をとげており、「希望と機会の大陸」として国際社会の関心を集めています。

セネガルで行われた第3回TICAD閣僚級フォローアップ会合で発言する松本剛明外務大臣

＜日本の取組＞

日本は、アフリカの自助努力（オーナーシップ）と国際社会による協力（パートナーシップ）を基本原則とするアフリカ開発会議（TICAD（ティカッド））の開催を通じて、アフリカ自身による開発課題への取組に積極的に協力してきました。1993年に開始したTICADの15周年に当たる2008年5月には、横浜において第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）を開催し、2011年5月には、セネガルの首都ダカールにおいて第3回TICAD IV閣僚級フォローアップ会合を開催しました。同会合では、日本が震災後も国際社会の平和と安定のために積極的役割を果たしていく考えに変わりなく、TICAD IVの公約を引き続き誠実に実現していくとの決意を表明したことに対し、参加国・機関から高い評価を得ました。また、2011年9月の国連総会の一般討論演説において野田総理大臣が表明したとおり、2013年に日本で第5回アフリカ開発会議（TICAD V）を開催する予定です。

また、日本はアフリカ地域における平和と安定の実現に向けた取組にも貢献しています。たとえば、スーダンへの支援は、TICAD IVの重点分野の一つに掲げられており、同時に日本が対アフリカ政策の重要な柱として強調する「平和の定着」に向けた支援の一例となっています。2008年にオスロ（ノルウェー）で開かれた第3回スーダン・コンソーシアム会合では、①南北スーダンのバランス、②対南部スーダン支援における人道支援から復興・開発支援への移行、③地域格差の是正を念頭に置きつつ、これまでの支援に加え、当面約2億ドルの支援を表明し、2010年8月までに約2億2,000万ドルの支援を実施しました。特に、2011年1月に実施された南部スーダンの独立を問う住民投票は、南北包括和平合意（CPA）履行プロセスの集大成であることを勘案し、日本は住民投票に対する約800万ドルの緊急無償資金協力を実施するなど、同国の平和の定着を支援しています。また、国際機関や日本のNGOと積極的に連携しながら、難民の帰還・再統合の支援、地雷・不発弾の除去活動やそれらを回避するための教育、小児感染症への対策など医療支援、食糧支援などを行っています。（スーダンについては101ページ参照）

アフリカ開発会議（TICAD） Tokyo International Conference on African Development

アフリカ開発をテーマとする日本主導の国際的な政策フォーラム。1993年の第1回会議以降、5年に1度、首脳級会議を日本で開催。国連、国連開発計画（UNDP）、世界銀行およびアフリカ連合委員会*が共催者。

主な特徴

- アフリカ諸国による「オーナーシップ（自助努力）」の重要性と国際社会との「パートナーシップ」の必要性を提唱
- アフリカ諸国のみならず、ドナー諸国、国際機関、NGO等が幅広く参加する「国際フォーラム」
- フォローアップ・メカニズム（モニター機能）を通じた説明責任向上の取組

TICAD Ⅰ（1993年）
冷戦終結後に国際社会のアフリカへの関心が低下する中、アフリカへの関心を喚起すべく「東京宣言」を採択

TICAD Ⅱ（1998年）
「アフリカの貧困削減と世界経済への統合」がテーマ。社会開発（教育、保健、貧困支援）、経済開発（民間セクター・農業開発）および開発の基盤を支援するための「東京行動計画」を採択

TICAD Ⅲ（2003年）
「TICAD10周年宣言」を採択。平和の定着、人間中心の開発（教育、水、保健医療）、経済成長を通じた支援削減（農村開発、インフラ、貿易・投資促進）というアフリカ開発の3本柱を提示

TICAD Ⅳ（2008年）
経済成長の加速化、MDGs達成、平和の定着、環境・気候変動問題への対処等に関する具体的取組を示した「横浜行動計画」を採択、2012年までの対アフリカODA倍増等の支援策を表明

TICAD Ⅴ（2013年）
2011年9月の国連総会において、TICAD Ⅴを2013年に日本で開催することを野田総理大臣が表明

日本のコミットメントと実績

2012年までに対アフリカODAを9億ドル（2003年～2007年の平均値）から18億ドルへ倍増
▼
2010年支援実績額（暫定値）：20.5億ドル

インフラおよび農業分野で最大40億ドル（4,200億円）の円借款による支援の実施
▼
2008年度～2010年度支援実績額：2,397億円

2012年までにアフリカ民間直接投資を17億ドル（2002年～2006年の年末時点の年平均残高）から34億ドルへ倍増
▼
2009年までの5年間平均：42億ドル

分野別での支援政策および目標額の達成状況

●インフラ整備
745億円（2008年度～2010年度）の**無償資金協力・技術協力を実施**

●農業
38,399人（2008年度～2009年度）の**農業関係者の能力構築**

●水・衛生
360万人（2008年度～2010年度）に対し、**安全な飲料水を提供、水資源の管理者**および**ユーザー12,046人**（2008年度～2009年度）の**人材育成を実施**

●教育
3,165教室、662校（2008年度～2010年度）の**小・中学校を建設、202,519人**（2008年度～2009年度＋2010年度前半の推計値）の**教員を対象として初中等理数科教員養成（SMASE）プロジェクトを拡大**

●保健
2,436箇所（2008年度～2009年度）の**病院および保健センターの改善、172,167人**（2008年度～2009年度）の**保健・医療従事者の研修を実施**

＊ アフリカ連合（AU）：2002年「アフリカ統一機構（1963年設立）」から発展、改組されたアフリカ54か国・地域が加盟する世界最大の地域機関。アフリカの一層高度な政治的・経済的統合の実現と、紛争の予防・解決に向けた取組強化を目的とする。近年は開発分野でも役割を増している。本部はエチオピア首都のアディスアベバ。AU事務局をAU委員会と呼ぶ。

セネガルで子どもたちにラジオ体操を指導する青年海外協力隊員（写真提供：廣部えりな）

水を運ぶニジェールの女性（写真提供：玉井誠子）

タンザニア

「アルーシャ・ナマンガ・アティ川間道路改良計画」有償資金協力（2007年3月～実施中）

アフリカにおける陸上交通の大半は道路に依存しており、特に国際幹線道路の整備は隣接国も含んだ経済活動、物流の活性化に欠かすことができません。タンザニアの北部アルーシャとケニアのアティ川を結ぶ道路は、両国の首都を結ぶ国際幹線道路の主要部分ですが、洪水などの自然災害や不十分な維持管理により道路状況が悪化しています。また一方では、両国を含む東アフリカ共同体による関税同盟の発足などにより、両国間の交易は増加することが予想されます。そこで日本は、タンザニア政府からの要請に応えて総額68億円の有償資金協力を供与し、アフリカ開発銀行との協調融資により、アルーシャからケニアとの国境であるナマンガまでの道路整備と国境手続きの円滑化のためワン・ストップ・ボーダー・ポスト*の建設を進めています（ケニア側の整備はアフリカ開発銀行が単独で融資）。これにより、道路沿線の生活環境の改善や地域経済の活性化のみならず、タンザニアとケニア間の交易のさらなる活性化が期待されています。

＊ワンストップ・ボーダー・ポスト：陸路における国境通過手続を1回で効率的に実施するためのもの

アルーシャ・ナマンガ間の道路建設の作業の様子
（写真提供：東アフリカ共同体）

サブサハラ・アフリカ地域における日本の国際協力の方針

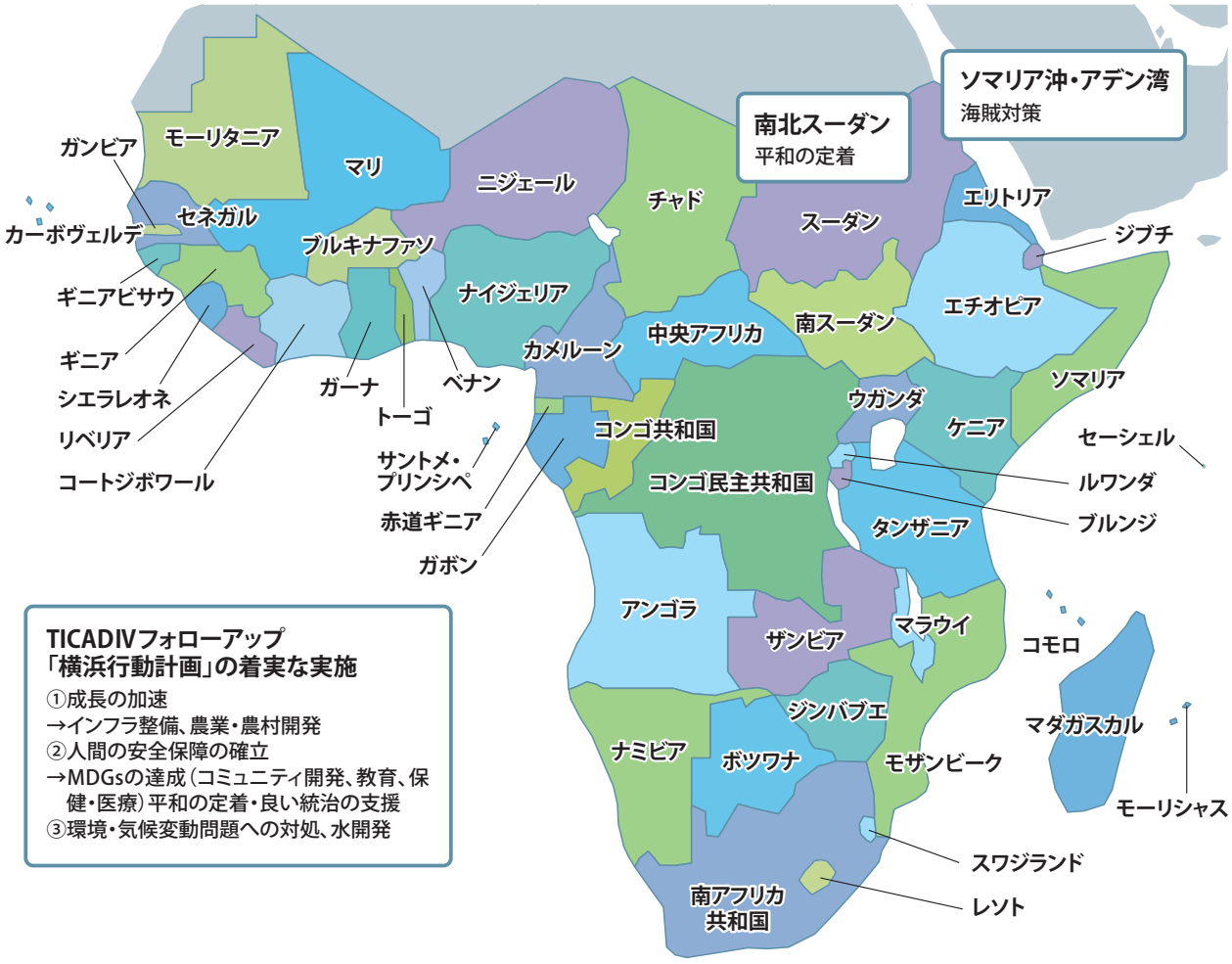

TICADIVフォローアップ「横浜行動計画」の着実な実施

①成長の加速
→インフラ整備、農業・農村開発
②人間の安全保障の確立
→MDGsの達成（コミュニティ開発、教育、保健・医療）平和の定着・良い統治の支援
③環境・気候変動問題への対処、水開発

図表 III-11　サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績

2010年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与				政府貸付等			合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
1	リベリア	10.85	10.64	4.42	15.28	119.03	—	119.03	**134.31**
2	スーダン	92.92	70.46	26.16	119.08	—	—	—	**119.08**
3	タンザニア	65.87	2.00	28.23	94.10	10.50	—	10.50	**104.60**
4	エチオピア	65.88	18.58	28.01	93.89	—	—	—	**93.89**
5	コートジボワール	33.94	5.79	1.54	35.48	49.56	3.78	45.79	**81.26**
6	コンゴ民主共和国	66.19	30.81	14.24	80.43	—	0.43	−0.43	**80.00**
7	ウガンダ	42.06	10.59	22.74	64.80	6.44	—	6.44	**71.24**
8	ガーナ	47.36	0.96	22.65	70.00	—	—	—	**70.00**
9	マラウイ	49.59	—	19.86	69.46	—	—	—	**69.46**
10	モザンビーク	48.95	3.85	13.52	62.48	0.38	—	0.38	**62.85**
11	セネガル	30.82	—	21.58	52.41	2.80	—	2.80	**55.21**
12	ザンビア	20.90	—	23.80	44.69	1.44	—	1.44	**46.14**
13	カメルーン	31.45	6.04	4.52	35.97	6.06	—	6.06	**42.03**
14	ブルキナファソ	25.47	2.35	16.11	41.59	—	—	—	**41.59**
15	ナミビア	0.17	—	4.03	4.20	36.39	—	36.39	**40.59**
16	ブルンジ	34.22	7.58	4.84	39.06	—	—	—	**39.06**
17	マリ	34.58	0.59	3.71	38.29	—	—	—	**38.29**
18	ジブチ	34.42	3.35	3.56	37.98	—	—	—	**37.98**
19	アンゴラ	34.30	1.61	3.32	37.62	—	—	—	**37.62**
		(25.46)	(1.61)	(3.32)	(28.78)	—	—	—	**(28.78)**
20	ケニア	68.85	29.41	36.16	105.01	11.53	79.81	−68.29	**36.72**
21	ベナン	22.43	—	6.70	29.13	—	—	—	**29.13**
22	ソマリア	29.05	29.05	0.02	29.07	—	—	—	**29.07**
23	ニジェール	15.73	1.76	9.43	25.16	—	—	—	**25.16**
24	ガボン	21.92	—	4.80	26.71	—	1.95	−1.95	**24.77**
25	ナイジェリア	16.94	—	6.93	23.87	—	—	—	**23.87**
26	ルワンダ	11.01	3.17	11.81	22.82	—	—	—	**22.82**
27	ジンバブエ	17.13	16.29	1.79	18.92	—	—	—	**18.92**
28	カーボヴェルデ	7.35	—	3.32	10.67	6.73	—	6.73	**17.40**
29	ガンビア	16.25	—	0.97	17.22	—	—	—	**17.22**
30	ギニアビサウ	15.87	12.71	0.24	16.11	—	—	—	**16.11**
31	モーリタニア	12.53	—	2.03	14.56	—	—	—	**14.56**
32	チャド	13.54	13.54	0.22	13.76	—	—	—	**13.76**
33	シエラレオネ	6.04	—	6.18	12.21	—	—	—	**12.21**
34	ギニア	9.96	7.01	0.84	10.80	—	—	—	**10.80**
35	ボツワナ	12.87	—	2.98	15.85	—	5.14	−5.14	**10.71**
36	エリトリア	8.25	3.25	1.61	9.86	—	—	—	**9.86**
37	マダガスカル	—	—	9.62	9.62	—	—	—	**9.62**
38	セーシェル	8.94	—	0.63	9.57	—	—	—	**9.57**
		(3.79)	—	(0.63)	(4.42)	—	—	—	**(4.42)**
39	レソト	8.14	2.16	0.70	8.84	—	—	—	**8.84**
40	中央アフリカ	14.15	6.08	0.06	14.21	—	6.12	−6.12	**8.09**
		(8.01)	(6.08)	(0.06)	(8.07)	—	—	—	**(8.07)**
41	トーゴ	6.65	—	1.01	7.66	0.58	0.69	−0.12	**7.54**
		(5.89)	—	(1.01)	(6.90)	(0.58)	—	(0.58)	**(7.48)**
42	南アフリカ共和国	2.05	—	6.13	8.18	—	1.07	−1.07	**7.11**
43	コンゴ共和国	5.46	5.46	0.52	5.98	—	—	—	**5.98**
44	スワジランド	2.81	—	1.55	4.36	—	—	—	**4.36**
45	サントメ・プリンシペ	2.85	—	0.75	3.60	—	—	—	**3.60**
46	コモロ	0.41	—	0.29	0.70	—	—	—	**0.70**
47	赤道ギニア	—	—	0.32	0.32	—	—	—	**0.32**
48	モーリシャス	0.30	—	0.40	0.70	—	3.55	−3.55	**−2.85**
	サブサハラ・アフリカの複数国向け	24.49	24.49	23.17	47.66	23.93	—	23.93	**71.59**
サブサハラ・アフリカ地域合計		**1,151.90** (1,131.01)	**329.57** (329.57)	**408.02** (408.02)	**1,559.92** (1,539.04)	**275.37** (275.37)	**102.55** (95.73)	**172.83** (179.64)	**1,732.75** (1,718.68)

＊1　地域区分は外務省分類
＊2　合計は卒業国向け援助を含む
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊4　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助
＊5　（　）内の値は債務救済を含まない金額

Column 9

きれいな病院プログラム

～ タンザニアで5Sに取り組む ～

ムベヤ病院でカイゼンの講習を行う石島さん（写真提供：石島久裕）

タンザニアは、保健分野での深刻な人材不足に陥っている国[*1]の一つです。2010年9月時点で公的医療機関において必要な人材の4割程度しか配置されていなく、2万以上の専門職ポストに空席があるという状況でした。保健医療施設における医療サービスの質が改善されないのは、このような人材不足に象徴されるあらゆる種類の資源不足に原因があるといわれています。

日本は、この状況を打開し、保健医療サービスの質の向上を目指すための協力を行っています。その一つが2007年からアフリカの15か国で展開されている「きれいな病院プログラム」です。このプログラムは、日本の品質管理手法である、「5S」（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）および「カイゼン」の手法[*2]を医療現場に導入・普及させることでサービスの質の向上を目指す取組であり、現在も各国の努力のもと続けられています。タンザニアでは、石島久裕（いしじまひさひろ）JICA専門家を中心に取組が行われており、大きな効果を挙げています。

2007年の「きれいな病院プログラム」開始時、参加したいと最初に手を挙げたのがムベヤ病院のサムキ院長です。彼は、日本でJICAのセミナーに参加した後、資源不足という大きな制約を抱えながら、日本の5Sを応用し、劇的なサービス改善に成功したスリランカの病院を視察し、5Sの医療の質向上への効果にすっかり魅了されました。サムキ院長は「ムベヤ病院をアフリカの5Sの域内拠点にします！」と宣言、1か月後には研修の成果を持ち帰り、さっそく自分が勤める病院で活動を始めました。

それまでのムベヤ病院は、年間19万人もの外来患者数を抱えるタンザニア南部の中心的な国立病院であるにもかかわらず、医療機器や薬品の管理に問題がありました。また、業務効率も悪く、1日待っても診察にたどり着けない患者が後を絶ちませんでした。

5S導入を宣言したサムキ院長は、同じようにやる気に満ちあふれたスタッフとともに質改善チームを立ち上げます。各病棟の現場で業務改善チームを組織し、取組を始めました。しかし、5S活動が根付くまでの道のりは決して平坦なものではありませんでした。5S活動の目的は、自らの働く環境を常に整える習慣をつけることによって、問題発見・問題解決の土台を作ることです。現場スタッフが主役の取組であるにもかかわらず、開始時にはスタッフ側の抵抗があり、「なぜ専門スタッフの自分がお掃除キャンペーンをしなければならないのか」と協力しない部署もありました。それでも質改善チームはゆっくりと根気強く、努力を続けました。すると、整理整頓により無駄を省くことが、在庫管理の向上や費用削減などの成果につながることが目に見えるようになりました。これが、スタッフの理解や共感を引き出し、3年後の2010年にムベヤ院長は、全国病院監査で見事第1位を獲得するに至りました。

成果はタンザニア全国に広がりを見せ、2011年現在、タンザニア国内の46病院で5S活動が展開されています。そして、この活動はタンザニア政府の保健政策・戦略にも採り入れられています。また、ムベヤ病院は、近隣諸国にも普及している5S活動成功モデルの視察地となっています。

効果の拡大、普及を現場で支えているのが各地の病院で働く青年海外協力隊員です。隊員たちは、医療行為ができないという活動の制約に悩んでいましたが、石島専門家が5S活動を紹介したことがきっかけで、配属先の病院での自発的な5S活動が広がりました。お互いに情報交換をしたり、保健福祉省が実施する巡回指導に石島専門家と共に参加したり、熱心に活動強化に励んでいます。石島専門家も隊員たちの活動を側面から強力に支援しています。2010年からは5S専門の隊員も派遣されるようになりました。

このように順調な広がりをみせる5S活動ですが、石島さんはまだまだ満足していないようです。石島専門家は笑顔で語ります。「私たちの活動はこれからです。タンザニア全病院への5S普及が目的ですから。」

＊1：WHO、The World Health Report 2006において、保健人材危機に陥っている国57か国の一つとされた
＊2：「5S－カイゼン手法」とは、質の高い保健サービスが提供できるよう、「5S」（整理・整頓・清掃・清潔・しつけの定着化）で職場環境の向上を行い、「カイゼン」（現場レベルの参加型問題解決プロセス）により、限られた資源を使って業務内容やサービスを向上させる手法

ムベヤ病院業務改善チームによる現場スタッフへの指導（写真提供：石島久裕）

5. 中東・北アフリカ地域

中東地域は、世界の石油埋蔵量の約6割、天然ガス埋蔵量の約4割を占めるだけでなく、アジアと欧州を結ぶ海の交通の大動脈ともいえる地域です。この中東地域の安定は世界経済にとって重要です。日本も石油資源の約9割を中東地域に依存している上、日本と欧州とを結ぶ貿易の中心となる航路は中東地域を経由しており、日本の経済とエネルギーの安全保障という意味からもきわめて重要な地域となっています。

訪問先のヨルダンで、無償資金協力「南部地域給水改善計画」の署名式にハッサン計画・国際協力大臣と臨む徳永久志外務大臣政務官

＜ 日本の取組 ＞

中東地域には、パレスチナ問題に加え、アフガニスタンやイラク等、生活・社会基盤の荒廃や治安の問題を抱える国や地域が存在します。そうした理由でその国や地域の経済社会が疲弊するだけでなく、中東全体、さらには国際社会全体の平和と安全にも悪い影響を及ぼしかねない状況にあります。これらの国・地域においては、持続的な平和と安定の実現、国づくりや国家の再建のために国際社会が一致団結して支援していくことがとても重要です。以上のような中東地域の位置付けからも日本として積極的に支援を行う大きな意義があります。

また、2010年12月以降、チュニジアを発端として中東・北アフリカ域内の各国・地域で市民による大規模デモが頻繁に起こり、特にチュニジアとエジプトにおいては、そのデモによって旧政権が倒れ、民主的な政治プロセスへの道が開かれるなど、この地域はまさに歴史的な変革期に入っています。一方で、これらの中東・北アフリカ諸国における様々な改革や体制移行の動きはまだ始まったばかりです。今後「政治体制の民主化」だけでなく、高い失業率、食料価格の上昇、貧富の差の拡大など、多くの経済的、社会的な課題を克服する必要があるため、域内各国はこれからたいへん重要な時期を迎えることになるといえます。この地域の平和と安定を保つ上でも、このような諸改革や体制の移行を安定的に実現させることが肝心であり、そのためにも国際社会による一層の支援が必要となっています。2011年5月に開催されたG8ドーヴィル・サミット（フランス）においても、出席した各国首脳は、この地域で起こっている変革の動きを「アラブの春」と呼んだ上で、歴史的な変革を歓迎し、G8としてその努力を支援していくことを互いに確認しました。

中東地域には、所得水準が高い産油国もあれば、所得の低い後発開発途上国、あるいは紛争後の復興期にある国まで、その経済状況は様々です。日本としては、アフガニスタンやイラクにおける平和と安定の実現、中東和平の実現は、国際社会全体の平和と安全にかかわる問題であり、また、ODA大綱の基本方針である「人間の安全保障」ならびに「平和の構築」の実現という点からも意義が大きいと考え、国際社会と連携しつつ、積極的に支援しています。また、産油国においては、順調な経済発展を続けながら、産業の多角化を推進することで、石油に依存する経済から脱して、安定した経済基盤が構築できるように協力します。また、石油等の天然資源がない低中所得諸国に対しては、貧困の削減に取り組むとともに、持続的な経済成長のための支援を引き続き実施していきます。特にG8ドーヴィル・サミットにおいては、日本も、この地域で起こっている変革の動きに対して国際社会と連携して対応し、アジアの成長と安定に貢献してきた経験等を活かし政府や民間企業が連携して、以下のような取組によって、この地域の安定的な体制移行および国内諸改革に向けた各国の自助努力を積極的に支援していくことを表明しました。

すなわち日本としては、①公正な政治・行政の運営、②人づくり、③雇用促進・産業育成を中心に支援していくとともに、④経済関係の強化と、⑤相互理解の促進にも取り組んでいくこととしています。こうした観点から、2011年9月の国連総会においては、野田総理大臣より、この地域の雇用状況の改善や人材育成に貢献するため、インフラ整備や産業育成に役立つ事業に対

して、今後新たに総額10億ドルの円借款を実施することを含む日本の支援策を表明しました。

さらに、貴重な水資源の管理は地域の安定に影響を与える中東地域の各国共通の重要課題です。日本は、国ごとに支援の分野や対象の重点を適切に配慮し、中東地域の経済的・社会的安定と中東和平達成に向けた環境づくりのための支援を積極的に行っています。重視していく点は、次のとおりです。

(1) 平和の構築支援(イラク、アフガニスタン、パレスチナ)
(2) 中東和平プロセス支援のための協力(対パレスチナ支援、周辺アラブ諸国支援など)
(3) 公正な政治・行政運営のための支援(エジプト、チュニジアに対する選挙支援、格差是正と安定化支援(農村開発、貧困削減、水資源、防災、テロ・治安対策等)を含む)
(4) 人づくりや雇用促進・産業育成に役立つ経済社会インフラ整備支援

(アフガニスタン、イラクおよびパレスチナについては96ページ以降を参照)

トルコ 「ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画」有償資金協力(1999年9月～実施中)

アジアとヨーロッパの境に位置するイスタンブール市は、トルコの商業・貿易活動の中心として栄える東西文明の十字路の大都市です。ボスポラス海峡を境に、市のビジネス地区は主に欧州側、居住地区はアジア側に分かれていますが、ボスポラス海峡に架かる2つの橋は通勤時に慢性的な渋滞を引き起こしています。著しい交通渋滞を緩和するため、ボスポラス海峡を渡る鉄道に大きな期待が寄せられていました。そこで日本は、円借款により海峡を横断する地下鉄(総延長13.6km、そのうち海峡部分は約1.4km)の建設を支援しています。これにより100万人の通勤が可能となります。トルコは日本と同じ地震国ですが、マグニチュード7.5程度の地震にも耐えられる強度設計の海底トンネルが設置され、地震国・日本の耐震技術が活用されています。地下鉄にトルコ国鉄が乗り入れることになり、将来的にはアジアとヨーロッパをつなぐ鉄道の主要幹線として大きな役割を果たすことでしょう。

ボスポラス海峡を横断する海底トンネル(最深部は海面下約60m)と地上(アジア側)から掘り進んだトンネルの接合を祝う工事関係者たち(写真提供:JICA)

エジプト 「大エジプト博物館保存修復センタープロジェクト」有償技術支援―附帯プロジェクト(2008年6月～実施中)

エジプトにおける観光は、経済振興に果たす役割が大きく、中でも文化遺産は重要な観光資源となっています。このプロジェクトは、今後建設が予定されている「大エジプト博物館」(2006年5月に、日本の円借款による支援を決定)に展示される予定である10万点の文化財の保存修復や管理を行う人材の育成を目的としています。2008年から、同博物館に併設される保存修復センターのスタッフを対象に、紙・染織品や金属の修復、文化財の梱包・移送方法等に関する多くの研修を実施しています。

パピルス(古代エジプトで使用された植物の繊維で作られた紙状のもの。その上に文字や絵が描かれた)などの貴重な文化財を適切に保存するためには、国際水準の修復技術を習得し、展示環境を整える必要があります。エジプト人技術者は基礎的な技術力は有するものの、最新の技術や管理方法についての知識・経験はまだ不足しており、また、今後を担う若手技術者の育成も課題となっています。これらに対し、高い技術力を有する日本の専門家が実践的な指導を行っています。

ツタンカーメンの遺物確認作業を行う(写真提供:JICA)

中東・北アフリカ地域における日本の国際協力の方針

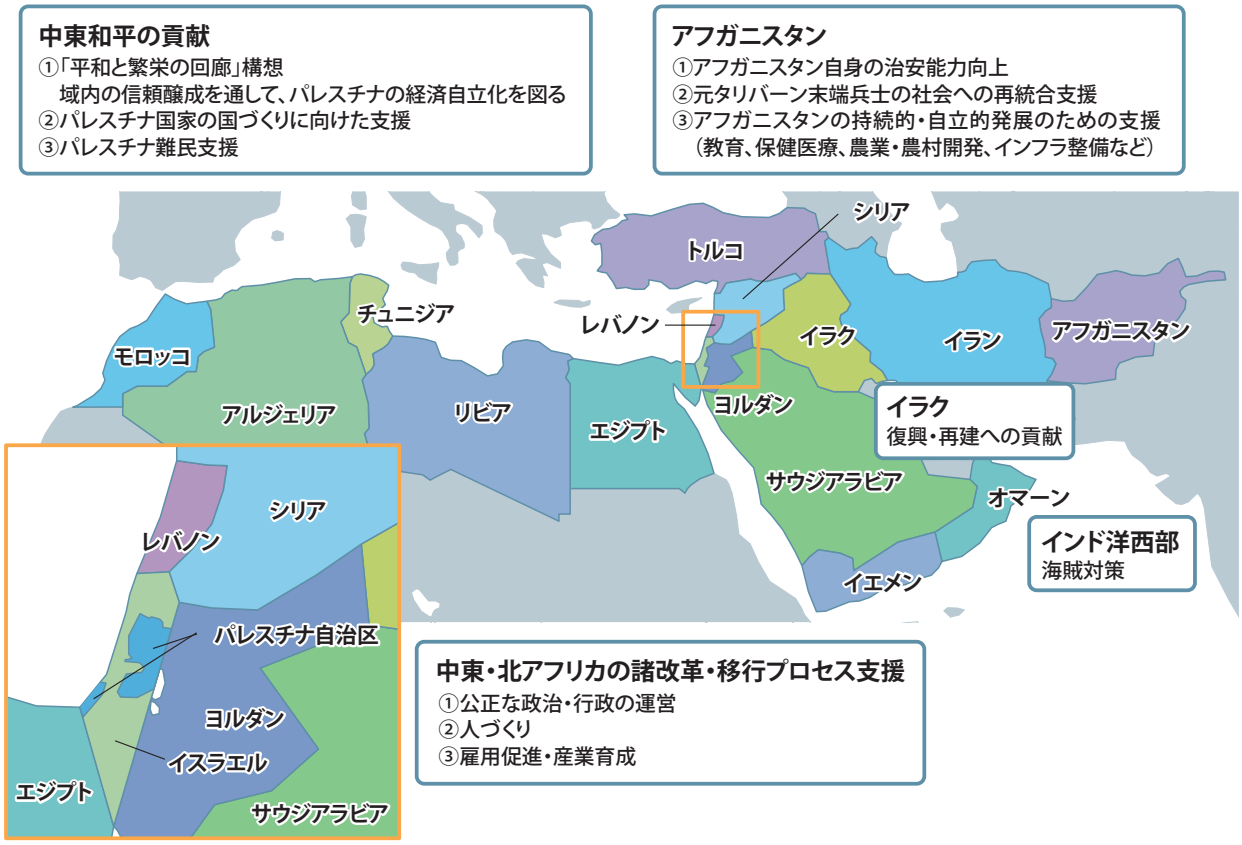

図表 III-12　中東・北アフリカ地域における日本の援助実績

2010年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与				政府貸付等			合計
		無償資金協力		技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
			うち国際機関を通じた贈与						
1	アフガニスタン	700.09	636.59	45.57	745.66	—	—	—	745.66
2	トルコ	0.49	—	7.59	8.08	732.84	197.42	535.41	543.49
3	イラク	5.32	2.76	10.97	16.30	128.14	—	128.14	144.44
4	モロッコ	8.23	—	10.15	18.38	156.39	53.61	102.78	121.16
5	[パレスチナ自治区]	66.78	9.99	11.77	78.55	—	—	—	78.55
6	チュニジア	12.22	—	9.29	21.51	96.87	82.50	14.37	35.87
7	イエメン	22.44	9.83	6.19	28.63	—	1.89	−1.89	26.74
8	アルジェリア	0.02	—	1.77	1.79	13.68	—	13.68	15.48
9	レバノン	0.72	—	0.21	0.93	10.24	8.02	2.22	3.15
10	オマーン	—	—	1.50	1.50	—	—	—	1.50
11	リビア	—	—	0.13	0.13	—	—	—	0.13
12	イラン	14.18	12.17	6.95	21.14	—	28.27	−28.27	−7.13
13	エジプト	20.75	—	34.59	55.34	112.17	185.24	−73.07	−17.74
14	ヨルダン	43.75	—	12.44	56.19	2.21	109.28	−107.07	−50.89
15	シリア	10.46	—	16.75	27.21	—	81.90	−81.90	−54.69
	中東・北アフリカの複数国向け	1.66	1.62	1.06	2.71	—	—	—	2.71
中東・北アフリカ地域合計		**907.11**	**672.95**	**180.25**	**1,087.36**	**1,252.53**	**748.14**	**504.40**	**1,591.76**

＊1　地域区分は外務省分類。[　]は、地域名を示す
＊2　合計は卒業国向け援助を含む
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊4　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助

6. 中南米地域

中南米地域の人口は5億7,000万人で、この地域は域内総生産4.8兆ドルの巨大市場です。また、民主主義が根付き、安定した成長を続けてきた上、鉄鉱、銅鉱、銀鉱、レアメタル（希少金属）、原油、天然ガス、バイオ燃料などの鉱物・エネルギー資源や食料資源の供給地でもあり、国際社会での存在感を高めつつあります。平均所得の水準はODA対象国の中では比較的高いものの、国内での貧富の格差が大きく、貧困に苦しむ人が多いことも、この地域の特徴です。また、アマゾンの熱帯雨林をはじめとする豊かな自然が存在する一方、地震、ハリケーンなど自然災害に弱い地域でもあることから、環境・気候変動、防災での取組も重要となっています。

標高3,500mのアンデス山地で畑を耕すエクアドルの先住民

＜日本の取組＞

日本は中南米諸国と伝統的に友好的な関係を築いています。日本のODAを通じて、これらの国々の持続的な成長への基盤づくり、貧困削減・格差の是正のための支援、平和の定着、南南協力*などの支援を行っています。中南米地域の持続的成長への支援としては、インフラ整備、中小企業育成などを行っています。また、この地域の歴史的な課題となっている貧困と所得の格差を改善するため、保健医療、教育、地域開発などの社会開発分野での支援も実施しています。さらに、2010年1月に発生したハイチの地震や同年2月に発生したチリの地震など、被災国に対する緊急・復興支援も積極的に実施しています。

より効果的で効率的な援助を実施するため、中南米地域に共通した開発課題については、中米統合機構（SICA）[注77]やカリブ共同体（CARICOM）[注78]といった地域共同体とも協力しつつ、広い地域にかかわる案件の形成を進めています。2010年9月、第2回日本・カリコム外相会議を東京で開催しました。そこで「日本とカリコム諸国との平和・開発・繁栄のためのパートナーシップ」を採択し、また日本は「日本・カリコム・パートナーシップ・プログラム」（25ページ用語解説参照）として、世界経済への統合、環境・気候変動の分野等での協力を向こう3年程度かけて実施していくことを表明しました。

また、長年の日本の経済協力の実績が実を結び、第三国への支援が可能な段階になっているブラジル、メキシコ、チリ、アルゼンチンの4か国と提携し、中南米、アフリカ諸国などを対象として、第三国研修*や第三国専門家*派遣などを実施しています。たとえば、ブラジルと協働して、アフリカのモザンビークでの農業開発協力を進めるほか、メキシコ、アルゼンチン、ドミニカ共和国と協力し、震災後のハイチの復興支援を行っています。

中南米地域では、アマゾンの森林が減少し、劣化した上、オゾンホールの拡大、気候変動によるアンデス氷河の減退やハリケーンなどの自然災害の多発といった環境問題も深刻になりつつあります。これらに歯止めをかけ、また影響をやわらげるため、自然環境保全、防災などの面で支援を実施しています。

日本は官民連携で地上デジタル放送の日本方式（ISDB-T方式）[注79]の普及に取り組み、2011年11月時点までに中南米では10か国が、日本方式を採用しています。日本はこれら採用した国々に対して、同方式を円滑に導入できるよう技術移転を行い、人材を育成しています。

また、地震により多大な被害のあったハイチに対

注77：中米統合機構 SICA：Sistema de la Integración Centroamericana
注78：カリブ共同体 CARICOM：Caribbean Community
注79：地上デジタル放送 ISDB-T：Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial

し、日本は地震発生直後から国際緊急援助隊医療チームおよび自衛隊部隊の派遣、国際機関を通じた医療・衛生分野での支援、食料・水・シェルターの供給、日本のNGOを通じた被災者支援を行ってきました。2010年3月、ニューヨークで開催されたハイチの復興支援国会合において、日本は1億ドルの支援を約束し、ハイチの国家再建のために、教育・人材育成、保健医療、食料・農業の分野を中心に着実に支援を行っています。

さらに、2010年2月に発生した地震による被害を受けたチリに対し、発電機やテントなどの緊急援助物資の供与および医療機材の供与や仮設病院設置などの緊急無償資金協力を行ったほか、2010年12月には、長雨により洪水等の災害に見舞われたコロンビアやベネズエラに対し、テント・毛布などの緊急援助物資を供与しました。

用語解説

＊南南協力
より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々によって、主に技術協力を行う。また、ドナーや国際機関が、このような途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。
（26ページ参照）

＊第三国研修
開発途上国が、援助国・国際機関の資金や技術支援を受け、他の途上国から研修員を受け入れて、すぐれた開発経験や知識・技術の移転・普及のための研修を行うこと。日本はそれに対して、資金的・技術的な支援を行っている。

＊第三国専門家
技術協力を効果的に実施するため、協力対象の途上国に他の途上国からの人材を専門家として派遣する制度。

エクアドル
ペルー

「新マカラ国際橋建設計画」無償資金協力（2010年3月～実施中）

ペルー・エクアドル両国の国境紛争が終結し、1998年に和平合意が結ばれたことを受け、両国は国境地域の結束強化と開発を目的とした10か年計画を策定しました。日本は、二国間の平和の定着を促進するための象徴的な事業として、同計画に位置付けられた、国境に架かる老朽化した現マカラ橋の架け替えとして、40トンの重量まで耐えられる新たな橋を建設するのに対して、総額16億円を限度とする無償資金協力による支援を決定しました。現在2012年末の竣工に向けて架橋作業が着々と進められています。本事業により、両国間で安定した物流・人員の輸送が確保され、地域の開発、地域格差の是正、国境地域の結束強化および平和の定着が促進されることが期待されています。

着工前の状況（2010年10月時点）既設マカラ橋から下流側を望む。向かって左側がペルー、右側がエクアドル（写真提供：日本工営）

2011年2月時点の状況（写真提供：日本工営）

ハイチ

「ハイチ復興支援緊急プロジェクト」開発計画調査型技術協力（2010年6月～2011年11月）

政情不安が長く続いているハイチは、国民の約半数が1日当たり約100円（1.25ドル）以下で暮らす、中南米カリブ地域で最も貧しい国です。このような中、2010年1月12日、ハイチをマグニチュード7.1の大地震が襲いました。震災による死者・行方不明者は約31万人にのぼり、震源地に近いレオガン市では約9割の建物が倒壊するなど、甚大な被害がありました。日本はハイチの復興を支援するため、国際緊急援助隊による緊急人道支援を実施。引き続き、復興の道筋をつける「復興計画の策定」と生活再建のための「社会基盤インフラの復旧」の2点を柱とした「ハイチ復興支援緊急プロジェクト」を早急に開始しました。この事業の一環として、レオガン市の給水網の一部を復旧させると共に、市内11か所の学校へ水道を整備するなどして、約9,000人が安全な水を使えるようになりました。また、プロジェクトの中で提言された「レオガン市復興のための市街地道路整備計画」を日本が支援することも決まりました。日本は、被災地の復興に向け、切れ目のない支援を行っていきます。

学校に取り付けた共同水栓を使う子どもたち
（写真提供：八千代エンジニヤリング）

中南米地域における日本の国際協力の方針

図表 III-13　中南米地域における日本の援助実績

2010年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額	回収額		
			うち国際機関を通じた贈与						
1	パナマ	0.81	—	6.16	6.97	102.83	7.98	94.86	101.83
2	ハイチ	70.11	59.83	1.87	71.98	—	—	—	71.98
3	コスタリカ	19.13	—	6.26	25.39	53.97	15.62	38.35	63.74
4	ボリビア	35.94	—	18.68	54.62	—	0.42	−0.42	54.20
5	グアテマラ	15.25	—	11.40	26.65	24.87	10.28	14.59	41.24
6	アルゼンチン	0.45	—	11.46	11.91	32.08	3.66	28.42	40.33
7	ニカラグア	24.50	—	9.87	34.37	—	—	—	34.37
8	ホンジュラス	6.83	—	9.21	16.04	—	—	—	16.04
9	チリ	8.63	—	8.43	17.06	—	1.15	−1.15	15.91
10	ウルグアイ	9.41	—	4.16	13.57	—	2.21	−2.21	11.36
11	エルサルバドル	19.54	—	11.40	30.93	0.07	22.25	−22.18	8.75
12	ベリーズ	5.94	—	1.52	7.46	—	—	—	7.46
13	アンティグア・バーブーダ	6.28	—	0.48	6.76	—	—	—	6.76
14	ガイアナ	5.43	—	1.11	6.54	—	—	—	6.54
15	グレナダ	5.76	—	0.09	5.84	—	—	—	5.84
16	キューバ	0.64	—	4.51	5.16	—	—	—	5.16
17	ベネズエラ	0.78	—	2.36	3.14	—	—	—	3.14
18	ドミニカ国	2.08	—	0.67	2.75	—	—	—	2.75
19	セントルシア	0.84	—	1.71	2.55	—	—	—	2.55
20	バルバドス	1.13	—	0.06	1.20	—	—	—	1.20
21	セントビンセント	—	—	0.87	0.87	—	—	—	0.87
22	セントクリストファー・ネーヴィス	0.11	—	0.60	0.72	—	—	—	0.72
23	トリニダード・トバゴ	—	—	0.07	0.07	—	—	—	0.07
24	スリナム	—	—	0.01	0.01	—	—	—	0.01
25	ドミニカ共和国	1.59	—	10.32	11.91	—	13.82	−13.82	−1.91
26	ジャマイカ	0.18	—	3.67	3.86	14.91	20.89	−5.98	−2.12
27	パラグアイ	15.64	—	17.95	33.59	12.57	49.89	−37.32	−3.73
28	エクアドル	13.79	—	9.19	22.98	—	28.22	−28.22	−5.23
29	コロンビア	3.71	0.14	9.33	13.04	—	39.20	−39.20	−26.16
30	メキシコ	0.01	—	14.26	14.27	—	61.00	−61.00	−46.73
31	ブラジル	6.25	—	32.64	38.89	0.02	101.57	−101.54	−62.65
32	ペルー	9.77	—	18.26	28.03	231.30	970.94	−739.64	−711.61
	中南米の複数国向け	0.88	0.10	12.89	13.77	—	—	—	13.77
中南米地域合計		**291.44**	**60.08**	**241.47**	**532.91**	**472.64**	**1,349.09**	**−876.45**	**−343.55**

＊1　地域区分は外務省分類
＊2　合計は卒業国向け援助を含む
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊4　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助

Column 10

友達になり目標の共有を!

～ アンティグア・バーブーダへの漁業支援 ～

水産加工場で指導する石田さん
（写真提供：石田光洋）

夜明けの海を多くの人が泳ぎ、賑やかなビーチに朝が来ます。365を数えるビーチに地元の人たちだけではなく、多くの観光客が訪れるカリブ海の国、アンティグア・バーブーダ。

果てしなく続く青い空と海、緑さす島に広がる白浜の美しさを求め、外国から多くの観光客が訪れ、観光業は同国の主要産業となっています。その一方で、ハリケーンなどの自然の脅威が観光資源にも影響を与えていることから、観光のみに頼らない産業の多角化が課題となっています。

アンティグア・バーブーダには日本の支援によって整備された港湾施設や水揚げ場などの水産施設があります。石田光洋（いしだみつひろ）さんは、JICAの専門家*1として、こうした施設を活かし、豊富な水産資源を安定的に近くの国々に輸出するための支援をしています。

大学で食品生産化学を専攻した石田さんは、これまで5か国で合計17年間の国際協力の経験を持っています。中南米での経験もあり、英語に加え、スペイン語も流暢に話します。

アンティグア・バーブーダでは、ロブスターやハタ、フエフキダイ、ブダイといった水産物が豊富に獲れます。こうした水産物を輸出することで、国の収入源が多角化することが期待されているのです。しかし、外国で販売するためには、衛生基準などの条件を満たし、輸出先の許認可を得る必要があります。石田さんは、水産局のスタッフと共に、輸出に向けた制度を整えたり、水産加工場の作業員を指導したり、販売体制の強化に向けて取り組んでいます。その一つが漁獲物の衛生管理指針の設定です。衛生管理の状況を体系的に記録として残すのです。これがないと問題が起きた時に後から状況を確認できないため、とても大切な作業です。石田さんは、ドミニカ共和国からの出稼ぎが多い加工場で得意のスペイン語を使い、スタッフの意見をまとめ、状況と問題点を把握したうえで衛生管理指針を完成させました。石田さんは、「よく話し、友達になれば、はっきりと目的意識を共有することができます。」と支援に当たって心がけている"秘訣"を明かします。

また、現在は国際取引が規制されているクイーンコンク貝を何とか輸出に結びつけられないかと石田さんは考えています。ロブスターのようにサイズによっては取引可能であることを明らかにするため、今はサンプル調査をもとに指標を作成しているところです。サンプルを集める時にも、漁民に協力してもらうため、一緒に船に乗ったり、港で何時間も漁民の帰りを待って彼らの理解を求めました。そして、時には自分で海に潜り一時間で70個ものサンプル調査をしたこともあるそうです。調査の結果によっては、有力な輸出水産物への道がひらけるかもしれません。

衛生管理能力の向上に向けた努力が実り、石田さんの指導する水産加工場は、EUへの活ロブスターの輸出が認められた唯一の水産加工場となりました。石田さんは、この活動がアンティグア・バーブーダの他の水産加工場にも広がって、国全体として水産物輸出が増加し、観光に並ぶ収入をもたらすことを期待しています。「この度の成功例がアンティグア・バーブーダからさらにカリブ全域に広がっていくことを期待しています。この国ならカリブの発展モデルとなると信じています。」と力強く話します。

*1：水産開発アドバイザー（アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネーヴィス、ドミニカ国の3か国を担当する広域専門家）

コンク貝の大きさを測る石田さん
（写真提供：石田光洋）

7. 大洋州地域

太平洋島嶼国・地域は、日本にとって太平洋を共有する隣人であるばかりでなく、歴史的に深いつながりがあります。また、これらの国・地域は広大な排他的経済水域（経済的な権利が及ぶ水域、EEZ）[注80]を持ち、日本にとって海上輸送の要となる地域である上、遠洋漁業にとって大切な漁場を提供しています。太平洋島嶼国・地域の平和と繁栄は日本にとってきわめて重要です。

一方、太平洋島嶼国・地域には比較的新しい独立国が多く、社会・経済的に自立した国家を築くことが急務です。加えて小規模な経済、第一次産業に依存する型の経済、領土が散在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害に対する弱さ、海面上昇により国土を失ってしまう危機など、島嶼国・地域に特有の共通の問題があります。さらにフィジーにおける政変など民主化に関する問題も抱えています。

このような事情を踏まえ、日本は太平洋島嶼国・地域の良きパートナーとして、各国・地域の事情を考慮した援助を実施しています。

パプアニューギニアで歩行訓練を指導する理学療法士の青年海外協力隊員
（写真提供：原口昌樹）

＜ 日本の取組 ＞

太平洋島嶼国・地域における政治的な安定と自立的経済発展のためには、社会・経済的なもろさの克服や地域全体への協力が不可欠です。日本は、太平洋島嶼国・地域の首脳で構成される地域協力の枠組みである太平洋諸島フォーラム（PIF）[注81]との協力を進めるとともに、1997年以降、3年ごとに日本と太平洋島嶼国・地域との首脳会議である太平洋・島サミットを開催しています。

2009年5月に北海道トマムで開催された第5回太平洋・島サミットでは、日本は2012年に沖縄で開催される予定の次回サミットまでに、総額500億円規模の支援を行うことを表明しました。この支援の3本柱の一つである環境・気候変動の分野では、日本と太平洋島嶼国・地域が協力する「太平洋環境共同体」構想を提唱しました。また、人間の安全保障の視点からは、太平洋島嶼国・地域の脆弱性を克服するための支援を行っていきます。さらに、人の交流を活発にするため、2009年から3年間で1,000人を超える日本と太平洋島嶼国・地域間の青少年の交流などを含む「キズナ・プラン」を実施しています。

2010年10月には、初の試みとして、太平洋・島サミット中間閣僚会合が開催され、第5回太平洋・島サミットのフォローアップを行うとともに、第6回太平洋・島サミットに向けた議論を行いました。

また、2009年8月に、第40回PIF総会がオーストラリアのケアンズで行われた際に、PIF加盟国・地域の開発のための援助協調を進めることを目的としたケアンズ・コンパクトが採択されました。日本もケアンズ・コンパクトをはじめ、大洋州地域における効果的かつ効率的な開発を実現するため、援助協調の促進に貢献しています。

太平洋島嶼国・地域は、環境・気候変動、教育や保健

注80：排他的経済水域 EEZ：Exclusive Economic Zone
注81：太平洋諸島フォーラム PIF：Pacific Islands Forum
PIF加盟国・地域：オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィジー、サモア、ソロモン諸島、バヌアツ、トンガ、ナウル、キリバス、ツバル、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオ、クック諸島、ニウエ

などの分野において共通の開発に関する課題を抱えています。これらの国々の持続的な発展のため、日本は、各国への協力のみならず、太平洋島嶼国・地域全体の利益を考えに入れた地域協力を実施しています。

たとえば、環境・気候変動分野では、サモアにある地域国際機関の南太平洋地域環境計画（SPREP）[注82]と連携し、国家廃棄物管理計画の策定や廃棄物管理に携わる人材の育成を支援しています。また、気候変動による影響が大きく、自然災害に対して弱い太平洋島嶼国・地域の防災能力を向上させるために、住民が適切に避難できる体制の構築を支援するなど、太平洋島嶼国の環境・気候変動対策に貢献しています。

教育分野では、太平洋島嶼国11か国・1地域が共同で設立した南太平洋大学（USP）[注83]に、情報通信技術に関する研究などを行うセンターの建設および関連機材の提供を行っています。日本はこれまでもこの大学の遠隔教育ネットワークの整備を支援しており、太平洋島嶼国・地域の人々に広く高等教育を受ける機会を提供しています。

保健分野でも日本は広域的な取組を行っています。たとえば、太平洋島嶼国・地域の予防接種事業を強化するため、ワクチンの供与、ワクチンの低温流通体系[注84]の保守など、予防接種を拡大させる計画の達成に役立つ支援を世界保健機関（WHO）や国際連合児童基金（UNICEF）などと実施し、地域のはしかやB型肝炎などに対する予防接種率の向上に貢献しています。

フィジー「南太平洋大学ICTキャパシティデベロップメントプロジェクト」遠隔教育ネットワーク（USPNet）を構築する衛星通信地球局。ここから大洋州地域島嶼国12か国の遠隔キャンパス・学習センターに、遠隔教育プログラムが提供されている（写真提供：プラマニク・カデル・博）

予防接種を受けるバヌアツの子ども（写真提供：神保雄己）

サモア

「国立公園・自然保護区の管理能力向上支援プロジェクト」技術協力プロジェクト（2007年3月～2010年9月）

サモアは、大洋州の中でも特に植物と鳥類の多様性と固有種の割合が高い国ですが、近年、森林伐採等に伴う森林面積の減少が続き、鳥類の減少等の問題を抱えています。また、地理的特性から移入種の影響を受けやすく、これらが種の多様性に影響を与えています。サモアの貴重な自然環境を保全していくためには、適切な保護区の管理が必要ですが、技術を有する政府職員や資機材、予算の不足等により、実質的な管理活動が行われていません。そこで、日本は主要な国立公園および自然保護区を対象地域として、それぞれの管理計画を策定し、管理・運営を行うほか、一般住民を対象とした意識向上のための活動を支援しています。この協力では、3年間の協力を通じて、政府機関が管理計画を独自で策定し、運営・管理できる能力を身につけることを目標としています。

バイリマ自然保護区内の植物園入り口

注82：南太平洋地域環境計画 SPREP：South Pacific Regional Environment Programme
注83：南太平洋大学 USP：University of the South Pacific
注84：ワクチンなどの医薬品を生産・輸送・消費の過程で、途切れることなく低温に保つ物流方式

大洋州地域における日本の国際協力の方針

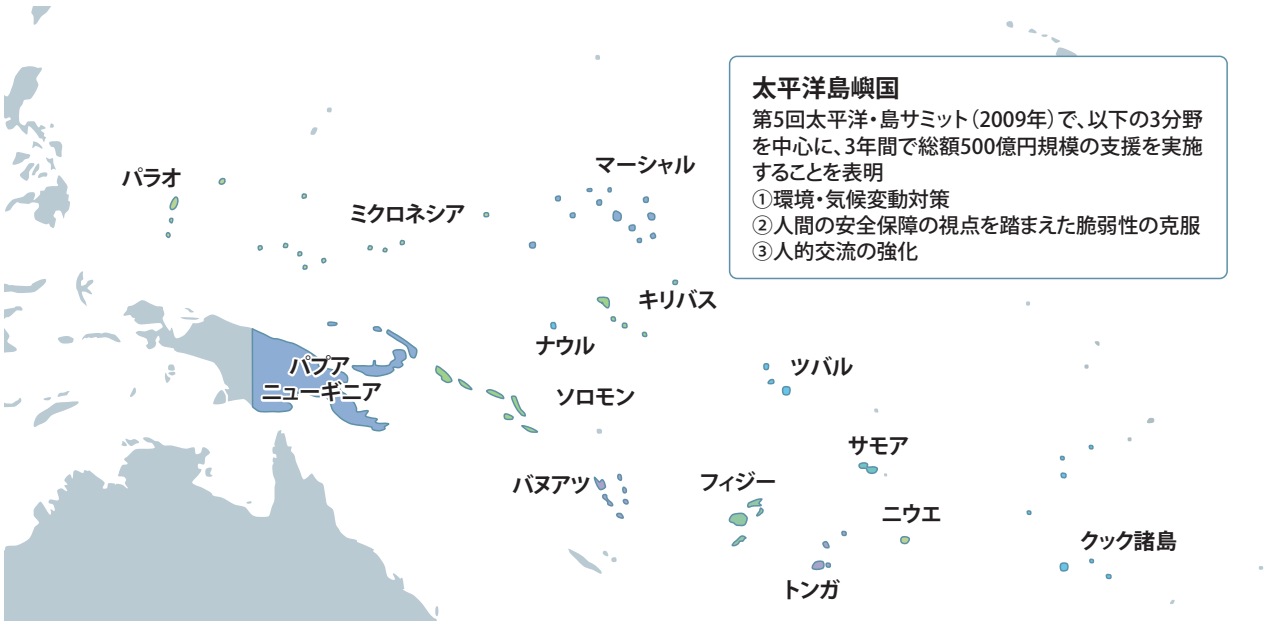

図表 III-14　大洋州地域における日本の援助実績

2010年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額	回収額		
			うち国際機関を通じた贈与						
1	サモア	17.27	—	3.81	21.08	5.94	—	5.94	27.02
2	トンガ	19.81	—	3.95	23.77	—	—	—	23.77
3	パプアニューギニア	31.03	—	10.36	41.39	0.01	19.19	−19.18	22.21
4	フィジー	12.76	10.65	7.64	20.41	—	1.38	−1.38	19.02
5	ミクロネシア	13.24	—	3.09	16.34	—	—	—	16.34
6	ソロモン	11.55	—	4.78	16.33	—	—	—	16.33
7	バヌアツ	11.81	—	3.81	15.61	—	—	—	15.61
8	マーシャル	10.19	—	2.40	12.59	—	—	—	12.59
9	パラオ	5.78	—	3.80	9.58	—	—	—	9.58
10	ツバル	3.31	—	1.22	4.54	—	—	—	4.54
11	キリバス	1.60	—	1.87	3.47	—	—	—	3.47
12	ナウル	1.33	—	0.31	1.64	—	—	—	1.64
13	[クック諸島]	0.00	—	0.09	0.09	—	—	—	0.09
14	[ニウエ]	0.00	—	0.05	0.05	—	—	—	0.05
	大洋州の複数国向け	0.43	0.43	3.62	4.04	—	—	—	4.04
大洋州地域合計		**140.12**	**11.07**	**50.80**	**190.92**	**5.95**	**20.58**	**−14.62**	**176.29**

＊1　地域区分は外務省分類。[　]は、地域名を示す
＊2　合計は卒業国向け援助を含む
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊4　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助

Column 11

豊かに暮らす ツバルの人とともに

～ 日本のツバルへの調査支援 ～

有孔虫を育てる松舘さんとパイニウさん
（写真提供：松舘文子）

9つの環礁と島が首飾りのように輝く南太平洋の国、ツバル。赤道と日付変更線が交差する位置にあり、5月から10月にかけては心地よい貿易風が吹く熱帯性海洋気候の国です。それぞれの島の面積は小さく、首都フナフチのある一番大きな島でも縦12km、最大幅700mほどで、国土のほとんどが標高1～3mという低平な土地です。また地球温暖化の影響による海面上昇により水没の危機に瀕している国として国際的に注目されています。自然の恵みに支えられた生活を送るツバルの人々ですが、フナフチでは満潮時に地面から水が湧き出して道路や家が浸水したり、海岸浸食により椰子（やし）の木が倒れるなど自然が住民の生活の脅威となることもあります。

海岸侵食の原因の一つとしては、島をかたちづくるサンゴや“星の砂”と呼ばれる有孔虫（ゆうこうちゅう）の減少があるといわれています。人口が首都に集中した結果、増加した生活排水による汚染のため、有孔虫が生きることができなくなってしまった可能性や、堤防などの人工的な構造物が、“星の砂”の流れを阻み、島の地盤を維持したり、形成することができなくなった可能性もあるといわれています。

日本は従来より、港の整備や技術移転、人材育成など様々な分野でツバルを支援してきましたが、2009年からは、島の形成・維持のメカニズム（仕組みや特徴）を調査するプロジェクトを行っています。[*1]このプロジェクトにより島の形成・維持メカニズムに基づく対策が提案されることで、同国の気候変動による影響への適応力が高まることが期待されています。

松舘文子（まつだてふみこ）さんは、プロジェクト調整員としてこの事業を現地で支えています。プロジェクトでは、様々な調査が行われていますが、有孔虫飼育の実験もその中の一つです。日本から来る専門家が帰国すると、松舘さんがツバル人のスタッフと共に、実験の進ちょく管理をしたり事業の円滑な実施を図ることになります。最初は有孔虫の飼育も、水槽の管理の経験もなかったため、夜も眠れなくなるほど心配になりました。またツバル人のスタッフもプロジェクトへの関心が薄く、果たしてこのままやっていけるのだろうかと不安にもなったそうです。

そこで松舘さんは、活動に興味を持ってもらうように学校訪問や会議の場でツバルの人たち自身によるプロジェクト発表の機会を増やしました。この試みはうまくいき、次第にツバル人のスタッフは自分から仕事の話をするなどだんだんとプロジェクトに積極的に参加するようになっていきました。

松舘さんには忘れられないエピソードがあります。ツバル人のスタッフであるパイニウさんは、初めのころプロジェクトへの参加に気乗りしないように見えました。ところが、ある日彼が、「水槽中の巻貝が有孔虫を食べているのではないか。」と気付いたことを、日本人の専門家に連絡すると、巻貝を採ってくれという指示がすぐに返ってきました。この日が金曜日であったため、松舘さんが「今度の月曜日にやりましょう。」といったところ、「いや、明日やる。早い方がいい。」と譲らず、休日にもかかわらず、翌日二人で巻貝を一生懸命とったそうです。この日を境に、パイニウさんの「自分が有孔虫を育てている」という気持ちが行動に現れ、率先して、水産局の同僚と一緒に水槽などの掃除をするようになりました。

プロジェクトが折り返し点を過ぎた今、ツバルの人たちが自分たちで島を守っていくためには、どうしたら良いのかを考えることが課題となっています。

松舘さんはいいます。「これからは、今まで以上に、住民たちと一緒に活動することになります。限られた自然と共に豊かに暮らす知恵を持つツバルの人たちにふさわしい活動の方法を見つけ出すことができればと思っています。」

＊1：（科学技術）海面上昇に対するツバル国の生態工学的維持（2009～2014年）

“星の砂”を手にとっての説明
（写真提供：松舘文子）

8. 欧州地域

過去に共産主義体制にあった中・東欧、旧ソ連の欧州地域の多くの国々では、その後民主化と自由化を達成し、現在は民主的政権の下で市場経済に基づいた経済発展に取り組んでいます。日本は、これら地域および欧州全体の一層の安定と発展のため、また普遍的価値（人権、民主主義、市場経済、法の支配）を共有できる関係を築くため、市場経済化、経済インフラの再建および環境問題などへの取組に対する支援を行っています。

＜ 日本の取組 ＞

旧ユーゴスラビアを中心とする西バルカン諸国は、1990 年代に発生した紛争の影響で改革が停滞していました。しかし、各援助国や国際機関などの支援があり、またそれぞれの国が自身で改革のための努力を行ったことにより、復興支援を必要とする段階を卒業しました。現在は持続的な経済発展に向けた支援が必要な段階にあります。日本は2004年にEU（欧州連合）と共同で開催した西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合で確認された「平和の定着」、「経済発展」、「域内協力」の3本柱を援助の重点分野として支援を展開してきました。引き続き、特に「平和の定着・民族融和（異なる民族間で争いが起きないこと）」および「環境・気候変動問題への対策」を重点方針として支援しています。旧ソ連諸国であるウクライナやモルドバでは、ロシアとEUの間に位置するという政治・外交上での地理的な重要性を持っています。これら諸国の安定と持続的な発展は、欧州全体の安定にとってなくてはならないものです。民主主義が根付き、市場経済を確立させるための努力を支援しています。

日本は、欧州地域内の経済発展の格差を踏まえ、EUに加盟した国に対しては、援助を卒業したとして、その支援を段階的に縮小させるとともに、ドナー（援助国）として欧州地域の後発国に対する援助にはより一層積極的になることを促していきます。一方、西バルカン地域やウクライナ等の後発国に対しては、各々の国の経済水準も考えながら、適切な支援を実施していきます。また、どの国に支援を行う場合にも、各援助国および国際機関等の動きに注意を払いながら、日本の知識と経験を活かして、より成果を重視した効率的かつ効果的な支援を行っていくことを重視していきます。

また、かつて日本のODA対象国であった国々の中には、EUへ加盟する際に日本のODA対象国から外れ、援助国としての国際的な役割を担い始めている国もあります。日本は、これらの国々と援助国としての経験を共有するための取組も行っています。

ボスニア・ヘルツェゴビナ「スレブレニツァ地域における信頼醸成のための農業・農村開発プロジェクト」民族を越えて協力しながら、栽培したいちごを市場に出す
（写真提供：JICA）

ボスニア・ヘルツェゴビナ
「スレブレニツァ地域における信頼醸成のための農業・農村開発プロジェクト」技術協力プロジェクト（2008年9月～2011年9月）

ボスニア・ヘルツェゴビナの東部に位置するスレブレニツァ地域は、1990年代の紛争末期にムスリム系住民とセルビア系住民との対立が激化した地域であることもあり、民族間に生じた不信感が地域の発展を妨げています。こうした問題に取り組むため、日本は帰還家族や母子家族を主な対象として、農牧業の再興を通じた住民の経済的な自立や、農作業・技術研修を通じた民族間の対話・交流の活性化、難民・国内避難民の帰還促進に向けた支援に注力しています。また、これらの活動を通して蓄積された知識・経験を広く地域全体に普及させるための活動も行っています。このプロジェクトによって、これまでに対立民族間の信頼を醸成するための温室野菜栽培、養蜂、児童保育施設（プレイルーム）運営など13の事業が展開されています。

2つの民族の子どもたちが一緒に遊ぶプレイルームの保育風景（写真提供：JICA）

モンテネグロ
「ポドゴリツァ市上水道システム緊急修復計画」無償資金協力（2010年5月～実施中）

モンテネグロでは、1990年代の紛争の影響により、経済社会基盤の整備が遅れています。特に上水道設備については、ポンプ等の機材が耐用年数を大幅に超過して使用されているため、人々の生活に様々な支障が出ています。マレザ第2ポンプ場は、首都ポドゴリツァ市における給水量の約45%を担っていますが、老朽化によって、断水が頻繁に起きているだけでなく、ポンプに異常な振動が見られるなど、いつ停止してもおかしくない状態でした。このような状況を改善するために、日本は、約6億円の無償資金協力を通してポンプ設備の更新等を行い、首都における安全な水の安定的供給に貢献しています。この計画の実施により、新たに約7万6,000人の住民に給水することが可能になります。また、慢性的な断水に苦しむ約2万5,000人の住民に対しても24時間給水ができるようになります。

マレザ第2ポンプ場の様子（写真提供：JICA）

欧州地域における日本の国際協力の方針

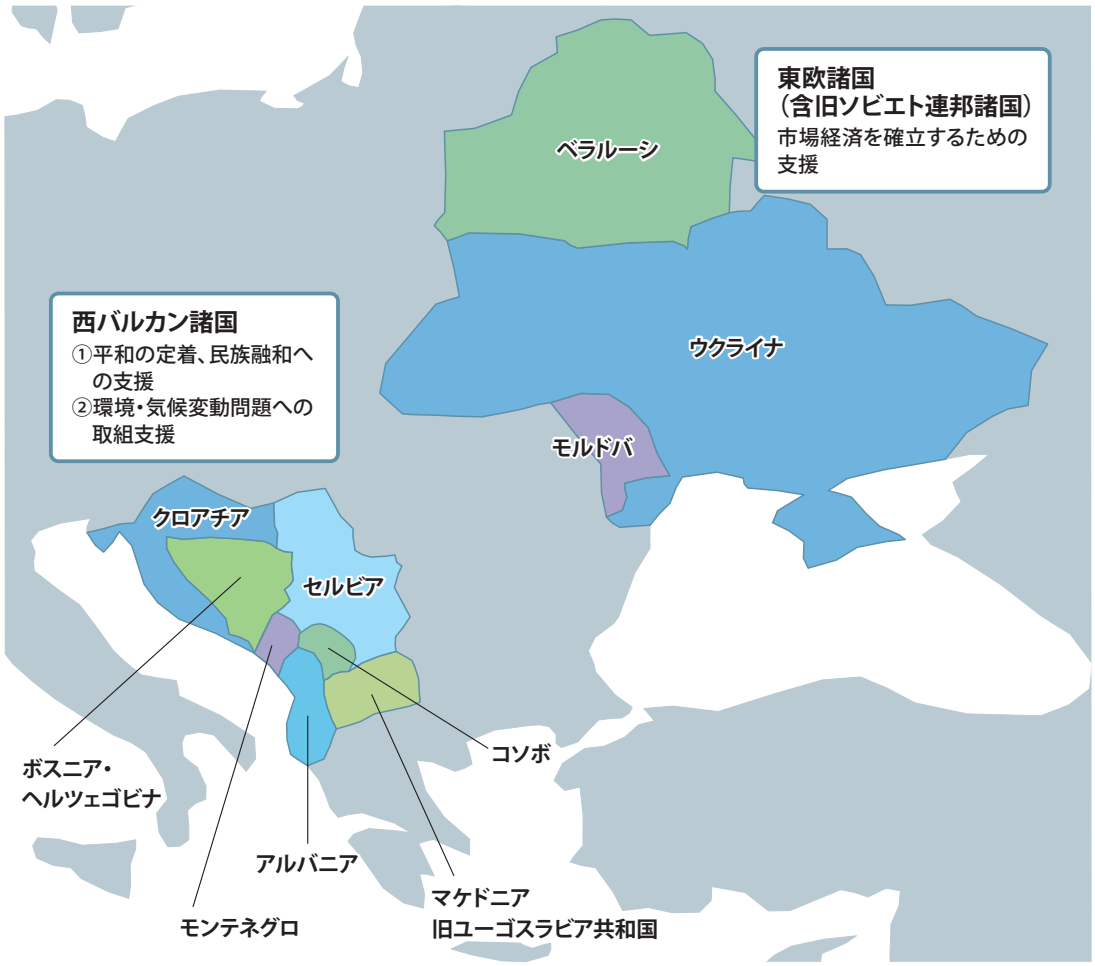

図表 III-15　欧州地域における日本の援助実績

2010年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額	回収額		
			うち国際機関を通じた贈与						
1	ウクライナ	1.06	—	3.38	4.44	48.73	—	48.73	53.17
2	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.43	—	1.37	1.81	24.22	2.98	21.24	23.05
3	セルビア	1.18	0.34	4.87	6.05	—	0.88	−0.88	5.18
4	アルバニア	0.39	—	2.83	3.22	3.09	3.87	−0.78	2.44
5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.98	—	2.69	3.67	0.10	1.53	−1.44	2.24
6	クロアチア	1.61	—	0.27	1.88	—	—	—	1.88
7	ベラルーシ	1.01	—	0.38	1.39	—	—	—	1.39
8	コソボ	0.15	—	0.93	1.08	—	—	—	1.08
9	モルドバ	0.24	—	0.69	0.93	—	—	—	0.93
10	モンテネグロ	0.22	—	0.65	0.87	—	—	—	0.87
	欧州の複数国向け	0.34	0.34	1.63	1.97	—	—	—	1.97
欧州地域合計		**9.46**	**0.81**	**24.96**	**34.42**	**198.03**	**51.94**	**146.09**	**180.51**

＊1　地域区分は外務省分類
＊2　合計は東欧・卒業国向け援助を含む
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
＊4　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助

第4節 援助実施の原則の運用

日本政府では、政府開発援助（ODA）大綱の援助理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則などを踏まえ、その国の援助需要や社会経済の状況、二国間関係などを総合的に判断し、各国への支援を行っています。

ODAは、開発途上国の経済開発や福祉の向上に役立ち、誰もが人間らしく平和に生きられる世界を実現すること、そして、国際社会の平和と発展への貢献を通じて日本の安全と繁栄を確かなものにすることを主な目的としています。国民の税金を原資とするODAを適正に支出するため、ODA大綱の援助理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則（特に、主権、平等および内政不干渉）や以下に示す諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、社会経済の状況、二国間関係などを総合的に判断した上で支援を行っています。

①環境と開発を両立させる。
②軍事的用途および国際紛争助長に使用しない。
③テロや大量破壊兵器が広がることを防止するなど、国際平和と安定を維持し強化する。それとともに、開発途上国はその国内の資源を自国の経済社会開発のために、適正にかつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発や製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。
④開発途上国における民主化の促進、市場経済を導入する努力と基本的人権および自由の保障状況に十分注意を払う。

●具体的な運用について

援助実施の原則の具体的な運用に際しては、一律の基準を機械的に適用するのではなく、相手国の様々な事情やその他の状況を総合的に考え、1件ごとの事情に応じて判断することが重要です。また、開発途上国の国民への人道的な配慮も必要です。日本が援助実施の原則を踏まえ、援助の停止や削減を行う場合、最も深刻な影響を受けるのは援助を受ける側の一般国民、特に貧困層の人々です。したがって、援助を停止・削減する場合でも、緊急的・人道的支援の実施については、特別な配慮を行うなどの措置も併せて検討することが求められます。

●環境や社会への配慮

経済開発を進める上では、環境への負荷や現地社会への影響を考慮に入れなければなりません。日本は、水俣病（みなまたびょう）をはじめとする数々の公害被害の経験を活かし、ODAの実施に当たっては環境への悪影響が最小化されるよう、慎重に支援を行っています。また、開発政策によって現地社会、特に貧困層や女性、少数民族、障がい者などの社会的弱者に望ましくない影響が出ないよう配慮しています。たとえば、JICAは2010年4月に新環境社会配慮ガイドラインを発表し、事前の調査、環境レビュー（見直し）、実施段階のモニタリング（目標達成状況の検証）などにおいて、環境社会配慮を確認する手続きを行っています。さらに日本は、「開発におけるジェンダー主流化」*の推進のため、政策立案、計画、実施、評価のすべての段階にジェンダーの視点を取り入れていく方針をとっています。

●軍事的用途および国際紛争助長への使用の回避

日本のODAが開発途上国の軍事的な用途や国際紛争の助長目的で使用されることは、絶対に回避されなければなりません。したがって、日本は、開発途上国の軍や軍人をODAの直接の対象とする支援は行っていません。

日本はテロとの闘いや平和構築に積極的に貢献していますが、日本の援助物資や資金が軍事目的に使われることを避けるため、たとえテロ対策などのためにODAを活用する場合でも、援助実施の原則を十分に踏まえて行っています。

●民主化の促進、基本的人権、自由の保障のための対応

開発途上国において政治的な動乱後に成立した政権には、民主的な正統性に疑いがある場合があり、人権侵害に歯止めをかけるはずの憲法が停止されたり、住民の基本的人権が侵害される懸念が生じることがあります。また、反政府デモが多発している開発途上国においては、政府による弾圧が行われ、住民の基本的人権の侵害が懸念される場合もあります。このような場合、日本は、ODAによる支援について慎重な対応をとります。具体的には、ODAが適正に使われていることを確認すると同時に、開発途上国の民主化状況や人権状況などに日本として強い関心を持っているとのメッセージを相手国に伝えています。たとえば、2006年12月に国軍による無血クーデターが起こったフィジーや、軍の支援により憲法にのっとらない形の政権交代が起きたマダガスカルなどの開発途上国に対して、日本は、早期に民主的な政治体制が回復するよう働きかけました。またそうした場合、ODAに関しては、当面の間、個別の案件ごとに実施するかどうかを慎重に検討するなどの対応をとっています。

ミャンマー：ミャンマー政府は、2010年11月に総選挙を実施し、アウン・サン・スー・チー女史の自宅軟禁措置を解除しました。また2011年3月30日には、民政移管（軍事政権から文民・国民による政権に移行すること）が行われ、さらに同年5月中旬には、政治犯とされていた約50名を釈放しました。これらは、ミャンマーの民主化に向けた前向きな一歩と考えられます。そのことを踏まえ、2011年6月、日本はミャンマーに対する経済協力について、民主化および人権の状況が改善されるよう見守りながら、国民が直接恩恵を受ける基礎生活分野（BHN）[注85]の案件を中心に一つひとつ検討しながら、実施することにしました。その後も200名以上の政治犯釈放、テイン・セイン大統領とスー・チー女史との対話実現や、国民民主連盟（NLD）[注86]による政党登録およびスー・チー女史の補欠選挙への参加表明など、民主化と国民和解に向けた動きが進展していることを踏まえ、日本は、民主化・国民和解をさらに進展させることなどをミャンマー政府に働きかけながら、ミャンマーに対する経済協力を実施していく考えです。2011年11月の日・ミャンマー首脳会談や12月の玄葉外務大臣のミャンマー訪問時には、こうした考えをミャンマー側首脳に伝えるとともに、11月末に開催した経済協力政策協議では、ミャンマーの持続的な経済発展を視野に入れた援助政策について幅広い議論を行いました。同協議において、両国は今後さらに連携の強化を図っていくことで一致しました。

日本の外務大臣として9年ぶりにミャンマーを訪問し、テイン・セイン大統領と会談する玄葉光一郎外務大臣

シリア：2011年3月からシリア国内各地で反政府デモが発生し、シリア治安当局がデモ隊に対し、武力により押さえ込む事態となりました。日本は、シリア政府が、民間人への暴力を直ちに停止し、国民が求める政治、経済などの面におけるいろいろな改革を早急に実施し、国内の安定を回復することを強く求めました。この立場から、緊急・人道的な援助を除き、新規の経済協力案件を実施しないことにしています。

用語解説

＊開発におけるジェンダー主流化

ジェンダーとは、「男性らしさ」「女性らしさ」、「男性の役割」「女性の役割」等、社会的・文化的に形成された性別。ジェンダーの平等を達成するために、すべての開発政策、施策や事業は、男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、影響を明確にしていくプロセス。男女の生活状況やニーズの違いを事業の計画段階で的確に把握し、実施の際に考慮する。

注85：人間の基礎生活分野 BHN：Basic Human Needs
注86：国民民主連盟 NLD：National League for Democracy

第5節 援助政策の立案および実施における取組

政府開発援助（ODA）大綱は、ODAをより効率的で効果的なものとするために進めるべき一連の改革措置を、援助政策の立案および実施体制、国民参加の拡大、効果的な実施のために必要な事項の3つに分けて示しています。

1. 援助政策の立案および実施体制

（1）一貫性のある援助政策の立案

外務大臣の下に設立されている国際協力企画立案本部では、外務省の国際協力局と地域担当局などが、国際協力の方針や地域別の課題、重点課題の取り組み方などを協議し、外交政策全体の中での役割を常に確認しながら、効果的なODAの企画・立案に努めています。2010年6月に発表された外務省による「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」においても、同本部を積極的に活用することとしています。

2006年8月、外務省が経済協力局を改編し設置した国際協力局は、援助にかかわる政策を総合的に企画・立案するとともに、政府全体を通して調整する中心的な役割を担っています。2009年7月には、外務省におけるODAの政策・企画立案機能を強化するため、国際協力局の機構改革を行いました。ODA政策の企画・立案を担当していた総合計画課と援助手法を担当していた無償資金・技術協力課および有償資金協力課を統合し、国別開発協力課を強化しました。この機構改革により、新設された開発協力総括課の下、3つの国別開発協力課によって有償資金協力、無償資金協力、技術協力の3つの援助手法を一体とした支援が可能となりました。また、二国間援助と多国間援助（国際機関を通じた援助）に関しては、これまで以上に各課の連携を図り、国際協力の戦略性を強化し、より効果的な援助の実施に取り組んでいます。また、関係府省庁の間で情報の共有や意見交換を行うとともに、関係府省庁の知識と経験を政策に反映しています。

（2）政府と実施機関の連携

外務省は、外務省が作成する年度ごとの国際協力重点方針を援助の実施に当たって速やかに活かすことができるよう、援助を実施する機関との連携を図っています。

2008年10月には、技術協力の実施と無償資金協力を推し進めてきたJICAと、円借款など有償資金協力の実施を担当していた国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力部門が統合され、新JICAが誕生しました。外務省が実施してきた無償資金協力の実施業務の一部もJICAに移され、技術協力、有償資金協力、無償資金協力という3つの援助手法を一元的に実施する総合的な援助実施機関となりました。

（3）政策協議の強化

より効果的な開発支援を実行するため、開発途上国ときめ細かく政策に関する協議を行い、互いの認識や理解を共有する取組を進めています。日本は、その国が自助努力できるような支援をするという観点からODAを実施しており、開発途上国からの要請を重視する一方、要請を受ける前の段階で相手国の政府関係者と政策に関して協議することで、相手国の開発政策や援助の需要を十分に理解し、日本の援助政策との協調を図っています。

(4) 現地機能の強化

開発途上国政府との政策の協議を強化するため、原則としてすべてのODA対象国について、在外公館（海外の大使館・総領事館）やJICAの現地事務所などで構成される「現地ODAタスクフォース」を設置しています。[注87] タスクフォースは、開発途上国の援助需要を把握した上で、国別援助方針や事業展開計画などの援助政策を決めるプロセスにも参加します。また、開発途上国政府との政策に関する協議を行います。さらに、他の援助国や国際機関と連携しながら、援助手法の面での連携や見直しに関する提言を行い、援助対象となる候補案件の検討・選定などを行っています。

また、貧困削減戦略文書（PRSP（110ページ用語解説参照））[注88] の策定や見直しの動きなどに合わせて、開発途上国における援助協調＊が各地で本格化している状況に対応し、日本は2006年度から一部の在外公館に経済協力調整員を配置し、援助協調にかかわる情報の収集・調査を行っているほか、日本の政策について他国に対し、情報を発信したり提言を現場から行う体制をとっています。

用語解説

＊援助協調
援助の効果を増大させるために、複数のドナーが情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて協力を行うこと。従来の援助協調は、案件ごとのドナー同士の連携・調整に重点が置かれていたが、近年は、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続きで支援を行う総合的な援助協調が、サブサハラ・アフリカを中心に、世界各国で進められるようになっている。

(5) 内外の援助関係者との連携

日本は、民間企業、非政府組織（NGO）、大学、地方自治体、国際機関や他の援助国とも連携しながら国際協力を行っています。

日本NGO連携無償資金協力によって学校に井戸とトイレを建設する。よろこぶジンバブエの子どもたち（写真提供：NPO法人ADRA Japan）

●NGOとの連携

近年、NGOは開発、環境、人権、貿易、軍備縮小など、主要な外交分野における政策についての提言などを通じて、国際社会で重要な役割を果たしています。日本のNGOは、開発途上国において教育、保健・医療、農村開発、難民支援、地雷処理など様々な分野で質の高い援助活動を実施しています。また、地震などの自然災害や紛争の現場でいち早く人道支援活動を展開しています。政府では手の届きにくい草の根レベルで活動するNGOは、地域に密着し、住民のニーズにきめ細かく対応することが可能であり、日本の「顔の見える援助」の実現にもつながっていると考えています。日本は、ODA大綱をはじめとする各種の政策においてNGOとの連携を進めることを掲げています。NGOの援助活動への資金面での協力、能力強化への支援、協議の機会を多くするなど、様々な連携策を実施しています。

注87：JICAが本部で所管する一部の国を除く
注88：貧困削減戦略文書 PRSP：Poverty Reduction Strategy Paper

Column 12

「心の復興」がかなう支援を

～（特活）*JEN木山啓子理事・事務局長インタビュー ～

木山理事・事務局長（写真提供：JEN）

国内外の紛争や災害の現場で活躍するNGOのJEN（ジェン）の木山啓子（きやまけいこ）理事・事務局長にお話を伺いました。

長年にわたり、紛争や災害に苦しんでいる人たちに対する支援に携わってこられましたが、その取組の中で、重視されてきたこと、最も力を注がれてきたことは何ですか。

紛争や災害で人々が失うのは、物質的なものだけではありません。支援を続けるうちに、人が生きていく上での目に見えないものの存在の大きさを強く意識するようになりました。それらは、愛情、絆、感謝、尊厳、自信、知識、哲学など様々です。悲しみが深すぎてこれらを感じられず、復興に向けて歩み始めることができなくなる人もいます。怪我を癒し、食料を提供し、雨をしのげる場所を確保することはもちろんですが、人間をトータルでとらえて、一人ひとりが尊厳を取り戻してゆくのを支えるという自立支援に力を注いできたつもりです。具体的には、どんな支援にも「心の復興」と「コミュニティ（地域社会）再生」の要素を取り入れるように気をつけてきました。これは時間がかかるように見えますが、尊厳を取り戻した人々が推進する復興は、後戻りしないので、撤退した後も復興が続いてゆくという重要なメリットがあります。

これまで、JENの活動の成果を実感したのはどんなときでしたか。

2000年頃に、（厳しい民族対立の紛争を経験した）旧ユーゴスラビアで実施した『羊（ひつじ）銀行』という事業があります。これは、受精した羊を各家庭に6頭配布し、生まれた子羊のうち3頭を別の被災者のために返済してもらうという事業でした。支援事業を終了して4年ほど経って、その後の様子を見に訪問した際、羊が見事に増えていたのを見て感動しました。各家庭に30頭くらいに増えていたのです。増やし方も世話の仕方も学んでもらい、さらに自らの生計を立てるという事業の成果でしたが、他の被災者のために子羊を提供するという設定も功を奏したと思っています。挨拶もできないほど深い悲しみの中にあった方々が、立派に再生し、他の被災者を支えていました。

新潟中越地震やこの度の東日本大震災に際しても、率先して被災地に向かい、支援の手を差し伸べられていますが、JENならではの取組をお聞かせください。

実は、海外での支援の経験が、日本でこれほど活かされるとは考えていませんでした。海外でも日本でも、土地の文化や習わしを尊重しながら、現地の方々が中心になって物事を進めることが大切です。人は、どれほどひどい状況にあっても自立する力を持っていると信じています。その力が発揮されるような工夫を凝らすのが、JENならではの取組です。新潟では、小さな村にボランティアを送り続けて、若者の移住を実現し、過疎化を阻止するお手伝いもしましたが、これも村人たちが自分から望んで実行するようなサポートができたからだと考えています。

外務省が公表した「ODAのあり方に関する検討」においても、日本のODAは、NGOとの一層の連携を強化することが求められています。今後の開発協力にはどのようなことを期待されますか。

良い連携とは、互いの力を活かし合うだけでなく、共に新しい何かを生み出してゆける状態だと考えています。NGOが要望を出し、外務省が資金を出す、というだけの関係では、より良い関係を発展させるのに時間がかかりすぎます。密接に連絡を取り合い、互いの優位な特性を活かし合って、本当に効果の上がる事業を生み出していくために、建設的な批判をし合い、徹底的な議論と実践を繰り返せる成熟した関係の構築が必要だと思います。様々な考え方を持つ様々なステークホルダー（関係当事者）たちであっても、貧困や紛争のない世界を共に目指すという共通の目的を持った、真のパートナーでありたいと、心から願っています。

ハイチの孤児院を訪れる木山さん（写真提供：JEN）

＊特活：特定非営利活動法人（NPO法人）

ア. NGOが行う事業との協力

日本は、NGOが円滑に援助活動を実施できるように様々な協力を行っています。たとえば、NGOによる草の根レベルの経済社会開発事業に資金を供与する「日本NGO連携無償資金協力」を通じて、2010年度に46団体が、学校建設、障がい者支援、職業訓練、母子保健の改善など計78件の事業を実施しました。また、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である特定非営利活動法人「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」には、2011年11月時点で35のNGOが参加しています。事前に拠出されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が発生した時などに迅速な生活物資の配布、医療支援などを行っています。2010年度には、ハイチ地震やチリ地震、パキスタンにおける洪水の被災者支援、スーダン南部やスリランカ北部、アフガニスタン・パキスタンにおける人道支援など、9か国において74件、総額約30億7,000万円の事業を実施しました。

JICAの技術協力プロジェクトではNGOを含む民間の団体に委託して実施される場合があり、NGOや大学といった様々な団体の専門性や経験も活用されています。さらに、JICAはNGOや大学、地方自治体などが提案する案件で、開発途上国の地域住民の生活向上に直接役立つ協力活動について、ODAの一環として事業委託する「草の根技術協力事業」*を実施しています。2010年度は211件の事業を世界48か国で実施しました。

日本NGO連携無償資金協力を活用し、パレスチナのガザ地区で農業技術者の研修を実施（写真提供：NPO法人パレスチナ子どものキャンペーン）

イ. NGO活動環境の整備

NGO活動へのさらなる支援策として様々な活動環境を整備する事業があります。たとえば「NGO相談員制度」では、外務省の委託を受けた経験豊富なNGO団体が、市民やNGO関係者から寄せられる国際協力活動やNGOの組織運営の方法、開発教育の進め方などに関する質問や相談に対応しています。そのほか、国際協力イベントなどで相談に応じたり、出張して講演を行うサービスを行っており、多くの人がNGOや国際協力活動に対して理解を深める機会をつくるようにしています。また、「フェアトレード」*や「企業とNGOとの連携」などのテーマごとにNGOが自分たちで勉強会やシンポジウムを実施する「NGO研究会」を主催するなど、NGOが組織を運営する能力や専門性の向上を支援する取組も行っています。

JICAは、NGOスタッフのために様々な研修を行っています。たとえば、国内外で今後活躍するNGOスタッフの人材育成を通じて団体の組織強化を支援する「組織力アップ！ NGO人材育成研修」、開発途上国でのプロジェクトの計画・立案・評価手法を習得するためプロジェクト・サイクル・マネジメント（PCM）*を活用したプロジェクト運営基礎研修、NGOが国内での広報・資金を調達する能力等を強化することを目的としたNGO組織強化のためのアドバイザー派遣制度、海外においてプロジェクトを効果的に実施するために専門的な技術の指導を行うNGO海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣制度、などを行っています。

ウ. NGOとの対話と連携

1996年以降外務省は、NGOとの対話と連携を進めるため、NGO・外務省定期協議会を開催し、日本の援助政策や日本NGO連携無償資金協力などのNGOを対象とした資金協力の制度に関する協議を活発に実施しています。2002年以降は開発途上国で活動する日本のNGOと意見を交換する場として「NGO・在外ODA協議会（通称：ODA・NGO協議会）」を開設し、これまでネパールやスリランカをはじめとする28か国

で、大使館、援助実施機関、NGO等がODAの効率的・効果的な実施について意見交換を行っています。JICAは、NGOとの対等なパートナーシップに基づき、より効果的な国際協力の実現と、国際協力への市民の理解と参加を促すために、NGO-JICA協議会を開催しています。また、NGOの現地での活動を支援するとともに、NGOとJICAが連携して行う事業の強化を目的として、「NGO-JICAジャパンデスク」を22か国に設置しています。

用語解説

＊草の根技術協力事業
国際協力の意志を持つ日本のNGO、大学、地方自治体および公益法人等の団体による、開発途上国の地域住民を対象とした国際協力活動を、JICAが支援する事業。
団体の規模や種類に応じて、
草の根パートナー型（事業規模：総額1億円以内、期間：5年以内）
草の根協力支援型（事業規模：総額2,500万円以内、期間：3年以内）
地域提案型（事業規模：総額3,000万円以内、期間：3年以内）
の3つの支援方法がある。

＊フェアトレード
開発途上国の生産者にとって不利益が起こらないような貿易を促進するために、途上国の生産者を支援し、商品を買うことで、彼らの人権を守り、自立を支えようとする公正な価格による貿易の方法。

＊プロジェクト・サイクル・マネジメント（PCM）
PCM手法　開発援助プロジェクトの分析・計画・実施・評価という一連のサイクルを、プロジェクト概要表を用いて運営管理する参加型開発手法で、参加型計画とモニタリング・評価からなる。JICAや国際機関などが開発援助の現場で用いる手法。

●民間企業との連携

ア. 成長加速化のための官民パートナーシップ

日本の民間企業が開発途上国で様々な事業を行うことは、現地で雇用の機会をつくり出し、途上国の税収の増加、貿易投資の拡大、外貨の獲得等に寄与し、日本のすぐれた技術を移転するなど、ODAだけではできない規模の開発効果を開発途上国にもたらすことができます。このような民間企業の開発途上国における活動を推進するために、2008年4月に官民連携を促進する政策「成長加速化のための官民パートナーシップ」を発表しました。民間企業からの開発途上国の経済成長や、貧困削減に役立つ民間企業の活動とODAとの官民連携案件に関する相談や提案を受け付けています。これまでにこのような官民連携案件を2件認定しています。1件は、日本NGO連携無償資金協力を活用し、ラオスにおいて日本企業が生薬栽培事業を行うに当たり、栽培地の不発弾処理を行いました。（29ページ参照）もう1件は、技術協力を活用し、メキシコから医師団を日本に招き、日本企業の開発した高度な医療技術（カテーテル術）の移転を行いました。

テルモ株式会社と連携して初めての官民連携研修を実施。メキシコ人医師を対象に高度な医療技術の実習を行った（写真提供：JICA）

また、最近注目されている、民間企業が進出先の地域社会で積極的に貢献することを目指す企業の社会的責任（CSR）[注89]活動や、低所得者層を対象に支援ビジネスを展開し、生活の向上や社会的課題の解決への貢献を目指すBOPビジネスを、現地のNGOなどと連携して企業が行う場合に、草の根・人間の安全保障無償資金協力や技術協力を活用するなどの新しい取組も行っています。

さらに、JICAが官民連携（PPP）、インフラ（経済社会基盤）事業やBOPビジネスの事業化調査企画書（プロポーザル）を民間から広く募集し、その提案を行った法人にフィージビリティ調査＊[注90]（実現の可能

注89：企業の社会責任 CSR：Corporate Social Responsibility
注90：フィージビリティ調査：Feasibility Study

性調査）を委託する民間提案型の調査制度を実施し、これまでPPPインフラ事業に関しては19件、BOPビジネスについては33件を選定しました。これにより、開発途上国の開発課題の解決に民間企業の専門的知識、資金、技術等を活用するとともに、民間企業の海外展開を後押ししていきます。（BOPビジネス、PPPについては29ページ用語解説参照）

また、途上国の開発に役立つ民間事業への直接の出資・融資を行うJICA海外投融資については、2001年12月に発表された「特殊法人等整理合理化計画」において、2002年度以降は、2001年度末までに承諾された案件またはそれらと継続的な性格を有する案件以外、出融資を行わないこととなっていました。しかし、民間セクターを通じて開発効果の高い新しい需要に対応する必要性の高まりから、2010年6月の「新成長戦略」において同年度内の再開が決定されました。さらに2010年12月の「第6回パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」の決定等を踏まえ、2011年3月末に再開するために必要となる手続きを終了し、JICAによる民間企業に対する海外投融資を再開しました。その結果、2011年10月、パキスタンにおける貧困層向けマイクロファイナンス事業（小規模金融サービス）、ベトナムにおける産業人材育成事業の2件について、政府部内の審査を終了し、後者については、同11月、ベトナム側の融資受け入れ先となる民間銀行との間で、融資契約の調印が行われました。

「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」は、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に対応して、インフラ分野の民間企業の取組を支援し、国家横断的かつ政治主導により機動的な判断を行うため、2010年9月に閣議決定された「新成長戦略実現会議の開催について」に基づき設置されました。これを受けて、外務省は在外公館を通じた情報収集体制を強化し、現地の関係機関や商工会との連絡を強めていくため、2011年11月時点で49か国57の在外公館に計122名の「インフラプロジェクト専門官」*を指名しました。また、総理大臣によるトップセールス（首脳会談時で取り上げるなど）にてインフラ事業を受注するための支援などにも取り組んでいます。（JICA海外投融資、新成長戦略、パッケージ型インフラ海外展開については43ページ用語解説参照）

イ. 円借款の迅速化

開発途上国の開発を支援するに当たって、官民連携の必要性が広く認識されるようになりました。円借款と民間事業の実施とをより効果が上がるよう組み合わせて、速やかに開発効果が現れるようにすることが求められています。効果的な官民連携を推進する観点からも、民間事業の実施スピードに合わせて、円借款を速く進められるよう一層努力する必要があります。

日本は、借入国側の主体的取組（オーナーシップ）、不正や腐敗の防止、環境社会への配慮など、説明責任や適正な手続きを確かなものにすることに注意しながら、2007年の「円借款の迅速化について」および2009年の「官民連携推進等のための円借款の迅速化」を踏まえ、2010年7月にも「円借款の迅速化について」を発表しました。早い段階で関心があることを表明するプレ・プレッジを導入したり、現地でのモニタリング（進み具合のチェック）会合の実施国を増やして、問題を早期に発見し、対応策を協議するなどの追加的な措置を定めました。

ウ. 大学・地方自治体との連携

日本は、より効果的なODAの実施のため、大学や県市町村など地方自治体が蓄積してきた実務的な知識を活用しています。JICAは、大学が持つ専門的な知識を活用し、開発途上国の課題に総合的に取り組めるよう、共同で技術協力の実施や円借款事業を推進しています。また、地方自治体との間でも、日本の地域社会の知識・経験を活かし、ODA事業の質的向上、援助を行う人材の育成などについて連携を行い、地方発の海外協力事業がより活発に展開できるよう協力しています。

エ. 開発途上国の地方自治体・NGOなどとの連携

開発途上国の地方自治体やNGOとの連携は、開発途上国の経済社会の開発だけではなく、開発途上国の市民社会やNGOの強化にもつながります。日本は、主に草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、これら援助関係者が実施する経済社会開発事業を支援しています。この資金協力は、草の根レベルに直接利益となるきめ細やかで迅速な支援として開発途上国でも高く評価されています。

オ. 国際機関や他国との連携

近年、ミレニアム開発目標（MDGs）などの国際的な開発目標を達成するため、援助の質の改善を目指し、援助効果を向上するとの観点から、パリ宣言やアクラ行動計画（AAA）[注91]に基づいて、様々な機関や団体が援助政策について協調していこうとしています。現在、多くの援助される側の国において、保健や教育など分野ごとに作業部会が形成され、その国の分野別開発戦略に沿って、プログラム型の支援が実施されています。日本はタンザニアにおける農業などのプログラムに参加しています。また、バングラデシュにおいては、2005年の世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、英国国際開発省（DFID）と同国の貧困削減戦略を支援するための共通戦略パートナーシップを経て、2010年6月には18の国際機関が参加しての共同支援戦略（JCS）が決定されており、分野横断的に（保健、教育などの分野（セクター）を越えて横のつながりを持ち）、より効果的、効率的な援助を実施するための協調・連携を進めています。

世界銀行などの国際機関との間では、幹部の来日の機会などに、援助政策のあり方などについて政策対話を行っています。2007年にはADBとの連携の一つとして、日本は「アジアの持続的成長のための日本の貢献策（ESDA）」[注92]を発表し、投資を促し、省エネを進めることに取り組んでいます。最近では、日本国内に本部のある国際機関との協力・連携も積極的に進めています。たとえば、アジア生産性機構（APO）[注93]との間では、政府としての協力に加え、民間企業が「緑の生産性諮問委員会」*を通じてAPOの政策立案に貢献しています。

これらの取組のほかにも、多国間援助（マルチ）と二国間援助（バイ）の両方の効果的な連携を目指した取組も進めています。国際的な援助の流れを二国間の援助政策へ活かし、日本に比較優位のある二国間援助の方法を援助受入国内および国際社会において中心的な流れにすることを目的としたこのような試みは、日本の援助効果を向上させることに役立つものです。（マルチ・バイについては40ページ参照）

これまで国際社会では、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）の加盟国が中心となって援助を行ってきましたが、近年、中国、インド、サウジアラビア、ブラジルなど、DAC加盟国以外の新興ドナー（援助国）と呼ばれる国々が、開発途上国の開発において大きな影響力を持つようになっています。（新興ドナーについては22ページ参照）新興ドナーが国際的な取組と調和した援助を行うよう、日本は様々な会合への新興ドナーの参加を促し、話し合いを進めています。たとえば、2011年6月には、アジア開発フォーラムを開催し、アジアの経験を踏まえた開発援助のあり方について議論を深めました。2011年11月には韓国・釜山で「第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム（閣僚級会合）」が開催され、日本を含むDAC加盟国、新興ドナー、民間セクター等が連携して世界の課題を解決するための新たな協力の枠組みを構築できたことは大きな進展であると言えます。

「第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」で開かれた南南協力・三角協力をテーマにしたセッションに参加するJICA研究所所長（写真提供：JICA）

注91：アクラ行動計画 AAA：Accra Agenda for Action
注92：アジアの持続的成長のための日本の貢献策 ESDA：Enhanced Sustainable Development for Asia
注93：アジア生産性機構 APO：Asian Productivity Organization

用語解説

＊フィージビリティ調査
立案されたプロジェクトが実行（実現）可能かどうか、検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。プロジェクトがどんな可能性を持つか、適切であるか、投資効果について調査する。

＊インフラプロジェクト専門官
各在外公館において、インフラプロジェクトに関する内外の情報を収集・集約するとともに、関係機関や商工会等との連絡・調整に際して窓口になるなど、インフラ海外展開の支援を担当する職員。

＊緑の生産性諮問委員会
緑の生産性向上と環境保全の両立を実現させるため、高い環境技術を持つ日本企業から助言と協力を得るために、アジア生産性機構（APO）が2003年に設置した諮問委員会。現在60社以上が参加している。

援助効果向上に向けて

MDGs等の開発目標の達成のために、援助の質を改善し、援助の効果向上を目指すために必要な取組について援助国（ドナー）と途上国で話し合っている。

2005年に「パリ宣言」、2008年にはガーナの首都アクラで「アクラ行動計画」が採択され、援助効果向上の取組と、その進み具合の確認と評価が行われた。2011年11月には、韓国の釜山にて、「パリ宣言」および「アクラ行動計画」の総括をするとともに、今後の効果的な開発や国際協調のあり方について議論した。

「パリ宣言」のポイント（2005年）

①途上国による開発計画・優先課題の決定
②途上国側の援助戦略、制度に合わせる
③ドナー間の情報交換や手続きの共通化
④途上国とドナーが援助の成果に対して互いに説明責任を負う
⑤成果のための資源管理と意思決定の改善

「アクラ行動計画」のポイント（2008年）

①ドナーは途上国に対し、今後数年間の援助計画の情報を提供
②援助活動において途上国側の制度を使用
③援助の重複を減らすため、ドナー間で事業を分担
④ドナーは、援助に使用する機材やサービスの現地・地域調達（アンタイド）を促進
⑥南南協力と三角協力を奨励

釜山ハイレベルフォーラム（2011年）

「釜山成果文書」のポイント

国際社会の開発目標を達成するため次の共通の原則に合意
①途上国の主体性の尊重
②援助成果の重視
③途上国・ドナー・新興ドナー・民間・NGO間での幅広いパートナーシップ
④途上国とドナーの援助に対する透明性と説明責任の向上

これらの原則を達成するための主要合意点

①途上国の政策・制度の活用
②ジェンダーの平等化と女性の社会的地位の向上の達成
③ドナーは、援助に使用する機材やサービスの現地・地域調達（アンタイド）を促進
④援助情報の透明性・予測性の向上
⑤援助がばらばらに行われないようドナー間で調整
⑥脆弱国における持続的な開発の推進

「三角協力・南南協力」「民間セクターの役割」「汚職対策」「気候変動基金との協力」などの開発分野での幅広い協力の重要性についても確認

2. 国民参加の拡大

(1) 国民の理解と支持の促進の重要性

日本の外交にとって欠くことのできないODAですが、厳しい経済・財政状況が続く中、開発協力の意義について、国民からの十分な理解が得られなければ、ODAを増加していくべきとの積極的な支持を得ることはできません。2010年に発表した「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」においても、国民の理解と支持を得ていくことの重要性が強調されています。

そうした考えに立ち、外務省およびJICAは、いろいろな層の国民が実際の開発途上国支援に直接参加でき、国民の方々がODAの現場を体験できる機会を提供しています。開発協力に関する議論や対話の促進、開発教育の推進、開発協力の現状についての情報公開と地方や幅広い層への紹介と発信、と様々なレベルや形で国民参加を強化しています。同時に、開発問題の多様化・高度化に適切に対応していくためには、人材育成と開発研究も重要と認識しています。国際社会において日本の開発協力に関する考え方への理解を広めることも重要であり、研究者との連携もますます重要となりつつあります。

なお、支援国において日本の支援について多くの人に知ってもらうことはODAの実施において欠かせないプロセス（過程）であり、在外公館とJICA現地事務所が連携して、現地広報に力を入れています。

(2) 国民各層の途上国支援の直接参加

若い人やいろいろな経験を持つ幅広い層の国民が参加のできる国際協力を推進するため、JICAは、青年海外協力隊事業やシニア海外ボランティア事業を行っています。青年海外協力隊は、20歳から39歳までの青年が開発途上国に原則2年間滞在し、開発途上国の人々と生活や労働をともにしながら、開発途上国の経済社会開発に協力する国民参加型事業です。青年海外協力隊は半世紀近くの歴史を持ち、海外でも高く評価されている日本の「顔の見える援助」の一つです。シニア海外ボランティア事業は、幅広い技術、豊かな経験を持つ40歳から69歳までで、ボランティア精神に基づき開発途上国の発展のために役に立ちたいという方々が行う活動を日本政府が支援するという国民参加型事業で、青年海外協力隊のシニア版として位置付けられています。

国際協力への市民参加の最も身近な例は、国際協力を行っているNGOへの支援やその活動への参加です。日本のNGOの数は、1998年に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行され法的な整備が進んでから大幅に増加しました。実際に国際協力活動にかかわっている団体は約400といわれています。日本のNGOは、ODAの裾野を広げ、国際協力分野での優秀な人材を育て日本の「顔の見える援助」の担い手として期待が高まります。

エクアドルの先住民に栄養指導を行うシニア海外ボランティア
（写真提供：後藤由美子）

パプアニューギニアの巡回先で活動する理学療法士の青年海外協力隊員
（写真提供：原口昌樹）

(3) ODAの現場体験

できるだけ多くの人に開発協力の現場を体験する機会を提供し、ODAの実情に触れていただくことは、ODAを理解するために最も効果的な方法の一つです。大学のゼミによるODA現地視察の支援、教師や地方自治体関係者等の現地視察への派遣にも力を入れています。また、旅行社の企画する体験ツアーや視察ツアーとの連携も強化しつつあります。ODAプロジェクトの現場を実際に視察し、帰国後に国内で報告していただく新しい事業「国際協力レポーター」(JICA実施)も、2011年より開始し、同年8月にはケニアとベトナムにそれぞれ10名ずつ一般の方を派遣し、視察してもらいました。

ベトナム「ホーチミン市水環境改善事業」の下水処理施設を視察する国際協力レポーターのみなさん(写真提供:永武ひかる/JICA)

(4) 議論や対話の促進

外務省は、これまで外務大臣の諮問により開催していた「国際協力に関する有識者会議」をより良い方向に改め、外務大臣の諮問ではなく、外務省と開発協力にかかわる経済界、NGO、国際機関、有識者等が対等な立場で、開発協力の基本政策について幅広い視点から討議を行うようにしました。より効果的・効率的な開発協力を促進するとともに、国民各層の開発協力への参加を強化し、ODAへの理解を深めていただくことを目的として、「開発協力フォーラム」を開催していくことにしています。2012年に第一回の開催を目指し現在準備中です。また、国際協力をめぐる動きや日本の取組を紹介しながら、外交やODAのあり方について関心をお持ちの国民と外務省との間で対話する「国際協力について語ろう」という企画を毎年東京や地方で実施しています。

JICAでは、地方にある国際センターや支部を活用して、地方の産業界や行政関係者あるいは有識者や地元の大学や学校関係者との懇談や講演を行いながら、地方発信の国際協力の推進とともに地方の活性化を目指しています。

(5) 人材育成と開発研究

開発問題の多様化・高度化により、高度な知識と豊富な経験、外国語でのコミュニケーション能力などを備えた有能な人材の育成と確保、そして開発途上国が何を必要としているかや、国際社会の動きを適切に把握するための研究活動が今まで以上に求められるようになっています。

1990年に国際開発大学構想を推進する機関として設立された(財)国際開発高等教育機構(FASID)[注94]は、援助にかかわる人材を対象とした研修や教育、調査・研究事業、政策研究大学院大学(GRIPS)[注95]と連携した修士課程「国際開発プログラム(IDS)」[注96]等を行ってきました。しかし、2010年5月に行われた公益法人事業仕分けにおいて、FASIDの役割は終了したとの意見が出され、外務省からこの財団に委託してきた上記の事業の廃止が決定しました。その一方で、開発分野の人材育成や調査・研究がとても重要であ

注94:(財)国際開発高等教育機構 FASID:Foundation for Advanced Studies on International Development
注95:政策研究大学院大学 GRIPS:National Graduate Institute for Policy Studies
注96:国際開発プログラム IDS:International Development Studies

ることには変わりがないことから、外務省がこれらの事業の内容や委託する方法等を根本から見直した上で、事業を実施していくこととなりました。

JICAは、専門的な知識や多様な経験を有する人材を確保してそうした人たちに活躍してもらうため、2003年に「国際協力人材センター」を開設しました。JICAやNGO、国際機関といった国際協力に関する求人情報を提供し、人材の登録、各種研修・セミナー情報の提供、そしてキャリア相談（進路相談）などを行っています。また、国際協力専門員制度により、高い専門的な能力と開発途上国での豊富な業務経験を持つ人材を確保しているほか、ジュニア専門員制度を設け、ある程度の専門性を持ちつつも経験の浅い若い人の育成を目指しています。2008年10月に設立されたJICA研究所は、開発途上国の政府や国際援助のコミュニティへの発信を行いながら、国際的に通用する方法論を用いて、政策について実際の援助経験に基づいた研究を進めています。

（6）開発教育

全国の小・中・高等学校で実施されている「総合的な学習の時間」には、学習活動の一つとして開発教育や開発途上国が抱える問題などが取り上げられています。外務省は、開発教育を推進するため、外務省のホームページの中に「義務教育向け開発教育推進ホームページ（「探検しよう!みんなの地球」）」を立ち上げ、開発教育のための教材を必要に応じて提供しています。また、2003年度以降は、開発教育のための教材を募る「グローバル教育コンクール」[注97]（2011年度からはJICAが主催）を開催しています。

JICAは、学校教育の現場や地方の国際化を進める地方自治体などの求めに応じて、青年海外協力隊経験者たちに講師として学校などへ行ってもらう「国際協力出前講座」や、全国の中学生・高校生を対象にしたエッセイコンテスト、そして「開発教育指導者研修」を実施しています。

（7）情報の公開と広報

ODAは国民の税金などを原資としていることから、その透明性を確保し、情報を公開し、発信することに取り組んでいます。

●広報・情報公開

外務省とJICAは、それぞれODAに関したホームページ[注98]をつくり、相互にリンクさせながら時期を逃さずに正確な情報の公開と発信を目指しています。2010年10月にはODAプロジェクトの現状などが全体でどのような流れになっているかをよくわかるようにするため「ODA見える化サイト」をJICAホームページ上に設けました。また、ODAメールマガジンを発行し、海外の大使館や総領事館の職員やJICA関係者などによる実際の援助現場での体験談やエピソードなどを紹介しています。

外務省やJICAの職員が中学校、高校、大学、地方自治体、NGOなどに出向いて国際協力についての説明や解説を行う「ODA出前講座」も実施しています。

ODA出前講座で日本のODAについて説明する外務省職員

注97：旧称：開発教育／国際理解教育コンクール（2009年度に改称）
注98：外務省ODAホームページ：http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda
JICA：http://www.jica.go.jp　ODA見える化サイト：http://www.jica.go.jp/oda

1997年度以来、シリーズもののテレビ番組の放映を通じて国民が国際協力について関心を持ち、理解を深められるよう努力しています。2010年度、テレビ東京系列で放映された「地球VOCE（ヴォーチェ）」において、開発途上国で活躍している日本の援助関係者やその援助が役に立っている現地の住民の姿などを取り上げ、開発途上国の現状や援助がなぜ必要か、日本のプロジェクトの効果などを紹介しています。

毎年「国際協力の日」（10月6日）*の前後には、日本国内最大の国際協力行事として「グローバルフェスタJAPAN」を開催しています。東京・日比谷公園で土曜日と日曜日の2日間にわたって外務省、JICAとJANIC（国際協力NGOセンター）[注99]が共同で開催しているこの行事には、NGOや国際機関、各国の大使館、関係する省庁など270団体以上が参加し、2011年のイベントには約11万2,000人が来場しました。

用語解説

＊国際協力の日
1954年10月6日、日本はコロンボ・プランへの加盟を閣議決定し、経済協力を開始した。これに因んで、10月6日は1987年の閣議了解により「国際協力の日」と定められた。

グローバルフェスタで行われた協力隊経験者によるトークイベント

（8）国際社会に対する情報発信の強化

海外においても、ODAを通じた日本の積極的な国際貢献についてよく理解してもらうための活動を行っています。具体的には、援助にかかわる署名式や引渡式に際してプレスリリース（報道機関に向けて紹介する文書）を出すなど現地の報道機関の取材に協力したり、また、日本からの援助物資に日の丸（日章旗）ステッカー（英語、アラビア語）や「ODAシンボルマーク」ステッカー（英語、フランス語、スペイン語、アラビア語、ポルトガル語）を貼っています。在外公館では、現地の報道機関に対して日本の援助現場の視察を企画し、現地の報道などにおいても日本の協力が取り上げられるような機会をつくるように努めています。また、様々な講演活動、英語・現地の言葉によるホームページや広報パンフレットの作成も行っています。

草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて設置された水道施設の供与式に集まったエクアドルの地元住民

注99：国際協力NGOセンター JANIC：Japan NGO Center for International Cooperation

Column

13 “分かち合う”支援を

～ 藤原紀香さんへのインタビュー ～

日本の国際協力を紹介するテレビ番組「地球VOCE（ヴォーチェ）」で、メイン・ナビゲーターを務める女優の藤原紀香さんにお話を伺いました。

「地球VOCE」の取材で東ティモールおよびインドネシアを訪問され、日本の支援の最前線をご覧になりましたが、どのようなことが深く心に残りましたか。

インドネシアのムアラカラン火力発電所では日本の技術が活かされていて、現地の技術者もそのことに対して日本にとても感謝していました。同じ日本人として、とても誇りに思いました。5年ぶりに訪れた東ティモールは、国自体がどんどん歩き出しているという印象を受けました。街には活気があり、見渡せば橋や道路に日本と東ティモールの国旗が描かれていて、目に見える形で日本の支援が東ティモールの発展に役立っていることがわかりました。首都ディリから離れた地方にあるコーヒー園で生産者への支援をしている日本のNGOの支援現場にも行きましたが、首都から離れた地方にも日本の援助が行き届いていて、とても素晴らしいことだと思いました。

東日本大震災を受けて、多くの途上国が日本への連帯の念と支援を表明しました。その際、途上国からは日本がこれまで行ってきた協力への感謝が伝えられています。このことについてどのように感じられましたか。

東日本大震災が起きて、すぐ多くの国からの支援やレスキューチームに来ていただき、日本は世界と共にあるんだとあらためて気付きました。日本だけでは生きられないし、こうした外国からの支援を受けたということは、やはり、今まで日本がやってきたことが着実に根づいているんだと思いました。援助にただ感謝するだけでなく、心まで日本に向けてくれているということは、今までの支援が本当に形となってあらわれているんだなと思いました。

地球VOCEでも紹介させていただいたのですが、被災地にすぐ来てくれたスリランカ大使やイスラエル医療団、国民の倍の数のツナ缶を送ってくれたモルディブの人々、こうした世界のあたたかい心を紹介できることは、とてもうれしいことです。今、世界を支援をしている場合ではないだろうという声もありますが、私は「いや、そうではないと思う」といいたいと思います。今回の外国からの支援や気持ちを見ると、外国を支援することは、日本のため、そして、日本の未来の子どもたちにつながっていくんだと心から思います。

今後の日本の国際協力に対して何を期待されますか。

支援する側、支援を受ける側の双方がハッピーになる協力を行っていけば良いのではないでしょうか。みなそれぞれ得意なことは違いますし、自分も幸せな気持ちになれて、続けていける、そういったことをやればいいんだと思います。私も途上国に行くと毎回エネルギーをもらいます。子どもたちの笑顔や喜び勇んで学校に行く姿を見て教育の大切さを痛感します。こうしたことを私が写真に撮って日本のみなさんに見てもらい、「シェア（共有）」をすることが良いと思います。

そして、途上国の情報に敏感になること。無関心でいないことが大切だと思います。そのことが、途上国を助けたいという思いから一歩踏み出すことにつながっていくと思います。そして、一歩でもやり続けること、たとえ逆風が吹いたとしても、信念を持って続けていくことが大切だと思います。

「いのちの水」を届けるために：東ティモールの給水施設改修に携わる人々と共に

3. 戦略的・効果的な援助の実施のために必要な事項

(1) 評価の充実

より効果的・効率的なODAを行うためには、援助が実施されている状況やその効果を的確に把握し、改善していくことが必要です。そのため外務省を含む関係府省庁やJICAは、モニタリング（進み具合の検証）や評価を行っています。

ODAの評価は、計画策定（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、フォローアップ活動（Act）のサイクル（PDCAサイクル）の中に位置付けられています。その結果得られた教訓や提言は、将来の計画や、実施過程に活かしていくため、関係する部局をはじめ、途上国の政府にも伝えられます。また国民に対し、ODAがどのように使われ、どのような効果があったのかを説明するために、評価結果をホームページなどで広く公表することで、説明責任（アカウンタビリティー）を果たす役割も持っています。

現在外務省では、主に政策についての評価（国別評価と重点課題別評価）やプログラムについての評価（援助手法別評価）を行い、JICAではプログラムについての評価（テーマ別評価など）およびプロジェクトについての評価を行っています。外務省が実施する政策についての評価やプログラムについての評価は開発援助委員会（DAC）の評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト（影響）、自立発展性）をもとに、政策は適切であったか、援助によって開発効果が上がったか、援助の実施過程は適切であったかの3つの観点から評価し、その客観性・透明性を確保するため、第三者による評価を行っています。また、外務省はODA評価体制の改善を進めています。評価の独立性をより高めるため、援助を実施する国際協力局からODA評価室を独立させ、大臣官房に移し、かつODA評価室長には外部から公募により評価の専門家を迎えました。

一方、JICAは技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトについての評価やテーマ別の評価を実施しています。各プロジェクトの事前の段階から、実施の段階を経て、事後まで一貫した評価を行うとともに、これら3つの援助手法に整合性のある評価の仕組みをしっかりと確立しています。なお、これらの評価はDAC評価5項目に基づいて行われ、一定金額以上の案件についてはすべて、外部評価者による事後評価を実施しています。

これら以外にも、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（いわゆる「政策評価法」）に基づいて、外務省では経済協力政策の全般に関する政策評価や一定の金額を超える案件の事前評価、5年間着手されなかったもの（未着手案件）、または10年経っても貸付が終わっていないもの（未了案件）*の事後評価も行っています。

こうした評価で得られた提言と教訓については、それぞれ対応を検討して、ODAの計画・実施へ反映させています。

PDCAサイクル

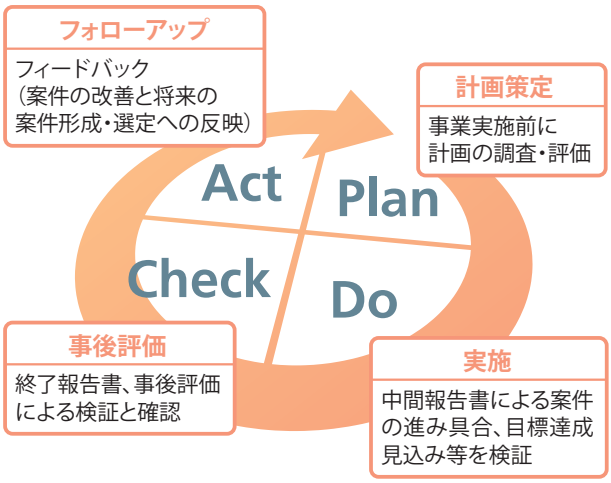

用語解説

＊未着手・未了案件

「5年未着手案件」とは、案件の実施が決定した後、5年を経過した時点においても貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていないなどの案件。「10年未了案件」とは、案件実施決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である案件を指す。

(2) 適正な手続きの確保

援助を実施する際には、事業の実施主体側が、環境や現地社会への影響、たとえば、住民の移転や先住民・女性の権利の侵害などに関して配慮をしているか確認します。従来、有償資金協力や技術協力では、学者やNGOなどを含む有識者からの幅広い意見に基づいて作成した、現地の環境や社会へ配慮するためのガイドライン(指針)を発表しそれを守っています。無償資金協力においても、無償資金協力審査ガイドラインに基づいた支援を実施してきました。2008年10月に新しくJICAが発足したことに伴って、旧JICA、旧JBIC(国際協力銀行)のガイドラインをまとめ合わせ、2010年4月1日付けで新環境社会配慮ガイドラインを発表しました。このような取組は、環境問題への配慮に関する透明性、予測可能性、説明責任を確保することにつながります。

また、ODA事業をより効果的にし、より一層の透明化を図るため、事業の調査段階において知識・経験を有する外部の専門家との意見交換を行う開発協力適正会議を一般にも公開する形で開催しています。

(3) 不正、腐敗の防止

日本のODAは、国民の税金を原資としていることから、援助によって供与された資金の不正使用は絶対に許されません。そのため、政府とJICAは調達などの手続きについて誰でも確認できるようにしています。

ODA案件の調達段階においては、ガイドラインに従って開発途上国側が入札を行い、その結果をJICAが確認し、注文を受けた企業名だけでなく契約金額も公表することで透明性を高める措置をとっています。調達をはじめ、ODA事業実施の過程で不正が行われた場合は、不正を行った業者を一定期間、事業の入札・契約に参加させない仕組みが整えられています。

監査に関しては、外部監査の拡充や監査結果に基づく改善の措置を行っています。外部監査を充実させることについては、JICAにおいて会計監査人による外部監査を実施しています。無償資金協力では、300万円以上の草の根・人間の安全保障無償資金協力の案件について外部監査を原則として義務付け、順次実施しています。

有償資金協力については、政府間で合意がなされた案件を対象に必要に応じて監査を行うことができる仕組みを導入しています。技術協力では、JICAにおいてサンプリングによる内部監査(一部を抜き出して調べること)を実施しています。無償資金協力についても、JICAにおいて技術的な監査を実施しています。

また、OECD外国公務員贈賄防止条約[注100]を守っている日本は、税金を主な財源としているODA事業への信頼を確保するため、外国政府の関係者との不正な取引に対しても、不正競争防止法などの適用を含め厳格に公正な対処を行っています。

ベトナムにおける円借款事業において不正が行われ、2008年に日本の企業関係者が訴えられ有罪の判決を受けた事件がありました。同様の不正腐敗事件が再び起きないようにするため、外務大臣の下に外部の専門知識がある人たちで構成する検討会を設け、この検討会は、2009年9月に報告書を提出しました。これをもとに、外務省とJICAで不正行為を行った企業に対してはどのような措置をとるべきかについての規程を見直しました。そして、海外にある日本大使館やJICAの現地事務所が現地の日本法人などをサポートできる体制を確立し、関係業界などへ法令を守るよう働きかけました。具体的には、企業団体との協力の下で日本企業向けの国際契約約款に関するセミナーの開催、相手国によるコンサルタントの選定に際してJICAの関与の強化、援助国との間で不正、腐敗を防止するための話し合いなどを実施しました。これらの取組は2011年2月にとりまとめられました。

注100:正式名:「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」(Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions)

(4) 援助関係者の安全確保

援助の関係者が活動する開発途上国の治安状況はとても複雑で、日々刻々と変化しています。2001年の米国同時多発テロ以降、中東地域や南アジア地域では緊張が高まり、世界各地でテロ活動が多発しています。平和構築支援の活動において、どのようにして援助関係者の安全を確保するのかはきわめて重要な課題となっています。

政府は、在外公館などを通じて現地の治安状況を把握し、渡航の際の情報などを提供し、援助関係者間での情報交換や、共有を行っています。JICAは、援助関係者に対し、出発前の研修やセミナーの実施、現地における緊急時の通信手段の確保、安全対策アドバイザー*の配置、住居の防犯設備などの整備に努めています。また、在外公館や各国の国際機関の事務所などとも情報交換し、各国・地域の治安状況に応じた安全対策マニュアルを作成するなど、適時適切な安全対策措置をとっています。さらに、緊急時の対処やリスク管理についての研修を国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）[注101] eCentre[注102]と共に開催するなど、安全管理の強化に取り組んでいます。無償資金協力では、コンサルタントや施工会社へ情報提供を行うとともに、緊急時の連絡体制を整備しています。有償資金協力では、受注した日本の企業への情報提供などにより、その企業の関係者の安全確保を図っています。

用語解説

＊安全対策アドバイザー

JICAでは、現地の安全対策を強化するため、その国の治安や安全対策に詳しい人材を「安全対策アドバイザー」として委託、日々の治安情報の収集と発信を行い、住居の防犯から交通事故対策まで、幅広く24時間体制で対応できるようにしている。

注101：国連難民高等弁務官事務所 UNHCR：United Nations High Commissioner for Refugees
注102：eCentre：Regional Centre for Emergency Training in International Humanitarian Response

第Ⅳ部
資料編

第1章 日本の政府開発援助予算 …… 154
- ●第1節　2011年度政府開発援助予算（当初予算） …… 154
- ●第2節　各省庁の事業予算（当初予算）と事業概要 …… 158

第2章 日本の政府開発援助実績 …… 167
- ●第1節　開発途上国への資金の流れ …… 167
- ●第2節　二国間政府開発援助の所得グループ別実績 …… 168
- ●第3節　国別実績 …… 170
- ●第4節　分野別実績 …… 179
- ●第5節　緊急援助実績 …… 180

第3章 二国間援助案件リスト …… 182
- ●第1節　二国間贈与 …… 182
- ●第2節　二国間借款 …… 187

第4章 国際機関を通じた政府開発援助実績 …… 189

第5章 政府開発援助に関する主な資料 …… 193
- ●第1節　日本の政府開発援助をめぐる動き（2010年10月～ 2011年12月） …… 193
- ●第2節　政府開発援助に関する政策 …… 196
- ●第3節　重債務貧困国（HIPCs）一覧 …… 216

（参考）諸外国の政府開発援助 …… 217
- ●第1節　DAC諸国の政府開発援助実績 …… 217
- ●第2節　DAC諸国の開発途上国への資金の流れ …… 224
- ●第3節　DAC援助受取国・地域リスト …… 226
- ●第4節　非DAC諸国・地域の政府開発援助実績 …… 227

第1章 日本の政府開発援助予算

第1節 2011年度政府開発援助予算（当初予算）

図表 Ⅳ-1 政府開発援助予算

（単位：億円、％）

	2010年度			2011年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般会計予算	6,187	−534	−7.9	5,727	−460	−7.4
事業予算（純額）	11,676	912	8.5	11,909	233	2.0
事業規模（総額）	17,667	620	3.6	17,856	189	1.1
（参考）円／ドル・レート	94円	−	−	89円	−	−

図表 Ⅳ-2 政府開発援助予算の推移・他の主要経費の推移

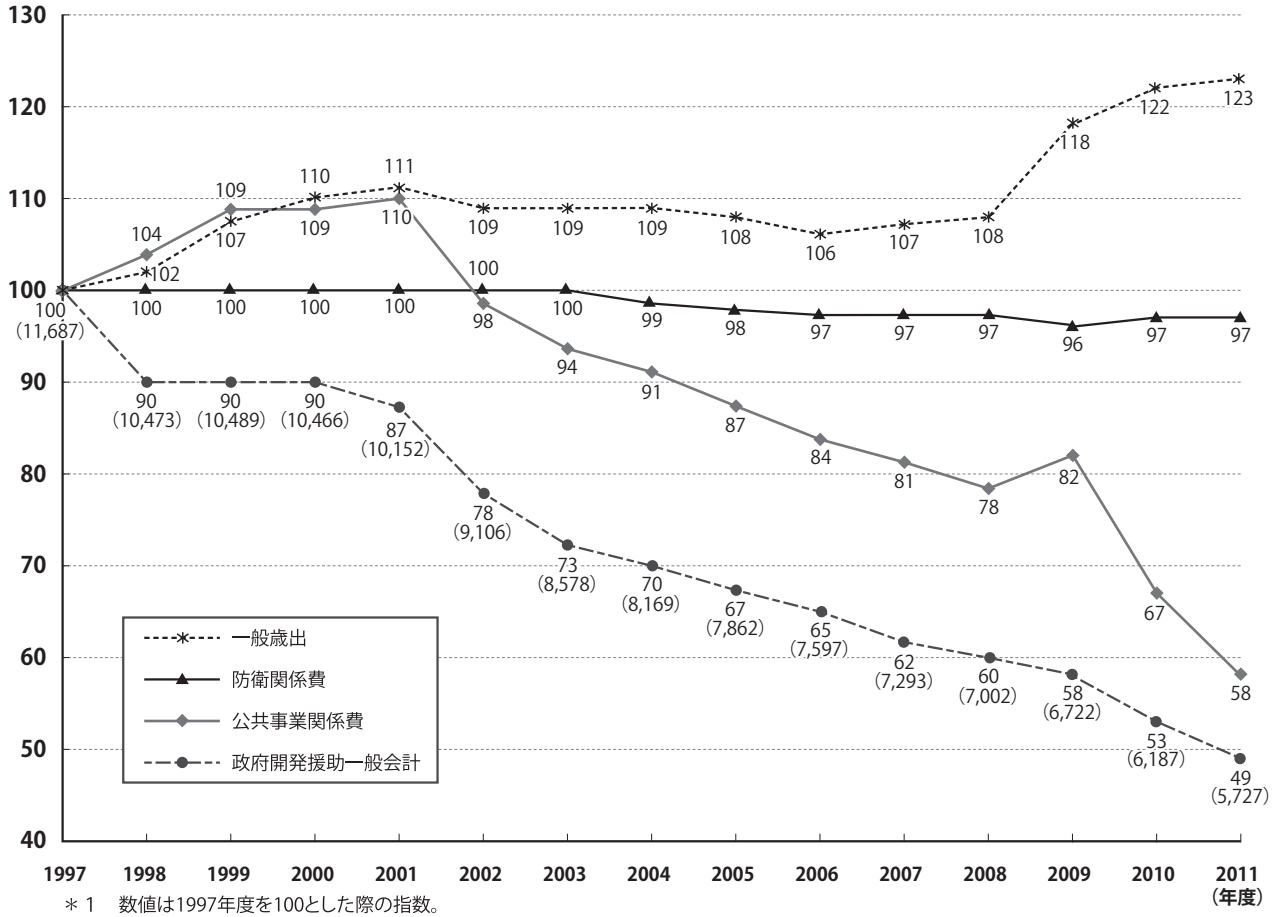

＊1　数値は1997年度を100とした際の指数。
＊2　（　）内の数字は予算額（億円）。

図表 Ⅳ-3　一般会計予算の内訳

（単位：億円、％）

区　　分		2010年度		2011年度		
		予算額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般歳出		534,542	3.3	540,780	6,238	1.2
うち	政府開発援助	6,187	−7.9	5,727	−460	−7.4
	社会保障関係費	272,686	9.8	287,079	14,393	5.3
	文教および科学振興費	55,872	5.2	55,100	−772	−1.4
	防衛関係費	47,903	0.3	47,752	−151	−0.3
	公共事業関係費	57,731	−18.3	49,743	−7,988	−13.8
その他		388,450	5.5	383,336	−5,114	−1.3
合　　計		922,992	4.2	924,116	1,124	0.1

＊　2010年度予算額は、2011年度予算額との比較対照のため、組替えをしてある。

図表 Ⅳ-4　政府開発援助一般会計予算（政府全体）

（単位：億円、％）

区　　分	2010年度			2011年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
Ⅰ　贈　　与	5,143	−305	−5.6	5,083	−60	−1.2
1. 二国間贈与	4,254	−353	−7.7	4,103	−151	−3.5
⑴ 経済開発等援助	1,542	−67	−4.2	1,519	−23	−1.5
⑵ 技術協力等	2,697	−208	−7.2	2,569	−128	−4.7
⑶ 貿易再保険特会繰入	16	−8	−33.3	16	−	−
⑷ 国際協力機構交付金（有償資金協力部門）	−	−70	−100.0	−	−	−
2. 国際機関への出資・拠出	889	47	5.6	980	91	10.2
⑴ 国連等諸機関	611	26	4.5	683	73	11.9
⑵ 国際開発金融機関等	279	21	8.3	297	18	6.5
Ⅱ　借　　款	1,044	−229	−18.0	644	−400	−38.3
国際協力機構（有償資金協力部門）	1,044	−229	−18.0	644	−400	−38.3
Ⅲ　計	6,187	−534	−7.9	5,727	−460	−7.4

図表 Ⅳ-5　政府開発援助事業予算の内訳

（単位：億円、％）

	2010年度				2011年度			
	予算額	増減額	伸び率	構成比	予算額	増減額	伸び率	構成比
贈　　与	8,649	−99	−1.1	49.0	8,282	−366	−4.2	46.4
借　　款	9,018	719	8.7	51.0	9,573	555	6.2	53.6
事業規模計	17,667	620	3.6	100.0	17,856	189	1.1	100.0
（参考）回収金	−5,991	−	−	−	−5,947	−	−	−
純　額	11,676	912	8.5	−	11,909	233	2.0	−

＊　政府開発援助事業予算には、上記のほか特殊法人等から独立行政法人化された機関が行う事業が見込まれる。

図表 Ⅳ-6　政府開発援助事業予算の区分ごとの内訳（政府全体）

（単位：億円、％）

区　　分	2010年度			2011年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
Ⅰ　贈　与	8,649	−99	−1.1	8,282	−366	−4.2
1. 二国間贈与	4,816	−327	−6.4	4,779	−37	−0.8
(1) 経済開発等援助	1,542	−67	−4.2	1,519	−23	−1.5
(2) 技術協力等	3,258	−182	−5.3	3,244	−14	−0.4
(3) 貿易再保険特会繰入	16	−8	−33.3	16	−	−
(4) 国際協力機構交付金（有償資金協力部門）	−	−70	−100.0	−	−	−
2. 国際機関への出資・拠出	3,833	228	6.3	3,504	−330	−8.6
(1) 国連等諸機関	621	34	5.8	699	77	12.4
(2) 国際開発金融機関等	3,212	194	6.4	2,805	−407	−12.7
Ⅱ　借　款	9,018	719	8.7	9,573	555	6.2
(1) 国際協力機構（有償資金協力部門）	8,910	710	8.7	9,500	590	6.6
(2) その他	108	9	8.9	73	−35	−32.2
Ⅲ　計（事業規模）	17,667	620	3.6	17,856	189	1.1
（参考）回収金	−5,991	−	−	−5,947	−	−
純　額	11,676	912	8.5	11,909	233	2.0

図表 Ⅳ-7　政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目

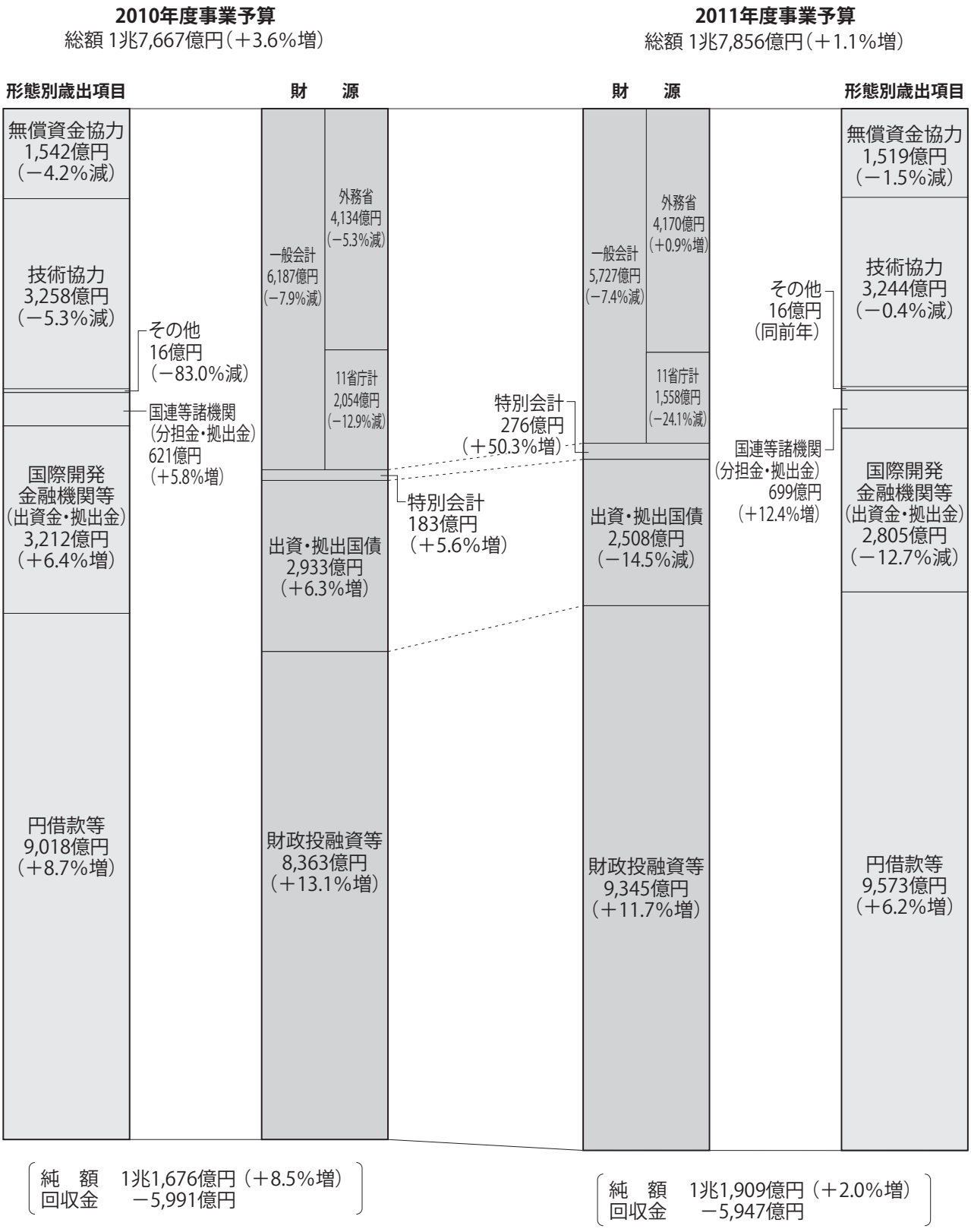

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

第2節 各省庁の事業予算（当初予算）と事業概要

図表 Ⅳ-8 省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）

（単位：百万円、%）

	2010年度	2011年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
警察庁	27	14	−13	−48.5
金融庁	119	105	−15	−12.2
総務省	773	721	−52	−6.7
法務省	236	133	−103	−43.5
外務省	413,378	416,989	3,611	0.9
財務省	132,934	94,663	−38,270	−28.8
文部科学省	33,132	28,697	−4,435	−13.4
厚生労働省	8,599	6,685	−1,914	−22.3
農林水産省	3,956	3,482	−474	−12.0
経済産業省	23,126	19,072	−4,054	−17.5
国土交通省	471	360	−111	−23.6
環境省	1,994	1,827	−167	−8.4
計	618,746	572,749	−45,997	−7.4

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 Ⅳ-9 省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）

（単位：百万円、%）

	2010年度	2011年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
警察庁	27	14	−13	−48.5
金融庁	119	105	−15	−12.2
総務省	773	721	−52	−6.7
法務省	236	133	−103	−43.5
外務省	416,596	417,203	607	0.1
財務省	1,248,551	1,272,378	23,826	1.9
文部科学省	33,132	28,697	−4,435	−13.4
厚生労働省	9,242	7,252	−1,989	−21.5
農林水産省	14,757	10,830	−3,927	−26.6
経済産業省	39,287	42,265	2,978	7.6
国土交通省	471	360	−111	−23.6
環境省	3,505	5,619	2,114	60.3
計（事業規模）	1,766,698	1,785,578	18,880	1.1
（参考）回収金	−599,088	−594,709	−	
純額	1,167,609	1,190,869	23,260	2.0

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 Ⅳ-10　各省庁の事業予算（2011年度事業予算）と事業概要

1. 贈与

⑴ 二国間贈与

ア. 経済開発等援助

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
外務省	無償資金協力（151,850）	⑴ 一般プロジェクト無償：開発途上国が基礎生活分野等において実施する事業（施設整備、資機材の調達等）のために必要な資金を供与する。 ⑵ コミュニティ開発支援無償：貧困等に直面するコミュニティの能力開発の支援のために必要な資金を供与する。 ⑶ ノン・プロジェクト無償：貧困削減等の経済社会開発努力を実施している開発途上国を支援するため、国外からの資機材等の購入のために必要な資金を供与する。 ⑷ 草の根・人間の安全保障無償：開発途上国においてNGO、地方自治体等が実施する人間の安全保障の理念を踏まえた小規模な草の根レベルの事業のために必要な資金を供与する。 ⑸ 日本NGO連携無償：日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発プロジェクト、緊急人道支援プロジェクト等のために必要な資金を供与する。 ⑹ 防災・災害復興支援無償：自然災害に脆弱な開発途上国の防災対策や災害後の復興支援として、施設整備・修復等を行うために必要な資金を供与する。 ⑺ テロ対策等治安無償：開発途上国の経済社会開発である、テロ・海賊対策等治安対策を強化するために必要な資金を供与する。 ⑻ 環境・気候変動対策無償：気候変動問題等への取組を強化するため、温暖化対策に関する政策・計画の策定や、計画の実施のために必要な資金を供与する。 ⑼ 貧困削減戦略支援無償：貧困削減戦略の実施・達成に努力している開発途上国のうち、財政能力のある特定の国に対して財政支援を行うために必要な資金を供与する。 ⑽ 人材育成支援無償：日本の高等教育機関での研修により開発途上国の人材育成事業のために必要な資金を供与する。 ⑾ 水産無償：開発途上国の水産関連分野の経済社会開発プロジェクトのために必要な資金を供与する。 ⑿ 文化無償：開発途上国が文化・高等教育振興、文化遺産保全等を目的として実施する開発プロジェクト（機材調達、施設整備等）のために必要な資金を供与する。政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」とNGOや地方自治体等を対象に小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の２つの枠組みにより実施している。 ⒀ 緊急無償：海外における自然災害および紛争の被災者や難民・避難民等の救援のために人道的観点から緊急に必要な資金を供与する。 ⒁ 食糧援助：食糧援助規約に基づき、食糧不足に直面している開発途上国に対し、穀物（コメ、小麦、トウモロコシ等）等を購入するために必要な資金を供与する。 ⒂ 貧困農民支援：開発途上国の食糧自給のための自助努力を支援するため、農業機械、肥料等を購入するために必要な資金を供与する。

イ. 技術協力等

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
警察庁	アジア・太平洋薬物取締会議（14）	アジア・太平洋地域を中心とする諸国を招へいして、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図る。
金融庁	（20）	新興市場国の金融行政担当者を対象として、金融市場全般にわたる制度や経験を紹介し、新興市場国の人材育成を図る金融行政研修を行う。
総務省	（523）	(1) 情報通信分野における諸外国との政策対話および研究者交流等を行う。 (2) 政府統計職員に対する研修を通じたアジア太平洋地域の開発途上国の統計能力の強化等を目的として設立されたアジア太平洋統計研修所（SIAP）に対し、日本は、招請国政府として、同研修所における研修の実施に関する協力を行う。 (3) アジア・太平洋電気通信共同体（APT）を通じて、アジア太平洋電気通信網高度化に対する支援、アジア・太平洋IT研究者・技術者育成支援、デジタル・ディバイド解消のためのパイロットプロジェクト支援およびアジア太平洋地域におけるブロードバンド普及に向けた環境整備支援を行う。
法務省	（133）	(1) アジア・太平洋地域諸国等の刑事司法関係等の実務家を対象とした研修、セミナーを開催するとともに、犯罪防止と犯罪者処遇に関する調査研究等を実施する。 (2) アジア諸国の法制度整備を支援するため、基本法令の起草、制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備、法曹実務家の人材育成を目的とした研修、セミナーを開催するとともに、法制度整備支援推進に必要な日本国内における人材育成等の体制強化、アジア・太平洋地域の法制度の比較研究等を実施する。
外務省	JICAを通じて行う技術協力の予算（145,681）	(1) 条約その他国際約束に基づく技術協力：開発途上国が経済・社会面において自立的・継続的に発展できるよう、開発途上国の開発の担い手である人材育成、日本の技術や経験の移転、開発の障害となっている課題の解決に必要な各種制度や組織の整備・構築等を行うもの。 具体的には、開発途上国の国づくりの担い手となる開発途上国の行政官、技術者等を日本や第三国等に受け入れ、多岐にわたる分野で専門知識や技術を伝える「研修員受入事業」や日本の行政官や技術者等を開発途上国へ派遣し、開発途上国の政府機関等に対して、開発計画の立案、調査、研究開発、教育・訓練、普及活動、助言、指導等を行う「専門家派遣事業」、またこれらの事業に必要な「機材供与事業」等を有機的に組み合わせて実施している。 (2) ボランティア派遣：国民参加型事業として開発途上国の社会経済の発展に貢献したいと志望する人材を開発途上国に派遣し、現地の人々と生活を共にしながら、自らの知識と経験を伝える草の根レベルの技術協力。20歳から39歳までの「青年海外協力隊」と40歳から69歳までの「シニア海外ボランティア」が柱。 (3) 人材養成確保：技術協力等の実施に必要な専門家等の人員の確保および養成ならびに前記事業の推進に必要な調査研究や情報提供を行うもの。 (4) 国民参加型協力：日本のNGO・地方自治体等による国際協力の促進のための草の根技術協力事業の実施、また、国際協力への理解促進に資する開発教育支援事業等を実施。 (5) 開発計画調査型技術協力：政策立案または公共事業計画策定支援にかかわる調査であって、原則、日本の資金協力を必ずしも想定しないもの。 (6) 災害援助等協力：海外の地域、特に開発途上地域における大規模な災害に対し、被災国政府または国際機関の要請に応じ、国際緊急援助隊の派遣および緊急援助物資の供与を行い、国際協力の推進に寄与する。 (7) 国・課題別事業計画（案件形成等）：案件形成準備段階の機動性・迅速性を確保するとともに、３スキームの相乗効果を発現するために、協力プログラムの形成と、個別案件の発掘・形成および妥当性・有効性・効率性等の確認を行う。また、地域別・国別の援助の実施方針や特定の開発課題に関する援助方針／アプローチ等を検討するため、当該地域・国や当該開発課題にかかわる基礎情報を収集・分析する。 (8) 事業評価：事業の改善と国民への説明責任を果たすため、プロジェクト等の事前段階からフィードバックに至るまで一貫した枠組みによる評価を実施する。 (9) その他：海外移住者に対する援助および指導等を実施するもの。

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
外務省	NGO事業補助金（30）	NGOが開発途上国において実施する経済社会プロジェクトに関連し、プロジェクトの形成、プロジェクト実施後の評価、およびNGOの国際協力活動の拡大・深化に資する研修会や講習会等を実施することに対し支援するもの。
	（独立行政法人）国際交流基金運営費交付金（6,342）	独立行政法人国際交流基金は、日本に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、および文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備ならびに日本の調和ある対外関係の維持および発展に寄与するため、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行っている。
	その他（54,757）	(1) 効率的・効果的援助を実施するための政策協議の実施および国別援助方針の策定、現地ODAタスクフォースの機能強化、(2)援助の有効性等を検証し、効率的・効果的援助の実施に役立てるための評価、(3)ODAを実施するために必要な行政的諸経費の計上等を行っている。
	総　額* 206,809	
財務省	財政経済に関する技術協力に必要な経費等（42,110）	(1) 開発途上国現地および日本国内においてセミナーを開催する。 (2) 開発途上国へ専門家を派遣する。 (3) 開発途上国から客員・実務研究員を受け入れる。 (4) 開発途上国の経済事情や経済政策の実情に関する研究を行う。 (5) 円借款事業の案件形成や円借款事業に附帯する技術支援等を実施する（JICA有償勘定技術支援）。
文部科学省（日本学生支援機構を含む）	留学生交流の推進（28,173）	日本においては、これまで1983年に策定された「留学生受入れ10万人計画」等に基づき留学生交流の推進に努めてきた。その結果、日本で学ぶ留学生の数は、「10万人計画」が策定された1983年当時１万人であったが、2003年には約11万人となって目標の「10万人」を超えたところであり、2010年５月には約14万2,000人となっている。2008年には「留学生30万人計画」をとりまとめ、現在、2020年をめどに留学生受入れ30万人を目指している。 （施策例） ・国費外国人留学生の受入れ：開発途上国を中心に世界各国より前途有望な青年を日本に招へいし、高等教育機関で教育や研究を行わせる事業を実施。 ・私費外国人留学生等への援助：日本の高等教育機関および日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生を支援するため学習奨励費の給付を実施。
	その他（458）	外国人に対する日本語教育、教育、文化、スポーツ等の各分野で開発途上国からの研究者等の受入れ・開発途上国への専門家派遣等の各種事業や国際機関を通じて協力。
	総　額 28,631	
厚生労働省	（1,341）	(1) 開発途上国等の保健医療・社会福祉分野の人材育成、水道分野の調査企画等を実施。 (2) 結核対策国際協力事業、ポリオ根絶計画および麻疹根絶計画の推進、ハンセン病国際研究協力の推進、障がい者リハビリテーション事業に係る国際協力の推進および開発途上国特有の疾病等に関する臨床研究等の事業を実施。 (3) 技能実習制度の適正かつ円滑な推進。 (4) 外国人研修生受入れ企業等への指導援助等を実施。 (5) 職業能力開発総合大学校への国費留学生の受入れ。開発途上国における適正な技能評価のための制度づくりへの支援。 (6) 東南アジア諸国連合（ASEAN）、アジア太平洋地域技能就業能力計画（SKILLS-AP）、アジア太平洋経済協力（APEC）等への支援。
農林水産省	（1,660）	世界の食料安全保障への貢献や、開発途上地域における農林水産業および漁村の振興等を図るため、(1) 世界の食料生産の拡大や投資の促進、(2) 気候変動等地球的規模の課題の解決に向けた支援、(3) 海外の森林保全・造成と持続可能な森林経営の推進、(4) 関係諸国との協調による海外漁場の確保および漁業協定の円滑な推進に関する事業を実施する。
経済産業省	海外開発計画調査（1,498）	鉱工業の開発は、開発途上国の経済発展の基盤であり、鉱工業の開発調査は、こうした鉱工業開発の第一段階として、開発途上国における「開発計画の策定」、「プロジェクトの実施計画の策定」に対し、専門家からなる調査団を派遣し、現地調査や国内作業を通じて、その開発計画の推進に寄与する報告書あるいは設計書を作成する事業。
	共同資源開発基礎調査事業（890）	石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）等を通じ、資源を保有する開発途上国における資源開発調査（地質調査、物理探査、地化学探査、ボーリング調査等）に係る技術協力を行う。2010年度は、9か国15地域において調査を実施。

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
経済産業省	地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業（1,416）	途上国における産業・物流インフラの整備を促進するため、また、レアメタル等資源権益確保を図るため、省エネルギー化等日本のすぐれた技術・ノウハウを活用する円借款や民活プロジェクトの迅速な形成を促進する調査等を実施。
	経済産業人材育成支援事業（3,090）	民間ベースによる開発途上国からの経済産業技術研修生の受入れ、開発途上国の産業人材育成、産業技術向上等に資する指導・助言を行う専門家の派遣、および、将来、開発途上国の経済成長を支える産業人材となり得る留学生への支援を行い、開発途上国の経済発展に寄与する事業。 2010年度は3,098名の研修生受入れ、148名の専門家派遣、約300名の留学生の企業社員寮への入居を実施。
	研究協力推進事業（519）	開発途上国の研究開発能力だけでは解決困難な、開発途上国に固有な技術開発課題（技術ニーズ）について、既存技術の移転を目的とした技術協力ではなく、日本の技術力、研究開発能力を活用しつつ、一貫した研究協力を必要に応じて関係諸国と共同して実施する。具体的には、現地にプラント等研究設備を設置して相手国の研究機関と共同で運転研究、分析等を実施。 2010年度は、10テーマの研究協力を実施。
	（独立行政法人）日本貿易振興機構（JETRO）運営費交付金（6,980）	日本貿易振興機構（JETRO）は、日本の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与するため、開発途上国を対象とした貿易投資取引の機会提供に向けた活動、貿易投資円滑化のための基盤的活動および開発途上国経済研究活動を実施。
	その他（24,183）	貿易投資の環境整備を推進するための専門家派遣等事業や日本の有する省エネルギー等の技術の開発途上国における普及を図るための実証事業等の諸事業を実施。
	総　額　38,576	
国土交通省	（248）	国土交通省が行う各分野（国土政策、交通、社会資本整備等）において⑴開発途上国の経済活性化のための支援、⑵人材育成・国際交流の推進、⑶国際協力・交流企画の推進、⑷環境・安全に係る国際協力の推進、⑸環境技術の普及を通じた持続可能な都市の整備への支援、⑹根幹的インフラ整備促進を通じたアジア地域の連携強化、⑺生活を支えるインフラ整備の促進による後発開発途上国等の成長加速化、等の技術協力を実施する。
環境省	（4,325）	⑴ 地球環境の保全：クリーンアジア・イニシアティブ推進 ⑵ 大気・水・土壌環境等の保全：アスベスト飛散防止総合対策費（うち、アジア諸国における石綿対策技術支援事業）、越境大気汚染対策推進費（うち、東アジア大気汚染防止戦略検討調査費）、国際的水環境改善活動推進費（うち、アジア水環境パートナーシップ事業（第2期）、アフリカにおける水環境改善事業） ⑶ 廃棄物・リサイクル対策の推進：アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業 ⑷ 温暖化対策：京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業 ⑸ 生物多様性の保全：荒廃地回復技術の移転手法およびモニタリング・評価手法の確立に向けた検討調査等を実施する。

ウ. 債務削減等

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
経済産業省	貿易再保険特別会計への繰入（1,600）	重債務貧困国等に対する債務削減措置の実施に伴う財政措置として貿易再保険特別会計への資本繰入れを実施。

⑵ 国際機関への出資・拠出（出資、拠出、分担金（ただしODA分））

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
金融庁	政府開発援助経済協力開発機構（OECD）等拠出金 （85）	経済協力開発機構、保険監督者国際機構ならびに証券監督者国際機構による新興市場国向けの技術支援プロジェクトおよびプログラムの策定、実施を促進するために必要な資金を拠出するもの。
総務省	拠出金・分担金 （198）	国際電気通信連合（ITU）、万国郵便連合（UPU）に対する分担金および東南アジア諸国連合（ASEAN）に対する拠出金。
外務省	国際連合（UN）分担金 （3,276） 国際連合平和維持活動（PKO）分担金 （1,149）	国際連合は、⑴国際の平和と安全を維持すること、⑵諸国間の友好関係を深めること、⑶国家間の経済・社会・文化および人道的諸問題を解決し、人権および基本的自由の尊重を奨励することについて国際協力を達成すること、⑷これらの共通の目的を達成しようとする国々の活動を調和する中心となること、を目的とした諸活動を行っている。
	国連人間の安全保障基金（UNTFHS）拠出金 （919）	日本が設置を主導した国連人間の安全保障基金は、人間一人ひとりに着目する人間の安全保障の視点に立って、現在の国際社会が直面する貧困、環境破壊、紛争、地雷、難民問題、麻薬、HIV/エイズ等感染症などの人間の生存、生活、尊厳に対する多様な脅威に取り組む国際機関のプロジェクトを支援する。
	国連食糧農業機関（FAO）分担金 （3,760）	国連食糧農業機関は、世界の食料問題の改善等を目的として設立された国連専門機関であり、基礎資料の収集、調査研究、各国への政策助言等を行うほか、世界各地で技術協力プロジェクトを実施している。
	国連教育科学文化機関（UNESCO（ユネスコ））分担金 （2,399）	国連教育科学文化機関は、正義、法の支配、人権、および基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学、文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、世界の安全と平和に寄与することを目的とし、各分野における国家間の協力および国際的な知的交流の促進、途上国の支援事業を実施している。
	国連工業開発機関（UNIDO）分担金 （1,840）	国連工業開発機関は、開発途上国における工業開発の促進および加速を図るため、種々の技術協力等、関連事業を自ら行うとともに、その分野における国連の活動を調整する機関である。
	国連世界食糧計画（WFP）拠出金 （656）	国連世界食糧計画は、飢餓と貧困の撲滅を使命として、主として食料援助を通じた経済社会開発および自然災害や人為的災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援を行っている。
	国連児童基金（UNICEF（ユニセフ））拠出金 （2,172）	国連児童基金は、母子の栄養改善、飲料水供給、教育等、児童に関する長期的援助および自然災害や紛争に伴う緊急援助を行っている。援助対象国は世界の開発途上国ほぼ全域に及んでいる。
	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）拠出金 （5,261）	国連難民高等弁務官事務所は、⑴世界各地の難民に対する国際的保護の付与、⑵難民に対する水、食糧、住居の提供等の生活支援、⑶難民問題の恒久的解決（本国への自発的帰還、現地定住、第三国定住）、⑷難民保護のための条約の各国による締結の促進を実施している。
	国連人口基金（UNFPA）拠出金 （2,353）	国連人口基金は、開発途上国における家族計画、リプロダクティブ・ヘルス、国勢調査等の人口にかかわる活動に対し資金援助等を行っている。地域別には世界人口の約６割を占めるアジア太平洋地域および人口増加に苦しむアフリカ地域に重点的資金配分を実施。
	国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）拠出金 （254）	国連パレスチナ難民救済事業機関は、各国政府・多国間機関等から提供された任意拠出金によって、パレスチナ難民に対する教育、医療・保健および救済（食糧支援、住宅改善支援等）、福祉（助成対策プログラムの実施、公民館の運営等）、小規模金融、小規模企業活動支援のサービスを実施している。
	環境問題拠出金 （3,630）	国連環境計画（UNEP）をはじめとする国連内外の環境関連国際機関および環境関連条約等が、地球環境の様々な面でのモニタリング、調査、技術支援、条約の実施や遵守の促進にかかわるプロジェクト等を実施しており、これを支援している。
	国連開発計画（UNDP）拠出金 （7,612）	国連開発計画は、国連システムにおける開発分野の中核的調整機関および最大規模の資金供与機関として、貧困削減、民主的ガバナンス、危機予防と復興、環境と持続可能な開発の4分野に活動の重点を置いて、開発途上国の持続可能な開発を多角的に支援している。日本は、コア・ファンドへの拠出、特定の目的に沿った各種の特別基金の設置・拠出、無償資金協力によるUNDP経由の事業実施のほか、補正予算等を通じてUNDPに資金拠出し、開発途上国への支援を実施している。

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
外務省	国際原子力機関（IAEA）拠出金（973）	国際原子力機関では技術協力基金等を設立し、開発途上国の要請に基づき原子力物理学、原子力工学および技術、核物質の探鉱、採鉱および処理、原子力安全、農業、医療、工業等における放射線等利用の各分野で専門家派遣、機材供与、研修員受入れ、ならびに核セキュリティ強化等の支援を行っている。
	国際農業研究協議グループ（CGIAR）拠出金（356）	国際農業研究協議グループは、開発途上国における農林水産業の生産性の改善に貢献するための技術の開発・普及を目標とし、世界各地に所在する15の研究機関がネットワークを構築して質の高い基礎・戦略研究を実施している。
	赤十字国際委員会（ICRC）拠出金（240）	赤十字国際委員会は、赤十字の基本原則（人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性）にのっとり、保護（ジュネーブ諸条約等国際人道法の遵守推進を通じた文民や捕虜等の保護）、救援（紛争犠牲者に対する医療・水・食糧・非食糧物資分野の支援）、予防（国際人道法の普及）等を行っている。
	世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金（15,903）	世界エイズ・結核・マラリア対策基金は、開発途上国等に対して三大感染症（HIV/エイズ、結核、マラリア）の予防、治療、ケア・サポートのための資金提供を行い、受益国による三大感染症対策の促進を支援している。また、これらを通じ保健システム強化や母子保健にも貢献している。
	その他（5,791）	開発援助に関係する国連機関やその他の国際機関に対して様々な分担金、拠出金を拠出している。
	総額　58,544	
財務省	国際復興開発銀行（IBRD）・国際開発協会（IDA）拠出金（8,528）	国際復興開発銀行（IBRD）・国際開発協会（IDA）は、途上国の貧困削減と持続的な経済成長の実現を使命として、加盟国に金融支援、技術支援等を提供している。本拠出金は、IBRD・IDA本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや政策改善のための技術援助、人材育成等を支援している。
	国際復興開発銀行（IBRD）出資金（19,193）	国際復興開発銀行（IBRD）は、中所得国および信用力のある貧困国に融資、保証、および分析・助言サービスなどの非融資業務を提供し、持続可能な開発を推進することで、これらの国の貧困を削減することを目的としている。
	国際開発協会（IDA）出資金　（116,968）	国際開発協会（IDA）は、市場の条件で借入れを行うことがほとんど、もしくは全くできない低所得国に対して、無利子の長期融資と贈与、技術支援等を提供している。
	国際金融公社（IFC）拠出金（748）	国際金融公社（IFC）は、開発途上国の民間企業に対する融資・出資を通じて、開発途上国における持続可能な民間部門投資を促進し、貧困削減と生活水準向上を支援することを主な目的としている。本拠出金は、IFC本部の融資・出資による支援を補完し、開発途上国の企業家が質の高い事業計画を作成できるよう、計画作成の手助けや民間企業の設立支援等の技術支援活動を推進している。
	国際金融公社（IFC）出資金（1,901）	国際金融公社（IFC）は、開発途上国の民間企業に対する融資・出資を通じて、開発途上国における持続可能な民間部門投資を促進し、貧困削減と生活水準向上を支援することを主な目的としている。
	アジア開発銀行（ADB）拠出金（6,602）	アジア開発銀行（ADB）は、包括的経済成長、環境に配慮した持続可能な成長および地域統合の促進等を通して、アジア太平洋地域の開発途上国の貧困削減に必要な支援を行っている。本拠出金は、ADB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや途上国の能力開発等を支援している。
	アジア開発銀行（ADB）出資金　（9,251）	アジア開発銀行（ADB）は、包括的経済成長、環境に配慮した持続可能な成長および地域統合の促進等を通して、アジア太平洋地域の開発途上国の貧困削減に必要な支援を行っている。
	アジア開発基金（ADF）拠出金　（44,002）	アジア開発基金（ADF）は、アジア太平洋地域の開発途上国への緩和された条件での融資等を主要業務としている。
	アフリカ開発銀行（AfDB）拠出金（142）	アフリカ開発銀行（AfDB）は、アフリカ地域の経済・社会開発に寄与することを目的として準商業条件で貸付を行うことを主たる業務としている。本拠出金はAfDB本体の融資による支援を補完し、加盟国の民間セクター支援を目的として、政府、地方政府、企業協会、公・民間企業に対し、技術支援等を行っている。
	アフリカ開発銀行（AfDB）出資金（2,447）	アフリカ開発銀行（AfDB）は、アフリカ地域の経済・社会開発に寄与することを目的として準商業条件で貸付を行うことを主たる業務としている。

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
財務省	アフリカ開発基金（AfDF）出資金（12,813）	アフリカ開発基金（AfDF）は、アフリカ地域の開発途上国への緩和された条件での融資等を主要業務としている。
	米州開発銀行（IDB）拠出金（486）	米州開発銀行（IDB）は、中所得国を中心とした中南米・カリブ海諸国に対し、準商業条件で貸付等を行うことを主たる業務としている。本拠出金は、IDB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクト、技術協力プロジェクト等に対して資金提供を行っている。
	米州開発銀行（IDB）出資金（1,513）	米州開発銀行（IDB）は、中所得国を中心とした中南米・カリブ海諸国に対し、準商業条件で貸付等を行うことを主たる業務としている。
	米州開発銀行特別業務基金（FSO）拠出金（558）	特別業務基金は、中南米・カリブ海地域における低所得の開発途上国の経済社会開発の促進に寄与するために、緩和された条件での融資等を実施している。
	多数国間投資基金（MIF）拠出金（1,258）	多数国間投資基金（MIF）は、米州開発銀行（IDB）内に設けられた基金であり、中南米諸国における民間部門開発や投資促進を図るため、主に零細・小企業等に対して無償の技術支援および投融資等を行っている。
	欧州復興開発銀行（EBRD）拠出金（31）	欧州復興開発銀行（EBRD）は、中東欧旧ソ連等諸国の開放された市場指向型経済への移行や、民間および企業家の自発的活動を促進することを支援する機関である。本拠出金は、日本が出資国としてEBRDの運営に携わるために必要な経費である。
	地球環境ファシリティ（GEF）信託基金拠出金（12,094）	開発途上国における地球環境の保全・改善への取組を支援することを目的とした多国間資金メカニズム。⑴気候変動対策、⑵生物多様性の保護、⑶国際水域汚染防止、⑷オゾン層の保護、⑸土地劣化防止、⑹残留性有機汚染物質（POPs）対策の６分野を支援。
	気候投資基金（CIF）拠出金（37,062）	開発途上国の気候変動問題への取組を支援するため、国際復興開発銀行（IBRD）に設立された多国間基金。温室効果ガス削減に資するプロジェクト、適応対策や森林保全、再生可能エネルギー分野の支援を実施（見込み額）。
	その他拠出金（4,674）	開発途上国に対する金融・税制・関税等にかかわる技術支援や債務救済等のための拠出金。国際通貨基金（IMF）、関税協力理事会（WCO）、経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋経済協力（APEC）、東南アジア諸国連合（ASEAN）等がある。
	総額＊ 280,268	
文部科学省	分担金等（66）	文化財保存修復研究国際センター（ICCROM）分担金、世界知的所有権機関（WIPO）事務局分担金および拠出金により、関係事業の推進を図っている。
厚生労働省	世界保健機関（WHO）分担金（3,936）	世界保健機関（WHO）は、世界のすべての人々ができる限り高い水準の健康に到達することを目的として設立された国連の専門機関である。
	世界保健機関等拠出金（1,334）	国際保健分野における様々な課題の解決等に貢献することを目的として、WHOの推進する感染症対策等の事業に対して、またエイズ対策を推進する国連合同エイズ計画（UNAIDS）に対して、任意による資金の拠出を行っている。
	国際労働機関（ILO）分担金等（641）	国際労働機関（ILO）に対する分担金の拠出。ILOが企画した労働分野における技術協力プログラムおよびアジア太平洋地域技能就業能力計画（SKILLS-AP）に対する拠出金。
	総額 5,911	
農林水産省	拠出金等（1,822）	開発途上国の持続可能な農林水産業・農山漁村開発等を通じ、世界の食料安全保障への貢献および気候変動や越境性疾病等の地球的規模の課題の解決に資するため、国連食糧農業機関（FAO）、国連世界食糧計画（WFP）、国際熱帯木材機関（ITTO）、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）、メコン河委員会（MRC）、国際農業研究協議グループ（CGIAR）傘下機関、国際協同組合同盟（ICA）、アセアン事務局（ASEAN）、国際獣疫事務局（OIE）、規格および通商開発機構（STDF）、生物多様性条約事務局（CBD）、国連大学の行うプロジェクトに対する拠出等を実施する。

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
経済産業省	拠出金等（2,089）	国連工業開発機関（UNIDO）、ASEAN貿易投資観光促進センター、日アセアン経済産業協力委員会、アジア太平洋経済協力（APEC）事務局、APECビジネス諮問委員会、世界知的所有権機関（WIPO）事務局、国際エネルギー機関（IEA）、アジア太平洋エネルギー研究センターに対する拠出金、世界知的所有権機関事務局分担金、国際再生可能エネルギー機関分担金。
国土交通省	拠出金等（112）	観光や気象等運輸分野の開発や技術協力に関係する国際機関（ASEAN貿易投資観光促進センター、世界気象機関）に対して分担金や拠出金を拠出する。
環境省	拠出金等（1,294）	生物多様性条約（CBD）事務局、国連環境計画（UNEP）、国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）、国連環境計画アジア太平洋地域事務所（UNEP-ROAP）、国連地域開発センター（UNCRD）、国際自然保護連合（IUCN）、国際湿地保全連合（WI）に対する拠出金、分担金。

2.借款等

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
財務省（注）	円借款および海外投融資（950,000）	開発途上地域の経済および社会の開発または経済の安定に寄与するため、JICAを通じ、金利、償還期間等について緩やかな条件を付して資金を貸し付けるものである。 （注）JICAの有償資金協力業務は、一般会計出資金、財政投融資資金および自己資金等を財源として行われる。
農林水産省	海外漁業協力事業資金融資（7,348）	海外漁業協力の円滑な促進および漁場の確保を通じた日本漁業の安定的な発展に資することを目的として、本邦法人等が海外漁業協力を実施するのに必要な資金（相手国において行う開発可能性調査およびその他の技術協力、合弁により海外漁業協力事業を行うための相手国の現地法人に対する出資および設備資金等の貸付け）に対して、財団法人海外漁業協力財団（OFCF）により、その投資に必要な資金を融資するものである。

第2章 日本の政府開発援助実績

第1節 開発途上国への資金の流れ

図表 Ⅳ-11 日本から開発途上国への資金の流れ

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

項目＼暦年			2009年	2010年	対前年伸び率（%）
政府開発援助	二国間	贈与	5,572	6,954	24.8
		無償資金協力	2,377	3,466	45.8
		技術協力	3,195	3,488	9.2
		政府貸付等	684	474	−30.7
		計	6,256	7,428	18.7
	国際機関に対する出資・拠出等		3,295	3,684	11.8
	（政府開発援助）計		9,551	11,112	16.3
	（対GNI比（%））		（0.18）	（0.20）	−
その他政府資金	輸出信用（1年超）		−654	−909	−39.1
	直接投資金融等		10,502	6,181	−41.1
	国際機関への融資等		1,554	485	−68.8
	（OOF）計		11,402	5,757	−49.5
民間資金	輸出信用（1年超）		−7,510	−8,505	−13.3
	直接投資		39,000	27,366	−29.8
	その他二国間証券投資等		4,016	3,637	−9.4
	国際機関に対する融資等		1,987	992	−50.1
	（PF）計		37,493	23,490	−37.3
民間非営利団体による贈与			533	692	29.7
資金の流れ総計			58,979	41,051	−30.4
（対GNI比（%））			（1.14）	（0.73）	−
国民総所得（GNI）（億ドル）			51,805	56,027	8.2

＊1　換算率：2010年＝87.7606円/ドル、2009年＝93.4円/ドル（いずれもDAC指定レート）。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊3　東欧および卒業国向け援助を含む。

参考：技術協力に行政経費、NGO事業補助および開発啓発などを含まない場合の実績は下記のとおり。

（東欧および卒業国向け援助を除く、DAC報告ベース、単位：百万ドル）

項目＼暦年	2009年	2010年	対前年伸び率（%）
贈与	5,492.7	6,942.2	26.4
うち技術協力	2,299.8	2,670.0	16.1

第2節 二国間政府開発援助の所得グループ別実績

図表 Ⅳ-12 二国間政府開発援助の所得グループ別実績（DAC分類）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

受取国グループ	2009年	2010年	供与相手国・地域数（2010年）
後発開発途上国（LDCs）	1,895.8	2,711.4	49
低所得国（LICs）	1,533.1	1,342.3	11
低中所得国（LMICs）	621.6	823.2	46
高中所得国（UMICs）	404.9	730.9	35
高所得国（HICs）	1.8	9.5	4
分類不能	1,719.0	1,719.6	―
合計	6,176.2	7,337.0	145

（東欧および卒業国向けを除く）

＊1 後発開発途上国（LDCs:Least Developed Countries）。国連開発政策委員会（CDP：UN Committee for Development Policy）が設定した基準（下表）に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された国のこと。なお、LDCとしての認定には、当該国の同意を条件とする。

人口	2005～2007年の1人当たりGNI平均	HAI（※1）	EVI（※2）
7,500万人以上	905ドル以下	60未満	42超過

（※1）HAI（Human Assets Index）：人的資源開発の程度を表すためにCDPが設定した指標で、①栄養不良人口の割合、②5歳以下乳幼児死亡率、③中等教育就学率、④成人識字率を指標化したもの。
（※2）EVI（Economic Vulnerability Index）：経済的な脆弱性を表すためにCDPが設定した指標で、①人口規模、②（世界的市場から）遠く離れている度合い、③商品輸出の集中度、④GDPに占める農林水産業の割合、⑤低標高沿岸地帯に住む人口の割合、⑥商品やサービスの輸出の不安定度、⑦自然災害の被害者、⑧農業生産の不安定度、を指標化したもの。

＊2 低所得国（LICs：Low Income Countries）。2007年の国民1人当たりのGNIが935ドル以下の国・地域（世銀アトラスベース）。

＊3 低中所得国（LMICs：Lower Middle Income Countries）。2007年の国民1人当たりのGNIが936ドル以上 3,705ドル以下の国・地域（世銀アトラスベース）。

＊4 高中所得国（UMICs：Upper Middle Income Countries）。2007年の国民1人当たりのGNIが3,706ドル以上1万1,455ドル以下の国・地域（世銀アトラスベース）。

＊5 高所得国（HICs：High Income Countries）。2007年の国民1人当たりのGNIが1万1,456ドル以上の国・地域（世銀アトラスベース）。

出典：世銀アトラス、DAC統計（DAC statistics on OECD.STAT）

図表 Ⅳ-13　二国間政府開発援助と後発開発途上国（LDCs）向け援助額および贈与額の比較

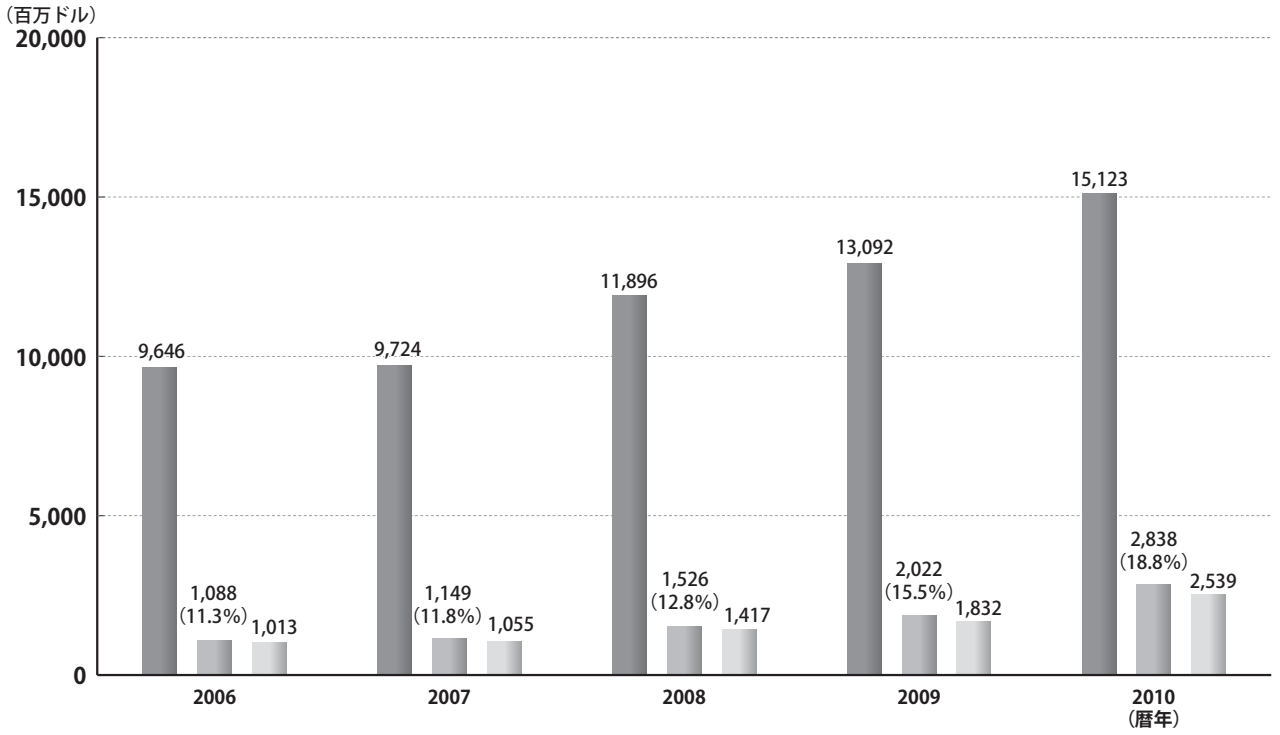

＊1　支出総額ベース。
＊2　債務救済を除く。
＊3　東欧および卒業国向け援助を除く。

二国間政府開発援助額
LDCs 向け援助額
（　）二国間政府開発援助額に占める LDCs 向け援助額の割合
LDCs 向け贈与額

第3節 国別実績

図表 Ⅳ-14 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

形態 / 国または地域名	政府開発援助（2010年）							合計
	贈与				政府貸付等			
	無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
ア ジ ア	866.28	156.53	1,120.32	1,986.60	6,119.31	5,577.59	541.72	2,528.32
東アジア	424.57	17.18	881.77	1,306.34	3,881.79	4,389.80	−508.02	798.32
北東アジア	55.15	1.41	369.23	424.39	639.45	1,202.46	−563.01	−138.62
中 国	13.00	1.41	347.21	360.21	632.48	1,185.35	−552.87	−192.66
※［香 港］			0.15	0.15				0.15
※［マカオ］								
モンゴル	42.16		21.87	64.03	6.97	17.11	−10.14	53.89
東南アジア	369.39	15.76	504.83	874.22	3,242.34	3,187.34	54.99	929.22
（ASEAN）	349.00	11.70	497.55	846.55	3,242.34	3,187.34	54.99	901.54
インドネシア	58.61	0.88	111.02	169.63	1,424.05	1,532.54	−108.49	61.14
カンボジア	80.83	1.21	53.10	133.93	15.64	2.11	13.54	147.46
※シンガポール	0.00		1.17	1.17				1.17
タ イ	14.92	1.91	56.33	71.25	154.76	369.55	−214.79	−143.54
東ティモール	20.39	4.07	7.28	27.67				27.67
フィリピン	50.37	0.19	77.68	128.05	558.93	774.71	−215.78	−87.73
※ブルネイ			0.11	0.11				0.11
ベトナム	51.84	0.05	106.84	158.68	958.38	309.26	649.12	807.81
マレーシア	7.32		25.84	33.16	110.69	197.01	−86.32	−53.16
ミャンマー	21.56	7.45	25.27	46.83				46.83
ラオス	63.55		40.19	103.74	19.88	2.17	17.71	121.45
東アジアの複数国向け	0.02		7.70	7.73				7.73
南アジア	339.60	110.20	167.02	506.62	2,130.60	1,105.08	1,025.52	1,532.14
インド	1.68		35.86	37.54	1,670.75	727.15	943.60	981.14
スリランカ	32.87	1.14	30.68	63.55	302.00	210.12	91.88	155.43
ネパール	66.97	0.80	24.28	91.25	0.22	10.26	−10.04	81.21
パキスタン	180.33	98.58	24.85	205.18	41.90	39.20	2.70	207.89
バングラデシュ	30.99	9.69	38.39	69.39	73.15	118.34	−45.20	24.19
ブータン	11.88		8.33	20.21	23.02		23.02	43.23
モルディブ	14.81		2.93	17.75	19.56		19.56	37.30
南アジアの複数国向け	0.06		1.70	1.76				1.76
中央アジア・コーカサス	82.39	9.45	39.86	122.25	106.93	82.71	24.22	146.47
アゼルバイジャン	0.86		1.99	2.85	0.71	14.57	−13.86	−11.01
アルメニア	11.88		0.92	12.79	67.60	2.94	64.65	77.45
ウズベキスタン	7.37	0.02	13.05	20.43	13.65	27.04	−13.39	7.04
カザフスタン	0.72		4.90	5.62	24.94	32.37	−7.43	−1.82
キルギス	13.87	7.49	9.63	23.50		0.34	−0.34	23.16
グルジア	8.47	0.23	0.93	9.40	0.04	2.96	−2.92	6.48
タジキスタン	39.03	1.71	4.39	43.42				43.42
トルクメニスタン	0.16		1.39	1.55		2.49	−2.49	−0.94

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

形態 / 国または地域名	政府開発援助（2010年）							
	贈与				政府貸付等			合計
	無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
中央アジア・コーカサスの複数国向け	0.03		2.67	2.70				2.70
アジアの複数国向け	19.73	19.71	31.67	51.39				51.39
中東・北アフリカ	907.11	672.95	180.25	1,087.36	1,252.53	748.14	504.40	1,591.76
アフガニスタン	700.09	636.59	45.57	745.66				745.66
※アラブ首長国連邦			0.14	0.14				0.14
アルジェリア	0.02		1.77	1.79	13.68		13.68	15.48
イエメン	22.44	9.83	6.19	28.63		1.89	−1.89	26.74
※イスラエル			0.26	0.26				0.26
イラク	5.32	2.76	10.97	16.30	128.14		128.14	144.44
イラン	14.18	12.17	6.95	21.14		28.27	−28.27	−7.13
エジプト	20.75		34.59	55.34	112.17	185.24	−73.07	−17.74
オマーン			1.50	1.50				1.50
※カタール			0.01	0.01				0.01
※クウェート			0.03	0.03				0.03
※サウジアラビア			2.83	2.83				2.83
シリア	10.46		16.75	27.21		81.90	−81.90	−54.69
チュニジア	12.22		9.29	21.51	96.87	82.50	14.37	35.87
トルコ	0.49		7.59	8.08	732.84	197.42	535.41	543.49
※バーレーン			0.03	0.03				0.03
［パレスチナ自治区］	66.78	9.99	11.77	78.55				78.55
モロッコ	8.23		10.15	18.38	156.39	53.61	102.78	121.16
ヨルダン	43.75		12.44	56.19	2.21	109.28	−107.07	−50.89
リビア			0.13	0.13				0.13
レバノン	0.72		0.21	0.93	10.24	8.02	2.22	3.15
中東・北アフリカの複数国向け	1.66	1.62	1.06	2.71				2.71
サブサハラ・アフリカ	1,151.90	329.57	408.02	1,559.92	275.37	102.55	172.83	1,732.75
	(1,131.01)	(329.57)	(408.02)	(1,539.04)	(275.37)	(95.73)	(179.64)	(1,718.68)
アンゴラ	34.30	1.61	3.32	37.62				37.62
	(25.46)	(1.61)	(3.32)	(28.78)				(28.78)
ウガンダ	42.06	10.59	22.74	64.80	6.44		6.44	71.24
エチオピア	65.88	18.58	28.01	93.89				93.89
エリトリア	8.25	3.25	1.61	9.86				9.86
ガーナ	47.36	0.96	22.65	70.00				70.00
カーボヴェルデ	7.35		3.32	10.67	6.73		6.73	17.40
ガボン	21.92		4.80	26.71		1.95	−1.95	24.77
カメルーン	31.45	6.04	4.52	35.97	6.06		6.06	42.03
ガンビア	16.25		0.97	17.22				17.22
ギニア	9.96	7.01	0.84	10.80				10.80
ギニアビサウ	15.87	12.71	0.24	16.11				16.11
ケニア	68.85	29.41	36.16	105.01	11.53	79.81	−68.29	36.72
コートジボワール	33.94	5.79	1.54	35.48	49.56	3.78	45.79	81.26
コモロ	0.41		0.29	0.70				0.70
コンゴ共和国	5.46	5.46	0.52	5.98				5.98

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

形態 / 国または地域名	政府開発援助（2010年）							合計
	贈与				政府貸付等			
	無償資金協力		技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
		うち国際機関を通じた贈与						
コンゴ民主共和国	66.19	30.81	14.24	80.43		0.43	−0.43	80.00
サントメ・プリンシペ	2.85		0.75	3.60				3.60
ザンビア	20.90		23.80	44.69	1.44		1.44	46.14
シエラレオネ	6.04		6.18	12.21				12.21
ジブチ	34.42	3.35	3.56	37.98				37.98
ジンバブエ	17.13	16.29	1.79	18.92				18.92
スーダン	92.92	70.46	26.16	119.08				119.08
スワジランド	2.81		1.55	4.36				4.36
セーシェル	8.94		0.63	9.57				9.57
	(3.79)		(0.63)	(4.42)				(4.42)
セネガル	30.82		21.58	52.41	2.80		2.80	55.21
ソマリア	29.05	29.05	0.02	29.07				29.07
タンザニア	65.87	2.00	28.23	94.10	10.50		10.50	104.60
チャド	13.54	13.54	0.22	13.76				13.76
トーゴ	6.65		1.01	7.66	0.58	0.69	−0.12	7.54
	(5.89)		(1.01)	(6.90)	(0.58)		(0.58)	(7.48)
ナイジェリア	16.94		6.93	23.87				23.87
ナミビア	0.17		4.03	4.20	36.39		36.39	40.59
ニジェール	15.73	1.76	9.43	25.16				25.16
ブルキナファソ	25.47	2.35	16.11	41.59				41.59
ブルンジ	34.22	7.58	4.84	39.06				39.06
ベナン	22.43		6.70	29.13				29.13
ボツワナ	12.87		2.98	15.85		5.14	−5.14	10.71
マダガスカル			9.62	9.62				9.62
マラウイ	49.59		19.86	69.46				69.46
マ　リ	34.58	0.59	3.71	38.29				38.29
モーリシャス	0.30		0.40	0.70		3.55	−3.55	−2.85
モーリタニア	12.53		2.03	14.56				14.56
モザンビーク	48.95	3.85	13.52	62.48	0.38		0.38	62.85
リベリア	10.85	10.64	4.42	15.28	119.03		119.03	134.31
ルワンダ	11.01	3.17	11.81	22.82				22.82
レソト	8.14	2.16	0.70	8.84				8.84
赤道ギニア			0.32	0.32				0.32
中央アフリカ	14.15	6.08	0.06	14.21		6.12	−6.12	8.09
	(8.01)	(6.08)	(0.06)	(8.07)				(8.07)
南アフリカ共和国	2.05		6.13	8.18		1.07	−1.07	7.11
サブサハラ・アフリカの複数国向け	24.49	24.49	23.17	47.66	23.93		23.93	71.59
中　南　米	291.44	60.08	241.47	532.91	472.64	1,349.09	−876.45	−343.55
アルゼンチン	0.45		11.46	11.91	32.08	3.66	28.42	40.33
アンティグア・バーブーダ	6.28		0.48	6.76				6.76
ウルグアイ	9.41		4.16	13.57		2.21	−2.21	11.36
エクアドル	13.79		9.19	22.98		28.22	−28.22	−5.23
エルサルバドル	19.54		11.40	30.93	0.07	22.25	−22.18	8.75
ガイアナ	5.43		1.11	6.54				6.54

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

形態 / 国または地域名	政府開発援助（2010年）							
	贈与				政府貸付等			合計
	無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
キューバ	0.64		4.51	5.16				5.16
グアテマラ	15.25		11.40	26.65	24.87	10.28	14.59	41.24
グレナダ	5.76		0.09	5.84				5.84
コスタリカ	19.13		6.26	25.39	53.97	15.62	38.35	63.74
コロンビア	3.71	0.14	9.33	13.04		39.20	−39.20	−26.16
ジャマイカ	0.18		3.67	3.86	14.91	20.89	−5.98	−2.12
スリナム			0.01	0.01				0.01
セントクリストファー・ネーヴィス	0.11		0.60	0.72				0.72
セントビンセント			0.87	0.87				0.87
セントルシア	0.84		1.71	2.55				2.55
チ　リ	8.63		8.43	17.06		1.15	−1.15	15.91
ドミニカ共和国	1.59		10.32	11.91		13.82	−13.82	−1.91
ドミニカ国	2.08		0.67	2.75				2.75
トリニダード・トバゴ			0.07	0.07				0.07
ニカラグア	24.50		9.87	34.37				34.37
ハイチ	70.11	59.83	1.87	71.98				71.98
パナマ	0.81		6.16	6.97	102.83	7.98	94.86	101.83
※バハマ								
パラグアイ	15.64		17.95	33.59	12.57	49.89	−37.32	−3.73
バルバドス	1.13		0.06	1.20				1.20
ブラジル	6.25		32.64	38.89	0.02	101.57	−101.54	−62.65
ベネズエラ	0.78		2.36	3.14				3.14
ベリーズ	5.94		1.52	7.46				7.46
ペルー	9.77		18.26	28.03	231.30	970.94	−739.64	−711.61
ボリビア	35.94		18.68	54.62		0.42	−0.42	54.20
ホンジュラス	6.83		9.21	16.04				16.04
メキシコ	0.01		14.26	14.27		61.00	−61.00	−46.73
中南米の複数国向け	0.88	0.10	12.89	13.77				13.77
大　洋　州	140.12	11.07	50.80	190.92	5.95	20.58	−14.62	176.29
キリバス	1.60		1.87	3.47				3.47
［クック諸島］	0.00		0.09	0.09				0.09
サモア	17.27		3.81	21.08	5.94		5.94	27.02
ソロモン	11.55		4.78	16.33				16.33
ツバル	3.31		1.22	4.54				4.54
トンガ	19.81		3.95	23.77				23.77
ナウル	1.33		0.31	1.64				1.64
［ニウエ］	0.00		0.05	0.05				0.05
バヌアツ	11.81		3.81	15.61				15.61
パプアニューギニア	31.03		10.36	41.39	0.01	19.19	−19.18	22.21
パラオ	5.78		3.80	9.58				9.58
フィジー	12.76	10.65	7.64	20.41		1.38	−1.38	19.02
マーシャル	10.19		2.40	12.59				12.59
ミクロネシア	13.24		3.09	16.34				16.34
大洋州の複数国向け	0.43	0.43	3.62	4.04				4.04

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

形態 / 国または地域名	政府開発援助（2010年）							
	贈与				政府貸付等			合計
	無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
欧州	9.46	0.81	24.96	34.42	198.03	51.94	146.09	180.51
アルバニア	0.39		2.83	3.22	3.09	3.87	−0.78	2.44
ウクライナ	1.06		3.38	4.44	48.73		48.73	53.17
※エストニア			0.11	0.11				0.11
※キプロス			0.02	0.02				0.02
ベラルーシ	1.01		0.38	1.39				1.39
※マルタ			0.01	0.01				0.01
モルドバ	0.24		0.69	0.93				0.93
※ラトビア			0.12	0.12				0.12
※リトアニア			0.15	0.15				0.15
（旧ユーゴスラビア）	4.58	0.34	10.91	15.48	24.32	5.39	18.93	34.41
クロアチア	1.61		0.27	1.88				1.88
コソボ	0.15		0.93	1.08				1.08
※スロベニア			0.13	0.13				0.13
セルビア	1.18	0.34	4.87	6.05		0.88	−0.88	5.18
ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.98		2.69	3.67	0.10	1.53	−1.44	2.24
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.43		1.37	1.81	24.22	2.98	21.24	23.05
モンテネグロ	0.22		0.65	0.87				0.87
旧ユーゴスラビアの複数国向け								
欧州の複数国向け	0.34	0.34	1.63	1.97				1.97
※東欧	1.85	0.12	4.73	6.58	121.88	42.68	79.21	85.79
※スロバキア			0.10	0.10		6.74	−6.74	−6.65
※チェコ			0.45	0.45				0.45
※ハンガリー			1.26	1.26				1.26
※ブルガリア	0.85		1.18	2.02	5.76	12.48	−6.72	−4.70
※ポーランド			0.85	0.85		13.18	−13.18	−12.33
※ルーマニア	0.88		0.89	1.77	116.13	10.28	105.85	107.61
※東欧の複数国向け	0.12	0.12	0.01	0.13				0.13
複数地域にまたがる援助等	99.27	38.14	1,462.68	1,561.95				1,561.95
二国間政府開発援助計	3,465.59	1,269.15	3,488.50	6,954.09	8,323.84	7,849.88	473.95	7,428.04
	(3,444.71)	(1,269.15)	(3,488.50)	(6,933.20)	(8,323.84)	(7,843.07)	(480.77)	(7,413.97)

＊1　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
＊2　※は卒業国・地域。
＊3　技術協力の複数地域にまたがる援助等には各地域にまたがる調査団の派遣、留学生世話団体への補助金、行政経費、開発啓発費等を含む。
＊4　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊5　国名の表記については、外務省「国名表」中の「一般名称」を使用。
＊6　地域区分は外務省分類。なお、［　］は、地域名を示す。
＊7　（旧ユーゴスラビア）には、クロアチア、コソボ、スロベニア、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロが含まれる。
＊8　（　）内の値は債務救済を含まない金額。
＊9　債務救済には円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。

図表 Ⅳ-15　二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国

1．二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国　【債務救済を含む】（2010年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

無償資金協力			技術協力		
順位	国または地域名	実　績	順位	国または地域名	実　績
1	アフガニスタン	700.09	1	中国	347.21
2	パキスタン	180.33	2	インドネシア	111.02
3	スーダン	92.92	3	ベトナム	106.84
4	カンボジア	80.83	4	フィリピン	77.68
5	ハイチ	70.11	5	タイ	56.33
6	ケニア	68.85	6	カンボジア	53.10
7	ネパール	66.97	7	アフガニスタン	45.57
8	[パレスチナ自治区]	66.78	8	ラオス	40.19
9	コンゴ民主共和国	66.19	9	バングラデシュ	38.39
10	エチオピア	65.88	10	ケニア	36.16
10か国計		1,458.95	10か国計		912.49
11	タンザニア	65.87	11	インドネシア	35.86
12	ラオス	63.55	12	ジプチ	34.59
13	インドネシア	58.61	13	ブラジル	32.64
14	ベトナム	51.84	14	スリランカ	30.68
15	フィリピン	50.37	15	タンザニア	28.23
16	マラウイ	49.59	16	エチオピア	28.01
17	モザンビーク	48.95	17	スーダン	26.16
18	ガーナ	47.36	18	マレーシア	25.84
19	ヨルダン	43.75	19	ミャンマー	25.27
20	モンゴル	42.16	20	パキスタン	24.85
20か国計		1,980.99	20か国計		1,204.64
21	ウガンダ	42.06	21	ネパール	24.28
22	タジキスタン	39.03	22	ザンビア	23.80
23	ボリビア	35.94	23	ウガンダ	22.74
24	マリ	34.58	24	ガーナ	22.65
25	ブータン	34.42	25	モンゴル	21.87
26	アンゴラ	34.30	26	セネガル	21.58
27	ブルンジ	34.22	27	マラウイ	19.86
28	コートジボワール	33.94	28	ボリビア	18.68
29	スリランカ	32.87	29	ルワンダ	18.26
30	カメルーン	31.45	30	パラグアイ	17.95
30か国計		2,333.81	30か国計		1,416.31
開発途上国計		3,465.59	開発途上国計		3,488.50

政府貸付等			二国間援助計		
順位	国または地域名	実　績	順位	国または地域名	実　績
1	インド	943.60	1	インド	981.14
2	ベトナム	649.12	2	ベトナム	807.81
3	トルコ	535.41	3	アフガニスタン	745.66
4	タイ	128.14	4	トルコ	543.49
5	ベリア	119.03	5	パキスタン	207.89
6	※ルーマニア	105.85	6	スリランカ	155.43
7	モロッコ	102.78	7	カンボジア	147.46
8	パナマ	94.86	8	イラク	144.44
9	スリランカ	91.88	9	ベリア	134.31
10	アルメニア	64.65	10	ラオス	121.45
10か国計		2,835.32	10か国計		3,989.07
11	ウクライナ	48.73	11	モロッコ	121.16
12	コートジボワール	45.79	12	スーダン	119.08
13	コスタリカ	38.35	13	※ルーマニア	107.61
14	ナミビア	36.39	14	タンザニア	104.60
15	アルゼンチン	28.42	15	パナマ	101.83
16	ブータン	23.02	16	エチオピア	93.89
17	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	21.24	17	コートジボワール	81.26
18	モルディブ	19.56	18	ネパール	81.21
19	ラオス	17.71	19	コンゴ民主共和国	80.00
20	グアテマラ	14.59	20	[パレスチナ自治区]	78.55
20か国計		3,129.13	20か国計		4,958.27
21	チュニジア	14.37	21	アルメニア	77.45
22	アルジェリア	13.68	22	ハイチ	71.98
23	カンボジア	13.54	23	ウガンダ	71.24
24	タンザニア	10.50	24	ガーナ	70.00
25	カーボヴェルデ	6.73	25	マラウイ	69.46
26	ウガンダ	6.44	26	スタリカ	63.74
27	カメルーン	6.06	27	モザンビーク	62.85
28	サモア	5.94	28	インドネシア	61.14
29	セネガル	2.80	29	ネガルア	55.21
30	パキスタン	2.70	30	ボリビア	54.20
30か国計		3,211.89	30か国計		5,615.53
開発途上国計		473.95	開発途上国計		7,428.04

＊1　開発途上国計には東欧および卒業国（※）向け援助を含む。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊3　債務救済は、円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。
＊4　政府貸付については、暦年中の貸付額から、開発途上国からの返済額（回収額）と、債務救済の額（無償資金協力に加算して計上）とを差し引いた金額（純額）を計上している。
＊5　［　］は、地域名を示す。

2．二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国【債務救済分を除く】（2010年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

無償資金協力			技術協力		
順位	国または地域名	実　績	順位	国または地域名	実　績
1	アフガニスタン	700.09	1	中国	347.21
2	パキスタン	180.33	2	インドネシア	111.02
3	スーダン	92.92	3	ベトナム	106.84
4	カンボジア	80.83	4	フィリピン	77.68
5	ハイチ	70.11	5	タンザニア	56.33
6	ケニア	68.85	6	カンボジア	53.10
7	ネパール	66.97	7	アフガニスタン	45.57
8	[パレスチナ自治区]	66.78	8	スーダン	40.19
9	コンゴ民主共和国	66.19	9	バングラデシュ	38.39
10	エチオピア	65.88	10	ケニア	36.16
10か国計		1,458.95	10か国計		912.49
11	タンザニア	65.87	11	インドネシア	35.86
12	ラオス	63.55	12	ジプチ	34.59
13	インドネシア	58.61	13	ジブチ	32.64
14	ベトナム	51.84	14	スリランカ	30.68
15	フィリピン	50.37	15	ザンビア	28.23
16	マラウイ	49.59	16	エチオピア	28.01
17	モザンビーク	48.95	17	スーダン	26.16
18	ガーナ	47.36	18	レソト	25.84
19	ヨルダン	43.75	19	ミャンマー	25.27
20	モンゴル	42.16	20	パキスタン	24.85
20か国計		1,980.99	20か国計		1,204.64
21	ウガンダ	42.06	21	ネパール	24.28
22	タジキスタン	39.03	22	ザンビア	23.80
23	ボリビア	35.94	23	ウガンダ	22.74
24	マリ	34.58	24	ガーナ	22.65
25	ブジ	34.42	25	モンゴル	21.87
26	ブルンジ	34.22	26	セネガル	21.58
27	コートジボワール	33.94	27	マラウイ	19.86
28	スリランカ	32.87	28	ボリビア	18.68
29	カメルーン	31.45	29	ペルー	18.26
30	パプアニューギニア	31.03	30	バングラデシュ	17.95
30か国計		2,330.53	30か国計		1,416.31
開発途上国計		3,444.71	開発途上国計		3,488.50

政府貸付等			二国間援助計		
順位	国または地域名	実　績	順位	国または地域名	実　績
1	インド	943.60	1	インド	981.14
2	ベトナム	649.12	2	ベトナム	807.81
3	トルコ	535.41	3	アフガニスタン	745.66
4	イラク	128.14	4	トルコ	543.49
5	ベリア	119.03	5	パキスタン	207.89
6	※ルーマニア	105.85	6	スリランカ	155.43
7	モロッコ	102.78	7	カンボジア	147.46
8	パナマ	94.86	8	イラク	144.44
9	スリランカ	91.88	9	ベリア	134.31
10	アルメニア	64.65	10	ラオス	121.45
10か国計		2,835.32	10か国計		3,989.07
11	ウクライナ	48.73	11	モロッコ	121.16
12	コートジボワール	45.79	12	スーダン	119.08
13	コスタリカ	38.35	13	※ルーマニア	107.61
14	ナミビア	36.39	14	タンザニア	104.60
15	アルゼンチン	28.42	15	パナマ	101.83
16	ブータン	23.02	16	エチオピア	93.89
17	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	21.24	17	コートジボワール	81.26
18	モルディブ	19.56	18	ネパール	81.21
19	ラオス	17.71	19	コンゴ民主共和国	80.00
20	グアテマラ	14.59	20	[パレスチナ自治区]	78.55
20か国計		3,129.13	20か国計		4,958.27
21	チュニジア	14.37	21	アルメニア	77.45
22	アルジェリア	13.68	22	ハイチ	71.98
23	カンボジア	13.54	23	ウガンダ	71.24
24	タンザニア	10.50	24	ガーナ	70.00
25	カーボヴェルデ	6.73	25	マラウイ	69.46
26	ウガンダ	6.44	26	コスタリカ	63.74
27	カメルーン	6.06	27	モザンビーク	62.85
28	サモア	5.94	28	インドネシア	61.14
29	セネガル	2.80	29	セネガル	55.21
30	パキスタン	2.70	30	ボリビア	54.20
30か国計		3,211.89	30か国計		5,615.53
開発途上国計		480.77	開発途上国計		7,413.97

＊1　開発途上国計には東欧および卒業国（※）向け援助を含む。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊3　債務救済は、円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。
＊4　政府貸付については、暦年中の貸付額から、開発途上国からの返済額（回収額）を差し引いた金額（純額）を計上している。
＊5　[　]は、地域名を示す。

図表 Ⅳ-16　日本が最大の援助供与国となっている国一覧

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

2005年	金額	2006年	金額	2007年	金額	2008年	金額	2009年	金額
アンティグア・バーブーダ	5.42	アンティグア・バーブーダ	1.99	アルメニア	85.23	アンティグア・バーブーダ	0.63	アルメニア	98.70
インドネシア	1,223.13	オマーン	1.50	ウズベキスタン	56.32	ウズベキスタン	48.63	ガンビア	11.39
ウズベキスタン	54.44	ガンビア	10.99	カンボジア	113.56	エリトリア	17.71	カンボジア	127.49
オマーン	3.72	カンボジア	106.25	キリバス	13.05	カンボジア	114.77	コスタリカ	58.29
カザフスタン	66.17	キリバス	9.88	スリランカ	44.16	スリランカ	96.69	スリランカ	91.62
ガンビア	4.38	サウジアラビア	4.61	スワジランド	7.26	セントビンセント	9.47	セーシェル	9.06
カンボジア	100.62	サモア	16.81	セーシェル	0.76	セントルシア	1.47	セントビンセント	3.67
キリバス	11.69	スリランカ	202.63	タンザニア	721.66	ツバル	5.76	セントルシア	6.40
コンゴ民主共和国	376.26	スワジランド	11.62	中国	435.66	ドミニカ国	1.20	ツバル	8.58
サモア	12.52	セントクリストファー・ネーヴィス	4.27	パラグアイ	28.90	パラグアイ	30.85	ドミニカ国	4.46
スリランカ	312.91	セントビンセント	1.38	フィリピン	222.16	ブータン	20.34	トルコ	210.75
スワジランド	25.91	セントルシア	1.95	ブータン	18.07	ベトナム	619.04	パナマ	33.51
セントビンセント	3.20	中国	561.08	ベトナム	640.04	マレーシア	113.83	フィジー	23.23
中国	1,064.27	ツバル	8.28	マレーシア	222.97	モルディブ	9.32	ブータン	23.92
トリニダード・トバゴ	1.97	トリニダード・トバゴ	1.33	ミャンマー	30.52	モンゴル	60.70	ベトナム	1,191.36
トンガ	11.24	パラグアイ	25.92	モンゴル	51.55	ラオス	66.29	マレーシア	91.78
ネパール	63.38	フィリピン	263.58	ラオス	81.46	－	－	モルディブ	17.99
パラグアイ	27.47	ブータン	20.84	－	－	－	－	モンゴル	74.68
フィリピン	276.43	ベトナム	562.73	－	－	－	－	ラオス	92.36
ベトナム	602.66	ベリーズ	1.61	－	－	－	－	－	－
ホンジュラス	103.47	ホンジュラス	138.01	－	－	－	－	－	－
ミャンマー	25.49	マレーシア	201.70	－	－	－	－	－	－
モーリシャス	16.55	ミャンマー	30.84	－	－	－	－	－	－
モルディブ	24.23	モーリシャス	4.01	－	－	－	－	－	－
モンゴル	56.48	モルディブ	4.81	－	－	－	－	－	－
ラオス	54.06	モンゴル	46.92	－	－	－	－	－	－
－	－	ラオス	64.05	－	－	－	－	－	－
（26か国）		（27か国）		（17か国）		（16か国）		（19か国）	

出典：DAC統計（DAC statistics on OECD.STAT）
＊1　マカオ等の「地域」は除く。
＊2　東欧および卒業国を除く。
参考：日本が第2位の援助供与国となっている国は、次のとおり。（2009年実績）アンティグア・バーブーダ、イエメン、インド、ウズベキスタン、エリトリア、カザフスタン、キリバス、グレナダ、コモロ、サモア、シエラレオネ、ジブチ、セントクリストファー・ネーヴィス、タジキスタン、トンガ、ナウル、パラオ、パラグアイ、ベリーズ、マーシャル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ミクロネシア、ミャンマー（計23か国）

図表 Ⅳ-17　日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域一覧（2010年実績まで）

⑴　日本がこれまで二国間政府開発援助実績を有する国・地域数…189（うち国数167）

⑵　2010年（暦年）に、日本が援助を行った国・地域は、計166か国・地域（うち国数162）。

詳細は図表Ⅳ-14「二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳」参照。

（　）地域

地域区分	日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域	卒業国・地域	計
東アジア	インドネシア、カンボジア、タイ、中国、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス	シンガポール、韓国、ブルネイ、（香港）、（台湾）、（マカオ）	17か国・地域（うち国数14）
南アジア	インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ		7か国
中央アジア・コーカサス地域	アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン		8か国
サブサハラ・アフリカ	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ、レソト、（セント・ヘレナ島）	（レユニオン）	50か国・地域（うち国数48）
中東・北アフリカ	アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、イラン、エジプト、オマーン、シリア、チュニジア、トルコ、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン、（パレスチナ自治区）	アラブ首長国連邦、イスラエル、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン	21か国・地域（うち国数20）
中南米	アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント、セントルシア、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、（英領モンセラット）	バハマ、（蘭領アンティル）、（ケイマン諸島）、（バミューダ）、（グァドループ）、（マルチニーク）、（仏領ギアナ）、（アルバ）	41か国・地域（うち国数33）
太洋州	キリバス、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、（クック諸島）、（ニウエ）、（ワリス・フツナ）	（ニューカレドニア）、（仏領ポリネシア）、（米領太平洋諸島）、（北マリアナ諸島）	19か国・地域（うち国数12）
欧州	アルバニア、ウクライナ、クロアチア、コソボ、セルビア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ	エストニア、キプロス、ギリシャ、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、（ジブラルタル）	26か国・地域（うち国数25）

＊1　卒業国・地域のうち、2010年に日本が援助を行った国については、下線を引いた。
＊2　セント・ヘレナ島、ワリス・フツナおよび英領モンセラットについては、卒業国・地域ではないが、2010年に日本は援助を行っていない。
＊3　地域区分は外務省分類。
参考：日本が援助実績を有していない国・地域…8
［アジア］北朝鮮、［アフリカ］マイヨット島、［中南米］アンギラ、タークス・カイコス諸島、フォークランド諸島、サンピエール・ミクロン島、英領ヴァージン諸島、［大洋州］トケラウ諸島

第4節 分野別実績

図表Ⅳ-18 二国間政府開発援助分野別配分

2010年（暦年）　（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位：百万ドル）

分野＼形態	無償資金協力	技術協力	贈与計	政府貸付等	二国間ODA	
						構成比（%）
Ⅰ. 社会インフラおよびサービス	1,262.33	1,220.21	2,482.54	1,467.97	3,950.51	21.98
1. 教育	226.80	642.95	869.76	－	869.76	4.84
2. 保健	268.78	120.19	388.97	－	388.97	2.16
3. 人口政策および生殖保健	18.36	36.81	55.17	－	55.17	0.31
4. 上下水道	314.23	151.84	466.06	1,467.97	1,934.03	10.76
5. 政府と市民社会	393.96	134.33	528.29	－	528.29	2.94
6. その他社会インフラおよびサービス	40.20	134.09	174.29	－	174.29	0.97
Ⅱ. 経済インフラおよびサービス	721.82	291.29	1,013.11	7,844.74	8,857.85	49.28
1. 輸送および貯蔵	514.58	126.39	640.97	5,035.63	5,676.60	31.58
2. 通信	2.81	39.46	42.27	－	42.27	0.24
3. エネルギー	203.73	61.99	265.72	2,809.11	3,074.83	17.11
4. 銀行および金融サービス	0.24	31.26	31.50	－	31.50	0.18
5. 商業およびその他サービス	0.46	32.19	32.66	－	32.66	0.18
Ⅲ. 生産セクター	258.38	481.89	740.27	285.66	1,025.94	5.71
1. 農林水産業	245.74	267.87	513.60	217.24	730.84	4.07
1）農業	73.39	202.01	275.39	185.16	460.56	2.56
2）林業	138.46	33.48	171.93	－	171.93	0.96
3）漁業	33.89	32.38	66.28	32.08	98.35	0.55
2. 鉱・工業産業	12.53	120.07	132.60	68.42	201.03	1.12
1）産業	12.42	99.62	112.04	68.42	180.46	1.00
2）鉱業	－	17.36	17.36	－	17.36	0.10
3）建設	0.11	3.10	3.20	－	3.20	0.02
3. 貿易および観光	0.11	93.95	94.06	－	94.06	0.52
1）貿易	－	80.83	80.83	－	80.83	0.45
2）観光	0.11	13.12	13.23	－	13.23	0.07
Ⅳ. マルチセクター援助	287.30	792.22	1,079.52	485.17	1,564.69	8.71
1. 環境保護一般	231.38	56.81	288.18	485.17	773.36	4.30
2. その他マルチセクター	55.92	735.41	791.34	－	791.34	4.40
小　計	2,529.83	2,785.62	5,315.45	10,083.55	15,398.99	85.68
Ⅴ. 商品援助／一般プログラム援助	470.59	－	470.59	460.78	931.36	5.18
1. 一般財政支援	3.83	－	3.83	460.78	464.60	2.58
2. 開発的食糧援助	339.85	－	339.85	－	339.85	1.89
3. その他商品援助	126.91	－	126.91	－	126.91	0.71
Ⅵ. 債務救済	14.07	－	14.07	172.98	187.05	1.04
Ⅶ. 人道支援	606.84	－	606.84	112.94	719.78	4.00
Ⅷ. 行政経費等	0.23	736.19	736.42	－	736.42	4.10
1. 行政経費	－	731.91	731.91	－	731.91	4.07
2. 分類不能	0.23	4.29	4.51	－	4.51	0.03
総　合　計	3,621.54	3,521.81	7,143.36	10,830.25	17,973.61	100.00
BHN（Ⅰ＋Ⅲ.1＋Ⅴ.2＋Ⅶ）	2,454.75	1,488.08	3,942.83	1,798.15	5,740.98	31.94

＊1　草の根無償については、2010年実績より無償資金協力の各分野に計上されることとなった。
＊2　「Ⅵ. 債務救済」は、既に供与した政府貸付等の返済条件等を変更するものであって新規に資金を供与するものではない。
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊4　BHN：Basic Human Needs。衣食住や教育など人間として最低限必要なもの。

（2012年6月14日訂正）

第5節 緊急援助実績

図表 Ⅳ-19 緊急無償案件（2010年度）

国　名	決定日	案件名	資金協力額（ドル）
ハイチ	2010年４月16日	ハイチにおける地震被害に対する緊急無償資金協力	22,600,000
中国（青海省）	2010年４月16日	中国青海省における地震被害に対する緊急無償資金協力	１億円
チリ	2010年５月28日	チリにおける大地震被害に対する緊急無償資金協力	１億9,500万円
タジキスタン	2010年６月15日	タジキスタン及びその周辺国におけるポリオ対策のための緊急無償資金協力	200,000
キルギス	2010年６月18日	キルギス南部における民族衝突により発生した難民・国内避難民に対する緊急無償資金協力	500,000
スーダン	2010年７月30日	スーダン共和国における住民投票に対する緊急無償資金協力	3,000,000
パキスタン	2010年８月３日	パキスタンにおける洪水被害に対する緊急無償資金協力	9,999,800
パキスタン	2010年８月20日	パキスタンにおける洪水被害に対する緊急無償資金協力	
中国（甘粛省）	2010年８月20日	中国甘粛省における土石流被害等に対する緊急無償資金協力	1,018,000
インドネシア	2010年11月５日	インドネシアにおける地震・津波・火山噴火被害に対する緊急無償資金協力	500,000
タイ	2010年11月５日	タイにおける洪水被害に対する緊急無償資金協力	200,000
ミャンマー	2010年11月16日	ミャンマーにおけるサイクロン被害に対する緊急無償資金協力	500,000
ハイチ	2010年11月19日	ハイチ共和国における選挙プロセスに対する緊急無償資金協力	1,513,509
スリランカ	2011年２月25日	スリランカにおける洪水被害に対する緊急無償資金協力	500,000
ニュージーランド	2011年２月25日	ニュージーランド南島における地震被害に対する緊急無償資金協力	500,000
リビア	2011年３月11日	リビアにおける武力衝突により発生した避難民に対する緊急無償資金協力	5,000,000

図表 Ⅳ-20 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与案件（2010年度）

国　名	決定日	案件名	援助内容
グアテマラ	2010年６月１日	中米における熱帯暴風雨被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ホンジュラス	2010年６月１日	中米における熱帯暴風雨被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ミャンマー	2010年６月18日	ミャンマー西部における豪雨による被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
パキスタン	2010年８月３日	パキスタン・イスラム共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
	2010年８月19日	パキスタン・イスラム共和国における洪水被害に対する緊急援助	国際緊急援助隊自衛隊部隊派遣
	2010年８月26日	パキスタン・イスラム共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
	2010年８月31日	パキスタン・イスラム共和国における洪水被害に対する緊急援助	国際緊急援助隊医療チーム派遣
	2010年９月９日	パキスタン・イスラム共和国における洪水被害に対する緊急援助	国際緊急援助隊医療チーム派遣
ベトナム	2010年10月22日	ベトナム中部における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ハイチ	2010年10月27日	ハイチにおけるコレラの発生に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ベナン	2010年10月29日	ベナン共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
セントルシア	2010年11月８日	カリブ諸国におけるハリケーン・トーマス被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
セントビンセント	2010年11月８日	カリブ諸国におけるハリケーン・トーマス被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
インドネシア	2010年11月８日	インドネシアにおけるジャワ島中部メラピ火山噴火による被害に対する緊急援助	国際緊急援助隊専門家チーム派遣
コスタリカ	2010年11月11日	コスタリカにおける豪雨被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ガーナ	2010年11月12日	ガーナ共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
コロンビア	2010年12月９日	コロンビア共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ベネズエラ	2010年12月16日	ベネズエラ・ボリバル共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
スリランカ	2011年１月14日	スリランカ民主社会主義共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ニュージーランド	2011年２月22日	ニュージーランド南島における地震被害に対する緊急援助	国際緊急援助隊救助チーム派遣
	2011年２月22日	ニュージーランド南島における地震被害に対する緊急援助	国際緊急援助隊自衛隊部隊派遣
	2011年２月25日	ニュージーランド南島における地震被害に対する緊急援助	国際緊急援助隊専門家チーム派遣
	2011年２月25日	ニュージーランド南島における地震被害に対する緊急援助	国際緊急援助隊専門家チーム派遣
	2011年２月28日	ニュージーランド南島における地震被害に対する緊急援助	国際緊急援助隊救助チーム派遣
	2011年３月３日	ニュージーランド南島における地震被害に対する緊急援助	国際緊急援助隊専門家チーム派遣
	2011年３月５日	ニュージーランド南島における地震被害に対する緊急援助	国際緊急援助隊救助チーム派遣

図表 Ⅳ-21　国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与実績（2010年度）

被災国名	災害名	援助決定日	国際緊急援助隊		物資供与	
			派遣期間	チーム構成	物資品目	援助額
グアテマラ	熱帯暴風雨	６月１日			テント、毛布、スリーピングパッド、ポリタンク、浄水器、簡易水槽	約2,000万円相当
ホンジュラス	熱帯暴風雨	６月１日			毛布、スリーピングパッド、ポリタンク、簡易水槽	約1,000万円相当
ミャンマー	豪雨	６月18日			テント、浄水器、簡易水槽（3,700ﾘｯﾄﾙ）、発電機、コードリール	約1,000万円相当
パキスタン	洪水	８月３日			テント、浄水器、簡易水槽、排水ポンプ（現地調達）	約2,000万円相当
		８月19日	８月21日～11月９日（81日間）	自衛隊部隊（516名）		
		８月26日			テント、浄水タブレット	約2,000万円相当
		８月31日	９月３日～９月16日（14日間）	医療チーム（23名）		
		９月９日	９月12日～９月25日（14日間）	医療チーム（24名）		
ベトナム	洪水	10月22日			毛布、発電機、コードリール、ポリタンク、浄水器、蚊帳	約2,000万円相当
ハイチ	コレラ	10月27日			浄水器、簡易水槽、ポリタンク、プラスチックシート、エリスロマイシン、乳酸リンゲル液（1ﾘｯﾄﾙ）、静注針、カテーテル（22g）、カテーテル（18g）、インフージョンチューブ	約1,500万円相当
ベナン	洪水	10月29日			テント、毛布、プラスチックシート、スリーピングパッド	約2,000万円相当
セントルシア	熱帯暴風雨	11月８日			発電機、コードリール、簡易水槽、浄水器、プラスチックシート	約800万円相当
セントビンセント	熱帯暴風雨	11月８日			プラスチックシート、発電機、コードリール、浄水器	約700万円相当
インドネシア	火山噴火	11月８日	11月９日～11月18日（10日間）	専門家チーム（４名）		
コスタリカ	豪雨	11月11日			発電機、コードリール、毛布	約800万円相当
ガーナ	洪水	11月12日			毛布、プラスチックシート、ポリタンク、浄水器	約1,300万円相当
コロンビア	洪水	12月９日			テント、プラスチックシート、スリーピングパッド、毛布	約2,000万円相当
ベネズエラ	洪水	12月16日			毛布（普通）、スリーピングパッド、浄水器、ポリタンク、発電機（60Hz）、コードリール（220V）	約1,000万円相当
スリランカ	洪水	１月14日			テント（6人用）、スリーピングパッド	約2,000万円相当
ニュージーランド	地震	２月22日	２月23日～３月３日（９日間）	救助チーム（66名）		
		２月22日	２月23日～３月３日（９日間）	自衛隊部隊（40名）		
		２月25日	２月25日～３月５日（９日間）	専門家チーム（５名）		
		２月25日	２月25日～３月７日（11日間）	専門家チーム（１名）		
		２月28日	２月28日～３月８日（９日間）	救助チーム（45名）		
		３月３日	３月５日～３月13日（９日間）	専門家チーム（２名）		
		３月５日	３月６日～３月12日（７日間）	救助チーム（32名）		
実績計				11チーム	15件	約22,192万円相当

＊　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

第3章 二国間援助案件リスト

第1節 二国間贈与

図表 Ⅳ-22 無償資金協力案件一覧

● 2010年度：地域・国別

国　名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
東アジア地域			
インドネシア	プルイット排水機場緊急改修計画（詳細設計）	2011年１月20日	0.74
	空港保安機材整備計画	2010年６月25日	6.21
	マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム整備計画（2/2期）		14.32
カンボジア	第六次地雷除去活動機材整備計画	2011年３月15日	12.98
	第三次プノンペン市洪水防御・排水改善計画		37.00
	地方州都における配水管改修及び拡張計画		27.60
	人材育成奨学計画	2010年６月23日	3.06
	ネアックルン橋梁建設計画		119.40
カンボジア及びタイ	メコン森林保護地域の越境生物多様性保全計画（国際熱帯木材機関（ITTO）連携）	2010年10月28日	1.74
タイ	森林保全計画	2010年９月30日	9.00
中国	人材育成奨学計画	2010年８月25日	4.92
東ティモール	第二次ベモスーディリ給水施設緊急改修計画	2011年１月31日	2.72
	オエクシ港緊急改修計画	2010年12月14日	11.75
ベトナム	クアンガイ省小規模貯水池修復計画	2010年８月11日	6.98
	人材育成奨学計画	2010年７月12日	3.62
	気候変動による自然災害対処能力向上計画	2010年６月30日	20.00
	森林保全計画	2010年５月27日	4.00
ミャンマー	食糧援助（WFP経由）	2011年３月22日	4.80
	人材育成奨学計画	2010年９月２日	3.02
モンゴル	食糧援助	2011年２月18日	8.10
	ウランバートル市水供給改善計画（詳細設計）	2010年９月３日	1.02
	国立ラジオ・テレビ大学教育機材整備計画	2010年９月３日	1.01
	人材育成奨学計画	2010年５月４日	2.47
	淡水資源・自然保護計画		7.56
ラオス	首都ビエンチャン市公共バス交通改善計画	2011年３月10日	5.00
	国営テレビ局番組ソフト整備計画	2011年３月10日	0.76
	チャンパサック県及びサバナケット県学校環境改善計画	2010年６月15日	10.18
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2010年５月13日	10.00
	人材育成奨学計画		2.77
南アジア地域			
インド	ポリオ撲滅計画（ユニセフ連携）	2011年１月21日	1.92
	インディラ・ガンディー国立放送大学教材制作センター整備計画	2010年７月26日	7.87
スリランカ	貧困農民支援	2011年３月31日	3.60
	ルパバヒニ国営放送局番組制作機材整備計画	2011年２月10日	0.42

国　名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
スリランカ	東部州五橋架け替え計画	2010年11月25日	12.17
	人材育成奨学計画	2010年５月25日	2.29
ネパール	食糧援助	2011年３月17日	10.00
	森林保全計画	2010年４月28日	6.00
	貧困農民支援	2010年４月８日	4.90
パキスタン	ポリオ撲滅計画（ユニセフ連携）	2010年12月14日	3.95
	ファイサラバード上水道拡充計画	2010年８月26日	7.99
	ラホール市下水・排水機材緊急復旧計画		12.23
	アボタバード市上水道整備計画	2010年７月27日	36.44
バングラデシュ	貧困削減戦略支援無償	2011年３月30日	5.00
	食糧援助（WFP連携）	2010年８月25日	8.20
	人材育成奨学計画	2010年６月13日	2.31
	気候変動による自然災害対処能力向上計画	2010年４月25日	15.00
ブータン	貧困農民支援	2011年３月21日	1.30
	救急車整備計画	2011年１月25日	1.61
モルディブ	ノン・プロジェクト無償	2010年６月１日	3.00
中央アジアおよびコーカサス地域			
アゼルバイジャン	貧困農民支援	2011年３月17日	2.60
ウズベキスタン	国境税関大型貨物用検査機材整備計画（第二次）	2010年９月16日	3.60
	人材育成奨学計画	2010年７月15日	2.33
キルギス	キルギス南部における避難民及び帰還民コミュニティの帰還・再統合プログラム（UNHCR連携）	2010年９月14日	6.10
	イシククリ州・チュイ州道路維持管理機材整備計画	2010年８月12日	9.74
グルジア	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2010年６月16日	4.80
タジキスタン	人材育成奨学計画	2010年５月17日	1.19
	貧困農民支援	2010年４月15日	1.90
中東・北アフリカ地域			
アフガニスタン	ノン・プロジェクト無償資金協力	2011年３月９日	28.00
	バルフ県立病院機材整備計画		10.36
	ポリオ撲滅計画（ユニセフ連携）	2011年１月29日	4.52
	感染症病院建設計画	2010年12月12日	26.43
	カブール県及びバーミヤン県灌漑・小規模水力発電整備計画（FAO連携）	2010年11月10日	13.56
	ゴール県チャグチャラン市内道路整備計画	2010年10月４日	6.72
	カブール国際空港誘導路改修計画		25.72
	アフガニスタン平和・再統合プログラム（UNDP連携）	2010年９月23日	43.55
	食糧援助（WFP連携）	2010年８月25日	4.60
	農業生産拡大及び生産性向上計画（FAO連携）	2010年６月５日	10.33
イエメン	食糧援助（WFP連携）	2010年８月25日	5.70
	地方給水整備計画	2010年５月17日	15.94
	ノクム道路建機センター機能強化計画	2010年４月28日	7.07
パレスチナ	ジェリコ市水環境改善・有効活用計画	2011年２月28日	26.50
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2010年12月27日	10.00
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2010年10月24日	15.00
	食糧援助（UNRWA連携）	2010年８月31日	6.00
	食糧援助（WFP連携）	2010年８月25日	2.70
モロッコ	高アトラス地域における洪水予警報システム構築計画	2011年３月23日	5.86
ヨルダン	南部地域給水改善計画（詳細設計）	2011年１月12日	0.47

国　名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
ヨルダン	ノン・プロジェクト無償資金協力	2010年５月26日	15.00
レバノン	ナフル・エル・バーリド・パレスチナ難民キャンプ再建計画（UNRWA連携）	2011年３月22日	2.01
サブサハラ・アフリカ地域			
アンゴラ	ポリオ撲滅計画（ユニセフ連携）	2011年２月21日	3.83
	ヴィアナ職業訓練センター整備計画	2010年８月30日	8.44
ウガンダ	食糧援助（WFP連携）	2010年８月25日	4.30
	中央ウガンダ地域医療施設改善計画	2010年６月17日	17.41
	気候変動による自然災害対処能力向上計画	2010年４月12日	5.00
	ウガンダ北部地域国内避難民帰還促進のための生活基盤整備計画		13.40
	予防接種体制整備計画		4.51
エチオピア	国道一号線アワシュ橋架け替え計画（詳細設計）	2011年３月８日	0.45
	食糧援助	2010年11月23日	5.50
	アバイ渓谷ゴハチオンーデジェン幹線道路機材整備計画	2010年６月25日	9.60
	ティグライ州地方給水計画	2010年５月14日	12.64
エリトリア	食糧援助	2011年１月21日	4.50
ガーナ	貧困削減戦略支援無償資金協力（セクター財政支援（保健））	2011年３月２日	2.00
	食糧援助		10.00
	貧困削減戦略支援無償資金協力（一般財政支援）	2011年２月４日	3.40
カーボヴェルデ	食糧援助	2011年２月２日	3.40
ガンビア	食糧援助	2011年３月10日	6.60
ギニア	食糧援助（WFP連携）	2010年８月25日	4.90
ギニアビサウ	貧困農民支援	2011年３月12日	1.75
	食糧援助（WFP連携）	2010年８月25日	2.50
	トンバリ州零細漁業施設建設計画	2010年６月９日	8.56
	ガブ州、オイオ州における子供のための環境整備計画（ユニセフ連携）	2010年４月28日	8.65
ケニア	食糧援助	2011年３月２日	6.30
	HIV・AIDS対策計画	2010年12月10日	2.94
	食糧援助	2010年11月16日	9.40
	ナイロビ西部環状道路建設計画		25.07
	エンブ市及び周辺地域給水システム改善計画	2010年７月26日	25.60
コートジボワール	気候変動による自然災害対処能力向上計画	2010年８月3日	3.80
	紛争後復興及び平和構築のための青年職業訓練計画（UNIDO連携）	2010年８月2日	3.25
	森林保全計画	2010年４月19日	15.00
コモロ	食糧援助	2011年３月１日	1.40
コンゴ共和国	食糧援助（WFP連携）	2010年４月８日	2.70
コンゴ民主共和国	ノン・プロジェクト無償資金協力	2011年３月17日	15.00
	食糧援助	2011年２月３日	8.80
	キンシャサ保健人材センター整備計画（詳細設計）	2011年１月13日	0.85
	森林保全計画	2010年５月18日	10.00
	キンシャサ大学病院医療機材整備計画		7.28
	キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画（第二次）		33.52
	ンガリエマ浄水場拡張計画		36.33
	赤道州、東西カサイ州におけるコミュニティ参加を通じた子供のための環境整備計画（ユニセフ連携）	2010年４月29日	6.01
サントメ・プリンシペ	食糧援助	2011年１月25日	2.30
シエラレオネ	ノン・プロジェクト無償資金協力	2011年３月10日	9.00

国　名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
シエラレオネ	カンビア地方給水整備計画	2011年１月20日	8.05
ジブチ	南部地方給水計画	2011年３月28日	4.89
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2010年12月20日	3.00
ジンバブエ	小児感染症予防計画（ユニセフ連携）	2011年３月29日	4.64
スーダン	紛争の影響を受けた児童の保護計画（ユニセフ連携）	2011年３月10日	2.55
	小児感染症予防計画（ユニセフ連携）	2010年11月10日	8.70
	食糧援助（WFP経由）	2010年８月８日	6.00
スワジランド	中等教育改善計画	2011年３月９日	11.43
セネガル	職業訓練機能強化計画	2011年３月８日	10.74
	ダカール州及びティエス州小中学校建設計画		12.13
	食糧援助		9.10
タンザニア	ザンジバル地域配電網強化計画	2011年３月29日	30.00
	キリマンジャロ州地方送配電網強化計画	2011年３月24日	25.00
	ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画（詳細設計）		0.40
	貧困農民支援	2011年２月24日	4.00
	貧困削減戦略支援無償資金協力	2010年11月18日	4.70
	HIV・AIDS対策計画	2010年10月18日	1.15
	ンゴロンゴロ自然保護区ビジターセンター展示及び視聴覚機材整備計画	2010年10月18日	0.48
	ニューバガモヨ道路拡幅計画	2010年５月31日	48.73
	食糧援助	2010年５月20日	9.70
チャド	食糧援助（WFP連携）	2010年８月25日	3.10
中央アフリカ			2.40
トーゴ	食糧援助	2011年１月18日	4.30
	気候変動による自然災害対処能力向上計画	2010年８月11日	5.00
ナイジェリア	小児感染症予防計画（ユニセフ連携）	2010年12月10日	8.81
	第二次小学校建設計画	2010年６月28日	11.32
ブルキナファソ	食糧援助	2011年３月４日	7.60
	国立水森林学校教育研修能力強化計画	2010年12月２日	6.55
ブルンジ	食糧援助	2011年２月23日	4.00
	ブジュンブラ市内交通網整備計画	2010年６月７日	27.00
	気候変動による自然災害対処能力向上計画	2010年４月15日	3.00
ベナン	国営ラジオ・テレビ局番組ソフト整備計画	2011年３月29日	0.29
	食糧援助	2011年２月３日	4.60
	村落環境整備計画（UNDP連携）	2011年１月21日	4.06
マラウイ	地下水開発計画	2011年１月26日	4.26
	カムズ国際空港航空航法システム改修計画		7.78
	中等学校改善計画	2010年８月31日	11.98
	気候変動による自然災害対処能力向上計画	2010年７月28日	5.00
	マラウイ警察楽器整備計画	2010年６月25日	0.35
	ブランタイヤ市道路網整備計画（第二次）	2010年６月２日	8.99
	森林保全計画	2010年５月７日	17.00
マリ	バマコ中央魚市場建設計画	2010年６月23日	10.27
モザンビーク	食糧援助	2011年３月２日	10.00
	森林保全計画	2010年４月28日	7.00
モーリタニア	食糧援助	2011年２月１日	5.40

国　名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
リベリア	小児感染症予防計画（ユニセフ連携）	2011年３月８日	3.04
	食糧援助		10.00
	ノン・プロジェクト無償資金協力		11.00
	教育施設整備計画（ユニセフ連携）	2010年７月２日	7.72
ルワンダ	ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画（詳細設計）	2011年３月22日	0.40
	変電及び配電網整備計画		24.54
	貧困農民支援		1.90
レソト	中等学校建設・施設改善計画	2011年３月16日	10.69
	太陽光を利用したクリーンエネルギー導入計画		2.97
	食糧援助（WFP連携）	2010年８月25日	1.90
南アフリカ	南アフリカ柔道連盟柔道器材整備計画	2011年２月18日	0.67
中南米地域			
エルサルバドル	気候変動による自然災害対処能力向上計画	2010年４月28日	15.00
ガイアナ	東デメララ貯水池修復計画	2011年３月25日	2.89
ニカラグア	マナグアーエルラマ間橋梁架け替え計画（詳細設計）	2010年12月16日	0.62
	サンタフェ橋建設計画（本体工事）	2010年５月26日	27.53
ハイチ	レオガン市復興のための市街地道路整備計画	2010年11月24日	10.48
	国境管理強化計画（IOM連携）	2010年７月７日	2.22
パラグアイ	森林保全計画	2010年５月21日	7.00
ペルー	気候変動による自然災害対処能力向上計画	2010年９月17日	10.00
	森林保全計画		9.00
ボリビア	貧困農民支援	2010年７月５日	3.20
	森林保全計画		12.00
ホンジュラス	首都圏地滑り防止計画（詳細設計）	2011年２月８日	0.45
アルゼンチン	国営放送局番組ソフト及び番組制作機材整備計画	2010年９月16日	1.67
コスタリカ	コスタリカ大学日本語学習機材整備計画	2011年３月23日	0.46
大洋州地域			
キリバス	ノン・プロジェクト無償資金協力	2011年３月11日	1.00
	ベシオ港拡張計画（詳細設計）	2010年11月９日	0.52
サモア	森林保全計画	2010年６月29日	3.00
ソロモン	防災ラジオ放送網改善計画	2011年３月24日	5.04
ツバル	ノン・プロジェクト無償資金協力	2011年３月23日	1.00
	中波ラジオ放送網整備計画	2010年６月16日	8.01
トンガ	バイオラ病院改善整備計画（第2次）（本体工事）	2010年５月11日	19.22
ナウル	ノン・プロジェクト無償資金協力	2011年３月11日	1.00
バヌアツ	ノン・プロジェクト無償資金協力	2011年３月14日	1.00
欧州地域			
コソボ	廃棄物管理向上計画	2011年３月30日	5.43
セルビア	乳がん早期発見機材整備計画	2010年６月30日	6.32
モンテネグロ	ポドゴリツァ市上水道システム緊急修復計画	2010年５月13日	5.96
ウクライナ	グリエル記念国立音楽大学楽器整備計画	2010年５月20日	0.32
ブルガリア	ヴェリコ・タルノヴォーコンスタンティン・キシモフ音楽・演劇劇場音響機材整備計画	2011年１月25日	0.51
ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ交響楽団楽器整備計画	2010年10月26日	0.44

＊　2010年度に交換公文を締結した案件を実績として記載している。ただし、草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力を除く。

第2節 二国間借款

図表 Ⅳ-23 有償資金協力案件一覧

● 2010年度：地域・国別

国　名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
東アジア地域			
インドネシア	第三次インフラ改革セクター開発計画	2011年３月10日	82.91
	第七次開発政策借款	2010年12月10日	83.91
	第三次気候変動対策プログラム・ローン	2010年６月23日	271.95
タイ	ノンタブリ1道路チャオプラヤ川橋梁建設計画	2010年９月28日	73.07
	バンコク大量輸送網整備計画（パープルライン）（Ⅱ）		166.39
フィリピン	道路改良・保全計画	2011年１月28日	408.47
	台風オンドイ・ペペン後緊急インフラ復旧計画	2010年４月26日	99.12
ベトナム	ニャッタン橋（日越友好橋）建設計画（第二期）	2011年１月21日	248.28
	ギソン火力発電所建設計画（第二期）		298.52
	第九次貧困削減支援貸付		35.00
	サイゴン東西ハイウェイ建設計画（第五期）	2010年５月14日	140.61
	ホーチミン市水環境改善計画（第三期）		43.27
	気候変動対策支援プログラム（第一期）		100.00
モンゴル	中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業計画（第２フェーズ）	2010年11月19日	50.00
南アジア地域			
インド	ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進計画	2011年２月17日	50.01
	タミル・ナド州生物多様性保全・植林計画		88.29
	ヤムナ川流域諸都市下水等整備計画（Ⅲ）		325.71
	貨物専用鉄道建設計画（フェーズ２）	2010年７月26日	16.16
スリランカ	大コロンボ圏都市交通整備計画（フェーズ２）（第二期）	2011年３月22日	316.88
	ワウニア・キリノッチ送電線修復計画（第二期）		14.22
パキスタン	ハイバル・パフトゥンハー州緊急農村道路復興計画（洪水災害対策）	2011年１月21日	147.00
	緊急輸入支援融資（洪水災害対策）		50.00
中央アジアおよびコーカサス地域			
ウズベキスタン	タリマルジャン火力発電所増設計画	2010年５月１日	274.23
カザフスタン	CAREC物流回廊（ジャンブル州）整備計画	2010年８月10日	63.61
中東・北アフリカ地域			
トルコ	ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画（Ⅱ）	2010年11月22日	420.78
サブサハラ・アフリカ地域			
ウガンダ	ナイル架橋建設計画	2010年11月１日	91.98
カメルーン	送配電網強化・拡充計画	2011年３月４日	29.39
ケニア	オルカリアーレソスーキスム送電線建設計画	2010年12月10日	124.10
	ムエア灌漑開発計画	2010年７月26日	131.78
セーシェル	債務救済（債務の一部免除、支払繰延並びに支払猶予）	2010年11月23日	－
タンザニア	イリンガーシニャンガ基幹送電線強化計画	2010年12月13日	60.48
モーリシャス	グラン・ベ地域下水処理施設整備計画	2010年７月８日	70.12
リベリア	債務救済措置（債務免除方式）	2011年３月８日	159.70

国　名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
中南米地域			
グアテマラ	和平地域道路整備計画（Ⅱ）	2010年10月22日	99.39
パラグアイ	地方道路整備計画	2010年６月30日	48.22
ブラジル	サンパウロ州沿岸部衛生改善計画（Ⅱ）	2010年７月１日	191.69

第4章 国際機関を通じた政府開発援助実績

図表 Ⅳ-24 国際機関を通じた政府開発援助実績の推移

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

区分＼暦年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
1. 国際機関贈与	1,025.3	1,047.8	1,152.2	1,523.9	1,378.4	807.1	1,239.9	919.3	1,126.9	796.8
(1) 国連諸機関	843.6	804.6	865.7	1,242.8	1,070.8	587.7	584.9	602.6	662.3	517.6
(2) その他機関	181.6	243.2	286.5	281.1	307.6	219.4	655.0	316.8	464.6	279.2
2. 国際機関出資等	1,422.9	1,585.5	1,472.3	1,541.2	1,420.5	3,070.8	685.7	1,862.0	2,167.6	2,887.2
(1) 世銀グループ	871.0	1,123.5	916.5	1,034.9	896.9	2,575.6	172.7	1,253.4	1,404.4	1,931.0
(2) その他	551.8	462.1	555.8	506.3	523.6	495.2	513.0	608.7	763.2	956.3
合　計	2,448.1	2,633.3	2,624.5	3,065.1	2,798.9	3,877.9	1,925.6	2,781.4	3,294.6	3,684.0
政府開発援助全体に占める割合(%)	24.3	27.9	28.7	33.7	20.9	34.8	24.9	28.9	34.8	33.4

出典：DAC統計（DAC statistics on OECD.STAT）
＊1　経済協力開発機構・開発援助委員会統計作業部会の決定により、2009年実績より欧州復興開発銀行（EBRD）向け実績を含む。
＊2　政府開発援助全体に占める割合の算出に関しては東欧を除く。
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 Ⅳ-25　主要国際機関に対する拠出・出資実績（上位5か国）

	国際機関名	2009年				2010年			
1	国連食糧農業機関（FAO）	順位	国　名	分担率(%)	分担額(千ドル)	順位	国　名	分担率(%)	分担額(千ドル)
		1	米　国	22.00	103,283	1	米　国	22.00	110,784
		2	日　本	16.71	78,430	2	日　本	16.71	84,125
		3	ドイツ	8.62	40,464	3	ドイツ	8.62	43,402
		4	英　国	6.68	31,337	4	英　国	6.68	33,613
		5	フランス	6.33	29,727	5	フランス	6.33	31,886
2	国連世界食糧計画（WFP）(*1)	順位	国名・機関名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名・機関名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)
		1	米　国	43.73	1,758,700	1	米　国	41.09	1,571,458
		2	EC	8.55	343,830	2	EC	7.58	289,928
		3	カナダ	5.60	225,343	3	カナダ	7.47	285,529
		4	スペイン	5.32	213,852	4	日　本	5.61	214,406
		5	日　本	5.04	202,684	5	英　国	4.11	156,998
3	国連教育科学文化機関（UNESCO）(*2)	順位	国　名	分担率(%)	分担額(千ドル)	順位	国　名	分担率(%)	分担額(千ドル)
		1	米　国	22.0	69,410	1	米　国	22.0	71,830
		2	日　本	16.6	52,373	2	日　本	12.5	40,813
		3	ドイツ	8.6	27,133	3	ドイツ	8.0	26,120
		4	英　国	6.6	20,823	4	英　国	6.6	21,549
		5	フランス	6.3	19,877	5	フランス	6.1	19,917
4	国連工業開発機関（UNIDO）	順位	国　名	分担率(%)	分担額(千ユーロ)	順位	国　名	分担率(%)	分担額(千ユーロ)
		1	日　本	22.00	17,009	1	日　本	22.00	17,227
		2	ドイツ	11.92	9,217	2	ドイツ	11.92	9,334
		3	英　国	9.23	7,137	3	英　国	9.23	7,228
		4	フランス	8.76	6,771	4	フランス	8.76	6,859
		5	イタリア	7.06	5,458	5	イタリア	7.06	5,528
5	国連児童基金（UNICEF）	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)
		1	米　国	16.6	299,467	1	米　国	22.0	340,671
		2	ノルウェー	11.0	199,085	2	英　国	13.3	258,134
		3	オランダ	10.6	190,836	3	ノルウェー	10.6	204,967
		4	英　国	10.1	182,027	4	日　本	9.0	175,046
		5	スウェーデン	9.5	171,048	5	オランダ	8.2	158,758
		6	日　本	9.1	164,450				
6	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）	順位	国名・機関名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名・機関名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)
		1	米　国	37.3	640,727	1	米　国	37.4	712,221
		2	EC	7.4	126,948	2	日　本	7.5	143,494
		3	日　本	6.4	110,554	3	EC	6.2	118,215
		4	スウェーデン	6.3	107,885	4	スウェーデン	5.9	111,937
		5	オランダ	4.7	80,617	5	ノルウェー	4.3	80,975
7	国連人口基金（UNFPA）	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)
		1	オランダ	17.20	80,881	1	オランダ	14.98	73,601
		2	スウェーデン	12.60	59,016	2	スウェーデン	12.33	60,564
		3	ノルウェー	10.20	48,046	3	ノルウェー	11.02	54,133
		4	米　国	9.80	46,100	4	米　国	10.46	51,400
		5	デンマーク	8.40	39,499	5	デンマーク	7.56	37,124
		6	英　国	7.40	34,510	6	フィンランド	6.87	33,738
		7	日　本	6.40	30,066	9	日　本	5.18	25,438

	国際機関名	2009年				2010年			
8	国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）	順位	国名・機関名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名・機関名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)
		1	米国	26.5	267,960	1	米国	29.5	247,873
		2	EC	22.5	228,012	2	EC	19.7	165,244
		3	英国	4.9	50,045	3	スウェーデン	5.6	47,217
		4	スウェーデン	4.8	48,576	4	英国	5.4	45,733
		5	ノルウェー	3.9	39,056	5	ノルウェー	4.8	40,112
		12	日本	1.8	17,728	8	日本	2.5	20,763
9	国連開発計画（UNDP）	順位	国名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)
		1	ノルウェー	12.1	122,519	1	オランダ	12.5	121,457
		2	オランダ	12.1	122,449	2	ノルウェー	12.1	117,665
		3	米国	10.1	102,785	3	米国	10.2	99,331
		4	英国	9.2	93,413	4	スウェーデン	9.0	88,018
		5	スウェーデン	9.0	90,831	5	英国	8.8	85,365
		6	日本	7.3	74,106	6	日本	7.6	73,318
10	世界保健機関（WHO）	順位	国名	分担率(%)	分担額(千ドル)	順位	国名	分担率(%)	分担額(千ドル)
		1	米国	22.0	106,573	1	米国	22.0	106,573
		2	日本	16.6	77,212	2	日本	16.6	77,212
		3	ドイツ	8.6	39,837	3	ドイツ	8.6	39,837
		4	英国	6.6	30,850	4	英国	6.6	30,850
		5	フランス	6.3	30,477	5	フランス	6.3	30,477
11	国際復興開発銀行（IBRD）(*3)	順位	国名	出資率(%)	出資額(百万ドル)	順位	国名	出資率(%)	出資額(百万ドル)
		1	米国	16.8	31,965	1	米国	16.8	31,965
		2	日本	8.1	15,321	2	日本	8.1	15,321
		3	ドイツ	4.6	8,734	3	ドイツ	4.6	8,734
		4	フランス	4.4	8,372	4	フランス	4.4	8,372
		4	英国	4.4	8,372	4	英国	4.4	8,372
12	国際開発協会（IDA）	順位	国名	出資率(%)	出資額(百万SDR)	順位	国名	出資率(%)	出資額(百万SDR)
		1	英国	14.1	2,802	1	英国	14.1	2,802
		2	米国	12.2	2,430	2	米国	12.2	2,430
		3	日本	10.0	1,994	3	日本	10.0	1,994
		4	ドイツ	7.1	1,406	4	ドイツ	7.1	1,406
		5	フランス	6.5	1,296	5	フランス	6.5	1,296
13	国際通貨基金（IMF）(*4)	順位	国名	分担率(%)	分担額(百万SDR)	順位	国名	分担率(%)	分担額(百万SDR)
		1	米国	17.1	37,149	1	米国	17.1	37,149
		2	日本	6.1	13,313	2	日本	6.1	13,313
		3	ドイツ	6.0	13,008	3	ドイツ	6.0	13,008
		4	フランス	4.9	10,739	4	フランス	4.9	10,739
		4	英国	4.9	10,739	4	英国	4.9	10,739
14	アジア開発銀行（ADB）	順位	国名	出資率(%)	出資額(千ドル)	順位	国名	出資率(%)	出資額(千ドル)
		1	日本	15.6	19,984,756	1	日本	15.6	19,984,756
		1	米国	15.6	19,984,756	1	米国	15.6	19,984,756
		3	中国	6.4	8,251,434	3	中国	6.4	8,251,434
		4	インド	6.3	8,107,034	4	インド	6.3	8,107,034
		5	オーストラリア	5.8	7,409,643	5	オーストラリア	5.8	7,409,643

	国際機関名	2009年				2010年			
15	アジア開発基金（ADF）	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額(百万SDR)	順位	国　名	拠出率(%)	拠出額(百万SDR)
		1	日　本	38.5	1,016	1	日　本	38.5	1,016
		2	米　国	11.0	291	2	米　国	11.0	291
		3	オーストラリア	7.1	188	3	オーストラリア	7.1	188
		4	ド　イ　ツ	5.3	140	4	ド　イ　ツ	5.3	140
		5	英　国	5.3	139	5	英　国	5.3	139
16	アフリカ開発銀行（AfDB）	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万UA)	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万UA)
		1	ナイジェリア	8.9	1,932	1	ナイジェリア	8.8	1,932
		2	米　国	6.6	1,441	2	米　国	6.5	1,441
		3	日　本	5.5	1,194	3	日　本	5.4	1,194
		4	エ ジ プ ト	5.1	1,118	4	エ ジ プ ト	5.1	1,118
		5	南アフリカ	4.6	999	5	南アフリカ	4.5	1,000
17	アフリカ開発基金（AfDF）	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万UA)	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万UA)
		1	英　国	14.8	548	1	英　国	14.8	548
		2	フ ラ ン ス	10.9	404	2	フ ラ ン ス	10.9	404
		3	ド　イ　ツ	10.8	400	3	ド　イ　ツ	10.8	400
		4	米　国	8.3	307	4	米　国	8.3	307
		5	日　本	7.1	263	5	日　本	7.1	263
18	米州開発銀行（IDB）	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万ドル)	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万ドル)
		1	米　国	30.0	30,310	1	米　国	30.0	30,310
		2	アルゼンチン	10.8	10,859	2	アルゼンチン	10.8	10,859
		2	ブ ラ ジ ル	10.8	10,859	2	ブ ラ ジ ル	10.8	10,859
		4	メ キ シ コ	6.9	6,980	4	メ キ シ コ	6.9	6,980
		5	ベネズエラ	5.8	5,818	5	ベネズエラ	5.8	5,818
		6	日　本	5.0	5,050	6	日　本	5.0	5,050
19	欧州復興開発銀行（EBRD）	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万ユーロ)	順位	国　名	出資率(%)	出資額(百万ユーロ)
		1	米　国	10.1	2,000	1	米　国	10.1	2,101
		2	日　本	8.6	1,704	2	日　本	8.6	1,790
		2	英　国	8.6	1,704	2	英　国	8.6	1,790
		2	フ ラ ン ス	8.6	1,704	2	フ ラ ン ス	8.6	1,790
		2	ド　イ　ツ	8.6	1,704	2	ド　イ　ツ	8.6	1,790
		2	イ タ リ ア	8.6	1,704	2	イ タ リ ア	8.6	1,790

＊1　WFPは無償資金協力（KR）を含む。
＊2　通常予算の分担金。基金等への拠出は除く。
＊3　IBRDにおける年度は7月1日～翌年6月30日であるため、表の数字は2009年6月末、2010年6月末時点のもの。
＊4　IMFにおける年度は5月1日～翌年4月30日であるため、表の数字は2009年4月末、2010年4月末時点のもの。

第5章 政府開発援助に関する主な資料

第1節 日本の政府開発援助をめぐる動き(2010年10月~2011年12月)

年　月	日本の援助をめぐる主要な動き	年　月	援助をめぐる国際的な動き
2010.10	第2回日本･メコン地域諸国首脳会議（於:ベトナム・ハノイ）	2010.10	アジア欧州会合第8回首脳会合（ASEM8）（於：ブリュッセル）
10	ベトナムにおける洪水被害に対し、緊急援助物資の供与	10	世界エイズ・結核・マラリア対策基金第3次増資会合（於:ニューヨーク）
10	ハイチにおけるコレラ感染拡大に対し、緊急援助物資の供与	10	FAO第36回世界食料安全保障委員会（於:ローマ）
10	ベナンにおける洪水被害に対し、緊急援助物資の供与	10	森林保全と気候変動に関する閣僚会議（於:名古屋）
		10	カルタヘナ議定書第5回締約国会議（於:名古屋）
		10	生物多様性条約第10回締約国会議（於:名古屋）
		10	パキスタン・フレンズ閣僚会合（於:ブリュッセル）
		10	太平洋・島サミット中間閣僚会合（於:東京）
		10	APEC食料安全保障担当大臣会合（於:新潟）
		10	ASEAN関連首脳会議（於:ベトナム）
11	インドネシアにおけるジャワ島中部メラピ火山噴火による被害に対し国際緊急援助隊（専門家チーム）の派遣、緊急無償資金協力の実施	11	クラスター弾に関する条約第1回締約国会議（於:ラオス・ビエンチャン）
11	タイにおける洪水被害に対し、緊急無償資金協力の実施	11	第4回アフガニスタン地域経済協力会議（RECCA Ⅳ）閣僚級会合（於:イスタンブール）
11	セントルシア、セントビンセントにおける熱帯暴風雨被害に対し、緊急援助物資の供与	11	パキスタン開発フォーラム（於:パキスタン・イスラマバード）パキスタンの洪水被害に対し5億ドルの支援を表明
11	コスタリカにおける豪雨被害に対し、緊急援助物資の供与	11－12	国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（於:メキシコ・カンクン）
11	ガーナにおける洪水被害に対し、緊急援助物資の供与		
11	ミャンマーにおけるサイクロン被害に対し、緊急無償資金協力の実施		
11	ハイチにおける大統領選挙に対し、緊急無償資金協力の実施		
12	日・マグレブ諸国閣僚懇談会（於:チュニジア・チュニス）	12	開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ第8回総会（於:東京）
12	コロンビアにおける洪水被害に対し、緊急援助物資の供与		
12	ベネズエラにおける洪水被害に対し、緊急援助物資の供与		

年　月	日本の援助をめぐる主要な動き	年　月	援助をめぐる国際的な動き
2011. 1	コロンビアの洪水被害に対し、 専門家派遣		
2	ニュージーランド南島における地震被害に対し、国際緊急援助隊（救助チーム、専門家チーム、自衛隊部隊）の派遣、緊急無償資金協力の実施	2011. 2	チュニジア、エジプトに関するEU主催有志国会合（於：ブリュッセル）
2	ベネズエラの洪水被害に対し、JICA調査団を派遣		
2	スリランカにおける洪水被害に対し、緊急無償資金協力の実施		
3	リビアにおける武力衝突により発生した避難民に対し、緊急無償資金協力の実施	3	第10回「万人のための教育」（EFA）ハイレベル・グループ会合（於：タイ・ジョムティエン）
		4	パレスチナ支援調整委員会高級事務レベル会合（於：ブリュッセル）
5	中東・北アフリカ諸国に対する支援策発表（於：G8サミット、フランス・ドーヴィル）	5	第3回TICAD閣僚級フォローアップ会合（於：セネガル・ダカール）
5	米国南東部における竜巻被害に対し、緊急援助物資の供与	5	第4回国連後発開発途上国会議（於：イスタンブール）
5	NGO・外務省定期協議会「全体会議」（於：東京）	5	第3回防災グローバル・プラットフォーム会合（於：ジュネーブ）
5	ナミビアにおける洪水被害に対し、緊急援助物資の供与		
6	「MDGs官民連携ネットワーク」の立ち上げ	6	ミレニアム開発目標（MDGs）フォローアップ会合（於：東京）
		6	ワクチンと予防接種のための世界同盟（GAVI）増資会合（於：ロンドン）
		6	「貿易のための援助」アジア太平洋地域レビュー会合（於：インドネシア）
		6	国連HIV/エイズハイレベル会合（於：ニューヨーク）
7	平成23年度「平和構築人材育成事業」（外務省委託事業）の開始	7	第3回WTO「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合（於：ジュネーブ）
7	「アフリカの角」地域の飢饉に対し、緊急無償資金協力の実施	7	南スーダンの独立
7	「草の根外交官：共生と絆のために～我が国の海外ボランティア事業～」の発表	7	日・ASEAN外相会議（於：インドネシア・バリ）「ASEAN防災ネットワーク構築構想」を発表
7	第4回日メコン外相会議（於：インドネシア・バリ）		
8	「アフリカの角」地域における干ばつ支援（ケニア国内の難民キャンプを支援するための緊急援助物資の供与）	8	アジア太平洋地域エイズ学会（於：釜山）
8	ロシア・ハバロフスク地方での石油精製工場火災事故に対し、国際緊急援助隊（専門家チーム）の派遣		
8	キルギスの大統領選挙に対し、緊急無償資金協力の実施		
8	「開発協力適正会議」の設置決定		

年　月	日本の援助をめぐる主要な動き	年　月	援助をめぐる国際的な動き
9	「アフリカの角」地域における干ばつ支援（エチオピア国内の難民キャンプを支援するための緊急援助物資の供与）	9	太平洋諸島フォーラム（PIF）域外国対話（於：ニュージーランド・オークランド）
9	「アフリカの角」地域における飢饉に対し、食糧援助（国連総会にて野田総理より表明）	9	クラスター弾に関する条約第2回締約国会議（於：レバノン・ベイルート）
9	パキスタンにおける洪水被害に対し、緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力の実施	9	非感染症疾患（NCD）の予防および管理に関する国連ハイレベル会合（於：ニューヨーク）
9	リビアにおける武力衝突により発生した負傷者に対し、緊急無償資金協力の実施	9	ミレニアム開発目標（MDGs）サイドイベント（於：ニューヨーク）
		9	G20開発に関する閣僚級会合（於：ワシントン）
		9	日本・世界銀行等共催防災セミナー（於：ワシントン）
10	カンボジアにおける洪水被害に対し、緊急援助物資の供与		
10－12	タイにおける洪水被害に対し、緊急援助物資の供与、国際緊急援助隊（専門家チーム）の派遣、緊急無償資金協力の実施		
10	ツバルの水不足被害に対し、緊急援助物資の供与		
10	エルサルバドルにおける大雨被害に対し、緊急援助物資の供与		
10	ホンジュラスにおける大雨被害に対し、緊急援助物資の供与		
10－11	トルコにおける地震被害に対し、緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力の実施		
10	ニカラグアにおける大雨被害に対し、緊急援助物資の供与		
10	ミャンマーにおける洪水被害に対し、緊急援助物資の供与		
10	ベトナムにおける洪水被害に対し、緊急援助物資の供与		
11	第3回日本・メコン地域諸国首脳会議（於：インドネシア・バリ）	11	G20カンヌサミット（於：カンヌ）
		11	第4回援助効果向上に関するハイレベルフォーラム（於：釜山）
		11－12	国連気候変動枠組条約第17回締約国会議（於：南アフリカ・ダーバン）
12	フィリピンにおける台風被害に対し、緊急援助物質の供与、緊急無償資金協力の実施		

第2節 政府開発援助に関する政策

1 政府開発援助大綱（2003年8月閣議決定）

政府開発援助大綱の改定について

平成15年8月29日
閣　議　決　定

平成4年に閣議にて決定された政府開発援助（ODA）大綱は、これまで10年以上にわたって我が国の援助政策の根幹をなしてきた。この間、国際情勢は激変し、今や我が国を含む国際社会にとって平和構築をはじめとする新たな開発課題への対応が急務となっている。こうした中で多くの先進国は、開発途上国が抱える深刻な問題に対してODAを通じた取組を強化している。また、政府、国際機関のみならず、様々な主体が開発途上国への支援を行い、相互の連携を深めている。

我が国としては、日本国憲法の精神にのっとり、国力にふさわしい責任を果たし、国際社会の信頼を得るためにも、新たな課題に積極的に取り組まなければならない。そのためには、ODAに対する国民の理解を得ることが重要であり、国内の経済財政状況や国民の意見も十分踏まえつつ、ODAを効果的に実施することが不可欠である。

このような考えの下、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性を高めるとともに、幅広い国民参加を促進し、我が国のODAに対する内外の理解を深めるため、次のとおりODA大綱を改定する。

政府開発援助大綱

I. 理 念 ― 目的、方針、重点

1.目 的

我が国ODAの目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することである。

これまで我が国は、アジアにおいて最初の先進国となった経験をいかし、ODAにより経済社会基盤整備や人材育成、制度構築への支援を積極的に行ってきた。その結果、東アジア諸国をはじめとする開発途上国の経済社会の発展に大きく貢献してきた。

一方、冷戦後、グローバル化の進展する中で、現在の国際社会は、貧富の格差、民族的・宗教的対立、紛争、テロ、自由・人権及び民主主義の抑圧、環境問題、感染症、男女の格差など、数多くの問題が絡み合い、新たな様相を呈している。

特に、極度の貧困、飢餓、難民、災害などの人道的問題、環境や水などの地球的規模の問題は、国際社会全体の持続可能な開発を実現する上で重要な課題である。これらの問題は、国境を超えて個々の人間にとっても大きな脅威となっている。

また、最近、多発する紛争やテロは深刻の度を高めており、これらを予防し、平和を構築するとともに、民主化や人権の保障を促進し、個々の人間の尊厳を守ることは、国際社会の安定と発展にとっても益々重要な課題となっている。

我が国は、世界の主要国の一つとして、ODAを積極的に活用し、これらの問題に率先して取り組む決意である。こうした取組は、ひいては各国との友好関係や人の交流の増進、国際場裡における我が国の立場の強化など、我が国自身にも様々な形で利益をもたらすものである。

さらに、相互依存関係が深まる中で、国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存す

る我が国としては、ODAを通じて開発途上国の安定と発展に積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。特に我が国と密接な関係を有するアジア諸国との経済的な連携、様々な交流の活発化を図ることは不可欠である。

平和を希求する我が国にとって、ODAを通じてこれらの取組を積極的に展開し、我が国の姿勢を内外に示していくことは、国際社会の共感を得られる最もふさわしい政策であり、ODAは今後とも大きな役割を担っていくべきである。

2.基本方針

このような目的を達成するため、我が国は以下の基本方針の下、ODAを一層戦略的に実施する。

⑴ 開発途上国の自助努力支援

良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため、開発途上国の自主性（オーナーシップ）を尊重し、その開発戦略を重視する。

その際、平和、民主化、人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取組を積極的に行っている開発途上国に対しては、これを重点的に支援する。

⑵「人間の安全保障」の視点

紛争・災害や感染症など、人間に対する直接的な脅威に対処するためには、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点で考えることが重要である。このため、我が国は、人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けたODAを実施する。また、紛争時より復興・開発に至るあらゆる段階において、尊厳ある人生を可能ならしめるよう、個人の保護と能力強化のための協力を行う。

⑶ 公平性の確保

ODA政策の立案及び実施に当たっては、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODAの実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図る。

特に男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。

⑷ 我が国の経験と知見の活用

開発途上国の政策や援助需要を踏まえつつ、我が国の経済社会発展や経済協力の経験を途上国の開発に役立てるとともに、我が国が有する優れた技術、知見、人材及び制度を活用する。

さらに、ODAの実施に当たっては、我が国の経済・社会との関連に配慮しつつ、我が国の重要な政策との連携を図り、政策全般の整合性を確保する。

⑸ 国際社会における協調と連携

国際社会においては、国際機関が中心となって開発目標や開発戦略の共有化が進み、様々な主体が協調して援助を行う動きが進んでいる。我が国もこのような動きに参加して主導的な役割を果たすよう努める。同時に、国連諸機関、国際開発金融機関、他の援助国、NGO、民間企業などとの連携を進める。特に、専門的知見や政治的中立性を有する国際機関と我が国のODAとの連携を強化するとともに、これらの国際機関の運営にも我が国の政策を適切に反映させていくよう努める。

さらに、我が国は、アジアなどにおけるより開発の進んだ途上国と連携して南南協力を積極的に推進する。また、地域協力の枠組みとの連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する。

3.重点課題

以上の目的及び基本方針に基づき、我が国は以下の課題に重点的に取り組む。

⑴ 貧困削減

貧困削減は、国際社会が共有する重要な開発目標であり、また、国際社会におけるテロなどの不安定要因を取り除くためにも必要である。そのため、教育や保健医療・福祉、水と衛生、農業などの分野における協力を重視し、開発途上国の人間開発、社会開発を支援する。同時に、貧困削減を達成するためには、開発途上国の経済が持続的に成長し、雇用が増加するとともに生活の質も改善されることが不可欠であり、そのための協力も重視する。

⑵ 持続的成長

開発途上国の貿易、投資及び人の交流を活性化し、持続的成長を支援するため、経済活動上重要となる経済社会基盤の整備とともに、政策立案、制度整備や人づくりへの協力も重視する。このような協力には、知的財産権の適切な保護や標準化を含む貿易・投資分野の協力、情報通信技術（ICT）の分野における協力、留学生の受入れ、研究協力なども含まれる。

また、我が国のODAと途上国の開発に大きな影響を有する貿易や投資が有機的連関を保ちつつ実施され、総体として開発途上国の発展を促進するよう努める。このため、我が国のODAと貿易保険や輸出入金融などODA以外の資金の流れとの連携の強化にも努めるとともに、民間の活力や資金を十分活用しつつ、民間経済協力の推進を図る。

⑶ 地球的規模の問題への取組

地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球的規模の問題は、国際社会が直ちに協調して対応を強化しなければならない問題であり、我が国もODAを通じてこれらの問題に取り組むとともに、国際的な規範づくりに積極的な役割を果たす。

⑷ 平和の構築

開発途上地域における紛争を防止するためには、紛争の様々な要因に包括的に対処することが重要であり、そのような取組の一環として、上記のような貧困削減や格差の是正のためのODAを実施する。さらに、予防や紛争下の緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進するための支援から、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援まで、状況の推移に即して平和構築のために二国間及び多国間援助を継ぎ目なく機動的に行う。

具体的には、ODAを活用し、例えば和平プロセス促進のための支援、難民支援や基礎生活基盤の復旧などの人道・復旧支援、元兵士の武装解除、動員解除及び社会復帰（DDR）や地雷除去を含む武器の回収及び廃棄などの国内の安定と治安の確保のための支援、さらに経済社会開発に加え、政府の行政能力向上も含めた復興支援を行う。

4.重点地域

上記の目的に照らせば、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得るアジアは重点地域である。ただし、アジア諸国の経済社会状況の多様性、援助需要の変化に十分留意しつつ、戦略的に分野や対象などの重点化を図る。特に、ASEANなどの東アジア地域については、近年、経済的相互依存関係が拡大・深化する中、経済成長を維持しつつ統合を強化することにより地域的競争力を高める努力を行っている。我が国としては、こうした東アジア地域との経済連携の強化などを十分に考慮し、ODAを活用して、同地域との関係強化や域内格差の是正に努める。

また、南アジア地域における大きな貧困人口の存在に十分配慮するとともに、中央アジア地域については、コーカサス地域も視野に入れつつ、民主化や市場経済化への取組を支援する。

その他の地域についても、この大綱の目的、基本方針及び重点課題を踏まえて、各地域の援助需要、発展状況に留

意しつつ、重点化を図る。

具体的には、アフリカは、多くの後発開発途上国が存在し、紛争や深刻な開発課題を抱える中で、自助努力に向けた取組を強化しており、このために必要な支援を行う。

中東は、エネルギー供給の観点や国際社会の平和と安定の観点から重要な地域であるが、中東和平問題をはじめ不安定要因を抱えており、社会的安定と平和の定着に向けた支援を行う。

中南米は、比較的開発の進んだ国がある一方、脆弱な島嶼国を抱え、域内及び国内の格差が生じていることに配慮しつつ、必要な協力を行う。

大洋州は、脆弱な島嶼国が多いことを踏まえて協力を行う。

Ⅱ. 援助実施の原則

上記の理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則（特に、主権、平等及び内政不干渉）及び以下の諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係などを総合的に判断の上、ODAを実施するものとする。

⑴ 環境と開発を両立させる。

⑵ 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。

⑶ テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。

⑷ 開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う。

Ⅲ. 援助政策の立案及び実施

1.援助政策の立案及び実施体制

⑴ 一貫性のある援助政策の立案

この大綱の下に、政府全体として一体性と一貫性をもってODAを効率的・効果的に実施するため、基本方針で述べたような国際社会における協調と連携も視野に入れつつ、中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとったODA政策の立案及び実施を図る。特に国別援助計画については、主要な被援助国について作成し、我が国の援助政策を踏まえ、被援助国にとって真に必要な援助需要を反映した、重点が明確なものとする。

これらの中期政策や国別援助計画に従い、有償・無償の資金協力及び技術協力の各援助手法については、その特性を最大限生かし、ソフト、ハード両面のバランスに留意しつつ、これらの有機的な連携を図るとともに、適切な見直しに努める。

⑵ 関係府省間の連携

政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案し、実施するため、対外経済協力関係閣僚会議の下で、外務省を調整の中核として関係府省の知見を活用しつつ関係府省間の人事交流を含む幅広い連携を強化する。そのために政府開発援助関係省庁連絡協議会などの協議の場を積極的に活用する。

⑶ 政府と実施機関の連携

政府と実施機関（国際協力機構、国際協力銀行）の役割、責任分担を明確にしつつ、政策と実施の有機的な連関を確保すべく、人事交流を含む両者の連携を強化する。また、実施機関相互の連携を強化する。

⑷ 政策協議の強化

ODA政策の立案及び実施に当たっては、開発途上国から要請を受ける前から政策協議を活発に行うことにより、その開発政策や援助需要を十分把握することが不可欠である。同時に、対話を通じて我が国の援助方針を開発途上国に示し、途上国の開発戦略の中で我が国の援助が十分いかされるよう、途上国の開発政策と我が国の援助政策の調整を図る。また、開発途上国の案件の形成、実施の面も含めて政策及び制度の改善のための努力を支援するとともに、そのような努力が十分であるかどうかを我が国の支援に当たって考慮する。

⑸ 政策の決定過程・実施における現地機能の強化

援助政策の決定過程・実施において在外公館及び実施機関現地事務所などが一体となって主導的な役割を果たすよう、その機能を強化する。特に、外部人材の活用を含め体制を強化するための枠組みの整備に努める。また、現地を中心として、開発途上国の開発政策や援助需要を総合的かつ的確に把握するよう努める。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会状況などを十分把握する。

⑹ 内外の援助関係者との連携

国内のNGO、大学、地方公共団体、経済団体、労働団体などの関係者がODAに参加し、その技術や知見をいかすことができるよう連携を強化する。また、開発途上国をはじめとして、海外における同様の関係者とも連携を図る。さらに、ODAの実施に当たっては我が国の民間企業の持つ技術や知見を適切に活用していく。

2.国民参加の拡大

⑴ 国民各層の広範な参加

国民各層による援助活動への参加や開発途上国との交流を促進するため、十分な情報を提供するとともに、国民からの意見に耳を傾け、開発事業に関する提案の募集やボランティア活動への協力などを行う。

⑵ 人材育成と開発研究

専門性をもった人材を育成するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大に努める。同時に、海外での豊かな経験や優れた知識を有する者などの質の高い人材を幅広く求めてODAに活用する。

また、開発途上国に関する地域研究、開発政策研究を活発化し、我が国の開発に関する知的資産の蓄積を図る。

⑶ 開発教育

開発教育は、ODAを含む国際協力への理解を促進するとともに、将来の国際協力の担い手を確保するためにも重要である。このような観点から、学校教育などの場を通じて、開発途上国が抱える問題、開発途上国と我が国の関わり、開発援助が果たすべき役割など、開発問題に関する教育の普及を図り、その際に必要とされる教材の提供や指導者の育成などを行う。

⑷ 情報公開と広報

ODAの政策、実施、評価に関する情報を、幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報することが重要である。このため、様々な手段を活用して、分かり易い形で情報提供を行うとともに、国民が我が国のODA案件に接する機会を作る。

また、開発途上国、他の援助国など広く国際社会に対して我が国のODAに関する情報発信を強化する。

3.効果的実施のために必要な事項

⑴ 評価の充実

事前から中間、事後と一貫した評価及び政策、プログラム、プロジェクトを対象とした評価を実施する。また、ODAの成果を測定・分析し、客観的に判断すべく、専門的知識を有する第三者による評価を充実させるとともに政府自身による政策評価を実施する。さらに、評価結果をその後のODA政策の立案及び効率的・効果的な実施に反映させる。

⑵ 適正な手続きの確保

ODAの実施に当たっては、環境や社会面への影響に十分配慮する手続きをとるとともに、質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう努める。同時に、これらを確保しつつ、手続きの簡素化や迅速化を図る。

⑶ 不正、腐敗の防止

案件の選定及び実施プロセスの透明性を確保し、不正、腐敗及び目的外使用を防止するための適切な措置をとる。また、外部監査の導入など監査の充実を通じて適正な執行の確保に努める。

⑷ 援助関係者の安全確保

援助関係者の生命及び身体の安全の確保は、ODA実施の前提条件であり、安全関連情報を十分に把握し、適切な対応に努める。

Ⅳ. ODA大綱の実施状況に関する報告

ODA大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「政府開発援助（ODA）白書」において明らかにする。

平成15年8月29日
閣　議　決　定

2 政府開発援助に関する中期政策

平成17年2月4日

1. 中期政策の位置付け

⑴ 平成15年8月に閣議決定により改定された政府開発援助大綱（以下、ODA大綱）は、「この大綱の下に、ODA中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとったODA政策の立案及び実施を図る」こととしている。また、旧ODA中期政策は、旧ODA大綱の下で平成11年8月に策定されたものであり、策定後5年が経過している。これらを踏まえ、今般、ODA中期政策を抜本的に見直し、ここに新たな中期政策（以下、新ODA中期政策）を策定する。

⑵ ミレニアム開発目標（MDGs）、地球的規模の問題を始めとする開発課題への取組を進めるとともに、多発する紛争やテロを予防し、平和を構築することは、国際社会が直ちに協調して対応を強化すべき問題である。また、我が国と密接な関係を有する開発途上国との経済連携の推進等を通じ、これら諸国の持続的成長を図ることは重要な課題である。このような国際社会の直面する喫緊の課題への取組において、我が国としては、ODA大綱がODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」と位置付けていることを踏まえ、戦略的かつ効率的なODAの活用を通じて、我が国の地位にふさわしい役割を果たす考えである。

このような考え方に基づき、新ODA中期政策では、ODA大綱のうち、考え方や取組等を内外に対してより具体的に示すべき事項を中心としたものとし、ODA大綱の基本方針の一つである「人間の安全保障の視点」、重点課題である「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」、そして「効率的・効果的な援助の実施に向けた方策」を取り上げ、我が国の考え方やアプローチ、具体的取組について記述し、大綱にのっとってODAを一層戦略的に実施するための方途を示す。

⑶ 国別援助計画の策定に当たっては、ODA大綱に加え、大綱の内容を更に具体化した新ODA中期政策を併せて踏まえることとする。なお、新ODA中期政策における記載の有無は、ODA大綱に盛り込まれている事項自体の重要性や必要性等を変更するものではない。新ODA中期政策は向こう3 ～ 5年を念頭に置き、国内外の情勢を踏まえつつ、それ以前にも必要に応じ、実施状況を評価した上で改定することとする。

⑷ ODAに対する国民の理解と支持を得るためにも、我が国ODAに関し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報し、援助活動への国民参加を促進することとする。また、評価を充実し、効果的な援助の実施に努めていく。

2.「人間の安全保障」の視点について

⑴「人間の安全保障」の考え方

⑺ 近年、グローバル化の深化により、国際社会はこれまでにない緊密な相互依存関係を持つようになった。しかし、同時に、テロや環境破壊、HIV/エイズ等の感染症、国際組織犯罪といった国境を越えた脅威、突然の経済危機や内戦などによる人道上の危機が増大している。これらに対応していくにはグローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点を導入する必要がある。

⑻「人間の安全保障」は、一人一人の人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方である。具体的には、紛争、テロ、犯罪、人権侵害、難民の発生、感染症の蔓延、環境破壊、経済危機、災害といった「恐怖」や、

貧困、飢餓、教育・保健医療サービスの欠如などの「欠乏」といった脅威から個人を保護し、また、脅威に対処するために人々が自らのために選択・行動する能力を強化することである。

(ハ) 我が国としては、人々や地域社会、国が直面する脆弱性を軽減するため、「人間の安全保障」の視点を踏まえながら、「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」という4つの重点課題への取組を行うこととする。

(2)「人間の安全保障」の実現に向けた援助のアプローチ

「人間の安全保障」は開発援助全体にわたって踏まえるべき視点であり、以下のようなアプローチが重要である。

(イ) 人々を中心に据え、人々に確実に届く援助

支援の対象となっている地域の住民のニーズを的確に把握し、ODAの政策立案、案件形成、案件実施、モニタリング・評価に至る過程でできる限り住民を含む関係者との対話を行うことにより、人々に確実に届く援助を目指す。そのために様々な援助関係者や他の援助国、NGO等と連携と調整を図る。

(ロ) 地域社会を強化する援助

政府が十分に機能していない場合には、政府の行政能力の向上を図るとともに、政府に対する支援だけでは、援助が人々に直接届かないおそれがあることから、地域社会に対する支援や住民参加型の支援を組み合わせる。また、地域社会の絆を強め、ガバナンス改善を通じて地域社会の機能を強化することにより、「欠乏」や「恐怖」から地域社会の人々を保護する能力を高める。

(ハ) 人々の能力強化を重視する援助

人々を援助の対象としてのみならず、自らの社会の「開発の担い手」ととらえ、自立に向けての能力強化を重視する。具体的には、人々を保護し、保健、教育など必要な社会サービスを提供するだけでなく、職業訓練等を通じて生計能力の向上を図り、さらに、人々の能力の発揮に資する制度、政策を整備して、人々の「自立」を支援する。

(ニ) 脅威にさらされている人々への裨益を重視する援助

「人間の安全保障」の視点を踏まえた援助では、貧困を始めとする「欠乏からの自由」と紛争のような「恐怖からの自由」の双方を視野に入れ、人々が直面している脅威に対して、可能な限り包括的に対処していく必要がある。

また、その際、生命、生活及び尊厳が危機にさらされている人々、あるいはその可能性の高い人々がどこに分布し、何を必要としているのかを把握した上で重点的に援助を実施する。

(ホ) 文化の多様性を尊重する援助

人々が文化的背景のために差別されることなく、文化の多様性が尊重される社会の形成を支援する。また、文化の名の下に個人の人権や尊厳が脅かされないように配慮する。

(ヘ) 様々な専門的知識を活用した分野横断的な援助

貧困や紛争が発生する国々では、人々が直面する問題の構造は極めて複雑である。これらの問題に対処するためには、問題の原因や構造を分析し、必要に応じて様々な分野の専門的知見を活用して、分野横断的な支援を実施する。

(注)「人間の安全保障」の視点を理解する上で参考となる案件例を、本文末の附属に示した。なお、「人間の安全保障」の視点を踏まえた案件は、これらに限られるものではなく、今後ともその反映に努力していく。

3. 重点課題について

重点課題に取り組むに当たっては、ODA大綱の基本方針である開発途上国の自助努力（オーナーシップ）支援、「人間の安全保障」の視点、ジェンダーの視点や社会的弱者への配慮を含めた公平性の確保、政策全般の整合性の確保を含めた我が国の経験と知見の活用、南南協力の推進を含めた国際社会における協調と連携を踏まえる。

(1) 貧困削減

(イ) 貧困削減の考え方

a. 開発途上地域では、いまだに約11億人が1日1ドル未満の貧しい生活を余儀なくされている。このような状況に対処するため、2000年9月に開催された国連ミレニアム・サミットを経て、貧困削減、ジェンダー格差、保健、教育、HIV/エイズを含む感染症の拡大防止、環境等について2015年までに達成すべき目標を盛り込んだミレニアム開発目標（MDGs）が設定された。MDGsはより良い世界を築くために国際社会が一体となって取り組むべき目標であり、我が国としては、その達成に向けて、効果的なODAの活用等を通じて積極的に貢献する。

b. 貧困は、単に所得や支出水準が低いといった経済的な側面に加え、教育や保健などの基礎社会サービスを受けられないことや、ジェンダー格差、意思決定過程への参加機会がないことといった、社会的、政治的な側面も有する。MDGsは、多くが教育・保健といった社会セクターに関する目標である。同時に、東アジアにおける開発の経験が示すとおり、持続的な経済成長は貧困削減のための必要条件である。したがって、経済・社会の両側面から包括的に貧困削減の達成を目指すことが必要である。

c. それぞれの国の貧困を形成する要因は、その国の経済構造、政治、文化、社会、歴史、地理等の諸要因が複雑に絡み合ったものであり、各国の個別状況を十分踏まえて支援することが必要である。この観点から、開発途上国自身が策定する貧困削減戦略に貢献するとともに、その貧困削減戦略と整合性の取れた支援を行う。

(ロ) 貧困削減のためのアプローチ及び具体的取組

a. 発展段階に応じた分野横断的な支援

貧困は様々な要因を背景とし、また、貧困層の抱える問題は多様であることから、貧困削減に効果的に取り組むためには、分野横断的な援助が必要である。そのために、案件形成に先立って、国や地域ごとに異なる貧困事情の把握や貧困人口のニーズの分析に努める。貧困層にかかわる様々な情報収集のために、政府やNGO、大学、研究機関、民間企業等とのネットワークを強化する。また、分析に基づき、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の二国間援助スキーム及び国際機関を活用した支援を国や地域ごとの事情や相手国の発展段階に応じて効果的に組み合わせて実施する。

例えば、HIV/エイズ対策は、保健医療にとどまらない問題として、各種スキームを活用しつつ、セクター横断的な対策を行う。具体的には、予防及び自発的カウンセリングと検査（VCT）の強化に重点を置くが、同時に、地域保健医療システム全体の強化にも配慮する。また、ニーズに応じて感染者の雇用支援や、治療・ケア、感染者や家族、エイズ遺児等への社会的支援も行う。経済活動の発展に伴う人の移動・集中によるHIV/エイズ流行の危険性、児童や女性の人身売買、麻薬問題等に伴うHIV/エイズ感染リスクの拡大などを考慮し、必要に応じそれぞれの開発援助プログラムにエイズ対策を加えるよう配慮する。

b. 貧困層を対象とした直接的な支援

貧困削減を図る上で、貧困層に焦点を当てた直接的な支援は重要な意義がある。その際、人間の安全保障の視点から、貧困層や地域社会の能力を強化し、自らの生活に影響を与える援助政策の策定やプロジェクトの計画や実施段階において貧困層が参加できるようにすることが必要である。特に、草の根レベルで多様なニーズに応じた対応が可

能なNGO等と協働していく。

(i) 基礎社会サービスの拡充

貧困層の生活の質の向上を図るため、教育、保健、安全な水、居住の場の確保、電化等の基礎社会サービスの拡充を当該国のガバナンス改善も慫慂しながら積極的に支援する。例えば、貧しい地域で建設された学校で井戸、トイレの設置により衛生状態の改善及び意識の向上を図るほか、給食を通じて児童の栄養改善を図る。基礎社会サービス供給の強化の観点から、中央政府及び地方政府の能力強化や保健医療システム等の強化を支援すると同時に病院や学校へのアクセス改善を目的とした運輸・通信・電力インフラの整備を行う。また、サービスの質の向上を目的として、人材養成・研修、教材の普及を支援する。さらに、女性と子供の健康、リプロダクティブ・ヘルス、感染症対策、女性の能力構築に資する支援を行う。

(ii) 生計能力の強化

貧困層の貧困状態からの脱出を可能とするためには、貧困層の生計能力を強化し、自らの生産的活動を通じた収入確保を図ることが重要である。貧困層が裨益するような農産物市場や漁港、農道、灌漑施設等の小規模な経済インフラを整備し、小規模金融（マイクロファイナンス）支援や貧困層を対象とした失業プログラムを実施する。同時に、貧困層に対する技能訓練等、貧困層の能力開発を行う。

(iii) 突然の脅威からの保護

貧困層は経済危機、麻薬、犯罪等の社会問題や自然災害等に対して極めて脆弱であることから、こうした脅威からの保護及び対応能力の強化が重要となる。そのために、貧困層を対象とした失業対策、栄養改善プログラムや社会サービスの提供等の「セーフティー・ネット」の構築を支援する。2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害を踏まえ、「防災協力イニシアティブ」に基づき、地震、津波を始めとする自然災害に包括的かつ一貫性のある協力を行う。災害予防を国家政策、都市計画、地域計画に反映・定着させる上で必要な政策提言や制度構築、人材育成及び計画の着実な実施を支援する。また、災害発生後、被災者への支援が速やかに届けられるよう迅速な支援を実施するとともに、復興時において災害と貧困の悪循環を断つことにより、貧困層の災害への脆弱性の緩和に努める。

c. 成長を通じた貧困削減のための支援

貧困削減のためには、貧困層に対する直接的な支援と同様に、国全体あるいは貧困地域を含む地方全体の経済成長を促進して貧困削減につなげるアプローチが重要である。特に、貧困層に裨益効果をもたらす成長となるよう配慮する。

(i) 雇用創出

就業を通じた所得の向上は、貧困層の生活水準を高めるための重要な手段である。このため、特に、労働集約的な中小・零細企業育成を支援する。また、企業活動の基盤となる経済インフラ整備、零細企業の参入・国内外からの投資を拡大するための制度改革及び労働環境整備を支援する。文化面の魅力を活用して観光の振興を図ることは雇用の創出にもつながる。

(ii) 均衡の取れた発展

経済成長を遂げている国においても、地域間格差の問題が存在する。この格差は、多くの場合、貧しい農村地域と比較的恵まれた都市部との間で生じている。農村地域の発展のためには、農業生産性向上が重要であることから、農業関連政策立案支援、灌漑や農道等の生産基盤の強化、アフリカにおけるネリカ稲など生産技術の普及及び研究開発、住民組織の強化を支援する。加えて、農村地域における農産物加工、市場流通や食品販売の振興等の農業以外の経済活動の育成を支援する。

また、このような地域間格差が存在する都市部と村落地域を結びつける運輸、エネルギー、通信等の基幹インフラを整備する。その際、幹線道路に農道を結びつける等の工夫により、基幹インフラが貧困層による経済・社会活動への参加に役立つよう配慮をする。

都市部においても、人口増加や村落地域からの人口流入などにより極めて貧しい地区が存在している。労働集約的な中小・零細企業育成を支援し、特に都市部において小規模金融やその育成に資するような技術協力を行う。

なお、貧困層は自然資源を直接生活の糧としている場合が多いこともあり、環境劣化により特に深刻な影響を受けるため、成長を通じた貧困削減においては、特に持続可能な開発の視点に十分留意する。

d. 貧困削減のための制度・政策に関する支援

(i) 貧困削減のためには、法の下の平等に基づき貧困層の権利が保障され、政治に参画し、自らの能力を発揮できるようにする制度、政策の構築が重要である。そのため、人権の保障、法による統治、民主化の促進に資する支援を実施する。

(ii) 開発途上国政府が適切な開発戦略を策定し、実施できるよう能力向上を支援する。

(iii) 経済危機やインフレーションなどによる貧困層への影響を回避する観点から、適切な財政・金融政策を通じたマクロ経済の安定化は不可欠である。そのために、専門家派遣等を通じて政府関係者の能力強化を支援する。

(2) 持続的成長

(イ) 持続的成長の考え方

a. 貧困を削減し、また、開発の成果を持続的なものとするためにも、開発途上国の持続的成長が不可欠である。持続的な経済成長のためには、民間セクターの主導的な役割が鍵となることから、ODAによって、貿易・投資を含む民間セクターの活動を促進することが重要である。加えて、ODAを通じて途上国の多角的自由貿易体制への参画を支援することも重要である。

b. 国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存する我が国としては、ODAを通じて開発途上国の持続的成長のために積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。

c. 持続的成長の阻害要因を国ごとに分析し、各国の個別状況及び発展段階に応じて経済社会基盤の整備、政策立案・制度整備、人づくりを包括的に支援することが重要である。これらの包括的な支援を通じて各国の投資環境の改善と経済の持続的成長を追求する。

d. 近年、各国間で進んでいる経済連携は、貿易・投資の自由化に加え、経済制度の調和を進めることにより、人、モノ、カネ、情報の国境を越えた流れを円滑化し、関係国全体の成長に資するという重要な意義がある。我が国は、東アジア地域を始め各国との経済連携の強化を進めているが、相手国のうち開発途上国に対しては、経済連携を強化し、その効果を一層引き出すための貿易・投資環境や経済基盤の整備を支援するため、ODAを戦略的に活用していく。

(ロ) 持続的成長のアプローチ及び具体的取組

a. 経済社会基盤の整備

民間セクターの活動を促進する上で、インフラは根本的な重要性を有する。我が国は、従来、経済成長の下支え

となる経済・社会インフラの整備を円借款などを通じて積極的に支援し、アジア地域を中心に経済成長の基盤整備に大きな役割を果たしてきた。経済・社会インフラ整備を促進するに当たっては適切な規模の中長期資金が必要であること、また、十分な自己財源や民間資金の流入を確保し得る開発途上国がまだ一部に限られていることにも留意する必要がある。この観点から、途上国の制度政策環境や債務管理能力などに留意しつつ、道路、港湾等の運輸インフラ、発電・送電施設、石油・天然ガス関連施設等のエネルギー関連インフラ、情報通信インフラ、生活環境インフラといった貿易・投資環境整備等に資する経済社会基盤の整備を支援する。また、インフラの維持管理と持続性の確保のため、インフラ整備への支援と併せて、分野ごとの課題に関する政策策定・対話の推進、人材育成等、インフラのソフト面での支援も行う。

インフラ整備が幅広い地域や国境を跨いで裨益をもたらす場合もあることから、支援を行うに当たっては、地域全体の発展という観点を考慮する。また、国境を越えた人・モノの移動の円滑化を確保する観点から保安上の問題への対処能力向上や安全対策を支援する。開発途上国にとってのODA以外の資金の重要性にかんがみ、民間資金及びODA以外の公的資金（OOF）との役割分担と連携や、民間セクターの参入等を図る官民パートナーシップ（PPP：Public Private Partnership）の構築を重視する。インフラの建設に当たっては、環境社会配慮を徹底する。

b. 政策立案・制度整備

経済社会基盤の整備に加え、マクロ経済の安定化、貿易や投資に関する政策・制度の構築、情報通信社会に関する政策・制度整備といったソフト分野の支援は、民間セクターが牽引する持続的な成長を促進する上で不可欠である。

マクロ経済の安定化に関しては、適切かつ持続可能な財政・金融政策、公的債務管理、経済政策の立案・実施に向けた支援を行うとともに、貿易・投資の拡大を見据えた産業政策、地方分権化を受けた地方振興策等の立案に向けた支援を重視する。具体的には、財務管理、金融、税務、税関分野の制度構築、人材育成のための支援を行い、また、地場産業や裾野産業の振興を支援する。特に市場経済移行段階の開発途上国に対しては、政策、制度構築、法整備、人材育成を含めた市場経済化支援を行う。

貿易・投資促進のための制度整備に関しては、各国の経済状況に配慮しつつ、政府調達、基準・認証制度、知的財産権保護制度、物流網構築やその運用に向けた支援を含め、国際経済ルールにのっとった制度整備を支援していく。汚職の撲滅、法・制度の改革、行政の効率化・透明化、地方政府の行政能力の向上は、民主的で公正な社会の実現のためにも、また、投資環境の改善のためにも重要であることから、ガバナンス分野で政府の能力向上を支援する。

c. 人づくり支援

人づくりは、労働力の質的な改善につながるとともに、新たな技術革新を生み出す力ともなる。我が国の経済発展の経験に照らしても、国の経済・社会開発や科学技術振興に必要な官民の人材育成が経済成長に果たした役割は大きい。したがって、開発途上国における基礎教育、高等教育及び職業訓練の充実に向けた支援に加え、我が国の高等教育機関への留学生の受入れなどを通じた幅広い分野における人材育成のための支援を行う。また、専門家の派遣や研修制度等を活用し、我が国の技術、知見、人材を活用して我が国の経験を伝えつつ、中小企業振興や情報通信を含む産業発展を始めとする様々な分野における人材育成を支援する。

d. 経済連携強化のための支援

地域レベルの貿易・投資の促進は、各国の経済成長に直接貢献するとともに、開発に必要な資金の動員や民間セクターの技術水準向上等に寄与する。このため、国や地域に跨る広域インフラの整備を行うほか、貿易・投資に関連する諸制度の整備や人材の育成を積極的に支援する。我が国が経済連携を推進している各国・地域に対しては、知的財産保護や競争政策等の分野における国内法制度構築支援や、税関、入国管理関連の執行改善・能力強化支援、情報通信技術（ICT）、科学技術、中小企業、エネルギー、農業、観光等の分野における協力を行う。

⑶ 地球的規模の問題への取組

地球温暖化を始めとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球的規模の問題は、国境を越えて個々の人間の生存にかかわる脅威である。国際社会の安全と繁栄を実現するために、我が国はODAを用いて積極的に貢献する。中期政策では、これらの地球的規模の問題のうち、特に貧困削減と持続的成長の達成に密接かつ包括的に関係する環境問題、及び2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害を踏まえ、地震、津波を始めとする自然災害への対応を取り上げる。

㈠ 環境問題及び災害への取組に関する考え方

a. 環境と開発の両立を図り、持続可能な開発を進めていくことは世界共通の課題である。地球温暖化の進行、開発途上国における経済成長に伴う深刻な環境汚染、人口増加や貧困を背景とした自然環境の劣化の急速な進行などは、開発途上国の人々の生活の脅威となっている。これら環境問題の解決のためには、広範にわたる一貫した取組が必要である。また、地震や津波などによる災害は、発生直後の被害のみならずその後も人間の生存や社会経済開発を脅かす問題であり、その対応のためには開発途上国の自助努力を支援するとともに緊急対応、復興、予防の各段階に応じた包括的かつ一貫性のある取組が重要である。

b. 我が国は、環境問題に対して、「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD）」、「京都イニシアティブ」などに基づき、また、災害問題に対して、「防災協力イニシアティブ」を踏まえて、ODAを活用して積極的に取り組む。

㈡ 環境問題への取組に関するアプローチ及び具体的取組

①再生可能エネルギー、省エネルギーといった温室効果ガスの抑制・削減（京都メカニズム活用のための支援を含む。）、気候変動による悪影響への適応（気象災害対策を含む。）などの「地球温暖化対策」、②大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理などの「環境汚染対策」、及び、③自然保護区の保全管理、森林の保全・管理、砂漠化対策、自然資源管理などの「自然環境保全」の3つを重点分野として、以下のアプローチ及び具体的取組により協力を推進する。

a. 環境問題への取組に関する能力の向上

各国の実情に応じ、開発途上国の関係当局や研究機関などの環境問題への取組に関する能力を総合的に高めるため、人材育成支援を推進するとともに、的確な環境監視、政策立案、制度構築、機材整備などに対する協力を行う。

b. 環境要素の積極的な取り込み

我が国が策定する開発計画やプログラムなどに環境保全の要素を組み込むとともに、適切な環境社会配慮が実施又は確認された開発途上国の事業に対し協力を行う。

c. 我が国の先導的な働きかけ

政策対話、各種フォーラムなどの適切な協力方法を通じて開発途上国の環境意識の向上を図り、環境問題に対する取組を奨励する。

d. 総合的・包括的枠組みによる協力

地域レベルや地球規模の環境問題の解決のために、多様な形態の協力を効果的に組み合わせて総合的・包括的枠組による協力を実施する。

e. 我が国が持つ経験と科学技術の活用

我が国が環境問題を克服してきた経験・ノウハウや複雑化する環境問題に対する科学技術を活用した途上国への

支援を行う。それらの経験・ノウハウや、観測、データ解析、対策技術などに関する科学技術は、地方自治体、民間企業、各種研究機関、NGOなど我が国政府機関以外の組織にも幅広く蓄積されており、支援においてはそれらとの積極的な連携を図る。また、専門的知見や実施体制を有する国際機関などとの連携も図る。

(ハ) 災害への取組に関するアプローチ及び具体的取組

地震や津波などによる災害に対して我が国が国際的に高い比較優位を有する自国の経験や技術（観測などに関する科学技術を含む。）、人材を活用して、上記(ロ)と同様のアプローチにより取り組む。

(4) 平和の構築

(イ) 平和の構築の考え方

a. 冷戦後の国際社会では、地域・国内紛争が多く発生している。また、いったん停戦が成立した後、紛争が再発することも少なくない。紛争は、難民・国内避難民の発生、経済・社会基盤の破壊、統治組織の機能不全といった様々な問題を引き起こす。その結果、人々の生命や生活、尊厳を維持することが極めて困難となるほか、その国及び地域全体の開発も妨げられる。その意味で平和と安定は開発の前提条件である。

b. 平和の構築は、紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に人々が直面する様々な困難を緩和し、そして、その後長期にわたって安定的な発展を達成することを目的としている。紛争予防や紛争の終結段階における支援、紛争後の緊急人道援助、そして、中長期的な復興開発支援は、平和を定着させるために欠かせない。例えば、ODAによる雇用創出事業や病院、学校の復旧事業を通じ、人々は生計を立て保健・教育サービスを受けられるようになる。その結果、人々は「平和の配当」を実感し、社会の平和と安定につながる。

平和の構築に関する支援に当たっては、対立グループ間の対話など、和平のための政治的プロセスを十分踏まえて、これを促進するよう配慮する必要がある。さらに、政治、社会、歴史、文化といった各国又は地域の個別状況を十分踏まえる必要がある。

c. 我が国としては、国際機関や、他ドナー、さらには国内の民間部門やNGOと協力しつつ積極的に貢献する考えである。

(ロ) 平和の構築に向けたアプローチ及び具体的取組

我が国の平和の構築に関する支援には、現地の治安状況や政府の機能不全など様々な難しい障害があり得ることに留意する必要がある。我が国が平和の構築に取り組むに当たっては、支援関係要員の安全に最大限の配慮を払いつつ、できることを着実に実施するという姿勢で取り組むべきである。

a. 紛争前後の段階に応じた支援

紛争の予防・再発防止、紛争直後の段階から復興・再建段階、そして中長期的な開発といった段階に応じて、以下のような支援を行う。

(i) 紛争予防・再発防止のための支援

紛争のおそれのある国及び紛争後なお社会が不安定な状況にある国においては、紛争予防に十分配慮して開発援助を実施することが特に重要である。援助の対象地域や対象者の選定に当たっては、被援助国における紛争要因を歴史や文化を踏まえて正確に把握し、裨益対象が偏るなどして紛争を助長しないよう配慮する。また、例えば、環境保全やインフラ整備といった非政治的分野で地域協力プロジェクトを実施することによって、対立グループ間の対話と協力の促進を図る。また、紛争予防の観点から、兵器の拡散を防止することは重要であり、輸出入管理の強化、不正な武器の取引防止、法制度整備等に関する途上国の能力強化を支援する。

(ii) 紛争後直ちに必要となる緊急人道支援

紛争直後、難民や国内避難民を始めとする人々が自らの生命、生活を守るためには、最低限必要な「衣食住」にかかわる緊急人道支援を迅速かつ効果的に提供することが必要である。このため、難民・避難民の帰還や住居、食料、水、衛生、保健、教育などに関する緊急人道支援を実施する。

(iii) 紛争後の復興支援

復興支援においては、人材育成を支援しつつ、紛争により破壊された病院、学校、道路、公共交通、上下水道、エネルギー関連施設などの社会資本を復旧して、経済社会活動を軌道に乗せるための環境を整備することが必要である。このため、我が国は、社会資本の復旧を支援するとともに、政府の統治機能の回復のための選挙支援、法制度整備に関する支援、民主化促進のためのメディア支援等を実施する。

(iv) 中長期的な開発支援

中長期的な開発支援においては、開発を軌道に乗せることが必要である。このためには貧困削減や持続的成長を目的とする幅広い支援を実施する。

b. 一貫性のある支援

平和の構築の実施に当たっては、紛争前後の段階に応じて必要な対応を継ぎ目なく一貫性を持って行うことが不可欠であり、この観点から、紛争直後の段階から中長期的な支援に至るニーズを正確に把握することが必要である。そのため被援助国において、政府及び援助実施機関等の関係者との間で十分な意思疎通を図り、具体的なニーズの発掘や案件の形成に当たるとともに、我が国のODAの考え方等について認識の共有に努める。また、復興計画策定と即応的な復旧事業の形成を同時に行う緊急開発調査を活用しつつ、必要なタイミングで調査の結果得られた情報を活用できるよう準備しておく。そして、緊急人道支援からその後の復興開発協力へのスムーズな移行を確保し、両者の間で生じやすい空白（ギャップ）を極力解消していく。

c. 迅速かつ効果的な支援

紛争は、多数の難民・国内避難民の発生、インフラの破壊や統治組織の崩壊、食糧不足、貧困、病気の蔓延など様々な問題を引き起こす。このような危機的状況の下では、人間の生命、生活を保護するため迅速な対応が必要となる。国際機関、地域機関、内外のNGOなどと連携してより効果的な援助を実施する。

また、我が国が、今後、平和の構築を積極的・効果的に行っていくためには、平和の構築支援に携わる人材の育成が不可欠となる。そのため、JICA職員・専門家、コンサルタント、NGO等を対象とした各種研修を実施する。また、治安の状況に応じた協力形態を柔軟に活用するとともに、派遣される各人に対して治安対策研修を行う。必要なときに迅速な要員派遣を可能とする制度の整備を強化し大使館・JICAの体制を整備する。

d. 政府に対する支援と地域社会に対する支援の組み合せ

紛争後の状況においては中央政府や地方政府がしばしば機能不全に陥る。政府の機能不全を緊急に補うため、地域社会に対する草の根レベルの支援を通じ保健医療、教育、飲料水、食料などの基礎社会サービス提供を行い、地域コミュニティの再生に努める。同時に、中央政府・地方政府の人材育成や制度整備を支援することによって政府の機能の回復に努め、早急に国として自立できるように努める。

e. 国内の安定と治安の確保のための支援

紛争が終了しても政府の治安を維持する能力が不十分である場合が多く、このために人々の安全が脅かされ、開発活動が妨げられ、さらには紛争再発に至ることもある。したがって、人道・復興支援と平行して、治安強化・紛争再発予防のために、ODA大綱との整合性に留意しつつ、警察支援、雇用創出を通じた除隊兵士の社会復帰、地雷や小

型武器を含む武器の回収及び廃棄、司法制度の改革等を支援する。

f. 社会的弱者への配慮

健康等を害している人や女性、児童等紛争により特に深刻な影響を受ける人々や紛争により直接の被害を受けた人々を速やかに保護する。地雷被害者を含む社会的弱者の能力強化に対し特段の配慮を図る。

g. 周辺国を視野に入れた支援

紛争国に隣接する国の中には、難民の流入、貿易や投資への悪影響など紛争に起因する問題に直面し、困難な状況に陥る場合がある。また、こうした周辺国は、紛争国と密接な関係を持っており、政治的な発言力を有していることから、仲介によって紛争解決に貢献することが可能であるほか、貿易や人の交流を通じても地域の安定・紛争予防に重要な役割を担っているケースも少なくない。他方、周辺国が紛争当事国内の特定勢力を支援し、勢力間の対立関係に周辺国間の力関係が反映された場合も多く見られる。したがって、このような事情を踏まえて紛争の解決や予防、地域の安定も念頭に置きつつ周辺国の支援を検討する。

4. 効率的・効果的な援助の実施に向けた方策について

⑴ 援助政策の立案及び実施体制の強化の考え方

効率的・効果的な援助実施のためには、我が国の援助政策の立案及び実施の体制を強化し、政策立案から実施まで一貫性を持って行うことが重要である。我が国は主要な被援助国について、被援助国の開発計画や国際的な開発目標とも整合性を確保しつつ、国別援助計画及び重点課題別・分野別の援助方針を策定してきている。今後、我が国は国際機関や他ドナー等とも連携を強化しつつ、これらの政策立案能力を一層強化するとともに、政策を具体的な案件の形成・選定・実施につなげていくための体制を強化する。そのためには、被援助国と我が国の二国間関係、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや援助の実態を最も直接的に把握できる立場にある在外公館や援助実施機関現地事務所等、現地の機能を強化することが必須である。中期政策では、現地機能強化について具体的取組及び体制整備を取り上げる。

⑵ 現地機能強化の具体的取組

我が国は、在外公館を中心にJICA、JBIC等、援助実施機関の現地事務所を主要なメンバーとして構成される現地ODAタスクフォース（以下、現地TF）を中心とした現地の機能強化に努めてきているが、これを更に推進するため、現地TF及び東京においては以下の具体的取組を強化する。なお、その際、援助政策の決定過程・実施において現地TFが主導的な役割を果たすよう、現地TFは、以下の具体的取組において積極的な参画・提言を行い、東京はこれらに関する現地TFの提言を尊重する。

なお、現地TFが設置されていない被援助国においても、在外公館がIT等を活用して援助実施機関の兼轄事務所等の協力を得つつ、可能な範囲内で、同様の努力を行い、東京もこれを尊重する。

㈠ 開発ニーズ等の調査・分析

現地TFは、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや被援助国自身の開発の取組についての調査・分析機能を強化する。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会情勢などを十分把握する。また、現地TFは、必要に応じて外部人材を活用するとともに、現地援助コミュニティ（主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。）との情報交換等も行う。

東京は、政策支援型の開発調査や政策アドバイザーの派遣等をより機動的に活用することを通じて、これを支援する。

㈡ 援助政策の立案・検討

a. 国別援助計画の策定への参画

国別援助計画は、上記⑵㈠の被援助国の抱える開発ニーズ等を正確に把握した上で、外交的視点も入れつつ、向こう5年間程度の我が国援助の方向性や重点分野・項目を明確に示すものである。このような計画の策定や改定に当たり、現地TFは、援助計画が被援助国の開発計画や開発目標、更に国際的な開発目標と整合的な内容となるよう、現地援助コミュニティ（主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。）との連携の在り方も視野に入れつつ、現場ならではの知見や経験を最大限に活用して積極的に参画する。

b. 重点課題別・分野別援助方針の策定への参画

現地TFは、上記⑵㈡a. の国別援助計画及び下記⑵㈡c. の政策協議を通じて明確にされた重点分野・項目に沿って、より具体的な重点課題別、分野別の援助方針策定に関して積極的に提言を行い、これにより、開発ニーズを真に反映した案件の形成・実施につなげることを目指す。東京は現地TFの提言を尊重する。

c. 政策協議の実施

現地TFは、国別援助計画及び重点課題別・分野別援助方針で示される中期的な取組の方針が実際の案件形成・要請・実施に反映されるよう、中期的視点から見た重点分野や政策・制度上の課題につき被援助国と認識を共有し、また、意見調整を行うため、必要に応じて東京からの参加者も得つつ、政策協議を実施する。

なお、国別援助計画が策定されていない国については、ODA大綱及び中期政策を踏まえ、政策協議を通じて現地TFが主導的に我が国援助の方向性や重点分野・項目を明確化する。

㈢ 援助対象候補案件の形成・選定

a. 現地TFの主導的役割

現地TFは、援助案件の形成・選定のための精査において主導的役割を果たす。具体的には、現地TFは、被援助国の要請（要望調査結果）を東京に報告する際に、援助候補案件の優先度について東京に提言する。東京は、案件を選定する際に、こうした現地TFの提言を尊重する。

b. 援助手法の連携と見直しへの提言

我が国の援助が全体として最大の効果を上げるためには、各援助手法の有機的連携が重要である。このため、現地TFは、特に、無償資金協力、円借款、技術協力それぞれの援助手法の適切な役割分担を明確化しつつ、これら3手法が相当程度実施されている被援助国について、具体的な連携モデル案件の形成に努める。また、現地TFは、国際機関や他ドナーとの援助協調等の国際的な動向を踏まえつつ、当該国における援助手法の見直しの必要性と可能性につき、具体的提言を行う。東京は、現地TFからのこれら提言を踏まえて、援助手法の連携と見直しにつき検討する。

㈣ 現地援助コミュニティとの連携強化

開発援助をめぐる国際的な取組として、援助コミュニティにおいて、ミレニアム開発目標（MDGs）を始めとする共通の開発目標や開発戦略の設定が進行している。こうした動向を踏まえ、現地TFは、我が国援助の効果を向上させる観点から、国際機関や他ドナーを始めとする現地援助コミュニティと緊密な連携を図りつつ、我が国の援助政策に沿った形で積極的に援助協調に参画していく。こうした取組は、現地において我が国の存在感を高めることにもつながり得る。特に、我が国の援助の重点分野において援助協調が推進されている場合には、我が国が主導的役割を果たすことも含め、被援助国政府の自助努力を促しつつ当該国の開発政策の策定・実施の過程に積極的に関与する。

㈤ 被援助国における我が国関係者との連携強化

我が国が有する優れた技術、知見、人材、制度を活用することも重要であることから、現地TFは、被援助国におい

て活動する我が国のNGOや学術機関、経済団体（現地に進出している民間企業を含む。）等との連携強化のため、これら関係者との意見交換を活発に行う。

㈦ 我が国ODAのレビュー

現地TFは、被援助国に対する政策レベル及びプログラムレベルでのODA評価の結果等も参考にしつつ、被援助国に対するこれまでの我が国援助が所期の目的・意義を達成したか、目指すべき方向性は適切であったか、重点分野・重点項目の置き方は有効であったか、援助実施上の留意点には有効に対処できたか等についてレビューを行う。

また、現地TFは、このレビューの結果を踏まえて、国別援助計画や重点課題別・分野別援助方針の策定・改定等への参画に際して、適切な改善を図る。

㈧ 情報公開と広報

ODAに関する透明性向上を図るために、現地TFは、東京からの支援も得つつ、タスクフォースの活動、国別援助計画や政策協議等の内容について、ホームページ等を活用した積極的な広報に努める。

⑶ 現地機能強化のための体制整備

上記⑵に列挙された現地の機能強化を行うためには、現地TFのみならず、東京も含めた体制の強化が重要である。このため、以下を始めとする具体的施策を可能な範囲で実施する。

㈠ 適切な人員配置と人材育成（外部人材の積極的な活用を含む。）

現地TF及び東京の両方において、援助業務に関する経験と高い実務能力を備えた人材及び現地の政治・経済・社会情勢に精通した人材等、政府内及び外部からの有為な人材を積極的に活用しつつ、適切な人員配置を行う。また、援助においては緊急に対応を必要とする場合もあることから、そのような事態にも柔軟に対応できるよう、機動的かつ柔軟な人員配置も併せて行う。

現地機能を強化する上で、援助協調等の国際的潮流や我が国援助の政策や実施の全般について広い経験と知見を有する人員の確保は必須であるため、現地TF及び東京の両方においてIT等も活用して研修を充実させることも含め、援助に携わる人材育成を通じて我が国援助の裾野を広げることを目指す。

㈡ IT等を活用した情報・知見の共有の促進

東京は、現地TFが、特に⑵㈡b. の重点課題別・分野別援助方針等を策定するに当たって有益と考えられる関連情報や知見を、IT等を活用して積極的に現地TFに紹介・共有する。

附属

「人間の安全保障」の視点を理解する上で参考となる案件例　（2004年現在実施中のもの）

●セネガルにおける住民参加型の給水整備

セネガルの村落地域には、井戸などの適切な給水施設が整備されていないため、多くの女性や子供達は日課として遠方まで水汲みに行かなければならず、また、安全な水が入手できないために極めて衛生状態が悪い地域が多く存在する。

我が国は、水の「欠乏」という脅威から住民を保護するため、無償資金協力により給水施設の整備を行った。給水施設の整備に加え、人々が持続的に自らの力でより良い生活を実現できるよう、技術協力により住民の能力強化につながる支援を行った。具体的には、我が国は村落レベルで給水設備の運営・維持管理が行えるよう、住民組織を形成して保守・点検方法や、料金徴収方法を研修したり、女性を始めとする地域住民の生活改善のために水衛生と関連付けて保健衛生教育を行った。また、これに関連して、給水施設管理の余剰金で住民自らが養鶏事業を始める等世帯収入が向上した。これらの活動は、人々の能力強化、村落の開発そのものを支援するものであり、また、女性や子供といった脆弱な層への支援、保健・衛生・教育分野等の分野横断的な支援や、他国の援助機関が普及に努めている住民組織モデルを活用することによる他機関との連携などを組み合わせたものである。

これらの我が国の援助によって、村落地域の多くの女性や子供達が水汲み労働から解放され、住民はより衛生的な生活を実現できるようになってきている。

●カンボジアにおけるHIV/エイズからの保護

カンボジアでは、HIV/エイズの感染率が高く、経済活動の活発化に伴う人の移動・集中によりHIV/エイズ感染が更に拡大するおそれがあり、その結果、住民や労働者がHIV/エイズの脅威にさらされる可能性がある。

我が国は、有償資金協力により支援したカンボジアのシハヌークビル港改修事業において、人々をHIV/エイズの脅威から保護し、また自らを守る能力を強化するためのプログラムを事業の中に取り込むなど、「人間の安全保障」の視点を反映させるよう工夫した。

具体的には、HIV/エイズという脅威から周辺住民を含む事業関係者を保護するために、労働者に検診を義務付け、またコンドーム配布を教育活動と組み合わせて人々の行動を変えるような措置を採ったり、労働者の中からリーダーを育成し仲間同士の会合の場で保健衛生についての知識を深めるような活動を行ったほか、HIV/エイズに対する問題提起や広報活動を広く行った。また、これらの活動が関係者に確実に浸透するよう現地のNGOと連携して実施した。

この試みの結果、HIV/エイズ及び性感染症に関する感染経路や予防手段等が認識され、労働及び住民自らが HIV/エイズ感染のリスクから身を守る能力が強化された。

3 現行の分野別開発政策一覧

分野	開発政策・イニシアティブ	概　要
ジェンダー	ジェンダーと開発イニシアティブ （Initiative on Gender and Development（GAD）） 第49回国連婦人の地位委員会（2005年）で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/gender/initiative.html	(1) 援助政策におけるジェンダー平等の視点の導入強化 (2) ジェンダー分析の強化および女性の参加促進 (3) ジェンダー平等を推進する政策・制度支援 (4) 国際社会・NGOとの連携強化 (5) 組織の能力向上および体制整備
教育	日本の教育協力政策2011−2015 MDGs国連首脳会合（2010年）で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/education/initiative.html	万人のための教育（EFA）およびミレニアム開発目標（MDGs）の達成と人間の安全保障の実現のため、2011〜2015年の５年間で35億ドルの支援を行い、少なくとも700万人（延べ2,500万人）の子どもに質の高い教育環境を提供 (1) 基礎教育支援（「School for All」モデルにより、学校・コミュニティ・行政が一体となった包括的な学習環境の改善を行い、質の高い教育環境をすべての子どもと若者に提供することを目指す） (2) ポスト基礎教育支援（初等教育修了後の中等教育、職業訓練、高等教育など） (3) 疎外された子どもや脆弱国等手が届きにくいところへの支援
保健	国際保健政策2011−2015 MDGs国連首脳会合（2010年）で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/pdfs/hea_pol_ful_jp.pdf	人間の安全保障の実現を通じたミレニアム開発目標（MDGs）達成のため、2011〜2015年の５年間で50億ドルの支援を実施 (1) 母子保健（「EMBRACE」モデルにより、産前から産後まで切れ目のない手当を確保。他の開発パートナーとともに、43万人の母親と1,130万人の乳幼児の命を救う） (2) 三大感染症（世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）を通じた支援の強化、世界基金と日本の二国間支援の補完性強化） (3) 国際的な公衆衛生緊急事態等への対応
水と衛生	水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ （WASABI：Water and Sanitation Broad Partnership Initiative） 第４回世界水フォーラム・閣僚級国際会議（2006年）で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/wasabi_gai.html	(1) 統合水資源管理の推進 (2) 安全な飲料水と衛生の供給 (3) 食料生産等のための水利用支援 (4) 水質汚濁防止と生態系保全 (5) 水関連災害による被害の軽減
環境	京都イニシアティブ（温暖化対策途上国支援） The Kyoto Initiative（Assistance to Developing Countries for Combating Global Warming） 気候変動枠組条約第３回締約国会議（京都会議）（1997年）で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop3/kyoto2.html	政府開発援助を中心とした環境協力の包括的な中長期構想として、「21世紀に向けた環境開発支援構想（ISD）」を発表。その行動計画に基づき、温暖化対策に関する開発途上国支援を一層強化するための支援策 (1)「人づくり」への協力（1998年度から５年間で3,000人） (2) 優遇条件による円借款の供与 (3) 日本の技術・経験の活用・移転
	持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ （EcolSD:Environmental Conservation Initiative for Sustainable Development） 持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）（2002年）に先立って発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/wssd_gai.html	(1) 環境分野の人材育成（2002年度から５年間で5,000人） (2) 環境分野の案件に対する優遇条件での円借款の供与 (3) 地球環境無償資金協力の充実と、地球規模の環境問題の解決に資する協力を推進 (4) 国際機関等との広範囲な連携の促進 (5) 環境分野の経済協力の事後評価の充実に向けた、評価手法の一層の改善
	気候変動対策に関する我が国の2012年までの途上国支援 「鳩山イニシアティブ」として気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）（2009年12月）において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/pdfs/2012tojokoku.pdf	排出削減等の気候変動対策に取り組む途上国、および気候変動の悪影響に対して脆弱な途上国を広く対象として、2012年末までの約３年間で、国際交渉の進展状況を注視しつつ、官民合わせて約１兆7,500億円（おおむね150億ドル）規模の支援（うち公的資金１兆3,000億円（おおむね110億ドル））を実施。
	生物多様性保全に関する途上国支援イニシアティブ（いのちの共生イニシアティブ） 生物多様性条約第10回締約国会議（CBD/COP10）（2010年10月）において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/environment/initiative.html	CBD/COP10で合意されたポスト2010年目標（愛知目標）の達成を目指す途上国の努力を支援するため、2010年からの３年間で、生物多様性保全に資する分野で総額20億ドルの支援を実施 【重点分野】 (1) 生態系の保全 途上国における住民の生活の保障と自然環境の保全の両立 保護区の適切な保護・管理の推進 (2) 持続可能な自然資源利用 自然資源の過剰な利用による生物多様性の損失の阻止 (3) 遺伝資源へのアクセスと利益の配分 途上国における遺伝資源の価値の発見と、その利用による利益配分の拡大

分野	開発政策・イニシアティブ	概　要
貿易・投資	開発イニシアティブ2009 （Development Initiative for Trade 2009） WTO第２回貿易のための援助グローバルレビュー会合（2009）で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/21/eito_0706.html	「貿易のための援助（Aid for Trade）」として以下を実施 ⑴ 技術協力として合計４万人の専門家派遣、研修員受入れを含め、３年間（2009～2011年）で総額120億ドルの二国間資金協力 ⑵ 途上国との貿易の最新の情報を踏まえた一般特恵関税制度（GSP）の改正 ⑶ 貿易のための援助（Aid for Trade）の効率化、保護主義の抑止、貿易金融等の関連分野への積極的な貢献
防災	防災協力イニシアティブ （Initiative for Disaster Reduction through ODA） 国連防災世界会議（2005年）で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/bosai_gaiyo.html	⑴ 防災への優先度の向上 ⑵ 人間の安全保障の視点 ⑶ ジェンダーの視点 ⑷ ソフト面での支援の重要性 ⑸ 日本の経験、知識および技術の活用 ⑹ 現地適合技術の活用・普及 ⑺ 様々な関係者との連携促進

第3節　重債務貧困国（HIPCs:Heavily Indebted Poor Countries）一覧

2011年12月末現在

	地域	件数	国　名
完了時点(＊1)到達国（32か国）	アフリカ	26	ウガンダ、エチオピア、ガーナ、カメルーン、ガンビア、ギニアビサウ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、セネガル、タンザニア、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
	中　東	1	アフガニスタン
	中南米	5	ガイアナ、ニカラグア、ハイチ、ボリビア、ホンジュラス
決定時点(＊2)到達国（４か国）	アフリカ	4	ギニア、コートジボワール、コモロ、チャド
決定時点(＊2)未到達国（３か国）	アフリカ	3	エリトリア、スーダン、ソマリア

＊１　決定時点に到達したHIPC諸国に対しては、中間救済としての債務救済が行われる。その後、新たな経済社会改革プログラムが実施され、良好な実績を示したと認められた場合HIPC諸国は拡大HIPCイニシアティブの完了時点に到達し、包括的債務削減措置を受けることになる。

＊２　決定時点に到達するには、HIPC諸国は、債務救済により利用可能となる資金の使途についての指針を盛り込んだ貧困削減戦略文書（PRSP）を策定し、世銀／IMF理事会の承認を受ける必要がある。世銀／IMF理事会は、提出されたPRSPやIMFなどが当該HIPC認定国に求められた経済社会改革プログラムの実施実績などを参考に、また、債務国の債務返済能力状況の分析に基づいて当該HIPC認定国に対する同イニシアティブ適用の是非を決定する。

参考　諸外国の政府開発援助

第1節　DAC諸国の政府開発援助実績

図表 Ⅳ-26　DAC諸国の政府開発援助実績（2010年）

（単位：百万ドル）

国名	支出純額ベース			支出総額ベース			
	順位	実績	対前年伸び率（%）	順位	実績	構成比（%）	対前年伸び率（%）
米国	1	30,353	5.3	1	31,159	22.1	5.1
英国	2	13,053	15.7	5	13,401	9.5	16.6
ドイツ	3	12,985	7.5	3	14,386	10.2	7.8
フランス	4	12,915	2.5	4	14,375	10.2	1.9
日本	5	11,021	16.4	2	18,828	13.3	14.5
オランダ	6	6,357	−1.1	6	6,468	4.6	−1.8
スペイン	7	5,949	−9.6	7	6,317	4.5	−9.6
カナダ	8	5,202	30.0	8	5,245	3.7	29.8
ノルウェー	9	4,580	12.2	9	4,580	3.2	12.2
スウェーデン	10	4,533	−0.3	10	4,541	3.2	−0.2
オーストラリア	11	3,826	38.5	11	3,826	2.7	38.5
ベルギー	12	3,004	15.1	13	3,052	2.2	13.5
イタリア	13	2,996	−9.1	12	3,180	2.3	−8.5
デンマーク	14	2,871	2.2	14	2,976	2.1	4.6
スイス	15	2,300	−0.4	15	2,316	1.6	−0.2
フィンランド	16	1,333	3.3	16	1,333	0.9	3.3
オーストリア	17	1,208	5.8	17	1,214	0.9	5.2
韓国	18	1,174	43.8	18	1,206	0.9	41.8
アイルランド	19	895	−11.0	19	895	0.6	−11.0
ポルトガル	20	649	26.6	20	685	0.5	24.9
ギリシャ	21	508	−16.4	21	508	0.4	−16.4
ルクセンブルク	22	403	−2.9	22	403	0.3	−2.9
ニュージーランド	23	342	10.7	23	342	0.2	10.7
DAC諸国計		128,459	7.2		141,236	100.0	7.3

出典：DACプレスリリース、DAC統計（DAC statistics on OECD.STAT）
＊1　国名は政府開発援助純額の順。
＊2　東欧および卒業国向け援助を除く。
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 Ⅳ-27　DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（2009年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国名	政府開発援助額	二国間政府開発援助				国際機関向け政府開発援助
			計	無償資金	技術協力	政府貸付等	
1	米国	28,831	25,174	25,225	767	−819	3,658
2	フランス	12,602	7,187	3,362	2,618	1,207	5,415
3	ドイツ	12,079	7,097	2,230	4,516	350	4,983
4	英国	11,283	7,392	6,414	632	346	3,891
5	日本	9,467	6,176	3,193	2,300	684	3,290
6	スペイン	6,584	4,473	3,167	931	375	2,111
7	オランダ	6,426	4,798	4,626	331	−159	1,628
8	スウェーデン	4,548	3,009	2,787	136	86	1,539
9	ノルウェー	4,081	3,164	2,666	454	43	918
10	カナダ	4,000	3,141	1,403	1,779	−41	859
11	イタリア	3,297	875	781	90	4	2,423
12	デンマーク	2,810	1,905	1,801	113	−8	904
13	オーストラリア	2,762	2,312	1,093	1,131	88	450
14	ベルギー	2,610	1,585	1,113	511	−39	1,025
15	スイス	2,310	1,751	1,558	176	16	559
16	フィンランド	1,290	791	460	305	26	499
17	オーストリア	1,142	507	315	201	−9	635
18	アイルランド	1,006	693	679	14	−	313
19	韓国	816	581	224	143	214	235
20	ギリシャ	607	297	108	189	−	310
21	ポルトガル	513	277	81	144	52	236
22	ルクセンブルク	415	266	259	7	−	149
23	ニュージーランド	309	226	174	52	−	83
DAC諸国計		119,787	83,675	63,716	17,542	2,416	36,113
DAC諸国平均		5,208	3,638	2,770	763	105	1,570

出典：DAC統計（DAC statistics on OECD.STAT）
＊1　順位は政府開発援助額の順。
＊2　無償資金協力は、行政経費、開発啓発費、NGO支援および債務救済を含む。
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊4　東欧および卒業国向け援助を除く。

図表 Ⅳ-28　地域別実績における主要DAC援助国（2009年）

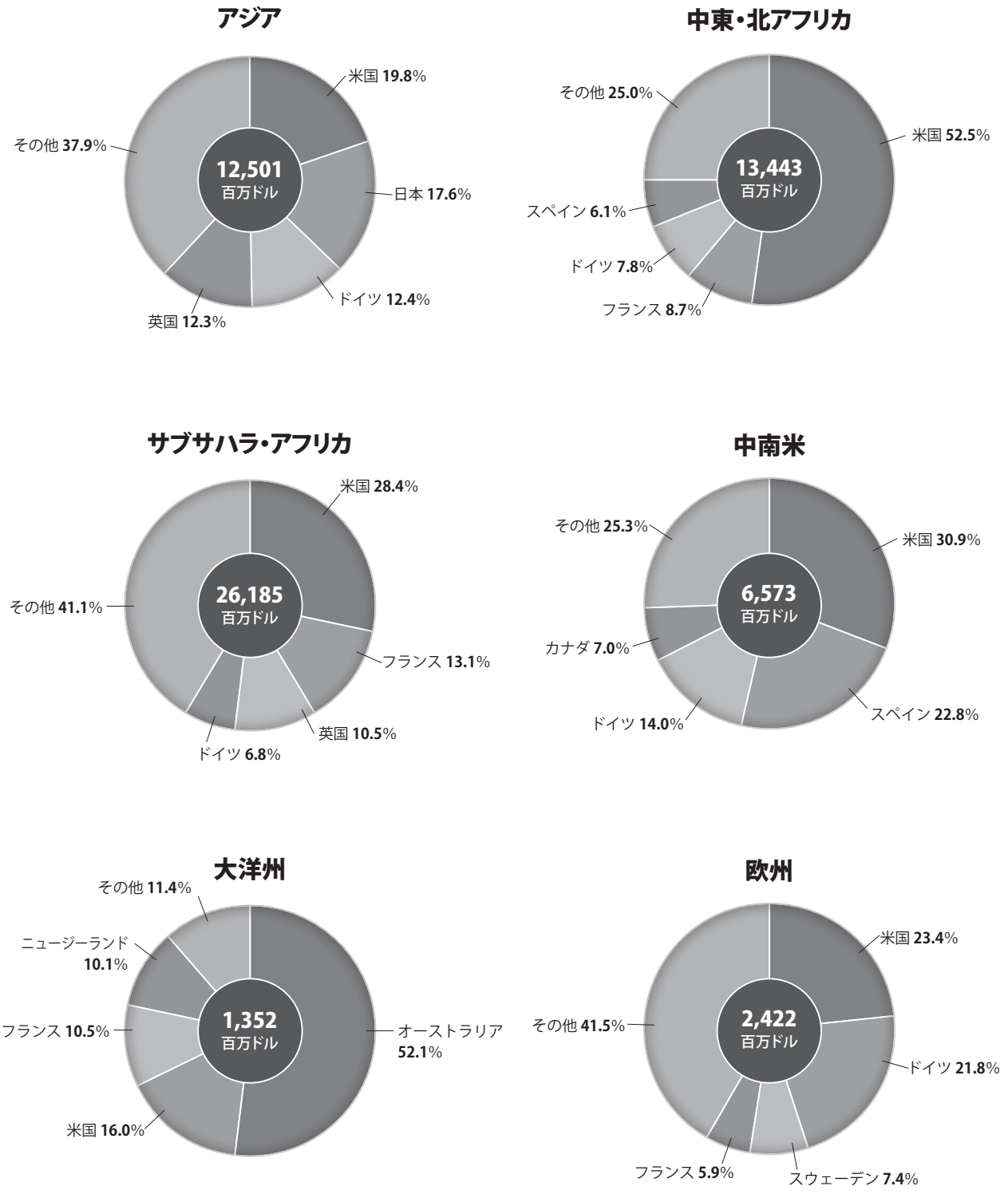

出典：DAC（Geographical Distribution of Financial Flows）
＊1　支出総額ベース
＊2　地域分類は外務省分類を使用。
＊3　東欧および卒業国向け援助を除く。
＊4　グラフ内数値はDAC諸国の実績計。

図表 Ⅳ-29　DAC諸国の贈与比率

（約束額ベース、2か年の平均値、単位：%）

国名	順位	2008／2009年	順位	2007／2008年
カナダ	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0
アイルランド	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0
米国	7	100.0	7	100.0
オーストリア	8	99.4	9	99.6
スイス	9	99.2	10	98.8
デンマーク	10	98.9	13	98.2
オーストラリア	11	98.8	8	99.9
スウェーデン	12	98.5	12	98.4
ベルギー	13	98.4	11	98.5
フィンランド	14	97.4	14	96.1
ノルウェー	15	96.3	15	95.9
英国	16	95.0	16	93.1
イタリア	17	93.5	17	93.1
ポルトガル	18	87.0	19	84.8
スペイン	19	85.2	18	85.5
ドイツ	20	84.0	20	83.8
フランス	21	73.2	21	79.1
日本	22	47.2	22	43.4
韓国	23	44.0		n.a.
DAC諸国平均		86.9		88.0

出典：DAC議長報告
＊1　国名は2008/2009年平均における贈与比率の高い順。
＊2　債務救済を除く。

図表 Ⅳ-30　DAC諸国の贈与額

（贈与による支出額、2か年の平均値、単位：百万ドル）

国名	順位	2008／2009年	順位	2007／2008年
米国	1	28,535	1	25,018
ドイツ	2	13,020	2	13,371
英国	3	11,067	3	11,011
フランス	4	10,486	4	10,384
日本	5	9,662	5	9,221
オランダ	6	6,931	6	6,948
スペイン	7	6,525	7	5,950
スウェーデン	8	4,570	9	4,473
カナダ	9	4,437	8	4,477
イタリア	10	4,118	10	4,447
ノルウェー	11	3,953	11	3,669
デンマーク	12	2,823	13	2,731
オーストラリア	13	2,787	12	2,783
ベルギー	14	2,560	14	2,233
スイス	15	2,159	15	1,848
オーストリア	16	1,455	16	1,798
フィンランド	17	1,209	18	1,063
アイルランド	18	1,167	17	1,260
ギリシャ	19	655	19	602
韓国	20	617	20	598
ポルトガル	21	473	21	468
ルクセンブルク	22	415	22	395
ニュージーランド	23	329	23	334
合計		119,951		115,080

出典：DAC統計（DAC statistics on OECD.STAT）
＊　国名は2008/2009年平均における贈与額の多い順。

図表 Ⅳ-31 DAC諸国のグラント・エレメント

（約束額ベース、2か年の平均値、単位：%）

国名	順位	2008／2009年	順位	2007／2008年
オーストリア	1	100.0	1	100.0
カナダ	1	100.0	1	100.0
デンマーク	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0
アイルランド	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0
ノルウェー	1	100.0	1	100.0
スイス	1	100.0	1	100.0
英国	1	100.0	1	100.0
米国	1	100.0	1	100.0
フィンランド	13	100.0	14	100.0
スウェーデン	14	99.9	15	99.8
ベルギー	15	99.7	16	99.7
オーストラリア	16	99.6	13	100.0
イタリア	17	98.9	17	99.0
ポルトガル	18	96.4	22	81.8
スペイン	19	95.9	18	95.0
ドイツ	20	92.7	19	93.5
韓国	21	89.8		n.a.
フランス	22	89.4	20	91.0
日本	23	85.8	21	85.5
DAC諸国平均		96.1		96.4

出典：DAC議長報告
＊1　国名は2008/2009年平均におけるグラント・エレメントの高い順。
＊2　債務救済を除く。
＊3　グラント・エレメント（G.E.：Grant Element）：援助条件の緩やかさを表示するための指標。商業条件（金利10%と仮定した場合）の借款をG.E.0%とし、条件（金利、返済期間、据置期間）が緩和されるに従ってG.E. の%が高くなり、贈与の場合はこれが100%となる。

図表 Ⅳ-32 DAC諸国の二国間政府開発援助のタイイング・ステイタス

（約束額ベース、単位：%）

国名	アンタイド＊1		部分アンタイド		タイド＊2	
	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年
アイルランド	100.0	100.0	—	—	—	—
ルクセンブルク	100.0	100.0	—	—	—	—
英国	100.0	100.0	—	—	—	—
ノルウェー	100.0	100.0	—	—	0.0	0.0
スウェーデン	99.9	99.9	—	—	0.1	0.1
スイス	99.2	97.3	—	—	0.8	2.7
カナダ	98.3	90.8	0.0	1.3	1.7	7.8
ドイツ	97.1	98.2	—	—	2.9	1.8
デンマーク	96.6	98.5	—	—	3.4	1.5
ベルギー	95.5	91.9	—	—	4.5	8.1
日本	94.8	96.5	—	—	5.2	3.5
オーストラリア	90.8	96.7	—	—	9.2	3.3
フィンランド	90.3	92.3	—	—	9.7	7.7
ニュージーランド	90.1	92.7	—	0.0	9.9	7.3
フランス	89.5	81.9	—	—	10.5	18.1
オランダ	80.8	93.2	—	—	19.2	6.8
スペイン	76.6	69.1	3.7	1.2	19.7	29.7
米国	69.8	74.7	—	—	30.2	25.3
イタリア	56.2	78.0	0.5	1.7	43.2	20.3
オーストリア	55.2	81.6	—	—	44.8	18.4
ギリシャ	49.8	37.9	0.1	0.1	50.1	61.9
韓国	48.4	35.8	—	7.5	51.6	56.7
ポルトガル	28.1	76.4	—	—	71.9	23.6
DAC諸国平均	84.5	86.5	0.2	0.2	15.4	13.3

出典：DAC統計（DAC statistics on OECD.STAT）
＊1　実施するプロジェクトに必要な資機材などの調達先を供与国に限定しない資金協力。
＊2　実施するプロジェクトに必要な資機材などの調達先を供与国に限定する資金協力。
＊3　国名はアンタイドの比率の高い順。
＊4　技術協力および行政経費を除く。
＊5　四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。

図表 Ⅳ-33　主要DAC加盟国の政府開発援助の比較

	支出純額ベース		日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC計
量的側面からの比較	政府開発援助実績額（億ドル）									
	2009年		94.7	288.3	112.8	126.0	120.8	33.0	40.0	1,197.9
	2010年		110.2	303.5	130.5	129.2	129.9	30.0	52.0	1,284.6
	対GNI比（%）　2009年		0.18	0.21	0.51	0.47	0.35	0.16	0.30	0.31
	2010年		0.20	0.21	0.57	0.50	0.39	0.15	0.34	0.32
	DAC諸国全体に占める割合（2010年、%）		8.6	23.6	10.2	10.1	10.1	2.3	4.0	100.0
	対前年伸び率（2009年→2010年、%）		16.4	5.3	15.7	2.5	7.5	−9.1	30.0	7.2
	2009年の約束額（債務救済を含む）（億ドル）		182.1	334.4	150.9	145.6	164.9	38.8	45.5	1,480.2
	多国間援助の割合（2008年〜2009年平均、%）		31.8	12.0	35.4	41.1	38.0	66.7	26.0	29.5
	配分（2008年〜2009年平均、%）	対LDCs	40.6	43.4	49.7	34.4	35.8	42.2	56.9	43.5
		対LICs	25.5	13.2	15.9	15.7	10.7	9.5	14.8	14.3
質的側面からの比較	約束額ベース（単位：%）									
	政府開発援助全体のグラント・エレメント（2008年〜2009年平均、除：債務救済）		85.8	100.0	100.0	89.4	92.7	98.9	100.0	96.1
	二国間借款のグラント・エレメント（2008年〜2009年平均、除：債務救済）		73.1	−	−	54.9	47.0	82.4	−	67.1
	二国間政府開発援助の対LDCsグラント・エレメント（2008年〜2009年平均、除：債務救済）		98.0	100.0	100.0	93.2	100.0	99.0	100.0	99.2
	政府開発援助全体の贈与比率（2008年〜2009年平均、除：債務救済）		47.2	100.0	95.0	73.2	84.0	93.5	100.0	86.9
	二国間政府開発援助の贈与比率（2008年〜2009年平均、除：債務救済）		36.0	100.0	92.5	60.6	73.4	77.1	100.0	82.6
	二国間政府開発援助のタイイング・ステイタス(*)（2009年）	アンタイド	94.8	69.8	100.0	89.5	97.1	56.2	98.3	84.5
		部分アンタイド	−	−	−	−	−	0.5	0.0	0.2
		タイド	5.2	30.2	−	10.5	2.9	43.2	1.7	15.4

出典：DAC議長報告、DACプレスリリース、DAC統計（DAC statistics on OECD.STAT）
＊　二国間政府開発援助のタイイング・ステイタスは技術協力および行政経費を除く。

図表 Ⅳ-34　主要DAC加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分（2009年）

（約束額ベース、単位：%）

国名 / 分野	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC平均
社会インフラ	29.7	53.5	45.3	37.5	49.6	35.6	52.4	43.1
経済インフラ	33.5	9.0	13.4	9.3	21.8	5.8	3.3	14.6
農業分野（食糧援助を除く）	4.8	5.0	1.8	5.2	3.7	16.7	6.8	4.7
工業等その他生産分野(*1)	6.6	5.7	11.5	17.4	12.4	6.0	10.2	10.5
緊急援助（食糧援助を含む）	2.3	15.8	9.6	0.4	4.3	8.6	8.1	8.7
プログラム援助等(*2)	23.0	11.0	18.3	30.2	8.1	27.2	19.2	18.4
合　計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：DAC統計（DAC statistics on OECD.STAT）
＊1　「工業等その他生産分野」には、「マルチセクター」を含む。
＊2　「プログラム援助等」には、債務救済・行政経費等を含む。
＊3　四捨五入の関係上、各分野の計が100%とならないことがある。
＊4　東欧および卒業国向け援助を除く。

図表 Ⅳ-35　主要DAC加盟国の政府開発援助総額に占める国際機関を通じた援助額の割合

（支出純額ベース、2か年平均、単位：%）

暦年 / 国名	2003/2004年平均	2004/2005年平均	2005/2006年平均	2006/2007年平均	2007/2008年平均	2008/2009年平均
日　本	31.2	26.1	27.3	30.8	27.2	31.8
米　国	14.2	12.2	9.2	11.6	12.2	12.0
英　国	35.0	27.6	27.2	35.7	39.5	35.4
フランス	31.4	30.8	26.5	30.8	37.8	41.1
ドイツ	44.9	36.0	29.4	34.1	35.2	38.0
イタリア	63.9	60.6	51.1	57.0	64.8	66.7
カナダ	27.9	24.1	27.9	26.8	26.5	26.0
DAC平均	29.9	26.7	24.7	27.9	29.2	29.5

出典：DAC統計（DAC statistics on OECD.STAT）
＊　2009年実績より欧州復興開発銀行（EBRD）向け拠出金の一部を政府開発援助として計上した。

第2節 DAC諸国の開発途上国への資金の流れ

図表Ⅳ-36 DAC諸国の開発途上国への資金の流れ（2009年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

国名	政府開発援助	その他政府資金	NGO贈与	民間資金	総計	対GNI比（%）
米国	28,831	988	16,288	69,168	115,276	0.82
フランス	12,602	294	－	25,524	38,420	1.43
ドイツ	12,079	187	1,369	15,495	29,130	0.86
英国	11,283	304	329	12,798	24,713	1.11
日本	9,467	8,237	533	27,217	45,454	0.88
スペイン	6,584	3	－	6,225	12,812	0.89
オランダ	6,426	－	542	－923	6,045	0.77
スウェーデン	4,548	68	74	2,473	7,164	1.77
ノルウェー	4,081	0	－	895	4,977	1.29
カナダ	4,000	－1,138	1,338	3,140	7,340	0.56
イタリア	3,297	－72	162	2,181	5,569	0.27
デンマーク	2,810	233	116	599	3,757	1.18
オーストラリア	2,762	371	－	－	3,133	0.33
ベルギー	2,610	90	377	147	3,224	0.68
スイス	2,310	–	357	6,438	9,106	1.77
フィンランド	1,290	137	17	1,741	3,185	1.34
オーストリア	1,142	－44	140	2,035	3,273	0.87
アイルランド	1,006	－	182	3,000	4,188	2.27
韓国	816	452	156	5,018	6,442	0.77
ギリシャ	607	－	2	241	850	0.26
ポルトガル	513	－	4	－1,577	－1,060	－0.48
ルクセンブルク	415	－	13	－	428	1.08
ニュージーランド	309	8	46	24	387	0.35
DAC諸国計	119,787	10,119	22,047	181,860	333,813	0.87

出典：DAC統計（DAC statistics on OECD.STAT）
＊1　国名は、政府開発援助額の多い順。
＊2　東欧および卒業国向け援助を除く。
＊3　四捨五入の関係上、合計が総計と一致しないことがある。

図表 Ⅳ-37　DAC諸国のNGOによる援助実績

区分	NGO自己資金（百万ドル）		政府開発援助実績（百万ドル）		NGO自己資金による比率		対NGO政府補助金（百万ドル）		政府開発援助に占めるNGO補助金（%）		国民１人当たりのNGO援助実績（ドル）		NGO援助実績に占める政府補助金（%）	
国名＼暦年	2009	2008	2009	2008	2009	2008	2009	2008	2009	2008	2009	2008	2009	2008
日本	533	452	9,467	9,601	1： 17.7	1： 21.3	123	123	1.3	1.3	5.1	4.5	18.8	21.4
アイルランド	182	273	1,006	1,328	1： 5.5	1： 4.9	118	177	11.7	13.3	67.3	103.7	39.2	39.3
イタリア	162	105	3,297	4,861	1： 20.3	1： 46.1	0	0	0.0	0.0	2.7	1.8	0.1	0.1
オーストラリア	－	670	2,762	2,954	－	1： 4.4	3	0	0.1	0.0	0.1	31.4	100.0	0.1
オーストリア	140	137	1,142	1,714	1： 8.2	1： 12.5	1	1	0.1	0.0	16.8	16.5	0.7	0.4
オランダ	542	330	6,426	6,993	1： 11.9	1： 21.2	887	1,088	13.8	15.6	86.2	86.0	62.1	76.7
カナダ	1,338	1,491	4,000	4,795	1： 3.0	1： 3.2	26	24	0.7	0.5	40.1	45.4	1.9	1.6
ギリシャ	2	2	607	703	1： 311.4	1： 382.2	0	－	0.0	－	0.2	0.2	1.0	－
スイス	357	398	2,310	2,038	1： 6.5	1： 5.1	69	65	3.0	3.2	54.8	60.1	16.3	14.0
スウェーデン	74	25	4,548	4,732	1： 61.2	1： 187.9	210	267	4.6	5.7	30.4	31.6	73.9	91.4
スペイン	－	－	6,584	6,867	－	－	9	11	0.1	0.2	0.2	0.2	100.0	100.0
デンマーク	116	129	2,810	2,803	1： 24.3	1： 21.8	202	185	7.2	6.6	57.5	57.0	63.6	59.0
ドイツ	1,369	1,626	12,079	13,981	1： 8.8	1： 8.6	－	－	－	－	16.7	19.8	－	－
ニュージーランド	46	48	309	348	1： 6.7	1： 7.2	18	20	6.0	5.7	14.9	15.9	28.6	29.1
ノルウェー	－	－	4,081	4,006	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
フィンランド	17	13	1,290	1,166	1： 74.7	1： 92.3	1	11	0.1	0.9	3.5	4.4	6.6	45.8
フランス	－	－	12,602	10,908	－	－	21	51	0.2	0.5	0.3	0.8	100.0	100.0
ベルギー	377	361	2,610	2,386	1： 6.9	1： 6.6	179	160	6.9	6.7	51.5	48.7	32.2	30.8
ポルトガル	4	1	513	620	1： 114.2	1： 439.8	0	7	0.0	1.1	0.4	0.8	2.4	82.3
ルクセンブルク	13	11	415	415	1： 32.1	1： 38.5	5	6	1.3	1.5	37.4	34.3	29.7	35.9
英国	329	462	11,283	11,500	1： 34.3	1： 24.9	248	313	2.2	2.7	9.5	12.7	43.0	40.4
韓国	156	131	816	802	1： 5.2	1： 6.1	7	8	0.9	1.0	3.3	2.9	4.5	6.0
米国	16,288	17,122	28,831	26,437	1： 1.8	1： 1.5	－	－	－	－	53.1	56.3	－	－
DAC計(平均)	22,047	23,787	119,787	121,954	1： 5.4	1： 5.1	2,130	2,517	1.8	2.1	25.4	27.8	8.8	9.6

出典：DAC統計（DAC statistics on OECD.STAT）
＊　NGO援助実績＝NGO自己資金＋政府補助金

第3節 DAC援助受取国・地域リスト

図表 IV-38 DAC援助受取国・地域リスト(2010年)

(2010年実績に適用)

後発開発途上国(LDCs)(49か国)		低所得国(LICs) 1人当たりGNI $935以下	低中所得国(LMICs) 1人当たりGNI $936～$3,705以下		高中所得国(UMICs) 1人当たりGNI $3,706～$11,455以下	
アフガニスタン	トーゴ	ウズベキスタン	アゼルバイジャン	ドミニカ共和国	アルゼンチン	バルバドス(*3)
アンゴラ	ニジェール	ガーナ	アルジェリア	トルクメニスタン	アンギラ	フィジー
イエメン	ネパール	北朝鮮	アルバニア	トンガ	アンティグア・バーブーダ(*2)	ブラジル
ウガンダ	ハイチ	キルギス	アルメニア	ナミビア	ウルグアイ	ベネズエラ
エチオピア	バヌアツ	ケニア	イラク	ニウエ	オマーン(*2)	ベラルーシ
エリトリア	バングラデシュ	コートジボワール	イラン	ニカラグア	カザフスタン	ベリーズ
ガンビア	東ティモール	ジンバブエ	インド	パラグアイ	ガボン	ボツワナ
カンボジア	ブータン	タジキスタン	インドネシア	パレスチナ自治区	キューバ	マイヨット
ギニア	ブルキナファソ	ナイジェリア	ウクライナ	フィリピン	クック諸島	マレーシア
ギニアビサウ	ブルンジ	パキスタン	エクアドル	ペルー	グレナダ	メキシコ
キリバス	ベナン	パプアニューギニア	エジプト	ボスニア・ヘルツェゴビナ	クロアチア	モーリシャス
コモロ	マダガスカル	ベトナム	エルサルバドル	ボリビア	コスタリカ	モンテネグロ
コンゴ民主共和国	マラウイ		カーボヴェルデ	ホンジュラス	ジャマイカ	モンセラット
サモア	マリ		ガイアナ	マーシャル	スリナム	リビア
サントメ・プリンシペ	ミャンマー		カメルーン	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	セーシェル	レバノン
ザンビア	モーリタニア		グアテマラ	ミクロネシア	セルビア	南アフリカ共和国
シエラレオネ	モザンビーク		グルジア	モルドバ	セント・ヘレナ	
ジブチ	モルディブ		コソボ(*4)	モロッコ	セントクリストファー・ネーヴィス	
スーダン	ラオス		コロンビア	モンゴル	セントビンセント	
赤道ギニア	リベリア		コンゴ共和国	ヨルダン	セントルシア	
セネガル	ルワンダ		シリア	ワリス・フツナ	チリ	
ソマリア	レソト		スリランカ		ドミニカ国	
ソロモン			スワジランド		トリニダード・トバゴ(*3)	
タンザニア			タイ		トルコ	
チャド			中国		ナウル	
中央アフリカ			チュニジア		パナマ	
ツバル			トケラウ諸島		パラオ	

出典:DAC資料

＊1 GNI値は2007年の数値。

＊2 アンティグア・バーブーダおよびオマーンは2007年に高所得国の基準を超えた。DACリスト改訂のルールに従い、2010年まで高所得国の基準を超えていれば2011年のDACリスト改訂の際に、卒業する予定。

＊3 バルバドスおよびトリニダード・トバゴは2006年、2007年に高所得国の基準を超えた。DACリスト改訂のルールに従い、2010年まで高所得国の基準を超えていれば、2011年のDACリスト改訂の際に、卒業する予定。

＊4 コソボのステータスに対してOECDは何ら法的な立場を示唆するものではない。

第4節 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

図表Ⅳ-39 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

供与国・地域名＼暦年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
ＯＥＣＤ加盟非ＤＡＣ諸国					
チェコ	135	161	179	249	215
ハンガリー	100	149	103	107	117
アイスランド	27	41	48	48	34
イスラエル＊1, 2	95	90	111	138	124
ポーランド	205	297	363	372	375
スロバキア	56	55	67	92	75
スロベニア	35	44	54	68	71
トルコ	601	714	602	780	707
アラブ諸国					
クウェート	218	158	110	283	221
サウジアラビア	1,026	2,025	1,551	4,979	3,134
アラブ首長国連邦	141	219	429	88	834
その他援助国・地域					
台湾	483	513	514	435	411
タイ	－	74	67	178	40
その他＊3	51	77	134	275	313
合計	3,175	4,617	4,333	8,094	6,672
うち、二国間					
ＯＥＣＤ加盟非ＤＡＣ諸国					
チェコ	64	78	81	117	101
ハンガリー	40	84	33	15	30
アイスランド	20	28	37	36	25
イスラエル＊1, 2	80	75	96	119	108
ポーランド	48	119	156	84	92
スロバキア	31	25	28	41	20
スロベニア	14	18	21	29	25
トルコ	532	643	545	736	665
アラブ諸国					
クウェート	218	157	109	282	220
サウジアラビア	980	1,980	1,526	4,958	2,925
アラブ首長国連邦	141	219	429	88	834
その他援助国・地域					
台湾	465	494	495	407	402
タイ	－	65	61	166	35
その他＊3	8	25	67	94	99
合計	2,641	4,008	3,684	7,173	5,580

出典：DAC議長報告

＊1　イスラエルの統計データは、イスラエル関係当局により、かつその責任の下に提供された。OECDによるこれらのデータの使用は、国際法の条項に基づきゴラン高原、東エルサレムと西岸のイスラエル入植地の状況に影響を与えるものではない。

＊2　開発途上国からイスラエルに来た人々（多くは、内戦あるいは政情不安の経験を有する）、あるいは人道的・政治的理由により故国を離れて来た人々のための最初の年の生計を支えるために支出された金額を含む：2005年49.2百万ドル、2006年45.5百万ドル、2007年42.9百万ドル、2008年43.6百万ドル、2009年35.4百万ドル。

＊3　キプロス、エストニア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マルタ、ルーマニアを含む。

＊4　OECD非加盟のいくつかの主要な新興援助国の援助については、情報が公表されていないことから、当該援助額は含まれていない。

＊5　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

略語一覧

（注）本白書に掲載されていない略語も含む。

A

AAA Accra Agenda for Action
アクラ行動計画

ABS Access and Benefit-Sharing
遺伝資源へのアクセスと利益配分

ADB Asian Development Bank
アジア開発銀行

ADF Asian Development Fund
アジア開発基金

AfDB African Development Bank
アフリカ開発銀行

AfDF African Development Fund
アフリカ開発基金

AfT Aid for Trade
貿易のための援助

AHA Centre ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance
ASEAN防災人道支援調整センター

APEC Asia-Pacific Economic Cooperation
アジア太平洋経済協力

APO Asian Productivity Organization
アジア生産性機構

ASEAN Association of Southeast Asian Nations
東南アジア諸国連合

ASEM Asia-Europe Meeting
アジア欧州会合

AUN/SEED-Net ASEAN University Network/ Southeast Asia Engineering Education Development Network
アセアン工学系高等教育ネットワーク

AU African Union
アフリカ連合

B

BEGIN Basic Education for Growth Initiative
成長のための基礎教育イニシアティブ

BHN Basic Human Needs
人間の基礎生活分野

BOP Base Of the economic Pyramid
開発途上国・地域の低所得階層

C

CARD Coalition for African Rice Development
アフリカ稲作振興のための共同体

CARICOM Caribbean Community
カリブ共同体

CBD Convention on Biological Diversity
生物多様性条約

CCT Conditional Cash Transfers
条件付現金給付

CDP UN Committee for Development Policy
国連開発政策委員会

CGIAR Consultative Group on International Agricultural Research
国際農業研究協議グループ

CGIF Credit Guarantee and Investment Facility
信用保証・投資ファシリティ

CIF Climate Investment Fund
気候投資基金

CMI Chiang Mai Initiative
チェンマイ・イニシアティブ

COP Conference of Parties
条約の締約国会議

CPA Comprehensive Peace Agreement
南北包括的和平合意（スーダン）

CPCJF Crime Prevention and Criminal Justice Fund
犯罪防止刑事司法基金

CSR Corporate Social Responsibility
企業の社会的責任

D

DDR Disarmament, Demobilization and Reintegration
元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰

DFC Dedicated Freight Corridor
貨物専用鉄道建設計画（インド）

DFID Department for International Development
国際開発省（英国）

DMIC Delhi-Mumbai Industrial Corridor
デリー・ムンバイ間産業大動脈構想（インド）

E

E/N Exchange of Notes
交換公文

EBRD European Bank for Reconstruction and Development
欧州復興開発銀行

EcoISD Environmental Conservation Initiative for Sustainable Development
持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ

EEZ Exclusive Economic Zone
排他的経済水域

EFA Education for All
万人のための教育

E-JUST Egypt-Japan University of Science and Technology
エジプト日本科学技術大学

EMBRACE Ensure Mothers and Babies Regular Access to Care
EMBRACE（エンブレイス）モデル

EPA Economic Partnership Agreement
経済連携協定

ERIA Economic Research Institute for ASEAN and East Asia
東アジア・ASEAN経済研究センター

ESDA Enhanced Sustainable Development for Asia
アジアの持続的成長のための日本の貢献策

EU European Union
欧州連合

F

FAO Food and Agriculture Organization
国連食糧農業機関

FASID Foundation for Advanced Studies on International Development
㈶国際開発高等教育機構

FSO Fund for Special Operations
（米州開発銀行）特別業務基金

FTI Fast Track Initiative
ファスト・トラック・イニシアティブ

G

GAD Gender and Development
ジェンダーと開発

GAVI the Global Alliance for Vaccines and Immunization
GAVIアライアンス

GDP Gross Domestic Product
国内総生産

GEF Global Environment Facility
地球環境ファシリティ

GF-TADs Global Framework for Progressive Control of Transboundary Animal Diseases
越境性感染症の防疫のための世界的枠組み

GNI Gross National Income
国民総所得

GRIPS National Graduate Institute for Policy Studies
政策研究大学院大学

GSP Generalized System of Preferences
一般特恵関税制度

H

HICs High Income Countries
高所得国

HIPCs Heavily Indebted Poor Countries
重債務貧困国

I

IAEA International Atomic Energy Agency
国際原子力機関

IBRD International Bank for Reconstruction and Development
国際復興開発銀行（世界銀行）

ICA International Co-operative Alliance
国際協同組合同盟

ICCROM International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property
文化財保存修復研究国際センター

ICRC International Committee of the Red Cross
赤十字国際委員会

ICT Information and Communication Technology
情報通信技術

IDA International Development Association
国際開発協会

IDB Inter-American Development Bank
米州開発銀行

IDS International Development Studies
国際開発プログラム

IEA International Energy Agency
国際エネルギー機関

IFAD International Fund for Agricultural Development
国際農業開発基金

IFC International Finance Corporation
国際金融公社

ILO International Labour Organization
国際労働機関

IMB International Maritime Bureau
国際海事局

IMF International Monetary Fund
国際通貨基金

IMO International Maritime Organization
国際海事機関

IOM International Organization for Migration
国際移住機関

ISDB-T Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial
地上デジタル放送

ITTO International Tropical Timber Organization
国際熱帯木材機関

ITU International Telecommunication Union
国際電気通信連合

IUCN International Union for Conservation of Nature and Natural Resources
国際自然保護連合

J

JANIC Japan NGO Center for International Cooperation
国際協力NGOセンター

JBIC Japan Bank for International Cooperation
国際協力銀行

JCS Joint Cooperation Strategy
共同支援戦略

JETRO Japan External Trade Organization
日本貿易振興機構

JICA Japan International Cooperation Agency
国際協力機構

JMAS Japan Mine Action Service
日本地雷処理を支援する会

JOCV Japan Overseas Cooperation Volunteers
青年海外協力隊

JOGMEC Japan Oil, Gas and Metals National Corporation
石油天然ガス・金属鉱物資源機構

JPF Japan Platform
ジャパン・プラットフォーム

L

LDCs Least Developed Countries
後発開発途上国

LICs Low Income Countries
低所得国

LMICs Lower Middle Income Countries
低中所得国

LTTE Liberation Tigers of Tamil Eelam
タミル・イーラム解放の虎（スリランカ）

M

MDGs Millennium Development Goals
ミレニアム開発目標

MEF Major Economies Forum
主要経済国フォーラム

MERCOSUR Mercado Común del Sur
南米南部共同市場

MIF Multilateral Investment Fund
多国間投資基金

MOP Meeting of the Parties
議定書の締約国会議

MRC Mekogn River Commission
メコン河委員会

N

NERICA New Rice for Africa
ネリカ稲（ネリカ米）

NEXI Nippon Export and Investment Insurance
日本貿易保険

NGO Non-Governmental Organization
非政府組織

NLD National League for Democracy
国民民主連盟（ミャンマー）

NPIF Nagoya Protocol Implementation Fund
名古屋議定書実施基金

NSAPR National Strategy for Accelerated Poverty Reduction
貧困削減戦略文書

O

ODA Official Development Assistance
政府開発援助

OECD Organisation for Economic Co-operation and Development
経済協力開発機構

OECD-DAC OECD Development Assistance Committee
経済協力開発機構　開発援助委員会

OFCF Overseas Fishery Cooperation Foundation of Japan
財団法人海外漁業協力財団

OIE World Organisation for Animal Health
国際獣疫事務局

OOF Other Official Flows
ODA以外の公的資金

P

PIF Pacific Islands Forum
太平洋諸島フォーラム

PKO Peacekeeping Operations
国連平和維持活動

PPP Public-Private Partnership
官民連携

PRSP Poverty Reduction Strategy Paper
貧困削減戦略文書

R

RECCA Regional Economic Cooperation Conference on Afghanistan
アフガニスタン地域経済協力会議

REDD Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries
途上国における森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減等

S

SEAFDEC Southeast Asian Fisheries Development Center
東南アジア漁業開発センター

SICA Sistema de la Integración Centroamericana
中米統合機構

SKILLS-AP Asia-Pacific Skills and Employability Network
アジア太平洋地域技能就業能力計画

SPREP South Pacific Regional Environment Programme
南太平洋地域環境計画

STDF Standards and Trade Development Facility
規格および通商開発機構

T

TICAD Tokyo International Conference on African Development
アフリカ開発会議

U

UMICs Upper Middle Income Countries
高中所得国

UN United Nations
国際連合

UN/ISDR United Nations International Strategy for Disaster Reduction
国連国際防災戦略

UNAFEI United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders
国連アジア極東犯罪防止研修所

UNAIDS Joint United Nations Programme on HIV/AIDS
国連合同エイズ計画

UNCED United Nations Conference on Environment and Development
国連環境開発会議（地球サミット）

UNCRD United Nations Centre for Regional Development
国連地域開発センター

UNDAC United Nations Disaster Assessment and Coordination
国連災害評価調整

UNDCP United Nations International Drug Control Programme
国連薬物統制計画

UNDP United Nations Development Programme
国連開発計画

UNEP United Nations Environment Programme
国連環境計画

UNEP/IETC UNEP/International Environmental Technology Centre
国連環境計画国際環境技術センター

UNEP/ROAP UNEP/Regional Office for Asia and the Pacific
国連環境計画アジア太平洋地域事務所

UNESCO United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
国連教育科学文化機関

UNFPA United Nations Population Fund
国連人口基金

UN-HABITAT United Nations Human Settlements Programme
国連人間居住計画

UNHCR United Nations High Commissioner for Refugees
国連難民高等弁務官事務所

UNICEF United Nations Children's Fund
国連児童基金

UNIDO United Nations Industrial Development Organization
国連工業開発機関

UNOCHA United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs
国連人道問題調整部

UNODC United Nations Office on Drugs and Crime
国連薬物犯罪事務所

UNRWA United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East
国連パレスチナ難民救済事業機関

UPU Universal Postal Union
万国郵便連合

USP University of the South Pacific
南太平洋大学

V

VCT Voluntary Counseling and Testing
自発的カウンセリングと検査

W

WASABI Water and Sanitation Broad Partnership Initiative
水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ

WCO World Customs Organization
世界税関機構（条約上の名称は関税協力理事会）

WFP World Food Programme
国連世界食糧計画

WHO World Health Organization
世界保健機関

WI Wetlands International
国際湿地保全連合

WIPO World Intellectual Property Organization
世界知的所有権機関

W-SAT The Water Security Action Team
水の防衛隊

WSSD World Summit on Sustainable Development
持続可能な開発に関する世界首脳会議

WTO World Trade Organization
世界貿易機関

用語集

アンタイド／タイド援助	アンタイド援助とは、物資およびサービスの調達先が国際競争入札により決まる援助のことをいう。タイド援助は、これらの調達先が、援助供与国に限定されるなどの条件が付くものを指し、日本語では「ひもつき」援助と訳されることがある。2001年に経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）で後発開発途上国（LDCs）向け援助のアンタイド化勧告が採択され（技術協力と食糧援助を除く、有償資金協力と無償資金協力が対象）、DAC加盟国に適用されている。2008年に同勧告の対象国がLDCs以外の重債務貧困国（HIPCs）にも拡大された。同勧告は、アンタイドの政府開発援助（ODA）を「ほぼすべての被援助国およびOECD諸国からの自由かつ十分な調達が可能な融資または補助金のことを指す」と定義している。また、OECDの輸出信用アレンジメントにおいては中進国向けのタイドも原則禁止されている。
援助協調	援助の効果を増大させるために、複数のドナーが情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて協力を行うこと。従来の援助協調は、案件ごとのドナー同士の連携・調整に重点が置かれていたが、近年は、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続きで支援を行う総合的な援助協調が、サブサハラ・アフリカを中心に、世界各国で進められるようになっている。
援助協調枠組み	複数の援助国・機関等が開発の優先度について合意を形成し、援助政策や実施方法を統合したり、相互に補い合うために行う一連の活動を規定する枠組みのこと。
技術協力	開発途上国の人々に対する技術の普及、またはその水準の向上を目的として技術の提供を無償で行う経済協力の一形態。
研修員受入事業	開発途上国において指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者などを日本あるいは第三国に招へいし、専門知識・技術の移転を図る研修事業。
第三国研修	開発途上国が、援助国・国際機関の資金や技術支援を受け、他の途上国から研修員を受け入れて、すぐれた開発経験や知識・技術の移転・普及のための研修を行うこと。日本はそれに対して、資金的・技術的な支援を行っている。
第三国専門家	技術協力を効果的に実施するため、協力対象の途上国に他の途上国からの人材を専門家として派遣する制度。
技術協力プロジェクト	一定の目標達成のため、必要とされる援助手法（専門家派遣、機材供与、研修員受入など）を柔軟に組み合わせて効果的な技術移転を実施する事業。
技術協力専門家派遣	日本から開発途上国へ専門家を派遣し、相手国の実情に即した知識や技術の移転を図る事業。
青年海外協力隊（JOCV：Japan Overseas Cooperation Volunteers）	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、技術・技能を有する20歳から39歳までの日本の青年男女を、原則として2年間開発途上国に派遣する事業。
シニア海外ボランティア（SV：Senior Volunteers）	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、豊かな職業・社会経験を持つ日本の40歳から69歳までのシニア層を1年ないし2年間開発途上国に派遣する事業。
基礎教育	生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身につけるための教育活動。主に初等教育、就学前教育、成人識字教育などを指す。
基礎生活分野（BHN：Basic Human Needs）	食糧、住居、衣服など、人間としての基本的な生活を営む上で必要最低限の物資、保健、教育など。
キャパシティ・ディベロップメント（能力開発）	開発途上国自身が主体となって、自国が抱える課題に対処する能力を向上させる過程のこと。また、その過程を他者が支援すること。従来の人材育成の概念から発展し、個人の能力のみならず、組織、制度・政策、社会システムなどを含む多様なレベルの能力が総体として向上していく過程を指している。

経済連携協定（EPA）	特定の国（または地域）の間で、関税の撤廃や物品およびサービス貿易の自由化などを定めた自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）に加え、貿易以外の分野、たとえば人の移動や投資、政府調達、二国間協力など幅広い分野での経済協定。
国別援助方針	ODAの戦略性・効率性・透明性向上に向けた取組の一環として、被援助国の開発ニーズ（政治・経済・社会情勢）を踏まえ、当該国の開発計画や開発上の課題などを総合的に勘案して策定する日本の援助方針。5年間程度をめどに改定。（55ページ参照）
グラント・エレメント	援助条件の緩やかさを示す指標。借款の利率、返済期間、返済据置期間を反映しパーセントで表示される。DAC統計では、商業条件（金利10%と仮定した場合）の借款を参照条件としており、利率10%の借款はグラント・エレメント＝0%、贈与はグラント・エレメント＝100%となる。数字が高いほど緩和された条件が高いとされる。
現地ODAタスクフォース	2003年度から、開発途上国における日本の援助を効果的・効率的に実施するため、大使館を中心に、JICAなどの援助実施機関の現地事務所を主要な構成メンバーとして立ち上げられたタスクフォース。開発途上国の開発政策と援助政策の調和を図り、相手国政府との政策協議など、他ドナーとの援助協調、要望調査を通じた案件形成、実施監理などを実施している。
経済協力開発機構 開発援助委員会（OECD-DAC：Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee）	OECDにおいて、開発援助に関する事柄を取り扱う委員会。OECD加盟34か国のうち、23か国および欧州連合（EU）からなる。
交換公文（E/N：Exchange of Notes）	日本政府と被援助国政府との間の合意事項を記した法的文書。日本では閣議決定が必要。有償資金協力（円借款）および無償資金協力などを供与する際に必要とされる。
国際協力機構（JICA：Japan International Cooperation Agency）	国際協力事業団を前身とし、2003年10月1日に発足した独立行政法人。日本のODAの主な実施機関。2008年10月、これまで実施してきた技術協力に加え、国際協力銀行（当時）が担当してきた有償資金協力（円借款）が統合され、外務省が実施してきた無償資金協力業務の一部も移管された。これによって、3つの援助手法を一元的に実施する総合的な援助実施機関となった。
国際協力銀行（JBIC：Japan Bank for International Cooperation）	2008年9月末まで、一般の金融機関と競合しないことを旨としつつ、日本の輸出入等の促進や国際金融秩序の安定への寄与、開発途上地域の経済社会開発などへの寄与を目的として、国際金融等業務および海外経済協力業務（円借款等）を実施してきた機関。2008年10月以降、国際金融等業務は、株式会社日本政策金融公庫に統合され、海外経済協力業務は、国際協力機構に統合された。なお、国際的信用の維持などの観点から、日本政策金融公庫では、「国際協力銀行」（JBIC）の名称が使用されている。
後発開発途上国（LDCs：Least Developed Countries）	国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発の遅れている国々。1人当たり国民総所得（GNI）905ドル以下などの基準を満たした国。現在、アフリカ33か国、アジア9か国、大洋州5か国、中南米1か国の48か国。
債務救済	開発途上国の国際収支が悪化し、既存債務の支払いが困難になった場合、支払期限が到来したか、または将来到来する債務の支払いを猶予し、一定期間にわたる分割返済を認めたり（債務繰延：リスケジュール）、これを免除（債務免除または債務削減）すること。
サブサハラ・アフリカ	北アフリカ（モロッコ、アルジェリア、チュニジア、リビア、エジプト）を除く、サハラ砂漠以南のアフリカ。
政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）	⑴　ODAとは、一人当たりのGNIをもとにDACが作成する援助受取国のリストに掲載された開発途上国への贈与および貸付のうち次の3つの条件を満たすものを指す。 ①公的機関によって供与されるものであること。 ②開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。 ③有償資金協力については、その供与条件が緩和された条件のもの（グラント・エレメント（上記を参照）が25%以上）であること。 ⑵　ODAは、無償資金協力、技術協力、有償資金協力、および国際機関への出資・拠出からなる。
政府開発援助以外の公的資金（OOF：Other Official Flows）	公的部門による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAにはあてはまらないもの。輸出信用、直接投資、国際機関に対する融資などがこれに当たる。

政府開発援助大綱（ODA大綱）	政府開発援助政策の根幹をなすものとして、政府開発援助の理念（目的、方針、重点）や原則などを定めたもの。1992年9月に策定されたものを、2003年8月に閣議決定により改定。
政府開発援助に関する中期政策（ODA中期政策）	ODA大綱に基づき、援助の指針を示したもの。旧ODA大綱下で1999年8月に策定された中期政策を抜本的に見直し、2005年2月に新ODA中期政策を策定した。ODA大綱のうち、考え方や取組などを内外に対してより具体的に示すべき事項を中心に記述している。 ODA大綱の基本方針の一つである「人間の安全保障の視点」、4つの重点課題（「貧困削減」・「持続的成長」・「地球的規模課題への取組」・「平和構築」）、「効率的・効果的な援助の実施に向けた方策」の各項目を取り上げている。
卒業	DACが作成する援助受取国のリストから外れること。原則として世界銀行の融資基準で3年間高所得国（high income countries）に分類された国はリストから除外、すなわち「卒業」（graduate）することになる。リストは3年ごとに見直される。
南南協力	より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々によって、主に技術協力を行う。また、ドナーや国際機関が、このような途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。（26ページ参照）
パリクラブ	債務の返済が困難になった債務国に対し、二国間で債務の救済措置を取り決めるための非公式な債権国会合。日本を含む主要債権国19か国で構成され、原則として年10回、フランス経済産業雇用省（パリ）で開催される。
万人のための教育（EFA）	全ての人々に基礎教育の機会提供を目指す国際的取組。主要関係5機関（国連教育科学文化機関UNESCO（ユネスコ）、世界銀行、国連開発計画UNDP、国連児童基金UNICEF（ユニセフ）、国連人口基金UNFPA）のうち、UNESCOがEFA全体を主導する。EFAの下に、EFA-FTI等のイニシアティブがある。
EFAファスト・トラック・イニシアティブ（EFA-FTI）	EFAダカール行動の枠組みやMDGsに含まれている「2015年までの初等教育の完全普及」の達成のため、2002年に世界銀行主導で設立された国際的な支援枠組み。2011年11月、FTIは「教育のためのグローバル・パートナーシップ（Global Partnership for Education）」という名称に変更された。
貧困削減戦略文書	世界銀行・国際通貨基金（IMF）により、1999年に導入された、重債務貧困国（巨額の借金を抱えている貧困国）が、債務削減を受けるための条件となる文書。債務削減によって返済せずにすんだ資金を、貧困削減の対応策に支出するために、教育、保健、食料保障などの分野で、3か年ごとに目標を設定する経済社会開発のための実行計画書。文書は途上国政府のオーナーシップ（自助努力）の下、援助国やNGO、研究機関、民間部門の代表などの意見も取り入れて作成される。
フィージビリティ調査	立案されたプロジェクトが実行（実現）可能かどうか、検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。プロジェクトがどんな可能性を持つか、適切であるか、投資効果について調査する。
平和の定着	地域紛争の恒久的な解決のために、紛争が完全に終結する前から支援を行い、地域の安定および平和の萌芽を定着させること、具体的には①和平プロセスの促進、②国内の安定・治安の確保、③人道・復旧支援の実現を3つの柱としている。
無償資金協力	政府の決定に基づき、開発途上国が経済・社会開発などに寄与することを目的として、資機材および役務を調達するために必要な資金を、返済の義務を課さずに供与する経済協力の一形態。
一般プロジェクト無償	開発途上国が基礎生活分野、インフラ分野などで実施する施設整備、資機材の購入などに対する無償資金協力。
ノン・プロジェクト無償	貧困削減などの経済社会改革を実施している開発途上国による、国外からの資機材などの購入に対する無償資金協力。
紛争予防・平和構築無償	平和の定着、紛争の再発防止、さらには安定的な復興開発を図り、平和構築に貢献することを目的とする無償資金協力。多様化する平和構築事業に関する二国間および多国間援助を継続的かつ機動的に行うために、小型武器廃棄支援などのプログラム型事業に供与する。二国間および国際機関を通じた支援のいずれかの形態により実施。
草の根・人間の安全保障無償	開発途上国において地方自治体、NGOなどが実施する人間の安全保障の理念を踏まえた小規模な草の根レベルの事業に対する無償資金協力。

日本NGO連携無償	日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発プロジェクト、緊急人道支援プロジェクトなどに対する無償資金協力。
人材育成支援無償	開発途上国の若手行政官などの育成支援に対する無償資金協力。
テロ対策等治安無償	開発途上国の経済社会開発に必要であり、また、日本の平和と繁栄にも直結するテロ・海賊対策など治安対策を強化するための無償資金協力。
防災・災害復興支援無償	自然災害に脆弱な開発途上国の防災対策や災害後の復興支援のための施設整備・修復に対する無償資金協力。
コミュニティ開発支援無償	貧困などに直面する開発途上国のコミュニティの総合的能力開発の支援を目的とする無償資金協力。
貧困削減戦略支援無償	貧困削減に取り組む開発途上国に対して財政支援を行う無償資金協力。
環境・気候変動対策無償	気候変動問題への取組を強化するため、開発途上国の温暖化対策などに関する政策・計画の策定や、政策・計画の実施のためのプロジェクトに対する無償資金協力。
水産無償	開発途上国の水産関連分野の経済・社会開発プロジェクトに対する無償資金協力。
一般文化無償	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。政府機関などを対象としている。
草の根文化無償	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。NGOや地方公共団体などを対象としている。
緊急無償	海外における自然災害および紛争の被災者や難民・避難民などの救援のために人道的観点から緊急に供与する無償資金協力。
食糧援助（KR）	食糧援助規約に基づき、食糧不足に直面している開発途上国に対し、穀物（コメ、小麦、トウモロコシなど）などを購入するために供与する無償資金協力。
貧困農民支援（2KR）	開発途上国の食糧自給のための自助努力を支援するため、農業機械、肥料などを購入するために供与する無償資金協力。
ミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）	国際社会が直面している困難に対して、国際社会全体が2015年までの達成を目指す8つの目標。目標には、極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康改善、環境の持続可能性確保などがあり、その下には、具体的目標を設定したターゲットや指標などがある。毎年、国連はそれぞれの指標の進捗状況を報告書としてまとめ公表している。（10ページ図版参照）
有償資金協力	政府間の国際約束に基づき、低金利で返済期間の長い緩やかな条件で、開発途上国に対して開発資金を貸し付ける形態の援助。開発途上国に対する援助では、贈与に加え、借款を供与し、返済義務を課すことによって、その国の自助努力を一層促すことができる。日本は、供与相手国の所得水準など様々な要素を考慮して借款条件を決定している。

索引

あ

愛知目標…… 76, 77, 215
アクラ行動計画 …… 143, 144
アジア欧州会合（ASEM） ……81, 193
アジア開発基金（ADF） …… 164, 192
アジア開発銀行（ADB）
…… 40, 105, 110, 143, 164, 191
アジア太平洋経済協力（APEC） … 161, 165, 166, 193
アジアの持続的成長のための日本の貢献策（ESDA）
…… 143
アセアンASEAN ≫ 東南アジア諸国連合
アフガニスタン支援 ……9, 46, 58, 65, 85, 92, 96, 97, 122, 183
アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）… 64, 65
アフリカ開発会議（TICAD）
…… 9, 43, 62, 64, 65, 76, 83, 115, 116, 117, 194
アフリカ開発基金（AfDF） …… 165, 192
アフリカ開発銀行（AfDB） ……40, 117, 164,192
アフリカ連合（AU）…… 116
安全対策アドバイザー …… 152
アンタイド／タイド …… 144, 221, 222

い

一村一品キャンペーン／運動 …… 69, 71
一般財政支援…… 179, 184
一般特恵関税制度（GSP） ……68, 216
インフラ整備 …… 18, 20, 22, 29, 43, 66, 86, 93, 97, 101, 104, 108, 111, 113, 114, 116, 117, 120, 122, 123
インフラプロジェクト専門官 …… 142, 144
インフルエンザ …… 13, 33, 60, 80, 81, 83

え

英国国際開発省（DFID） …… 110, 143
援助協調…… 39, 110, 128, 138, 212, 213
援助協調枠組み…… 24, 40
援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム
…… 23, 143, 144, 195
エンブレイス（EMBRACE）モデル…… 33, 61, 215

お

欧州復興開発銀行（EBRD）
……48, 49, 165, 189, 192, 223
オーナーシップ
…… 24, 25, 110, 115, 116, 142, 197, 204
温室効果ガス…… 45, 75, 77, 165, 208

か

開発イニシアティブ …… 56, 68, 69, 215, 216
開発におけるジェンダー主流化 …… 135, 136
顧みられない熱帯病……80, 82, 83
顔の見える援助 …… 70, 72, 113, 138, 145
革新的資金調達…… 193
カリブ共同体（CARICOM） …… 123
カルタヘナ議定書 …… 76, 77, 193
環境問題…… 45, 75, 107, 109, 123, 132, 151, 163, 198, 208, 215
菅コミットメント …… 8
官民連携（PPP）／官民パートナーシップ
…… 29, 43, 108, 123, 141, 142, 194, 207

き

気候投資基金（CIF） …… 165

気候変動対策…… 18, 45, 75, 78, 86, 104, 106, 108, 111, 116, 117, 123, 125, 128, 129
気候変動枠組条約…… 75, 193, 195, 215
基礎教育……34, 39, 40, 57, 58, 59, 207, 215
基礎生活分野（BHN）… 96, 101, 107, 136, 159, 179
緊急無償…… 7, 81, 88, 109, 115, 124, 159, 180, 193, 194, 195

く

草の根技術協力事業…… 140, 141, 160
草の根・人間の安全保障無償資金協力 …… 31, 102, 141, 143, 151, 159
グッド・ガバナンス ≫ 良い統治
国別援助方針（国別援助計画） …… 41, 55, 97, 138, 161, 199, 202, 211, 212, 213
クラスター弾に関する条約 …… 102, 193, 195
グラント・エレメント …… 221, 222
グリーン成長 ……18
グリーン・メコンに向けた10年 …… 104, 105, 106
グローバルフェスタJAPAN …… 148

け

経済回廊…… 20, 43
経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC） ……15, 22, 23, 48, 51, 52, 143, 150, 217
経済協力調整員…… 138
経済産業人材育成支援事業…… 162
経済社会基盤 ≫ インフラ整備
経済連携協定（EPA）…… 68, 69
ゲイツ財団…… 27, 28, 33, 82
研究協力推進事業…… 162
研修員受入事業…… 160, 164, 216
現地ODAタスクフォース …… 56, 138, 161, 211

こ

後発開発途上国（LDCs） ……68, 69, 104, 115, 120, 162, 168, 169, 194, 199, 222, 226
国際移住機関（IOM）…… 91, 92, 186
国際海事機関（IMO）……93
国際開発協会（IDA）…… 164, 191
㈶国際開発高等教育機構（FASID）…… 146
国際開発プログラム（IDS） …… 146
国際協力企画立案本部…… 137
国際協力局（外務省）…… 41, 137, 150
国際協力銀行（JBIC） ……18, 86, 105, 137, 151, 199, 211
国際協力重点方針…… 17, 18, 55, 56, 137
国際協力人材センター …… 147
国際協力について語ろう …… 146
国際協力の日…… 148
国際緊急援助隊……7, 12, 87, 88, 89, 110, 124, 125, 160, 180, 181, 193, 194, 195
国際原子力機関（IAEA） …… 5, 164
国際獣疫事務局（OIE） …… 81, 84, 165
国際通貨基金（IMF）… 97, 110, 165, 191, 192, 216
国際農業開発基金（IFAD） ……64
国際農業研究協議グループ（CGIAR） …… 64, 164, 165
国際復興開発銀行（IBRD） …… 164, 165, 191, 192
国際保健政策…… 32, 33, 60, 215
国際労働機関（ILO） …… 165
国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI） ……72, 91, 92
国連開発計画（UNDP） ……31, 46, 116, 163, 183, 185, 191
国連環境計画（UNEP） …… 163, 166
国連教育科学文化機関（UNESCO） …… 57, 58, 74, 97, 163, 190
国連工業開発機関（UNIDO） … 163, 166, 184, 190
国連合同エイズ計画（UNAIDS） …… 165
国連国際防災戦略（UN/ISDR）……88
国連災害評価調整（UNDAC） ……5, 17
国連児童基金（UNICEF） … 28, 31, 32, 34, 40, 60, 62, 81, 82, 129, 163, 190
国連食糧農業機関（FAO） …… 5, 31, 64, 84, 163, 165, 183, 190, 193
国連人口基金（UNFPA） …… 163, 190
国連人道問題調整部（UNOCHA） ……5, 17
国連世界食糧計画（WFP）…… 5, 64, 84, 85, 163, 165, 182, 183, 184, 185, 186, 190, 192

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）
……12, 31, 152, 163, 183, 190
国連人間の安全保障基金…… 31, 91, 163
国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）
…… 163, 183, 184, 191
国連平和維持活動（PKO）……46, 163
国連平和構築委員会……95
国連防災世界会議…… 17, 87, 88, 89, 216
国連ミレニアム・サミット ……10, 204
国連薬物犯罪事務所（UNODC） ……91, 92, 93
コミュニティ開発支援無償 …… 159

さ

再生可能エネルギー…… 18, 42, 77, 86, 165, 208
三角協力…… 24, 26, 124, 125, 144
三大感染症…… 33, 60, 61, 80, 164, 215

し

ジェンダー …… 10, 135, 136, 144, 204, 215
ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ …… 215
事業展開計画…… 41, 56, 138
資金洗浄（マネーロンダリング） …… 91, 93
持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ
（EcoISD） …… 208, 215
シニア海外ボランティア …… 35, 37, 63, 145, 160
自発的カウンセリングと検査（VCT）…… 204
ジャパン・プラットフォーム（JPF）…… 140
重債務貧困国（HIPCs） …… 110, 162, 216
条件付現金給付（CCT）……36
情報通信技術（ICT） …… 18, 19, 20, 42, 66, 67, 72, 129, 160, 198, 207
食料安全保障…… 65, 84, 85, 125, 161, 165, 193
食糧援助（KR） …… 64, 84, 159, 179, 182, 183, 184, 185, 186, 192, 195, 222
新環境社会配慮ガイドライン …… 135, 151
新興・再興感染症 …… 80, 83
新興ドナー …… 22, 23, 24, 108, 143, 144
新成長戦略…… 42, 43, 72, 142

す

水産無償…… 159
スクール・フォー・オール …… 34, 58, 215
ストップ結核世界計画2006-2015年 ……81

せ

政策研究大学院大学（GRIPS） …… 146
成長加速化のための官民パートナーシップ … 141
成長のための基礎教育イニシアティブ（BEGIN）
…… 34, 57
青年海外協力隊（JOCV） …… 6, 17, 37, 59, 63, 65, 81, 82, 119, 145, 147, 160
青年海外協力隊現職教員特別参加制度……59
政府開発援助以外の公的資金（OOF）
…… 68, 69, 167, 207
政府開発援助大綱（ODA大綱） …… 26, 54, 55, 56, 57, 64, 99, 120, 135, 137, 138, 196
政府開発援助に関する中期政策（ODA中期政策）
…… 55, 56, 202
生物多様性条約……76, 77, 165, 166, 193, 215
世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）
…… 33, 40, 60, 61, 80, 164, 193, 215
世界銀行防災グローバル・ファシリティ ……88
世界貿易機関（WTO） …… 68, 69, 107, 194, 216
世界保健機関（WHO） ……28, 60, 62, 80, 81, 82, 83, 119, 129, 165, 191
世界水フォーラム ……62, 215
赤十字国際委員会（ICRC） …… 164
戦略計画2011－2020 ≫ 愛知目標

た

第三国研修…… 83, 123, 124
第三国専門家…… 123, 124
太平洋環境共同体…… 128
太平洋諸島フォーラム（PIF）…… 128, 195

ち

チェンマイ・イニシアティブ（CMI） …… 105, 106

地球環境ファシリティ（GEF）……76, 165
地上デジタル放送日本方式 ……67, 123
中米統合機構（SICA） …… 123

て

低炭素社会の構築…… 76, 77, 104
テロ対策等治安無償……92, 159
テロの脅威に対処するための新戦略… 96, 97, 109

と

東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC） …… 165
東南アジア諸国連合（ASEAN）…… 7, 9, 17, 81, 89, 92, 104, 105, 106, 108, 161, 163, 165, 170, 193, 194, 198
東南アジア諸国連合（ASEAN）連結性 ≫ ASEAN連結性
ドーハ・ラウンド交渉（ドーハ開発アジェンダ）
…… 68, 69

な

名古屋議定書…… 76, 77
名古屋・クアラルンプール補足議定書 …… 76, 77
南南協力… 22, 24, 25, 26, 123, 124, 144, 197, 204

に

日本NGO連携無償
……29, 41, 100, 138, 140, 141, 159
日本センター …… 70, 113, 114
日本の教育協力政策2011-2015 …… 34, 57, 215
日本貿易振興機構（JETRO） …… 162
日本貿易保険（NEXI） ……86
日本・メコン地域諸国首脳会議 …… 9, 104, 195
人間の安全保障……11, 12, 30, 31, 32, 33, 34, 55, 56, 60, 61, 75, 110, 117, 120, 128, 130, 197, 202, 203, 204, 214, 215, 216

ね

ネリカ稲／米（NERICA） …… 64, 65, 85, 205

の

ノン・プロジェクト無償
……159, 182, 183, 184, 185, 186

は

パッケージ型インフラ海外展開 … 42, 43, 72, 142
パートナーシップ・プログラム …… 24, 25, 123, 125
パリクラブ ……98
パリ宣言 …… 143, 144
犯罪防止刑事司法基金（CPCJF） …… 91, 92
万人のための教育（EFA）… 34, 40, 57, 58, 194, 215

ひ

非政府組織 ≫ NGO
兵庫行動枠組…… 87, 89
貧困削減戦略文書（NSAPR/PRSP）… 110, 138, 216

ふ

ファスト・トラック・イニシアティブ（FTI）…34, 40, 58
フィージビリティ調査 …… 141, 144
フェアトレード …… 140, 141
複数指標クラスター調査 ……32
プログラム・アプローチ ……27, 38, 39
プロジェクト・サイクル・マネジメント …… 140, 141
文化無償…… 73, 74, 159, 186
分野別開発政策……56, 215

へ

米州開発銀行（IDB） …… 165, 192
平和構築人材育成事業……96, 194
平和と繁栄の回廊（パレスチナ） ……99, 122
平和の構築／ 平和構築 ……11, 31, 54, 55, 57, 95, 99, 101, 105, 108, 111, 120, 121, 135, 152, 184, 196, 198, 202, 203, 209, 210
平和の定着…… 74, 95, 96, 101, 108, 115, 116, 117, 123, 124, 132, 134, 198, 199

ほ

貿易のための援助（AfT） …… 68, 69, 194, 216
防災協力イニシアティブ …… 87, 205, 208, 216
防災グローバル・プラットフォーム …… 88, 89, 194
防災・災害復興支援無償 …… 159
法制度整備支援… 18, 19, 72, 89, 95, 160, 209, 210
保健システム …… 33, 39, 60, 61, 80, 164
「保健と開発」に関するイニシアティブ ……60
母子保健
…… 33, 39, 60, 61, 80, 96, 109, 140, 164, 215
ポストハーベスト・ロス ……65
ポリオ … 27, 28, 33, 82, 97, 161, 180, 182, 183, 184

ま

マルチ・バイ ……40, 143

み

水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ（WASABI） ……62, 215
水の防衛隊（W-SAT） …… 62, 63
未着手・未了案件 …… 150
緑の生産性諮問委員会…… 143, 144
南太平洋大学（USP） …… 129
南太平洋地域環境計画（SPREP） …… 129

む

ムスコカ・イニシアティブ ……60
無税無枠措置…… 68, 69

も

元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）…… 46, 95, 97, 101, 198

よ

良い統治（グッド・ガバナンス）
…… 19, 36, 55, 72, 117, 197
横浜行動計画…… 116, 117

り

リプロダクティブ・ヘルス …… 60, 163, 179, 205
留学生受入れ…… 34, 59, 161, 198, 207

A

ADB ≫ アジア開発銀行
ADF ≫ アジア開発基金
AfDB ≫ アフリカ開発銀行
AfDF ≫ アフリカ開発基金
AfT ≫ 貿易のための援助
APEC ≫ アジア太平洋経済協力
ASEAN ≫ 東南アジア諸国連合
ASEAN防災人道支援調整センター（AHA Centre）
…… 88, 89
ASEAN連結性 …… 18, 19, 20, 43, 105
ASEM ≫ アジア欧州会合
AU ≫ アフリカ連合

B

BEGIN ≫ 成長のための基礎教育イニシアティブ
BHN ≫ 基礎生活分野
BOPビジネス …… 29, 141, 142

C

CARD ≫ アフリカ稲作振興のための共同体
CARICOM ≫ カリブ共同体
CGIAR ≫ 国際農業研究協議グループ
CIF ≫ 気候投資基金
CMI ≫ チェンマイ・イニシアティブ
CPCJF ≫ 犯罪防止刑事司法基金

D

DAC ≫ 経済協力開発機構開発援助委員会
DDR ≫ 元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰

DFID ≫ 英国国際開発省

E

EBRD ≫ 欧州復興開発銀行
EcoISD ≫ 持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ
EFA ≫ 万人のための教育
EMBRACE ≫ エンブレイスモデル
EPA ≫ 経済連携協定
ESDA ≫ アジアの持続的成長のための日本の貢献策

F

FAO ≫ 国連食糧農業機関
FASID ≫ 国際開発高等教育機構
FTI ≫ ファスト・トラック・イニシアティブ

G

G8九州・沖縄サミット …… 60, 80
G8ドーヴィル・サミット …… 11, 120, 194
G8北海道洞爺湖サミット …… 60, 75
G8ムスコカ・サミット ……60
G8ラクイラ・サミット ……65
GAD ≫ ジェンダーと開発
GAVIアライアンス …… 33, 82, 194
GEF ≫ 地球環境ファシリティ
GRIPS ≫ 政策研究大学院大学
GSP ≫ 一般特恵関税制度

H

HIPCs ≫ 重債務貧困国

I

IAEA ≫ 国際原子力機関
IBRD ≫ 国際復興開発銀行
ICRC ≫ 赤十字国際委員会
ICT ≫ 情報通信技術
IDA ≫ 国際開発協会
IDB ≫ 米州開発銀行
IFAD ≫ 国際農業開発基金
ILO ≫ 国際労働機関
IMF ≫ 国際通貨基金
IMO ≫ 国際海事機関
IOM ≫ 国際移住機関

J

JBIC ≫ 国際協力銀行
JETRO ≫ 日本貿易振興機構
JICA海外投融資…… 43, 142, 166
JOCV ≫ 青年海外協力隊
JPF ≫ ジャパン・プラットフォーム

K

KR ≫ 食糧援助

L

LDCs ≫ 後発開発途上国

M

MDGs国連首脳会合 …… 8, 33, 34, 60, 80, 215

N

NERICA ≫ ネリカ稲／米
NEXI ≫ 日本貿易保険
NGO（非政府組織） …… 29, 31, 41, 100, 102, 115, 124, 138, 139, 140, 141, 142, 144, 145, 148, 159, 160, 161, 225
NSAPR ≫ 貧困削減戦略文書

O

ODAのあり方に関する検討 …… 38, 41, 43, 55, 56, 137, 139, 145
ODA評価 …… 41, 150, 213

ODA見える化サイト ……41, 147
OECD-DAC ≫ 経済協力開発機構開発援助委員会
OECD外国公務員贈賄防止条約 …… 151
OIE ≫ 国際獣疫事務局
OOF ≫ 政府開発援助以外の公的資金

P

PDCAサイクル ……41, 150
PIF ≫ 太平洋諸島フォーラム
PKO ≫ 国連平和維持活動
PPP ≫ 官民連携／官民パートナーシップ
PRSP ≫ 貧困削減戦略文書

R

REDD（レッド） …… 75, 77

S

SEAFDEC ≫ 東南アジア漁業開発センター
SICA ≫ 中米統合機構
SPREP ≫ 南太平洋地域環境計画

T

TICAD ≫ アフリカ開発会議

U

UN/ISDR ≫ 国連国際防災戦略
UNAFEI ≫ 国連アジア極東犯罪防止研修所
UNAIDS ≫ 国連合同エイズ計画
UNDAC ≫ 国連災害評価調整
UNDP ≫ 国連開発計画
UNOCHA ≫ 国連人道問題調整部
UNEP ≫ 国連環境計画
UNESCO ≫ 国連教育科学文化機関
UNFPA ≫ 国連人口基金
UNHCR ≫ 国連難民高等弁務官事務所
UNICEF ≫ 国連児童基金
UNIDO ≫ 国連工業開発機関
UNODC ≫ 国連薬物犯罪事務所
UNRWA ≫ 国連パレスチナ難民救済事業機関
USP ≫ 南太平洋大学

V

VCT ≫ 自発的カウンセリングと検査

W

W-SAT ≫ 水の防衛隊
WASABI ≫ 水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ
WFP ≫ 国連世界食糧計画
WHO ≫ 世界保健機関
WTO ≫ 世界貿易機関

国際協力に関する情報は外務省ホームページからご覧になれます。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html

携帯版ホームページはこちら。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/m

政府開発援助に関する情報をメールマガジンで配信しています。
バックナンバーをご覧になりたい方、配信をご希望の方はこちら。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/index.html

2011年版政府開発援助(ODA)白書　日本の国際協力

平成24年３月27日発行

編　集　外　務　省
〒100-8919
東京都千代田区霞が関2-2-1
電　話　(03) 3580-3311（代表）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/

©2012 Printed in Japan

2011年版 政府開発援助(ODA)白書
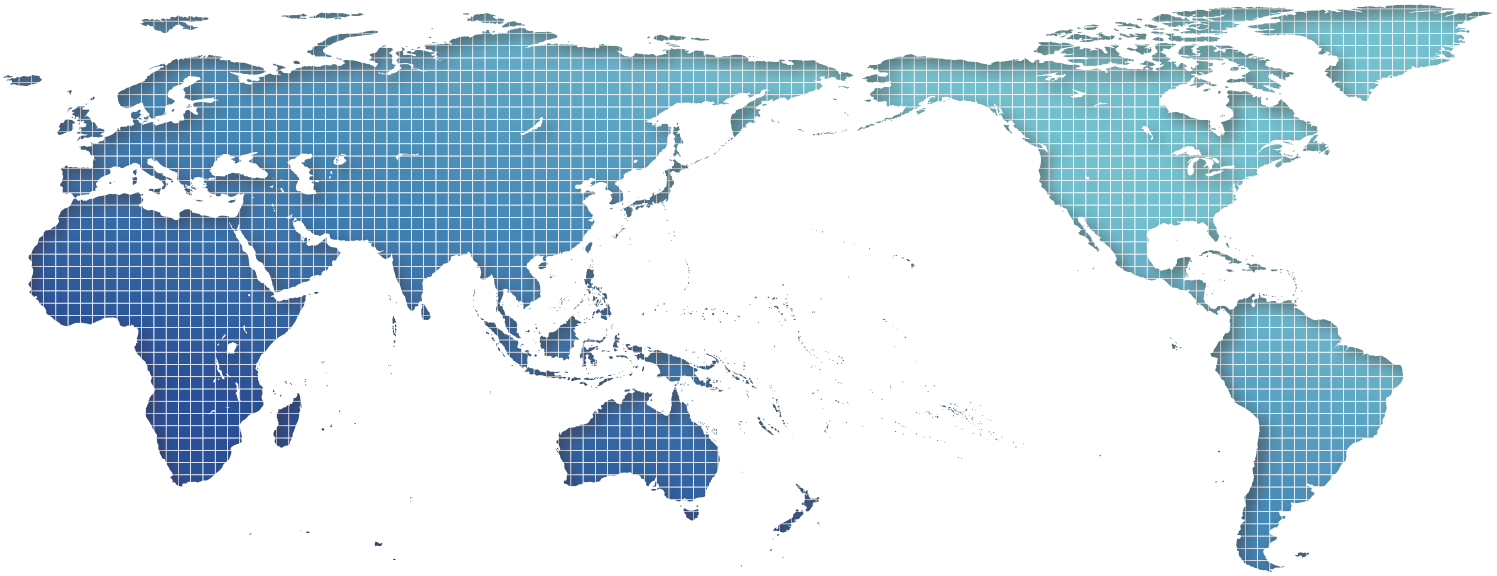
日本の国際協力